

平成 19 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 19 年
 第 3 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 9月7日～9月27日(21日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
9月7日(金)	提案説明等	
8日(土)	休会	
9日(日)	"	
10日(月)	"	
11日(火)	"	
12日(水)	会派代表質問	
13日(木)	"	
14日(金)	一般質問	
15日(土)	休会	
16日(日)	"	
17日(月)	"	
18日(火)	"	予算特別委員会(総括質疑)
19日(水)	"	"(総務・厚生所管)
20日(木)	"	"(総括質疑)
21日(金)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
22日(土)	"	
23日(日)	"	
24日(月)	"	
25日(火)	"	市立病院調査特別委員会
26日(水)	"	
27日(木)	討論・採決等	

平成19年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

9月7日(金曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第34号	3
	市長提案説明(議1~33)	3
	提案説明 (議34 古沢議員)	8
1	日程第3 休会の決定	9
1	散 会	9

9月12日(水曜日) 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし第34号	13
	会派代表質問 井川議員	13
	会派代表質問 菊地議員	26
1	散 会	41

9月13日(木曜日) 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし第34号	45
	会派代表質問 秋元議員	45
	会派代表質問 山口議員	56
	会派代表質問 吹田議員	65
1	散 会	75

9月14日(金曜日) 第4日目

1	出席議員	77
1	欠席議員	77
1	出席説明員	77
1	議事参与事務局職員	78
1	開 議	79
1	会議録署名議員の指名	79
1	日程第1 議案第1号ないし第34号	79
	一般質問 中島議員	79
	一般質問 林下議員	89
	一般質問 新谷議員	93
	一般質問 成田(祐)議員	101
	一般質問 高橋議員	104
	一般質問 鈴木議員	115
	一般質問 久末議員	117
	予算特別委員会設置・付託	123
	決算特別委員会設置・付託	123
	常任委員会付託	123
1	日程第2 陳情	123
	市立病院調査特別委員会付託	123
	常任委員会付託	123

1	日程第3	休会の決定.....	123
1	散	会.....	123

9月27日(木曜日) 第5日目

1	出席議員.....	125	
1	欠席議員.....	125	
1	出席説明員.....	125	
1	議事参与事務局職員.....	126	
1	開	議.....	127
1	会議録署名議員の指名.....	127	
1	日程第1	議案第1号ないし第34号並びに陳情及び調査.....	127
	予算特別委員長報告.....	127	
	討	論 北野議員.....	132
	採	決.....	134
	決算特別委員長報告.....	134	
	採	決.....	135
	総務常任委員長報告.....	135	
	討	論 菊地議員.....	136
	討	論 斎藤(博)議員.....	137
	討	論 吹田議員.....	138
	採	決.....	138
	経済常任委員長報告.....	139	
	採	決.....	140
	厚生常任委員長報告.....	141	
	討	論 中島議員.....	143
	採	決.....	144
	建設常任委員長報告.....	145	
	討	論 古沢議員.....	147
	討	論 秋元議員.....	148
	採	決.....	148
	市立病院調査特別委員長報告.....	149	
	討	論 古沢議員.....	151
	採	決.....	153
1	日程第2	議案第35号.....	153
	市長提案説明.....	153	

討 論	菊地議員.....	153
採 決.....		153
1 日程第3	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙.....	153
1 日程第4	意見書案第1号ないし第10号及び決議案第1号.....	154
提案説明	(意1～3 新谷議員).....	154
討 論	中島議員.....	155
採 決.....		158
1 閉 会.....		158

議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 2 号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 3 号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案	第 4 号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 5 号	平成18年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 6 号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 7 号	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 8 号	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 9 号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 10 号	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 11 号	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 12 号	平成18年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 13 号	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 14 号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 15 号	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 16 号	平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 17 号	平成18年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 18 号	平成18年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案	第 19 号	平成18年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案	第 20 号	平成18年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案	第 21 号	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案	第 22 号	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 23 号	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 24 号	小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第 25 号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 26 号	小樽市手数料条例及び小樽市温泉法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 27 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 28 号	小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 29 号	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 30 号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 31 号	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 32 号	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 33 号	小樽市土地開発公社定款の変更について
議案	案	第 34 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 35 号	小樽市教育委員会委員の任命について

意見書案

意見書案	案	第 1 号	消費税増税等庶民増税に反対し、大企業・大資産家優遇税制の是正を求める意見書(案)
意見書案	案	第 2 号	後期高齢者医療制度に関する意見書(案)
意見書案	案	第 3 号	テロ特措法の廃止を求める意見書(案)
意見書案	案	第 4 号	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書(案)
意見書案	案	第 5 号	悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書(案)
意見書案	案	第 6 号	自治体財政の充実・強化を求める意見書(案)
意見書案	案	第 7 号	安心して利用できる公的介護保険制度を求める意見書(案)
意見書案	案	第 8 号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書(案)
意見書案	案	第 9 号	季節労働者対策の強化を求める意見書(案)
意見書案	案	第 10 号	「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書(案)

決議案

決議案	案	第 1 号	後志支庁の存続を求める決議(案)
-----	---	-------	------------------

陳情

陳情	情	第 245 号	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について
陳情	情	第 246 号	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について
陳情	情	第 247 号	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について
陳情	情	第 248 号、第 249 号	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について

陳	情	第 250 号	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について
陳	情	第 251 号	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について
陳	情	第 252 号	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について
陳	情	第 253 号	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について
陳	情	第 254 号	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について
陳	情	第 255 号	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について

質 問 要 旨

会派代表質問

井川議員（９月１２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 新しい総合計画の策定について
- 3 北海道新幹線について
- 4 議案第３２号について
- 5 病院問題について
- 6 小樽経済の活性化について
- 7 議案第２８号について
- 8 教育問題について
- 9 その他

菊地議員（９月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 市立病院について
- 3 保育所の民営化について
- 4 新総合計画について
- 5 配食サービスについて
- 6 障害をもつ子どもたちの高等教育について
- 7 季節労働者の「通年雇用促進支援事業」について
- 8 その他

秋元議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 環境問題について
- 3 市民と歩む２１世紀プランについて
- 4 国民健康保険と予防医療について
- 5 市営住宅に関連して
- 6 その他

山口議員（９月１３日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 小樽観光の現状と認識

（１） 小樽市観光基本計画と観光推進プロジェクト会議について

2 新たな中心市街地活性化協議会について

（１） 「街なか再生ファンド」の活用について

（２） 観光資源活用トータルプランについて

3 旧手宮線の跡地利用の進め方

4 e コミュニティ形成支援事業について

5 総合博物館・鉄道・歴史・科学館について

6 手宮機関車庫３号の公開のプランについて

7 その他

吹田議員（９月１３日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政問題について

2 子育て支援にかかわる問題について

3 地域防災対策について

4 新市立病院について

5 小樽水族館公社について

6 教育問題について

7 その他

一般質問

中島議員（９月１４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

1 後期高齢者医療制度について

2 学力テストについて

3 選挙制度について

4 その他

林下議員（９月１４日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽経済活性化と食の安全・安心を推進するため、水産加工品やお菓子等小樽ブランドをアピールする方策について
- 2 小樽駅のリニューアルや駅前歩道橋撤去等の計画に合わせた小樽駅前広場の通行方法の見直しによる混雑の解消策について
- 3 冬期間における札幌自動車道の通行止め対策・通行規制のあり方を見直し、通勤・通学の手段を確保する方策と提言について
- 4 その他

新谷議員（９月１４日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ラブホテル建築規制問題
- 2 市街化調整区域における違反建築物問題
- 3 家庭菜園希望への対応
- 4 採石事業による被害、景観破壊について
- 5 その他

成田（祐）議員（９月１４日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市の観光マーケティングについて
 - （１） 利用客の層について
 - （２） 小樽の観光テーマについて
- 2 新市立病院について
 - （１） 起債について
 - （２） 大幅利用者減について
- 3 歩行者天国への取組について
 - （１） 歩行者天国利用による活性化について
- 4 その他

高橋議員（９月１４日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 水道事業の長期保全計画について
- 2 下水道事業の長期保全計画について
- 3 小樽市総合博物館について
- 4 開かれた学校づくりについて
- 5 学校の安全対策と不審者情報のメール配信について
- 6 その他

鈴木議員（９月１４日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 高齢者の福祉問題について
- 2 その他

久末議員（９月１４日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 北小樽地区開発について
- 2 公立保育所のあり方について
- 3 観光地における身障者対策について
- 4 除排雪問題について
- 5 サミット閉会後の小樽観光招致について
- 6 その他

平成19年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成19年9月7日

出席議員(28名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山崎範夫
総務部参事	吉川勝久	財政部長	貞原正夫
経済部長	安達栄次郎	市民部長	佃信雄
福祉部長	中町悌四郎	保健所長	外岡立人
環境部長	本間達郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	磯谷揚一	小樽病院院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	山岸康治
監査委員 事務局長	中塚茂	会計管理者	宮腰裕二
総務部長 企画政策室長	大野博幸	総務部総務課長	田中泰彦

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成19年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月27日までの21日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第34号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第33号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第4号の平成19年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、障害者自立支援法にかかわる緊急的な経過措置としての所要の経費を計上するとともに、朝里会館など3町内会館の補修に係る助成金のほか、小樽杉の子幼稚園の園舎改築に係る補助金を計上いたしました。

また、インターネットを活用した地域の特産品等の販路拡大事業に対する地域産業支援モデル事業費補助金を計上したほか、さきの平成19年第1回臨時会で議決をいただきました前年度繰上充用金を平成18年度の決算の確定に伴い、減額いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は107万7,000円の増となり、財政規模は573億3,554万9,000円となりました。

これにより、平成19年度予算において形式計上した諸収入の額は2,554万7,000円の減となり、13億5,708万3,000円となりました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業、老人保健事業及び介護保険事業において、平成18年度の超過交付金の精算等に係る所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第21号までの平成18年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額609億6,304万405円に対し、歳出総額は621億4,704万9,981円となり、実質収支は11億8,400万9,576円の赤字となり、平成19年度の歳入を繰り上げて充用し、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支及び実質単年度収支は2億2,470万3,843円の黒字となりました。

平成18年度の決算の特徴を平成17年度と比較して説明いたしますと、歳入につきましては、市税が1.4パーセントの減となりました。主な内訳としましては、市民税が7.7パーセントの増となりましたが、固定資産税が6.8パーセント、都市計画税が7.8パーセント、それぞれ減となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税が1.5パーセント、特別交付税が11.4パーセント、それぞれ減

となり、総額で2.3パーセントの減となりました。

そのほか地方譲与税につきましては、国から地方への税源移譲の暫定措置である所得譲与税の増などにより48.0パーセントの増、繰入金につきましては17.0パーセントの増となりましたが、財産収入につきましては、前年度に比べて不動産売払収入が減ったことなどにより51.5パーセントの減、諸収入につきましては7.3パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、公債費が1.7パーセントの減となりましたが、人件費は退職手当の増により0.1パーセント、扶助費も0.9パーセントの増となり、歳出総額に占める義務的経費の割合は52.9パーセントで、前年度より1.2ポイント増となりました。

そのほか、補助費等は北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の増などにより、また、普通建設事業費は道道小樽定山溪線等の街路事業費の増などにより、それぞれ増となりました。

次に、主な財政指標につきましては、まず財政力指数は3か年平均で前年度と比較して0.007ポイント上昇し0.471となり、減税補てん債及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して2.5ポイント悪化し、101.6パーセントとなりました。また、起債制限の指標となる「実質公債費比率」は、3か年平均で1.0ポイント増の20.2パーセントとなりました。

また、特定目的基金などの基金残高は約18億2,288万円、後年度の負担となる市債残高は、一般会計で約608億7,630万円となりました。

このように平成18年度は、前年度の赤字額約14億871万円を引き継ぐ中で、市税や地方交付税の減少の影響が大きく、徹底した経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、累積赤字額の圧縮に努めたところでありますが、最終的に3年連続の赤字決算となったところであります。

財政健全化への道は依然として大変厳しいものがありますが、今後の財政運営に当たりましては、予算執行での経費の節減に努めるとともに、本年3月に策定した「財政健全化計画」を何としても達成するよう、引き続き全庁を挙げて強力に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、平成18年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、本年7月にオープンした総合博物館の整備や重要文化財旧手宮鉄道施設の保存修理事業を進めてまいりました。また、平成18年1月に策定した小樽市立学校教育推進計画「あおぼとプラン」に基づき、中学校1年生を対象とした学習到達度調査を実施いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、子育て支援として、保育時間を午後7時までとする「延長保育」を4月から新光保育園でも実施し、また、市民参加型のまちづくりを目指す福祉コミュニティ都市推進事業では、「杜のつどい」が行う認知症予防教室や子育て支援事業などに対して支援を行いました。

さらに、障害福祉保健関係では、障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付や就労のための訓練等給付事業を実施したほか、地域生活支援事業として相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援などのサービスを実施いたしました。

また、介護保険事業においては、予防重視型システムへの転換をはじめとする大幅な法改正に伴い、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、地域における高齢者の生活を包括的・継続的に支援することを目的とする「地域支援事業」などを実施いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、ごみのポイ捨て防止の取組とし

て、市民ボランティアである「街をきれいにし隊」を結成し、各種団体や学校などとの協働による街頭での啓発・清掃活動などを実施いたしました。

また、平成17年度に策定した「小樽公園再整備基本計画」に基づき、小樽公園の再整備に向けた地形測量や実施設計などを行いました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、中心商店街のにぎわいづくりを目的として、サンモール一番街などの中心3商店街が連携して行う集客イベント事業に対して助成を行ったほか、小樽の魅力や観光情報等をさまざまな機会を通じて効果的に紹介・宣伝してもらうため、小樽の出身者やゆかりのある人たちを「小樽ふれあい観光大使」に任命する制度の設立や運営に対する支援を行いました。

また、企業立地の促進に関しては、従来の制度を見直し、他都市との優遇制度の格差を解消して一層の企業立地を促進するため、新たに「小樽市企業立地促進条例」を制定し、助成内容の充実を図りました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、昨年度に引き続き、港湾整備で北防波堤の改良工事などを実施いたしました。

そのほか、総合体育館などの「公の施設」の民間への管理委託につきましては、管理経費の節減とともに住民サービスの向上を図ることを目指して、積極的に指定管理者制度の導入を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約3億8,455万円、道支出金が約1億6,954万円、諸収入が約24億585万円、それぞれ減収となり、歳入総額では約30億9,868万円の減収となりました。

歳出につきましては、約18億1,340万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約5億6,042万円、民生費が介護保険事業会計繰出金の減などにより約4億6,765万円、土木費が除雪費の減などにより約3億3,933万円の減となりました。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入・歳出総額ともに7億1,063万9,206円となりました。平成18年度には平成17年度に着手した第2号・第3号ふ頭の給水施設整備及び第2号ふ頭荷捌き地整備事業が完了しました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに5,877万3,957円となりました。なお、平成17年度に比較して、取扱量は4.2パーセント増の1万7,763トン、取扱額は12.3パーセント増の約38億498万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに4,025万496円となりました。なお、平成17年度に比較して、取扱量は0.5パーセント減の5万1,773トン、取扱額は6.2パーセント増の約41億7,563万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成17年度末における実質累積収支不足額約28億386万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めました。収支の状況は、歳入で特別調整交付金2億7,900万円の交付があり、歳出では前年度繰越金の一部を一般会計からの借入金の繰上償還に充てたことなどにより、収支の改善が図られました。決算規模は歳入総額201億9,681万2,974円、歳出総額219億3,832万3,602円となり、収支不足額17億4,151万628円については、平成19年度の歳入を財源とした繰上充用により、決算を了したものであります。

土地取得事業につきましては、歳入・歳出総額ともに35万9,019円となりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額209億7,988万5,680円に対し、歳出総額210億4,674万4,337円

となり、差引き6,685万8,657円の歳入不足となりましたが、これは概算交付制度の中で支払基金交付金及び道支出金は超過交付されたものの、国庫支出金で不足を生じたためであり、平成19年度の精算見込額を財源として、繰上充用により決算を了しました。

なお、医療給付費は、平成17年度と比較して4.8パーセント減の204億8,772万8,621円となりました。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに13億5,768万4,543円となりました。平成18年度にはオタモイ住宅2号棟の建替工事に着手したほか、祝津・真栄改良住宅の改良工事などを行いました。

簡易水道事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1億4,172万4,545円となりました。

介護保険事業につきましては、歳入総額120億8,194万693円に対し、歳出総額117億864万535円となり、差引き3億7,330万158円の剰余金を生じました。この剰余金のうち1億7,057万4,201円は、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものであり、平成19年度に精算することとなります。また、42万9,420円は被保険者への還付金であり、366万1,000円は繰越明許により平成19年度に繰り越された事業に充当することとし、残る1億9,863万5,537円は介護給付費準備基金へ積み立てることといたしました。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億9,127万4,436円で、新たに73件の貸付けを行いました。

なお、平成12年度から始めた本貸付制度は、平成18年度までに817件の貸付けを行い、制度の役割を一定程度果たしたと考えられることなどから、平成18年度をもって本貸付制度及び特別会計を廃止いたしました。

産業廃棄物処分事業につきましては、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業完了後に同処分場において処分される産業廃棄物に係る歳入・歳出について経理するため、平成18年度に特別会計を設置したものであります。

初年度は、歳入・歳出総額ともに1,099万7,700円で第2期拡張事業の実施設計等を行いました。

物品調達事業につきましては、歳入・歳出総額ともに568万8,892円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、患者数の減に伴い入院及び外来収益とも減少したことにより純損失を生じ、依然として厳しい経営環境にあります。経営の健全化を図るため、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院及び外来収益の減などにより3億6,800万34円の減収となり、支出では給与費、材料費などの減により2億4,255万9,518円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより4,529万5,116円の減収となり、支出では建設改良費などで4,584万9,746円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額95億4,378万632円に対し、費用総額101億5,518万8,776円となり、差引き6億1,140万8,144円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は73億374万4,492円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成18年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は水道料金などの増により2,425万3,922円の増収となり、支出では維持管理費などで6,787万7,319円の不用額を生

じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減により308万7,495円の減収となり、支出では建設改良費などで362万4,030円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額31億3,844万8,358円に対し、費用総額は30億1,400万2,666円となり、差引き1億2,444万5,692円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は13億702万1,495円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、事業の推進に努めている中、国の下水道事業に係る財政措置の見直しに伴い、新たに創設された起債を導入したことなどから、平成15年度から発生していた年度末資金不足は解消され、5,238万8,789円の年度末資金余剰を生じました。今後も効率的な事業の執行及び維持管理費等の経費の節減のほか、低金利の企業債への借換えなど、収支改善に向け、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により286万3,216円の増収となり、支出では維持管理費などで9,667万9,621円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから5,535万2,794円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により3,723万1,729円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額37億4,483万5,561円に対し、費用総額は37億9,617万3,169円となり、差引き5,133万7,608円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は109億2,377万135円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処理事業につきましては、建物の解体工事などから排出される「がれき類」等の搬入量の増などから営業収益が前年度に比べ増加し、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は745万3,873円の増収となり、支出では1,154万5,511円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費で150万4,500円の不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額1億5,454万6,062円に対し、費用総額1億1,110万178円となり、差引き4,344万5,884円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金1億8,955万5,496円のうち、300万円を利益積立金として、2,764万6,622円を一般会計貸付金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

なお、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業及び病院事業につきましては、一般会計からの借入金の会計処理について見直しを行ったところであります。

次に、議案第22号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第22号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、再度の育児休業の適用範囲を拡大するとともに、職務復帰後における号俸の調整規定を改正するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第23号小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、郵政民営化による簡易生命保険法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部改正に準じ、遺族年金に係る加算額を改定するとともに、恩給年額の改定方式及び転給制度の見直しを図るほか、

所要の改正を行うものであります。

議案第25号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い失業者の退職手当の受給資格要件を変更するとともに、退職手当の調整額の区分を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第26号小樽市手数料条例及び小樽市温泉法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、温泉法の一部改正に伴い、温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成19年度における財政原則の特例措置に係る一般会計繰入金の額を変更するものであります。

議案第28号小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、都市計画法等の一部改正に伴い、特別用途地区として大規模集客施設制限地区を設け、その地区内において建築してはならない建築物を定めるとともに、既規制地区における建築制限を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅金融公庫法施行令の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、係船岸壁の係離作業以外の使用に係るひき船使用料を設けるものであります。

議案第31号小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い失業者の退職手当の受給資格要件を変更するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の定義規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第32号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団長の任期を定めるとともに、消防団員の任用要件を緩和するほか、解職年齢の引上げなど所要の改正を行うものであります。

議案第33号小樽市土地開発公社定款の変更につきましては、郵政民営化による郵便貯金法の廃止に伴い、所要の変更を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、議案第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

去る8月17日から20日まで、米海軍第7艦隊所属のミサイルフリーゲート艦ゲイリーが小樽港に寄港しました。同艦は、艦隊防空用のミサイルを搭載したフリーゲート艦で、核兵器搭載の空母やイージス艦を守る艦隊の一員として日常的に日本海沿海域でも活動している戦闘艦であります。最近では、米韓合同演習やインド海軍との合同演習においても、これらの空母艦隊などと行動をともしていたと見られている艦船であります。

日米安保条約が改定された1961年以降、米空母の3度にわたる寄港を含め、小樽港への米軍艦船の寄

港は、延べにして68隻にも上っています。道内重要港湾の中では突出して多い数であります。

同時にこの間、例えば2000年10月の米空母キティホーク寄港の際には、随伴艦ヴィンセンスが海上運送法を無視し、超法規的措置という名の下に兵員を輸送する違法な港湾施設使用を強行したことや、さらに昨年7月、同空母の2度目の寄港の際には、ソーラス条約をねじ曲げてまで一般公開を強要したことなど、これらは記憶に新しいところであります。

ところが、小樽港の港湾管理者の長である山田市長は、日米安保条約・地位協定の下では、物理的理由などがなければ港湾使用は自由というのが国の態度だとした上、自治体、市長の裁量では拒否が難しいとしてきました。小樽港を平和な商業港として守っていきたい、核を積んだ軍艦は入れてほしくない、この市民の声、願いが聞こえない、見えてこない、物理的理由にはならない、これが市長の態度であります。そうであれば、我が党が提案する小樽市非核港湾条例案こそ、小樽港には核兵器を積んだ軍艦は入れない、これを唯一可能にする物理的力になるのではないのでしょうか。

非核神戸方式と言われる神戸港がそれを証明しています。非核証明書を神戸市長に提出しない限り軍艦は神戸港に入れない。この神戸市議会決議は、今日まで米軍艦船の入らない平和な商業港を守り続けています。この議会として、小樽市議会として、港湾管理者に、市長に、その力を付与しようとするのが我が党提案の小樽市非核港湾条例案であります。

小樽港が無法状態にされていくこと、米軍艦船の勝手放題の使い方をこれ以上見過ごすことはできません。当議会は、1982年第2回定例会において、核兵器廃絶平和都市宣言を決議しました。以来、四半世紀、25年が経過しています。しかし、世界には今なお2万7,000発もの核兵器が蓄積、配備されています。核兵器はどの国が保有するものであれ、人類の生存を脅かし、どの国の核兵器であれ、その廃絶は緊急課題であります。そして、それは次の世代に安全で平和な世界を受け渡すためのものであります。小樽市の平和が日本や世界の平和とともにあることを自覚し、日本国憲法の平和主義とこの国の非核三原則に基づき、非核港湾行政の推進を目的とした本件条例案に議員各位の賛同をお願いして、28回目の提案説明といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月8日から9月11日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 鈴木 喜明

議員 山田 雅敏

平成19年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成19年9月12日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	鷹	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤	利	典								
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参	事	吉	川	勝	久					
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長	安	達	栄	次	郎					
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎					
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	本	間	達	郎						
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一						
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長	仲	谷	正	人						
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	監	査	委	員	長	中	塚	茂					
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	事	務	局	長	中	塚	茂						
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部	長	大	野	博	幸					
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	企	画	政	策	室	長	大	野	博	幸			
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	堀	江	雄	二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 15番、井川浩子議員。

（15番 井川浩子議員登壇）（拍手）

15番（井川浩子議員） 平成19年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長及び関係理事者に質問させていただきます。

まず、財政問題についてお伺いいたします。

昨年は夕張市が財政再建団体の申請を行い、いわゆる夕張問題として本市議会においても各会派から質問がありました。夕張市の財政再建の内容が報道されると、第2の夕張に本当にならないのか、財政再建団体になったら夕張市のような住民負担にならないのかなど、新聞紙上やマスコミ報道に小樽市の名前が出るたびに、市民の中から多くの不安の声が上がったところです。

今定例会は、平成18年度決算を審議する議会でもあります。本市の18年度の決算は、累積赤字額が前年度より減少はしたものの、平成16年度から3年連続赤字決算という非常に厳しい状況に陥っており、人口や財政規模が違うことなどから、夕張市のような財政再建団体とまでいかないまでも、不安を抱いているのは偽らざる気持ちであります。

また、今年6月に四つの指標を導入して財政悪化の早期発見と健全化を促し、夕張市のような財政破たん団体が出るのを防ぐのがねらいで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方公共団体財政健全化法が成立しました。

このような中で、本年7月末に平成19年度の普通交付税が決定され、小樽市は約137億4,000万円、前年度と比較すると、約4億8,000万円、3.4パーセント減少したと新聞報道がなされました。また、先日、市税のショッキングな新聞記事が私の目に大きく入りました。「市税収納率80.9パーセント、過去最低、全道ワースト2」という記事です。これまでの3年連続の赤字を抱えた中での非常に厳しい財政運営を強いられている状況で、こうした地方交付税の減少や市税の収納率が悪化していっている中での今後の財政運営、また今年3月に策定した財政健全化計画との関係など、さらに各会計の決算数値が出た中での、新しい財政健全化法での連結決算赤字比率などの財政指数など、さまざまな課題が山積していると思います。

そこで、財政問題について何点かお尋ねいたします。

初めに、いわゆる地方公共団体財政健全化法に関してお伺いいたします。

今議会では、一般会計や各特別会計、企業会計の決算が報告されており、決算数値で実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率がどのような状況にあるのかお伺いいたします。

また、健全化判断比率や再生判断比率の基準が年内に政令で決められるということですが、本市のこれからの指標の数値がどのような状況にあるのか、他市との比較で高いのか低いのか、また危険なデッドラインなどの状況にあるのかどうか、把握している範囲で説明してください。

次に、地方交付税関係についてお伺いいたします。

普通交付税が決定され、対前年度当初予算との比較で約4億8,000万円、19年度当初予算との比較で約

3億円の予算割れになっているとのことでありますが、減少理由や予算割れの状況、さらに今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

歳入の主要部分を占める普通交付税の減少は、財政再建計画に影響を与えられと思います。今後、この3月に策定した財政健全化計画との関係はどうなるのか、変更していくのかどうかも含め、説明をお願いいたします。

また、市税収納率が年々下がってきている現状から、このことも財政の健全化にとって影響があると思いますので、この収納率の向上に向けて、これまで実施してきた内容と今後どのように対処していくのか具体的にお答えください。

次に、新しい総合計画の策定についてお伺いいたします。

現在、日本は、予想を上回るスピードで少子高齢化が進み、人口減少、団塊の世代の退職、社会経済の急速なグローバル化、国や地方における財政の悪化など、目まぐるしい変化の時代を迎えています。

こうした状況の中で現在、小樽市は、「市民と歩む 21世紀プラン」を指針として、まちづくりを進めております。この「市民と歩む 21世紀プラン」は、平成10年度から19年度までの10年間を基本計画期間とするものであり、本年度をもって基本計画期間が終了いたします。

そこで、初めて市長みずから新しい総合計画の策定のために「新しい小樽市総合計画策定のための基本方針」を定め、第2回定例会において総務常任委員会に報告し、策定作業をスタートされたと承知しております。この基本方針では、「市民参加の機会を積極的に設け、市内各界・各層の意向を十分に把握しながら、市民とともに作り上げていくという視点に立って進めます」とあります。市民参加の手法として、市民3,000人の意向調査や地区別懇談会、団体別懇談会を実施し、計画に反映していきたいとしております。8月1日から始まった懇談会は、約1か月を駆け延べ15回を終了し、ほぼ前回平成8年に実施した懇談会並みの参加者があったとお聞きしております。また、8月1日には、市民参加の観点から、初めて公募した委員を含む総合計画審議会の審議もスタートしたと聞いております。

そこで、お伺いいたしますが、市長は新しい総合計画の策定に当たり、市民参加の機会を積極的に設けるとのことで、今回、市長みずから15回の懇談会に出席し、直接市民の意見や提言に耳を傾けたわけですが、多くの意見が出されたことと思います。今回実施したこの懇談会をどのように評価し、当日出された意見や提言をどのように総合計画策定に反映するお考えかお聞かせください。

次に、現在まだ基本計画期間は終了してはおりませんが、現在の総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の平成18年度までの実施状況などについて、どのように評価されているのか。また、現在の総合計画を評価した結果から、次の総合計画の策定に向けた課題も見えてくるとは思います。どのような点が次の課題となるのか、見解をお示しください。

現在、アンケート調査を集計中とのことですので、今後、市政に対する市民の皆さんの考え方などが把握できるかと思えます。これまで実施した懇談会での意見のほかにも、多くの市民の考え方が示されると思えます。総合計画は、皆さんも御承知のとおり、10年後、20年後の小樽をどのようなまちにするのか、そのための指針となる大変重要な計画であります。平成20年の12月ごろまでに策定を予定しているとのことですが、小樽市民の皆さんが将来に夢と希望を持てる計画づくりを心から期待しております。

次に、北海道民の夢と希望を運ぶ北海道新幹線についてお伺いいたします。

北海道は、残念ながらいまだに公共依存の体質から完全に脱しきれれておりません。北海道新幹線は、これからの北海道経済活性化の起爆剤となる重要な社会資本であり、今後の北海道を担っていく世代に対して、他の都府県に負けない競争力を与える強力なツールとなるものであります。我が国の南北を高速鉄道で縦断するという国家的プロジェクトである新幹線は、東海道新幹線の開業からは40年以上が

経過し、南の九州では、博多から鹿児島まで平成22年に完成予定となっております。しかしながら、北海道新幹線は、平成17年5月に新青森から新函館間が着工され、平成27年度末の完成を目指して工事が進められているものの、道都札幌までの延伸については、いまだに着工認可がおりておりません。北海道新幹線は、札幌延伸が実現してこそ、その効果が発揮できるものであることは、皆さんも御承知のとおりであり、札幌延伸に向けての山場を迎えようとしている今、私たちが新幹線誘致の取組を強化していかなければならないと考えております。

そこで、誘致活動の状況について、後志20市町村などで組織されている期成会での活動も含めて、具体的な取組と、その成果などについてお聞かせください。

また、新幹線新小樽（仮称）駅の設定については、地元負担も必要となり、さらにこれから新幹線を生かしたまちづくりを描いていかなければならないと思いますが、これらについて新たな総合計画の中でどのように位置づけていくのかについても御見解をお聞かせください。

次に、議案第32号についてお伺いいたします。

議案第32号は、小樽市消防団条例の一部改正案であります。

今回の同条例改正の趣旨は、本市の消防団員が減少傾向にあることから、現条例では50歳以上の者は入団できないという年齢制限を廃止することと、65歳の定年退団を2歳引き上げて67歳とすることで、消防団員の入団促進を図り、一定の団員数を今後とも維持・確保していくためとお聞きしております。団員の入団促進は、積極的に取り組んでいかなければならない大きな課題であることは十分承知しているところでありますが、一方で火災や自然災害時などにおいてさまざまな活動に携わる団員の安全確保についても、十分配慮していかなければならないものと考えております。

本市の消防団は、市内18分団に分かれ、活動内容も毎月の防火の日のほか、春・秋の火災予防週間や歳末警戒での巡回に加え、地域での近隣分団との春の合同訓練、秋の総合訓練、教養訓練など、年間45日程度あり、合わせて冬期の消火栓の除雪、警戒出動など、多くの時間を市民の安全・安心のため献身的に努力されていますことは、承知いたしております。本市の場合、過去に大火を含め火災は発生していますが、幸い自然災害の発生件数は少なく、もし発生したとしても、小規模で被害程度も他都市に比較して軽微で今日に至っております。しかし、本州では過去に、雲仙普賢岳の火砕流発生の際に多くの消防団員や関係者が被害に遭い、とうとい人命が失われたように、消防団員が犠牲になった災害が多く発生しております。消防団員は、一たん出動命令が下ったら市民の安全・安心のため、昼夜を問わず災害活動に従事するという崇高な使命感を持っております。本市においても、火災を含め大規模自然災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。本市の防災体制充実の立場から、消防団のさらなる活性化を大いに期待すると同時に、団員の安全を十分確保していただきたいと考え、質問いたします。

初めに、議案第32号の提出に至った経緯についてお伺いいたします。

次に、改正条例の施行後、特に期待する年齢層や活動内容について具体的にお聞かせください。

あわせて、分団長会議など同議案に対する消防団自身の意見は、どのようなものであったか。

また、現条例下での過去5年間の団員数の推移と平均年齢や新入団員の推移と平均年齢、加えて新入団員に支給される被服などの内容についてお聞かせください。

最後に、消防団に期待される役割の中で、有事における国民保護への対応について、小樽市国民保護計画に基づいて消防団としてどのような役割を担っていくのかをお聞かせください。

次に、病院問題についてお伺いいたします。

全国で自治体病院を中心に、地域医療が崩壊の危機にひんしていると言われております。たび重なる診療報酬のマイナス改定、自己負担率の増加に伴う受診抑制傾向、医師不足・看護師不足問題など、近年、

日本の医療を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。そのような中で、長年にわたり第一線で地域医療を支えてきた自治体病院も、母体自治体の財政状況の悪化から、さらに厳しい経営状況に直面し、もはやその維持そのものが困難になって、各地で地域医療を守る最後のとりでが機能不全に陥り、地域住民の医療と健康が危機にさらされております。

このような中で、本年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」で、公立病院について総務省は、平成19年内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指数に関する数値目標を設定した改革プランを設定するように促すとされました。これを受けて総務省では、ガイドライン策定に向けて7月23日に公立病院改革懇談会を設置し、今後この懇談会の議論を踏まえて年内にはガイドラインを決定、公表することとしており、平成20年度には各自治体において、これを踏まえた改革プランを策定するという事です。

全国自治体病院協議会の小山田会長は、「経営第一主義の改革は、民間病院ならよいが、自治体病院に適用するのは間違っている」と、経営面だけで改革を進めることに真っ向から反対していると報道されております。自治体病院には、政策的に地元住民の医療と健康を下支えするセーフティネットとしての使命があり、事業運営に最大限の努力は必要であるけれども、単に経営面だけでその病院を判断すべきではないと考えており、小山田会長の意見に賛成です。

また、都道府県には二次医療圏単位での公立病院の再編ネットワーク化に向けて積極的に取り組むよう求めており、北海道では赤字が深刻化している道内の自治体病院の見直しについて、道から市町村、住民への提案として「自治体病院等広域化・連携構想」の素案を発表しました。このように、地域医療の問題、とりわけ市町村の自治体病院のあり方が国や都道府県レベルで盛んに議論されてきております。自治体病院の統合・再編やネットワーク化を進めるという見直し案が、総論では賛同を得ることができものの、自治体病院や住民の反発で各論反対に遭い、なかなか進まない現実があり、国や都道府県が調整せざるを得ないという背景があります。

本市の市立病院の統合新築問題にも、似たような側面があるのではないのでしょうか。多くの市民は、市立病院の必要性を認めていながら、建設地などさまざまな意見が出されております。我が党は病院の新築統合を早期に進めることが市民の健康と医療を守るために必要であるとの立場で、本市の病院事業について質問いたします。

初めに、先月28日の北海道新聞は、高橋はるみ知事が会長を務める北海道の医療対策協議会が「道内の自治体病院を30の区域に分ける再編素案について、初めて各自治体の区分けを公表した」と報じております。その中では、小樽市は、余市町、仁木町、赤井川村、古平町、積丹町と合わせて一つの区域に設定されておりますが、今回の区域設定の考え方について、わかっていることがあればお聞かせください。

市立病院は、後志二次医療圏の基幹病院として位置づけられており、市内はもとより、後志の住民にとって大切な病院であると考えており、今後この構想の成り行きに注目していきたいと思っております。

そこで、今回設定された小樽市を含む区域には、どのような自治体病院があるのか、また、そのほかの医療機関の状況はどうなっているのかも、あわせてお聞かせください。

次に、平成18年度の小樽市病院事業決算書によりますと、収益は対前年度10.2パーセント減となり、費用は対前年度5.7パーセント減となったが、約6億1,140万円の純損失を生じたということです。厳しい経営状況の中、もちろん経費削減に取り組んでいることは思いますが、収益が10パーセント以上も減少したので、大変苦しい経営を余儀なくされたということだと思っております。

そこでお伺いしますが、収益減の主な要因について、どのように分析されているのかお聞かせください

い。

また、これまでに取り組んできた経費削減策にはどんなものがあるのか、お示してください。

経営改善の努力は、これからも続けていかれるものと思いますが、今後、残された経費削減策にはどんなものがあり、いつ実施する予定なのか、また、小樽病院では経営改善部会を立ち上げ、職員から300件を超す提案が出されたとのことですが、提案の主な項目と今後の取組方針についてお聞かせください。

また、病院事業の経費削減には限界があり、経営改善のかぎは、いかに収入増を図るかだと思っています。そのためには患者が行きたくなる、患者に選ばれる病院になることが必要です。確かに施設は古いかもしれませんが、親切的な病院、患者の気持ちをはわかってくれる病院であることが大切です。以前に比べ少なくなりましたが、残念ながらいまだに「市立病院の職員は役人的で、民間病院に比べ愛想がない」「病気に対する説明がわかりにくい」などという声が聞こえてきます。施設は古くて新病院建設まで仕方がない面もありますが、職員の意識改革はすぐにでも始められます。患者を大切に、信頼される医師、わかりやすい説明、親切で親身になってくれる看護師を患者は求めています。そういう病院に患者は集まり、収益がふえて、経営改善につながるのではないのでしょうか。経営改善のため職員の意識改革については、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

市立病院は、明治45年に株式会社私立小樽病院の創設に始まり、昭和3年に139床の市立病院として開設されてから、1世紀近くにわたり、市民の医療と健康を担い、安心・安全な市民生活に貢献してきました。地域医療の危機が伝えられる中、市民は良質の医療をこれからも安心して受けられることを望んでおり、民間病院にはない市立病院の意義を否定する人はいないであろうと思っております。

さきの市民説明会で病院長は、よりよい医療提供のために統合新築をして、新病院の充実した医療環境の中で高度・良質の医療を提供したいと力説されておりました。病院の統合新築までには克服すべき課題が多いとは思いますが、それらを乗り越えて市民の医療と健康を守ることが行政としての責任であると考えますが、この項最後に市立病院の統合新築に対する市長の決意をお伺いして、次の質問に移ります。

次に、小樽経済の活性化について、何点かお尋ねいたします。

全国的には首都圏を中心として景気回復基調にあると言われておりますが、道内、とりわけ小樽においては景気回復の実感がない状況が続いています。景気が低迷し、なかなか経済活性化に向けた糸口が見いだせない状況ではありますが、こうした状況を変えていくためには、市と市民、企業が一体となって知恵を出し合い、経済格差の是正を図っていくことが重要な課題であると考えます。そこで、焦点を絞って質問いたします。

小樽経済の活性化に向けては、市内での産業振興を考えるだけでなく、市外での経済活動も重要な側面を担っていると考えます。すなわち積極的に本州方面に進出するなど、小樽産品の販路開拓事業を展開したり、地域資源を活用して魅力ある商品を開発することが、本市の経済を刺激し、少なからず活性化に結びつくものと考えます。販路開拓ということでは、まもなく道外の百貨店において物産展シーズンを迎えますが、近年の物産展における小樽産品の動向についてお伺いします。

初めに、過去3年間の物産展への参加状況と販売総額、そしてどのような商品が人気なのか、お聞かせください。

今定例会に予算提案されているアンテナショップ展開事業についてお伺いいたします。

東京都板橋区の商店街が運営する店舗に、小樽ブランドの商品を陳列するとのことですが、アンテナショップ開設に当たってはどのようなことを目的としているのか、お聞かせください。

あわせてアンテナショップ開設の効果についても、お聞かせください。

近年、小樽には東アジア圏からの観光客が数多く訪れていますが、独立行政法人国際観光振興機構が中国語の繁体字で紹介しているホームページへの昨年度のアクセス件数では、小樽がトップと聞いております。また、小樽人気の高い台湾や香港などでは、好景気が続いているとも聞いていますが、これまでの東アジア地域に対する販路開拓の取組状況についてお聞かせください。

国内においても人口減少や少子高齢化の進展など、目まぐるしい変化の時代を迎えていますが、こうした状況を考えますと、国内外に向けた販路拡大や市場開拓の動きは、小樽経済の活性化にとってますます必要なことと考えます。このことについて今後どのように進めていくのか、市長の御見解をお聞きいたします。

次に、議案第28号に関して、大規模集客施設制限地区についてお伺いいたします。

人口減少、少子高齢社会を迎えている中、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した子供や高齢者など、多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要であります。中心市街地は、商業、業務、居住などの都市機能が集積し、文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきたまちの顔とも言うべき地域であります。全国的にモータリゼーションの進展、居住人口の減少など、中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客ニーズなどに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつあり、本市においても、まちなかに定住人口の減少、丸井今井小樽店の閉店などによる商店街のにぎわいの喪失など、中心市街地の衰退に歯止めがかかっていない現状にあると考えています。本市においても、人口減少、少子高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、高齢者を含めた多くの人々にとって暮らしやすさを確保するという観点から、都市の既存ストックを有効活用しつつ、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することが重要であり、とりわけ地域の経済、社会の発展に重要な役割を果たす中心市街地における都市機能の増進などを推進し、にぎわいの回復が重要と考えております。

国においては、昨年、中心市街地活性化法及び都市計画法等の一部改正を行い、特に都市計画法等の一部改正においては、地域に大きな影響を与える大規模集客施設については、立地を制限するようになったと承知しておりますが、その概要及び議案第28号との関連についてお伺いします。

また、時代の変化に対応して都市計画に対し、民間などの知識、経験を生かし、住民などの主体的かつ積極的な参加が必要と考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、教育についてお尋ねいたします。

先般の国会で教育関連三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境が劇的に変化しようとする中、教育委員会においては、これからの教育の進むべき方向をしっかりと見据え、子供たちの健やかな成長のために教育課題にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」には、「これからの新しい義務教育の姿として、子供たちがよく学び遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導に当たり、そして、保護者や地域も加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展開する、そのような姿の学校を実現すること」が期待されております。「そのためには、義務教育の直接実施主体である市区町村が設置者として、その地域の状況に応じて独自の教育方針や基準を設定するなど、地域の実情に応じた教育を実現できるようにしていくことが必要である」と記されています。

本市においては、心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成を目指し、平成18年度から平成20年度までの小樽市教育委員会としての義務教育改革ビジョンである小樽市立学校教育推進計画「あおばとプラン」に取り組みされており、その実現に大きな期待を寄せているところです。

そこで、教育長にお伺いします。

あおばとプランの進ちょく状況についてお聞かせください。

次に、あおばとプランには、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」などの六つの目標が示されておりますが、特に確かな学力の育成に示されている取組について具体的に何点かお伺いいたします。

まず、学習到達度調査についてですが、子供一人一人の学習の到達度を客観的に評価して、学習指導のあり方を改善し、どの子供にも基礎・基本の確実な定着を図ることは教員としての責務と考えます。本市が昨年の5月10日に独自に実施した学習到達度調査の結果を各学校ではどのように活用しているのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、特別支援教育についてですが、本年4月からスタートした特別支援教育に対する本市の支援体制の整備状況についてお聞かせください。

また、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うという特別支援教育に北教組が非協力運動を行っているという新聞報道が6月にあり、保護者からも、組合員である前に目の前にいる子供たちのための教育をお願いしたいと失望の声が上がっていると記事にありました。コーディネーターの指名は受けない、校内委員会は設置しない、専門家チームや巡回相談員は受けないなどの取組を行ったということですが、このようなことに対して激しい怒りを覚えたのは私だけではないと思います。小樽市においても、このような非協力運動が行われているのでしょうか。実態をお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、市長の明快な御答弁をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、いわゆる地方公共団体財政健全化法に関して、実質赤字比率などの平成18年度の決算数値でありますけれども、6月に公布されました法律の条項によって算定しますと、実質赤字比率が3.8パーセント、連結実質赤字比率が19.4パーセント、実質公債費比率が20.2パーセントとなっております。

次に、各財政指標の道内他都市との比較でありますけれども、まず実質赤字比率につきましては、18年度決算での赤字団体は4団体と把握しておりますが、本市の比率は、夕張市、歌志内市に次いで3番目に高い比率となっております。実質公債費比率は、道内35市の中で高い方から9番目となっており、地方債の発行が一部制限される25パーセント以上ではありませんが、他の道内15市と同様に起債に当たっては許可を受ける必要がある団体となっております。

なお、連結実質赤字比率については、他都市の状況をまだ把握しておりませんので、現状では比較はしておりません。

次に、本年度の普通交付税の状況であります。まず前年度と比較しての減少理由であります。国の交付税総額が5パーセント減少している中で、基準財政需要額において国の制度改正による母子加算の見直しなどにより生活保護費が減額となったことや、基準財政収入額において市民税の所得割が大幅に伸びると推計されたことなどが挙げられます。

また、本年度の見積りとの比較につきましても、想定した以上に市民税所得割の伸びが大きく、結果として予算額を大幅に下回ることとなったところであります。

また、今後の対応についてでありますけれども、予算執行に当たりましては、その必要性や緊急性を改めて見極めながら歳入の確保と経費の節減に最大限努めるとともに、さらなる事務事業の見直しを進めていきたいと考えているところであります。

次に、本年度の普通交付税の減少と財政健全化計画の関係についてでありますけれども、今回の普通交付税の減少は、来年度以降の見積りにも大きく影響することから、現在、改めて各会計の今後の収支見通しについて精査を行っております。いずれにいたしましても、今後、年末に向けて来年度予算の編成作業にも入ってまいりますので、それらとの整合性にも留意しながら、必要に応じ計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、市税の収納率向上に向けてこれまで実施してきた内容と今後の具体的な対応であります。滞納者への対応につきましては、これまで電話催告、臨戸訪問、文書催告のほか、預貯金などの差押えを行っております。18年度は特に2週間の臨戸強化月間を7月、9月、2月に実施し、延べ4,100戸を訪問し、約150万円を徴収いたしました。さらに預貯金などの差押えでは、17年度より100件多い178件を実施し、約1,400万円を徴収しましたが、市税全体の収納率では0.84パーセント減の80.89パーセント、現年課税分では0.55パーセント増の94.07パーセントとなっております。

次に、今後の対応につきましては、既に7月上旬に臨戸強化期間の実施や税源移譲による市・道民税の収納対策として、例年12月に行っている現年一斉催告を前倒しし、8月下旬に催告書を発送しておりますし、現年滞納者の減少を図るため、これまでの取組を早めに行うとともに、納税意識が希薄で、納税の意思が見受けられない滞納者については、引き続き財産や収入の調査を行い、預貯金などの差押えを実施してまいります。

なお、北海道との協議により市・道民税の滞納について、その一部を小樽道税事務所において直接徴収を行うことで準備を進めているところであります。いずれにいたしましても、厳しい財政状況でありますので、自主財源である市税の確保は大変重要であり、今後とも滞納整理について努力してまいりたいと思っております。

次に、新しい総合計画についての御質問でありますけれども、初めに市民懇談会の評価と意見の反映についてであります。新しい総合計画は行政が一方的につくるのではなく、多くの市民の皆さんの御意見、御提言をできる限り計画に反映し、ともにつくり上げていくことを基本としており、私自身が直接市民の皆さんと将来のまちづくりについて意見交換することが大切であると考え、地区別懇談会、団体別懇談会を開催したところであります。

懇談会の中では、除排雪体制のあり方や本市の財政状況、プールなど施設の設置要望など、身近な市政の課題に対する御意見のほか、将来のまちづくりに対して滞在型観光への転換や地場産業の活性化、旧手宮線の活用などについて多くの御意見がありました。懇談会の評価という点では、率直に言って、これからの10年を見通した小樽市の将来像について意見を交わすことの難しさを感じましたが、市民ニーズなどを把握するよい機会だったと認識しております。

なお、現在、市民アンケートも含め、これらの意見を課題別に分類、整理しており、これからの総合計画審議会に示して議論を行っていただくなど、計画づくりに役立てていきたいと考えております。

次に、現計画の実施状況の評価と次の計画の課題でありますけれども、「市民と歩む 21世紀プラン」では、小樽市の将来都市像を「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」とし、安らぎのある生活環境の創出、触れ合いと支え合いに満ちた福祉社会の確立、だれもが生き生きと働ける活力と魅力あ

る経済社会の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

達成状況につきましては、現在、平成18年度決算までの実施状況を取りまとめているところであります。計画期間の前半は、バブル経済崩壊後のいわゆる失われた10年と言われた時期となり、厳しい経済環境に見舞われるとともに、国、地方を含めた財政状況の悪化も重なり、社会全体が極めて厳しい状況にありました。本市におきましても、人口の減少に歯止めがかからなかったこと、工業出荷額や商業販売額が落ち込むなど、計画に掲げた目標に至らなかった面もあったと考えております。

次に、新たな計画の課題でありますけれども、本市を含め北海道は、いまだ経済の低迷から脱したとは言えず、依然として厳しい状況にあり、特に本市において財政再建は、今が正念場と認識しております。そうした中で新たな計画の策定は難しい面も多くありますが、引き続き人口減少に歯止めをかけることや、地場産品の販路拡大などによる地域経済の活性化、高齢化社会での高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど、多くの課題があると認識しております。

次に、北海道新幹線についての御質問でありますけれども、初めに誘致活動と成果であります。北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会では、後志総合開発期成会などと連携して、春と秋に道内及び中央要望活動を実施しているほか、私も期成会の会長として、上京の機会をとらえて時間の許す限り要望活動を行っております。

また、今年6月には北海道市長会、先月22日には俱知安町や札幌市など駅設置の自治体などで結成した北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会による新幹線建設促進の中央要望にも参加しております。

地元小樽の取組としては、昨年12月に北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想を策定し、市民の皆さんへの周知を図るとともに、国土交通省や関係国会議員に対しても説明を行ったところであります。

このほか、昨年8月に小樽市内で誘致に向けて開催した講演会には700人を超える参加者があり、本年も引き続き開催したいと考えております。

こうした取組の成果として、本年度は新小樽（仮称）駅の事前調査が実施されたところであり、来年度以降の駅部調査の実施も期待されることから、これまでの本市も含めたさまざまな誘致活動によって、札幌延伸に向けた国の動きが促進されてきたものと考えております。

次に、新たな総合計画の中での位置づけでありますけれども、新小樽（仮称）駅が開業した際に、新幹線を最大限まちづくりに生かせるよう、先ほど答弁いたしました新小樽（仮称）駅周辺整備構想を策定し、事前に市としてのまちづくりの方向性を示したところであります。この構想は、新幹線を生かしたまちづくりのビジョンと、それを進めるための土地利用構想及びインフラ整備の三つで構成され、観光振興や交通アクセス整備、駅周辺の面的整備などについて取り上げております。現段階では札幌までの着工は認可されておりませんが、先月開催しました新総合計画策定に向けた懇談会でも、市民の方から新幹線を含めた交通とまちづくりについて総合計画にのせるべきであるという御意見をいただいております。今後、総合計画審議会で議論していただきたいと考えております。

次に、議案第32号小樽市消防団条例の一部改正についての御質問でありますけれども、まず条例の改正案提出に至った経緯であります。御承知のとおり消防団員は年々減少傾向にあり、現在、任用が制限されている50歳以上の方の入団希望者がこれまでもあったことや、今後さらに高齢化社会を迎える中において団員の確保と消防団の活性化を図っていくためには、現条例の任用年齢と解職年齢の見直しや消防団長の任期についての規定を新たに設ける必要があると判断したものであります。

次に、改正により期待する年齢層や活動内容でありますけれども、若年層や女性団員に対する入団促進は、今後も積極的に継続していく必要があると考えておりますが、今まで入団が制限されていた50歳

以上の方や、今後、大量に定年退職を迎えられる60歳以上の方の中には消防団員として元気に活動できる方も多く在職していると思いますので、改正によりそのような方々の入団も期待しております。また、活動内容については、火災や風水害などの災害における現場活動のほか、消防団には日中の予防活動や夜間の巡回パトロール、災害時の避難誘導、応急手当の普及指導など、多くの活動が役割として期待されているところでありますので、それらに対しても、豊富な社会経験や知識などを生かしていただければと考えております。

次に、分団長会議など消防団自身の意見についてでありますけれども、任用要件の緩和や解職年齢の引上げにつきましては、以前から分団長会議等で要望があり、団長、副団長と検討していたものであります。このたびの条例案も団長、副団長と協議し、定例分団長会議において説明をしております。この分団長会議におきましては、特に異論や意見などはなく、了解をいただいたものであります。

次に、過去5年間の団員数の推移と平均年齢であります。団員数と平均年齢は4月1日現在で、平成14年535人48.7歳、平成15年518人48.8歳、平成16年500人で49.0歳、平成17年509人49.2歳、平成18年490人49.3歳となっております。また、新入団員数と平均年齢は、平成14年19人38.9歳、平成15年27人31.1歳、平成16年26人33.7歳、平成17年20人30.9歳、平成18年15人34.5歳となっております。

次に、新入団員に支給される被服等ではありますが、防火衣、制服、盛夏服、活動服等のほか、防じんゴーグルや防じんマスク等の安全装備品も支給しております。また、夜間活動における団員の安全確保を図るため、本定例会に反射チョッキを全団員に支給するための補正予算案も提出しているところであります。

次に、小樽市国民保護計画に基づく消防団の役割でありますけれども、消防団は消防本部、消防署と連携して警報の伝達や消火活動等に当たるとともに、避難住民の誘導を行うことについて定められております。武力攻撃事態等の有事の際には、地域住民の安全確保のため、速やかな広報による事態の周知と迅速な避難誘導が求められます。地域住民で構成されている消防団は、地域の実情に精通しているとともに、災害時には迅速で的確な対応をすることができる力を持っていることから、避難住民の誘導等に重要な役割を期待しております。

次に、病院問題についての御質問でありますけれども、まず北海道の医療対策協議会の自治体病院再編素案についてであります。この素案の区域設定に当たっては、一つは実際の患者の通院動向に即した区域設定、二つ目は地域の核となる病院の存在、三つ目は地理的に連続した区域の設定、四つ目は区域間距離が小さく、以前から相互の関係が深いブロックを一体化、五つ目が極端に広がる区域、遠隔地を含む区域にはサブ区域を設定する、六つ目、将来的な地域間連携を考慮するの6点を前提に調整して設定したと聞いております。

次に、今回設定された小樽市を含む区域の医療機関の状況でありますけれども、区域内の自治体病院は小樽市の二つの市立病院だけあります。また、そのほかの医療機関については、公的病院は小樽市内に三つの病院のほか、余市協会病院の計四つの病院で、その他の病院は小樽市内に13病院、余市に2病院の計15病院、診療所は小樽市内に103診療所、余市に17診療所、そのほか8診療所の計128診療所となっております。

次に、平成18年度の病院事業収益が対前年度で減少した要因であります。病院収益の根幹である入院・外来収益の減少がその主なものであります。これは主に入院・外来患者数の減少によるもので、その原因は、内科で小樽病院の医師が2名、第二病院で1名それぞれ減少したほか、小児科医師が2名から1名に減少したことにより、小児科の入院を休止せざるを得なくなったこと、また、この小児科医師の減少に伴い、産科診療の休止をやむなくされたことなどで患者数が減少し、残念ながら収益が減少し

たものであります。

次に、経費の削減策でありますけれども、これまでに取り組んできたものは職員給与費の独自削減のほか、両病院では給食業務の民間委託及び委託業務内容の全面見直し、小樽病院では電話交換業務の全面委託及び病棟再編による看護師の削減などを行ってまいりました。今後については、両病院のボイラー業務を平成20年度から全面委託する予定であります。

経営改善についての職員からの提案であります。主なものとして患者満足度調査の実施により、業務改善やサービス向上を図ること、市民向けの健康教室の開催により健康相談や病院のPRを行うこと、ホームページの改善を図ることにより、市民への情報の提供を充実すること、入退院の一括管理等により病床利用率の向上を図ること、外来待合室の改善、医療機器のさらなる有効活用策の検討、医薬品、診療材料等の管理の徹底などが提案されております。これらの提案のうち実施可能なものは既に着手しており、また検討が必要なものは、院内の各部署や委員会などで具体化に向けた検討の上、実施に移すこととしております。

次に、職員の意識改革でありますけれども、医療サービスの質を向上させ、真に患者中心の医療を実現することが病院の経営改善につながるものであり、このためには職員の意識改革が必要と考え、現在、両病院では病院機能評価の認定取得に向けた作業に取り組んでおります。

病院機能評価は、第三者による評価を受けることで病院の現状の問題点が明らかにされ、それらを改善していくことでより高い医療の質の向上と職員の自覚と意欲の向上が図られるとともに、経営の効率化が推進されるものであります。また、現状の厳しい経営状況などの情報を共有するため、両病院全職員を対象に説明会を開催したほか、接遇研修会など意識改革に向けた取組強化を図っているところであります。

また、平成21年度には地方公営企業法の全部適用を導入したいと考えており、これにより独立した企業体の職員としての自覚が促され、コスト意識と経営参画意識が醸成されるものと考えております。

いずれにいたしましても、経営改善のためには多くの患者に利用してもらうことが必要でありますので、優しさと思いやりを持って患者を大切に、良質で信頼される医療を提供する病院づくりに両院長を先頭に職員一丸となって取り組んでいるところであります。

次に、市立病院新築統合に向けての決意ということですが、市民の皆さんが安心して生活のできるまちづくりを行うためには、市立病院は欠くことのできないものと考えております。現在の病院は老朽化が著しく非効率的であることから、このまま継続していくことが困難であり、これ以上の財政負担を増やさないためにも統合新築が必要であると考えております。新病院の建設は何十年に一度の大事業でありますし、現在の市の財政状況などから簡単な道ではありませんが、その実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽経済の活性化についての御質問でありますけれども、初めに過去3か年の物産展への参加状況及び販売額であります。平成16年度147会場6億4,700万円、平成17年度147会場8億9,100万円、平成18年度143会場9億6,600万円と年々取扱高を伸ばしており、小樽産品の評価が高まっているものと思っております。また、人気商品については、魚卵や生鮮魚介類が販売額の約4割を占めるほか、ラーメン、総菜類なども人気であり、特に近年は全国的に菓子類の売上げが大きく伸びております。

次に、アンテナショップ開設の目的と効果であります。出店を予定しております東京都板橋区にあるハッピーロード大山商店街は、平成17年より商店街にある空き店舗を全国各地のアンテナショップとして活用するため出店者を募っており、現在、全国から11の自治体が地場産品の販売だけでなく、観光誘致や相互交流を活発に行っており、1日平均2万8,000人の客でにぎわう、地域に親しまれている商

店街であります。

このたびのアンテナショップの開設は、首都圏における小樽産品のニーズの把握と販路開拓を図るとともに、観光情報などを発信することを目的として開設するものであり、小樽産品の新たな販路の拡大や小樽観光のPR拠点として大きな成果が期待できるものと考えております。

次に、東アジア地域に対する販路開拓の取組でありますけれども、平成15年度から産学官が連携をとりながら小樽産品の効果的な販路開拓について調査・検討を行った結果、近年、東アジア圏からの外国人観光客の入込み数が増加していることや、今後、小樽産品の新たな販路開拓が見込まれる有望な市場であると判断したところであります。これまでの取組としては、平成16年度には香港で北海道小樽フェアの開催、平成17年度には台湾で日本商品展に参加するとともに、小樽観光キャンペーンの実施、平成18年度には同じく台湾で北海道商談会の開催や日本商品展への参加などを行っており、徐々に販路開拓の成果が表れてきているところであります。今年度においても、恒常的な取引ルートを確立するため、引き続き台湾において商談会の開催を予定しており、現在、準備を進めているところであります。

次に、国内外に向けた販路拡大や市場開拓の動きでありますけれども、私は市政運営の五つの基本目標の一つとして、技術力、観光知名度、港など小樽の強みを生かした元気なまちづくりを掲げ、現在、ガラス製品をはじめとする小樽産品のブランド化や東アジア・マーケットリサーチ事業の推進など、国内外への販路拡大を通じて地域経済の活性化に取り組んでおります。また、国内においては、人口減少や少子高齢化の流れの中で需要が減退するとの見方があり、企業にとっても付加価値の高い商品を開発することや、域外に向けて販路を拡大することは戦略として重要なことと考えております。

こうした中、市としては、これまでの取組を継続する一方で、強みとなる地域資源を活用した中小企業の新商品開発や市場開拓の取組を、国の新たな施策である中小企業地域資源活用プログラムと連動を図りながら支援するとともに、小樽港と航路が開設され、近年、経済成長が著しい中国市場に向けての販路拡大に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第28号についての御質問でありますけれども、初めに都市計画法の改正概要についてであります。昨年5月に公布された都市計画法等の一部改正により、中心市街地のまちづくりなどへ大きな影響を与える劇場、店舗、飲食店等の床面積の合計が1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地について、これまで立地可能であった六つの用途地域から近隣商業地域、商業地域、準工業地域の三つの用途地域に限定されたところであります。

次に、議案第28号との関連でありますけれども、準工業地域は改正法においても大規模集客施設の立地ができることから、ここに大規模集客施設が進出することは、中心市街地の商店街等に大きな影響を及ぼすものと考えられます。本市においては、中心市街地のにぎわいの創出を図るため、居住人口の回復や既存都市施設の有効活用を進めていく必要があると考えており、このため、条例の改正を行い、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するものであります。

次に、都市計画に対する住民等の参加でありますけれども、平成14年に都市計画制度が創設され、土地所有者やNPO法人等が都市計画に対する提案ができることとなり、主体的、積極的な住民参加ができることになりました。平成18年の法改正において、これまでの土地所有者等に加え、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体等が追加され、制度の拡充が図られたところであります。本市におきましても、中心市街地における都市機能の増進、また、まちづくりへの住民等の積極的な参加は重要であると認識しておりますので、今後とも市民各層の御意見をいただきながら取組を進めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、あおばとプランの進ちょく状況についてであります。あおばとプランには確かな学力や豊かな心の育成などの目標を達成するため、65項目の主な取組を示しております。教育委員会におきましては、各学校の取組を支えるために、これまで学力向上検討委員会の設置、学習到達度調査の実施、特別支援教育の支援体制の整備をはじめ、各種資料の作成や発行、教員研修の実施などに積極的に取り組み、学校の取組状況につきましても、学期ごとに調査、把握しながら、その都度、指導・助言に努めてまいりました。

各学校におきましては、1学期末で既に実施した項目の割合は平均53.4パーセントになっております。今後の実施予定も含めると、本年度末には89.5パーセントの実施率になります。65項目のうち、地域への授業公開や安全マップの作成、特別支援教育における校内委員会の設置など、19項目においては既に全校で実施されていると報告を受けております。また、朝の10分間読書については37校、キャリア教育の推進は30校、情報教育指導計画の作成については32校での実施が見られるなど、各学校では改善の意識も高まり、取組を着実に進めていることがうかがわれます。あおばとプランにおいては、各学校が取り組むべきことを明確に示したことにより、心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成に向け、市内の各学校が同じ方向に向かって歩み出したことは、大きな成果であると受け止めております。

次に、学習到達度調査結果の活用についてであります。この調査は小学校の学習指導要領の目的及び内容に照らした学習の定着状況を把握し、課題を明らかにして今後の各学校の指導計画や学習指導の改善に資することを目的に実施したものです。調査結果につきましても、学力向上検討委員会を設置して分析し、報告書としてまとめました。その結果を踏まえた指導上の改善点について、校長会議で説明するとともに、各学校における教育課程や学習指導の改善に取り組むよう指導したところであります。

さらに、報告書に示された指導上の改善点について理解を深めるために、教育研究所の職員を各小中学校に派遣し、指導・助言を行い、調査を踏まえた指導方法などの改善計画について提出を求め、努力をいただいているところであります。例えば自校の現状を分析し、漢字の定着に課題が見られる場合は、漢字ドリルを取り入れたたり、算数において筋道を立てて考えることに課題が見られる場合には、授業に子供同士の学び合いの活動を取り入れるなど、自分の考えをほかの人に説明する機会を多くするなど、指導方法の工夫、改善に努めていただいております。

また、生活・学習意識調査において、朝食を食べてこない子供の多い学校では、栄養士を招いて講演会を計画するなど、自校の調査結果を踏まえた指導に努めているところでございます。

今後、各学校から提出されている改善計画の進ちょく状況を把握しながら、調査結果が有効に活用されるよう指導してまいります。

最後に、特別支援教育についてであります。学校教育法の改正により本年4月から新しい制度が実施に移され、従来の特設教育が担ってきた障害だけでなく、学習障害や注意欠陥多動性障害などを含めて児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが位置づけられました。

小樽市におきましても、本年4月に専門家チームによる「こども支援部会」を立ち上げ、巡回相談員を配置したほか、学校においては児童・生徒の実態把握を行い、適切な指導及び必要な支援をするため、校長、教頭、担当教員などで組織する校内委員会の設置や保護者との連絡や校内での連絡調整、関係機関との連携などを行うコーディネーターの指名といった体制を整え、支援に対する取組を着実に進めてきているところであります。

また、これに対する職員団体の対応であります。新聞報道にありますように、組織として反対の立場を表明していますが、小樽市においては、すべての学校において校内委員会が設置され、コーディネーターの指名も教員の協力を得ながら進めてまいりました。

巡回相談員の派遣要請につきましても、これまで17件あり、学校と巡回相談員が一体となって子供の教育ニーズに応じた取組を進めている状況にあります。

議長（見楚谷登志） 井川議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時45分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題についてお尋ねします。18年度決算についてです。

「18年度の実質収支が11億8,400万円の赤字、17年度の14億900万円の繰上充用金を控除した実質単年度収支が2億2,500万円の黒字となりました」との市長の説明です。2億2,500万円の赤字圧縮の主な内容についてお示ください。

7月31日に平成19年度の普通交付税額が決定しました。地方自治体にとって毎年不安要素とされる普通交付税の交付額ですが、平成19年度については北海道全体で213億円も減額される厳しい状況です。小樽市にとっては歳入の25パーセントを占める貴重な財源になっている交付税は、市民生活格差是正のための再配分機能を有していることは言うまでもありません。格差拡大に対する国民の関心の高さは参議院選挙でも示されたところですが、普通交付税が小樽市は平成19年度予算現額に対して3億3,531万5,000円の減額、予算割れの率は2.4パーセントに上ります。予算現額と交付税決定額のかい離の要因はどこにあるとお考えですか。19年度予算執行にも多大な影響が出ますが、減額された交付税の財政措置について、その対策をお聞かせください。

また、今年度の交付税削減が財政再建計画と市立小樽病院の経営改善計画に与える影響についてお示ください。

次に、市税収入の見通しについてお尋ねします。平成18年度の市税収納率は80.9パーセント、過去最低で全道ワースト2位との新聞報道です。前年度と比べ0.8パーセント悪化しています。しかし、その内容を見ますと、市民税の収納率は個人、法人とも向上しています。結局は固定資産税の滞納が市税全体の収納率を悪化させている傾向は、これまでと変わりません。

従来から我が党が指摘してきた小樽ベイシティ開発の固定資産税、都市計画税の滞納が全体の収納率を大きく下げているのは明白です。三位一体改革による交付税削減が地方財政を厳しくさせている一方で、大型開発による施策の失敗がさらに厳しい市の財政状況を招いています。これまで何度となく小樽ベイシティ開発の固定資産税滞納改善の見通しについて市長の見解を伺ってきましたが、経営状況を把握しながら鋭意対応しておりますとの答弁に終始しています。この小樽ベイシティ開発に関して新聞報道では、「ポスフルが持つ債権194億円的大幅減免を求め、札幌地方裁判所に特定調停を申し立てた」とあります。特定調停が計画どおり進んだとしても、経営再建に向け、また新たな大型テナントの誘致では真の経営再建につながるでしょうか。小樽市の財政再建計画にも多大な影響を及ぼすことから、

市長の見解をお尋ねします。

一方、市民には、今年6月からの税源移譲と定率減税全廃により、さらなる住民税負担増になっています。こうした点でも収納率の悪化につながるのではと予想されるのですが、今、1期の納期を終えています。状況はどうなっているでしょうか、お伺いします。

いずれにしても、財政が危機的状況にあることには変わりありません。この先、財政再建計画における歳入について、大きく落ち込む心配はないのか、市税、交付税について、それぞれお尋ねします。

石狩湾新港管理組合負担金の問題についてお尋ねします。

第2回定例会で市長は、我が党の新谷議員の質問に、石狩湾新港管理組合負担金については、引き続き負担軽減に向けて各母体と連携しながら対策を検討したい旨答弁しています。9月7日開催の石狩湾新港管理組合議会の提案説明の際、新年度開発予算要求に北防波堤延長400メートルの調査設計費と防波堤200メートルの調査費を港湾審議会で決まることを前提に要求することが報告されました。港湾活動に支障がなく、港湾計画にもない150億円もの事業に市長は同意をするのでしょうか、お尋ねします。母体負担金が減少に転じている中で、これまでどおり4億5,000万円の範囲でおさまるのならよしとは考えていませんが、見解をお聞かせください。

こういう財政状況の中で、どういう病院をどこに建設するのか市民にとって看過できない問題として、また、小樽市の将来像に大きな影響を与える病院建設についてお尋ねします。

市長は、4月の選挙をくぐり、病院建設に関しては説明不足を痛感したということで、この間の市民説明会になりました。説明会の状況からお尋ねします。

説明会に参加した市民は、何名になりますか。

説明会では「人の意見を聞くふりをして、自分の考えを押し通そうというのはやめてほしい」「公聴会のように、市民の意見を聞きましたといったアリバイづくりに利用しないでほしい」といった率直な意見が相次ぎました。「説明したからよしとはしないでほしい」といった発言に会場いっぱいの共感の拍手が起こる状況でしたが、建設場所、財政負担、病院スタッフ、とりわけ医師確保といった一連の問題で市民に了解を得たとお考えでしょうか、お尋ねします。

説明会では、医師確保について、これまでの議会でのやりとりで何度も市長や理事者、病院長が発言していたことが根拠のない話だったことも明らかになりました。「新病院になったら医師を派遣してもらえる約束を取りつけている」、市立病院調査特別委員会等でも繰り返し発言されてきました。説明会には地域の医師が出席し、どこの大学の何という教授がそんな約束をしているのか明らかにしてほしいと説明を求めたことに対し、鈴木市立小樽病院長は「臨床研修制度の以前は大学病院頼みでよかったが、今はそういったことでは医師は集まらない。個々人で医師確保に奔走している」と説明に立ちました。これまでの説明とは明らかに内容が違います。各地で医師確保ができずに休床を余儀なくされている公的病院が相次いでいます。こうした状況の中で医師の確保ができるのかという当然の疑問に、答弁内容が変わったことは重大です。建設を進めるために根拠のない説明をしていたのではないかと批判は免れません。なぜ説明内容が変わったのかについて明確にお答えください。

起債の問題も含め財政負担についても質問が相次ぎました。小樽市の財政の状況を左右する病院の経営状況についてお尋ねします。

8月30日の記者会見で「7月、8月、9月の経営状況は、19年度の医療機器購入の起債と土地の購入起債が認められるかどうかの判断基準になる」と市長は述べていますが、判断基準の内容についてどういったものか詳しくお知らせください。

また、平成19年度の入院・外来収益の実態は、収支計画に対してどのようになっているのか、お答え

ください。

また、経営改善に向けて7対1看護体制を取り入れましたが、維持できているのでしょうか、お尋ねします。

病院規模と診療科目についてお尋ねします。

地元でお産ができない、小児科医の不足が患者たらひ回しで死産に至る、こういった状況が全国で生まれています。小樽市では協会病院が周産期医療を担っていることで、子供を産むなら協会病院だと市民の安心につながっているとの話が医療関係者の間でされています。病院建設に関する説明会では、診療科目について消化器科は競合になるとの話も出ていました。地域の医療関係者とよく連絡を取り合っており、特色ある病院として、今後の人口推移の予測も立てながら規模、診療科目を決めていくことが大事ではないかと考えますが、市長の見解をお示しください。何よりも市民合意の下で建設を進めていくことが大事です。建設地については、市民の意見をしっかりと聞くためのアンケートの実施などの要望が出ていますが、こうした市民の声にどのように答えていくのでしょうか、市長の見解を求めるものです。

次に、公立保育所の民営化計画についてお尋ねします。

8月に市立真栄保育所を民間に無償譲渡し、新築・移転するとの案が示されましたが、関係者にとっては寝耳に水の話です。真栄保育所の民間移譲、新築・移転に関して建物の老朽化を理由に子供たちの安全確保に責任が持てないので、一日も早く新築をしたい、保育所の建設費用に国の補助金が適用されるのは民間だけなので、新築に当たっては民間に移譲したいとの話です。この施設の老朽化は、昨日今日始まったものではありません。既に10年以上も前に、子供が粗相をしたら、おしっこが低いほうに流れていく、土台が相当傷んでいると言われていました。新築に反対するものではありませんが、なぜ唐突にこの時期に案が出されたのか、その理由についてお伺いします。

真栄保育所の民間移譲についての保護者説明会では、「公立での新築では国の補助が受けられず、市の単独持ち出しになるので、新築は困難である」との説明です。民間に移譲して新築か、公立で古いままの施設か二者択一を迫られた形です。2005年度のハード交付金、民間の施設整備金、当初予算額167億円に対し、補助申請総額は313億円、そのうち民間保育所分は230億円です。案内示額は119億円で、民間保育所分は92億円です。このようなことを見ても、申請すれば確実に予算がつくという保証があると考えられますでしょうか。真栄保育所が2009年に新築できると本当に約束できるのでしょうか、お伺いします。

現在、市立保育所は7施設ありますが、平成14年建設の赤岩保育所を除き、昭和43年3月建設の真栄保育所をはじめ六つの施設が築30年から40年経過しています。似たような年度に建設された他の施設についても、いずれも老朽化が進んでおり、改築の必要性があります。小樽市は、財政再建計画の中で公立保育所についても順次民営化を進めていくことを明らかにしていますが、この先、改築計画にあわせて公立保育所の民営化をさらに推し進めるつもりでしょうか、お答えください。

高度経済成長期には、ポストの数ほど保育所をと、全国で保育所づくりの運動が起こり、集団保育による子供たちの発達を保障し、働く女性の社会進出を応援する基盤がつけられました。女性の社会進出と子供たちの発達を保障する保育業務は、日本の経済発展を支えるために大きな役割を果たしてきました。社会や子育ての状況が大きく変化していく中で、育児支援への住民ニーズも多様になってきました。今、保育所は、入所している子供たちの保育に加え、子育て支援や地域間交流、世代間交流などの事業を通して地域の中で子供からお年寄りまでの人と人とのコミュニケーションをつくり上げていく新たな役割を大きく担っています。この保育行政に規制緩和、民間活用、三位一体改革など、一連の行政改革のなすが振りおろされました。社会福祉法人以外の一般企業が保育に参入する道が大きく開かれ、2004

年には公立保育所の運営費が一般財源化され、公立保育所の民営化に拍車がかかることとなります。公立保育所の運営費を一般財源化するに当たっては、これに見合う適切な財政措置が講じられているはずですが、その点について確認したいと思います。

公立保育所の運営に係る費用は、所得譲与税として税源移譲され、一般財源化された事業費については、その全額を地方財政計画に計上し、地方交付税の基準財政需要額として算定されています。国の算定費用とかい離が指摘されていた保育所職員の人件費についても、改善されるよう補正もされているはずですが、市長の認識はいかがですか。

公立保育所と民間保育所では、保育コストの点で比較されますが、職員の賃金と雇用形態の差が主な中身です。小樽市の民間保育所的人员配置を見ますと、およそ半数が非正規職員です。こういった労働条件の不安定さが他都市においては、民営化された後、4か月の間に8人の保育士が次々やめる事態が問題化した例も報告されています。真栄保育所の説明会では、「民間に移譲されたら保育内容は継続されるのか」「職員がすべて一気に変わったりすることのないように」などの心配が保護者から相次ぎました。全国的にも民営化が進められた各地で利用者との間にトラブルが発生しています。低コスト論に左右されることなく、人格の形成に大きな影響を及ぼす乳幼児の保育を公的に保障する立場を貫いていただきたいと望みますが、市長の見解をお示してください。

新総合計画策定についてお尋ねします。

新総合計画については、総合計画審議会も構成され、地区別、団体別の懇談会が開催されたところで、懇談会には、何団体、何名が出席されたのでしょうか、お伺いします。10年間とはいえ、小樽市の将来について長期的視野に立った指針を示す計画ですから、審議会での議論のたたき台にさまざまな角度からの市民の意見が寄せられることを期待するものですが、その点で現状を理解せずして未来の構想も立てがたいものがあります。懇談会には21世紀プランの検証、総括に基づいた目標達成や残された課題についてわかりやすく示されるべきではなかったでしょうか。懇談会でも、そのような指摘があったと記憶していますが、市長の見解をお示してください。

第1次の市民懇談会を終え、総合計画策定に向けた市民の関心、意欲について市長の感想をお聞かせください。小中高校生や子育て中の若い母親、父親の世代との懇談は特に重要と考えますが、実施されたのでしょうか、お伺いします。

さて、新総合計画策定に関連して市民の皆さんの大きな関心、また、成り行きを心配されているのが室内水泳プールの問題です。

小樽市室内水泳プールを廃止し、プールの権利補償金を民間主体の再開発事業への補助金として支出することに多くの市民から批判が出ていますが、総合計画の説明会では、どの会場でもプールの早期建設を望む声があったと聞いています。既に第3ビルの解体工事が始まり、7月1日からは高島小学校温水プールの利用が始まっていますが、交通費と時間がかかり過ぎる、子供を一人では行かせられないなどの理由で、プールの使用をあきらめたという声が聞かれます。また、高島小学校温水プールは、これまでの利用者に室内水泳プールの利用者が加わりましたから団子状態、狭い室内に音が反響して頭痛がするなどの苦情が聞かれます。医師の薦めでリハビリに利用している人たちにとっても深刻です。リハビリ、高齢者、障害児、子供、本来プール利用によって社会参加が可能になる人たちが、高島小学校温水プールでは利用できない状況になっています。高島小学校温水プールが室内水泳プールの代替というのなら、駅前から高島小学校までの専用バスを運行させて、これまでと同様の便宜を図るべきです。いかがですか。

市長は、これまでプールの必要性については、次期総合計画策定の中で検討していきたいと述べるだ

けで、建設についての明確な姿勢は示されていません。懇談会の中でも、例えば朝里コミュニティセンター建設の要望には市長みずからお答えしたようですが、市営室内プール早期建設についての要望が出されても、要望としてお聞きしておきますと片づけられています。市営室内プールを長く利用されていた方々も、この数か月、これまでのようなプール利用ができなくなり、肩凝りや腰痛が激しくなったと体調不良を訴えています。

7月に完成したばかりの京極町温水プールで水泳の五輪メダリスト田中雅美さんの水泳教室が開かれた記事が9日付けの北海道新聞に掲載されていました。一日も早く市民の健康な笑顔あふれる市営室内プールの落成式の実現を望むものですが、リーダーシップを発揮して早期建設につなげていただきたいと思います。市長の見解をお示してください。

次に、配食サービスについてお尋ねします。

小樽市では、ひとり暮らしの高齢者が平成12年から17年までの5年間で1,221人増えています。元気でしっかりと暮らしていらっしゃる方もいますが、いつどんなことで体調を崩されるか予測がつかないのが高齢者です。小樽市の在宅で亡くなられた単身高齢者の状況について把握されているでしょうか、お尋ねいたします。

民生児童委員や近所の住人の方々の気配り、目配りに合わせて、配食サービスはこうしたお年寄りの生活の変化をいち早く知る上でも、その充実が求められます。配食サービスの実施状況についてお知らせください。

実施町会の数を増やす協力要請は、どのように行われているのでしょうか。現在は1週間に一度の配食ですが、回数を増やすことでさらに見守り活動として充実できると考えますが、市長の見解をお尋ねします。

次に、障害を持つ子供たちの高等教育についてお尋ねします。

近年、高等養護学校への進学希望が増加傾向にあります。今年度の高等養護学校の入学選考1次試験で32名の不合格者が出た事態を重く受け止めた北海道教育委員会が来年度の定員を北海道全体で48名増やす方針を決めました。札幌圏内では、新篠津と札幌の両高等養護で合わせて32名定員増になります。しかし、中学校では、普通学級に在籍する特別支援を必要とする生徒が高等養護学校に進学する割合が高くなっているため、中学校の特別支援学級に在籍する生徒は、近隣の高等養護学校に進学することがますます困難になっているのが実情です。

先日、障害を持ち、中学校の特別支援学級に在籍する生徒の保護者の方々が北海道教育委員会への要請行動をしましたが、そこに立ち会う機会をいただきました。北海道教育委員会に次の3点について改善を要求しました。親元からの進学が容易にできる小樽市内に高等養護学校の分校を設置すること。障害の重い子供の進路として、高等養護学校生活科の間口を拡大すること。障害のない子供たちと学校生活をともにできるよう公立校校内に支援学級を設置することです。中学校卒業後の進路決定を控えた親たちは、今さまざまな悩みを抱えています。重い障害を抱えるほど親元から通える高校がない、障害を持つゆえに自分の意思を伝えることもままならないまま15歳で親元を離れ、寄宿舎生活しか選択肢がないのが現状です。寄宿舎には金曜日に迎えに行き、日曜日には送り届けるため、交通費も相当な負担となり、子供の体調に異変があってもすぐに駆けつけることもできません。子供の将来を考え、少しでも自立した生活を送ることができるようにと、高校卒業後の行く末も見据えながら、生まれ育った場所で親と地域、友人に囲まれて生活を全うさせたいとの願いは当然です。

道内各地で、さきに上げた要望が相次いでいると聞きます。北海道では、特別支援教育に関する基本方針（仮称）を策定中ですが、その基本的な考え方は、「障害のある幼児児童生徒が、能力や可能性を

伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、障害に応じた専門性に基づく教育を推進する。できる限り身近な地域において、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制を整備し、心豊かに、たくましく育つようきめ細かな教育を推進する」とうたわれています。滋賀県長浜市や甲賀市では、昨年、今年と公立校に併設した高等養護学校が開校しました。小樽市教育委員会には、この親と子供たちの願いが一日も早い実現となるようにお力添えをお願いしたいと思います。教育長の見解をお示しく下さい。

季節労働者の通年雇用促進支援事業についてお伺いします。

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度から積寒制度、積雪寒冷地冬期雇用促進給付制度として創設され、その後、名称や内容の一部が変えられながらも、季節労働者の冬の仕事と生活を支える命綱としての役割を30年間果たしてきました。この冬期援護制度は、一つには通年雇用奨励金、二つには冬期雇用安定奨励金、三つ目に冬期技能講習助成給付金の3制度から成り立っていましたが、政府は冬期雇用安定奨励金と冬期技能講習を2006年度で廃止してしまいました。さらに追い打ちをかけて雇用保険法の改悪によって、これまで50日分であった特例一時金が本則では30日分とされ、当分の間は40日分とする削減が今年度から施行されます。小樽公共職業安定所管内における季節労働者特例一時金受給者は、平成18年度3,317人、1人平均受領額は約24万円であり、1人平均5万円の削減、このうち冬期技能講習給付金対象者286人は、さらに平均8万円の削減となります。厳寒の北海道において他に収入のない冬場の生活が生存ラインを脅かす深刻な事態も予想されると思いますが、制度の廃止と特例一時金の影響についてお伺いします。

こうした季節労働者切捨てとも見られる政府のやり方に、道内12万6,000人の季節労働者をはじめ、北海道や事業者も含め政府に対し制度の改悪に反対、制度の存続、改善を求めてきました。山田小樽市長からは、国会関係者に対し、改善要求書を提出していただきました。小樽の季節労働者と関係業者の皆さんにとっては、大きな励ましとなりました。こうした世論もありまして、政府は今年度より季節労働者の通年雇用対策として通年雇用促進支援事業を創設しました。この関連事業費が補正予算として40万円が組まれています。政府の予算総額で3億2,000万円、これを道内40か所に振り分け、道、市合わせても1,000万円規模にしかなりません。まず、この予算規模についてどのように思いますか、お伺いします。

通年雇用化には依存はありませんが、事業内容を見ると政府の制約で賃金や受講給付金などの労働者の所得保障にかかわるものは認められず、通年雇用支援セミナー、求人開拓、就職合同面談会、資格取得支援事業などであり、支援事業が計画どおりに実行となっても通年雇用される季節労働者は5人程度で、抜本的な対策にはなっていないと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

冬期援護制度の廃止、特例一時金の削減は、季節労働者の切捨てであり、北海道切捨て政策の一環です。こうした状況の下で、政府や道にこれまでの施策に相当する制度の実現を要求し、財政難の折ではありますが、小樽市も季節労働者のための緊急対策をとるべきと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

8月には通年雇用促進支援事業を運営するに当たり、協議会が設立されましたが、これには小樽市はもとより小樽商工会議所、小樽建設事業協会、後志支庁、労働組合など幅広い分野の代表が参加されており、季節労働者が抱えている課題を共通の認識とする上で大変貴重なものかと思えます。しかし、支援事業を運営する協議会のかかわる範囲は限定的であり、季節労働者全体の雇用、生活安定を図る対策にはなりません。小樽市に季節労働者対策を総合的に取り組む協議会的な組織を設置することが必要と思いますが、いかがでしょうか、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問とします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問でありますけれども、まず実質単年度収支改善の主な内容についてでありますけれども、一般財源ベースで前年度と比較しますと、歳入においては所得譲与税が約4億7,000万円増加しましたが、地方交付税が約3億7,000万円減少したほか、財産収入や臨時財政対策債などが減少となり、合計で約6億円減少したところであります。一方、歳出においては除雪費などの維持補修費で約5億円、職員給与費などの人件費で約4億円減少したことなどにより、合計で約8億円減少いたしましたので、最終的には歳出の減少幅のほうが大きく収支の改善につながったものであります。

次に、本年度の普通交付税の予算現額と決定額のかい離についてでありますけれども、国の交付税総額が5パーセント減少している中で、可能な限り慎重な見積りに努めたところでありますけれども、基準財政収入額において想定した以上に市民税所得割の伸びを大きく算定された結果として、予算額を大幅に下回ることとなったところであります。また、このことに対する今後の対策としましては、予算執行に当たっては各事業の必要性や緊急性を改めて見極めながら、歳入の確保と経費の節減に最大限努めるとともに、さらなる事務事業の見直しを進めていきたいと考えております。

次に、本年度の交付税削減と財政健全化計画などに与える影響でありますけれども、今回の普通交付税の減少は、来年度以降の見積りにも大きく影響することから、現在、改めて各会計の今後の収支見通しについて精査を行っております。いずれにいたしましても、今後、年末に向けて来年度の予算の編成作業にも入ってまいりますので、それらとの整合性にも留意しながら、必要に応じ計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽ベイシティ開発の特定調停の申立てについてであります。OBCはポスフルとの別除権協定が締結できないまま抵当権が設定された状況になっているため、経営再建に向けた優良テナントの積極的な導入などが進まないことから、特定調停の申立てを行ったと聞いております。今回の特定調停の申立てにより、裁判所の指導の下でポスフルと適切な別除権協定が締結された場合においては、OBCの経営再建に向けた新たな事業展開が図られるのではないかと期待しているところであります。

次に、市・道民税の第1期分の滞納状況でありますけれども、18年度第1期分の滞納状況と比較しますと、督促件数では342件増の9,094件、滞納額では約9,600万円増の2億1,000万円となっており、7月末の収納率は前年より2.59減の25.04パーセントとなっております。

次に、市税と地方交付税との今後の見通しでありますけれども、本年3月に策定しました財政再建計画では、過去の推移やその時点において想定される増減要素などについて可能な限り考慮し、積算したところであります。今後、大幅な税制改正や地方交付税制度の改正があれば、その時点で今後の推移を見通していかなければなりません。いずれにいたしましても本年度の普通交付税が計画を下回ったことでもありますので、今後とも都市税財源の充実強化の観点から、地方交付税の総額確保について全国市長会などを通じて強く国に要望してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の防波堤整備に係る開発予算要求でありますけれども、これまでも管理組合に対しましては、母体の厳しい財政状況を踏まえ、新規事業は原則として見合わせるべきとの姿勢で臨んでおります。このたびの案件は、昨年度開始した西ふ頭における必要な静穏度の確保のため、来年度

に調査・設計を行いたいとのことでありますが、防波堤整備には長期にわたり多額の費用を要することとなるため、慎重に判断しなければならないと考えております。また、母体負担金の軽減につきましては、港湾整備に伴う負担を極力抑制するのみならず、管理運営経費の節減などの取組が必要不可欠と考えますので、管理組合に対しまして、より一層の経営努力を求めていきたいと考えております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、初めに先月開催しました新病院建設に係る市民説明会についてであります。市内6会場で開催をし、延べ258名の市民の皆さんに御参加いただきました。

また、一連の問題で了解を得られたかとの御質問でありますけれども、市立病院の統合新築の必要性については、多くの方に御理解をいただいたものと考えておりますし、建設場所につきましてもこれまでの経緯と現在地の建替えが困難であること、また、リフォームでの対応も困難であることを説明し、おおむね御理解をいただいたものと考えております。また、財政問題や新病院における医師確保の見直しなどにつきましても、市としての考え方について説明をし、建設場所などすべてとはまいりませんが、一定の御理解は得られたものと考えております。

次に、市民説明会における新病院への医師派遣についての小樽病院長の説明についての御質問でありますけれども、病院長からは、説明会の質問では大学の個人名を挙げての質問でありましたので、今時点でそれにお答えすることは相手の教授に御迷惑がかかることも考えましてお答えしなかったということでもあります。また、医師確保については、大学病院への要請のほか、個人的なつても使い、医師の確保に奔走していると説明したことにつきましては、臨床研修制度の影響が予想以上に厳しい状況であることを踏まえ、現時点での対応をお答えしたということでもあります。いずれにいたしましても、医師確保につきましては安易な考え方を持っておりませんが、病院が新築された場合には医師派遣の可能性についてのよい感触を得ている診療科があるということには変わりありません。

次に、起債許可についてでありますけれども、平成19年度の起債の許可が認められるためには、18年度末に発生した約43億円の不良債務を平成19年度から23年度までの5か年で解消することが条件となります。現在、この不良債務の解消のための収支計画について北海道と協議をしておりますが、道としては今年度の入院・外来収益の実績を注視し、収支計画の実効性について慎重に判断するとの見解でありますので、今後も入院・外来収益の実績を踏まえ、引き続き調整をしてまいりたいと考えております。

また、今年度の入院・外来収益実績と収支計画についてであります。4月から直近7月までの4か月間の実績は、1人当たりの単価では収支計画を上回りましたが、患者数で下回ったため、残念ながら入院・外来収益は計画を下回っております。

次に、7対1看護体制についてでありますけれども、両病院とも残念ながら看護師の募集人数より応募者が少なく欠員が生じており、安定的に維持するための看護師の必要人数は確保されておられません。そのため、現状の看護師数の中で外来の看護師をできる限り病棟勤務へシフトし、外来は主に臨時・嘱託看護師で対応するようにしており、また月の夜勤回数が9回を超えないように、病棟における看護度合いにより、夜勤人数の調整や看護師必要数及び臨時・嘱託看護師を確保するために、潜在看護師に対する研修会の実施など、算定要件を満たすためにさまざまな工夫を重ね、7対1看護体制の維持に努めております。

次に、新病院の規模、診療科目でありますけれども、平成15年に策定いたしました基本構想は、本市の人口推計や傷病別の患者推計などを基に策定したもので、その後、医療環境の変化などに伴い、3回の見直しを行ってまいりました。その中では本市の救急医療体制の検討や医師確保の状況などを基にした規模・機能の見直しを行ったほか、脳神経疾患診療、心血管疾患診療、がん診療の3本の柱を対外的

に示すなど、市立病院の地域における役割を明確にしていまいりました。なお、医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化しておりますので、今後とも必要な見直しは適宜行ってまいりたいと考えております。

次に、新病院の建設地についてのアンケートということでもありますけれども、建設地につきましては、当初、量徳小学校と小樽病院を合わせた敷地を第一候補としておりましたが、小学校適正配置計画の実施が見送られたことから断念をし、もう一つの建設候補地でありました築港地区に建設地として決めたものであります。説明会におきまして、市民の病院としての必要な機能・規模を想定いたしますと、現在地での建替えは到底困難であり、築港地区以外に適地はないことを説明してまいりました。したがって、建設場所を問うアンケートの実施は現実的ではないものと考えております。

次に、保育所の民営化についての御質問でありますけれども、まず真栄保育所の新築・移転に向けた民間移譲を8月に示した理由でありますけれども、公立保育所については、これまでも待機児童の解消や老朽施設の改善、民営化などの課題について検討を重ねてきたところであります。そのような中で、同じような時期に建設した他の保育所に比べ床のたわみなど老朽化が顕著な真栄保育所については、近隣に必要な土地が確保できたこと、加えて国の民間保育所に対する施設整備交付金の21年度以降の見通しが不透明であることなど総合的に検討した結果、1年でも早く現在の保育環境の改善が必要と判断したものであります。

次に、国のハード交付金についての御質問でありますけれども、老朽施設の改築には、施設の老朽度合いが採択の大きなポイントになります。真栄保育所は、来年3月で築40年となりますので、かなり高い確率で採択になるものと考えており、平成20年度中に工事着手し、21年度には新しい保育所で保育が開始できるよう努力していきたいと思っております。

次に、他の公立保育所の民営化についてでありますけれども、本市の大変厳しい財政状況の中で、多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援機能の強化に取り組むため、民間の持つ機動性や柔軟性を活用して、運営の効率化を図らなければならないと考えております。このため、公立保育所と民間保育所との役割分担を明確にし、出生数、保育需要の推移、施設の老朽化などを踏まえ、民営化を視野に入れた公立保育所のあり方について、今後、全体計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、公立保育所の運営費の一般財源化に伴う財政措置でありますけれども、平成16年度の一般財源化に際しましては、それまでの公立保育所の人件費については、国庫負担金の算定と実情との間でかい離があるということを前提に、普通交付税の算定の中でその格差を是正するための措置が講じられているとのことでありますが、その算定内容につきましては、今後、精査してみたいと考えております。

次に、公立保育所は公立のまま運営してもらいたいとのことでもありますけれども、現在、市内には公立と民間合わせて20か所の認可保育所があり、9月1日現在の入所児童数は1,542人となっております。このうち民間保育所は13か所で1,011人が入所しており、本市の保育行政に大きな役割を果たしているところであります。また、認可保育所は国が定める児童福祉施設最低基準や保育指針に基づき保育を行っているところであり、民間であっても適正な保育が行われているものと考えております。

次に、新しい総合計画についての御質問でありますけれども、初めに懇談会の出席状況ですが、市内を9地区に分け開催した地区別懇談会には79町会から延べ224名の出席をいただき、また市内の各団体を教育・文化関係や民生・福祉関係など六つの種別に分けて6回開催した団体別懇談会には、49団体から72名の出席をいただきました。

次に、懇談会に21世紀プランの検証を示すべきとの御指摘でありますけれども、21世紀プランの計画期間は平成10年度から今年度までとなっており、また新しい総合計画は平成20年度中の策定を予定し、今年度から具体的な策定作業を開始いたしました。そうしたことから、21世紀プランの点検・総括と新

しい総合計画の策定作業を並行して進めているところであります。懇談会の中でも、点検・総括について提示すべきとの御意見があったことは承知しておりますので、取りまとめ作業が終了した段階で総合計画審議会、議会はもとより、市民の皆さんにも何らかの形で提示してまいりたいと考えております。

次に、市民の皆さんの関心、意欲についての私の感想ということでもありますけれども、率直に言ってこれからの10年を見通した小樽市の将来像について意見を交わすことの難しさを感じましたが、懇談会の中では除排雪体制のあり方や本市の財政状況、プールなど施設の設置要望など、身近な市政の課題に対する御意見のほか、将来のまちづくりに対して滞在型観光への転換や地場産業の活性化、旧手宮線の活用などについて多くの御意見があり、市民ニーズなどを把握するよい機会であったと認識しております。

次に、子供たちや子育て中の方々との懇談でありますけれども、子供の目から見てこれからの小樽をどのようにしていきたいか聞くことは必要と考えており、何とか実現させたいと考えております。また、子育て世代との懇談ですが、今回開催した懇談会にも子育て世代の方々の御参加もあり、教育、子育て環境についての御意見もいただいております。さらに、市民3,000人を対象としたアンケート調査の集計も進めておりますので、その結果も見ていきたいと思っております。

次に、室内水泳プールの建設の問題でありますけれども、今回開催しました懇談会においてプール建設の要望がありました。懇談会で私が説明させていただいたのは、市としてプールは必要がないと判断して廃止したのではなくて、第3ビルの再々開発が民間主導で行われることとなり、市はプールの設置を要望しましたが、採算ベースに乗らないということで、残念ながら廃止せざるを得なかったということについて説明いたしました。プールの必要性について理解はしており、懇談会での御意見も踏まえ、市の財政状況も勘案しながら新しい総合計画策定の中で検討していきたいと考えております。

次に、配食サービスについての御質問でありますけれども、まず在宅で亡くなられた単身高齢者の状況につきましては、市が直接かかわって把握している人数としては18年度で10名となっております。

次に、配食サービスの実施状況でありますけれども、地域のボランティアの協力を得て、週1回、単身高齢者や高齢者のみの世帯に対し、配食サービスを実施しております。18年度決算では、登録者数146人、実施町会数は19町会、延べ配食数6,666食となっております。また、実施町会を増やすための協力要請につきましては、町会や地域に出向いて懇談会を実施し、趣旨説明や配食する弁当の試食などを行い、地域での取組に理解を求めているところでございます。今年度におきましては、新たに7地区で協力をいただき地域の拡大が図られてきているところであります。

次に、配食回数の増についてでありますけれども、高齢者が地域で安心して暮らしていくため、配食サービスを通しての見守り活動に協力いただける町会等の拡大に努めているところであり、まだまだ実施町会数が少ないという状況を踏まえ、回数の増もありますが、まずは地域を拡大することで、より多くの高齢者を地域で見守るという体制づくりに力を入れてまいりたいと思っております。

次に、季節労働者の通年雇用促進支援事業でありますけれども、まず、この事業の予算規模についてであります。このたびの通年雇用促進支援事業の創設に当たっては、冬期雇用安定奨励金と冬期技能講習助成給付金のいわゆる暫定2制度が平成18年度限りで廃止されたことから、地域における季節労働者の通年雇用を図るため、オール北海道として国に働きかけを行った結果、予算化されたものであります。市としては、通年雇用の促進に資するよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、支援事業の成果についてでありますけれども、小樽市季節労働者通年雇用促進協議会は、事業主や季節労働者を対象に通年雇用支援セミナーなど各種事業を実施することとしておりますが、その成果として参加者のうちから通年雇用に結びつく数値目標を5名と想定しております。本市の有効求人倍

率は0.5倍を下回る大変厳しい雇用状況にあります。市といたしましては、ハローワークと連携を図りながら一人でも多くの方が通年雇用に結びつくよう協議会が実施する事業への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの施策に相当する制度の実現に向けた国や道への要求についてでありますけれども、国は本年度から季節労働者への通年雇用安定給付金制度を見直し、新たに通年雇用促進に向けた支援事業を創設しました。このような経緯から見て、創設された通年雇用促進支援事業の推移を見ながら、今後、国や道への対応を検討してまいりたいと考えております。

また、市の季節労働者に対する緊急対策であります。市といたしましては、小樽市季節労働者通年雇用促進協議会が行う事業に対してできる限りの支援を行うとともに、今後ともハローワークなど関係機関と連携して市内の各事業所に働きかけ、求人の開拓に努めてまいりたいと考えております。

次に、季節労働者対策に総合的に取り組む組織の設置ということでもありますけれども、このたび設立された小樽市季節労働者通年雇用促進協議会は、建設業界を含む経済団体や労働組合の代表のほか、道や市も参加し、季節労働者の通年雇用化実現のために組織されたものと考えております。市といたしましては、この協議会が季節労働者のニーズを把握し、効果的な事業を継続して展開できるよう、また季節労働者の方々の生活安定が図られるよう、今後とも関係団体と連携して季節労働者の通年雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

駅前から高島小学校温水プールへの専用バスの運行についてであります。市所管のスポーツ施設は市内に点在していることから、これらを利用する場合の交通手段については、現行の福祉サービスを利用される場合も一部にはありますが、基本的には高齢の方や障害を持つ方をも含め、すべて利用者負担としております。したがって、高島小学校温水プールだけ特別な対応をとることは、他の施設利用者に対し公平さに欠けることにもなるため、難しいものと考えております。

次に、障害を持つ子供たちの高等教育についてであります。近年、高等養護学校への進学希望者が増加傾向にあり、中学校の特別支援学級に在籍する生徒が近隣の高等養護学校に進学することは難しい状況になっております。小樽市におきましても、今年、市内の中学校の特別支援学級から卒業した生徒16人のうち高等養護学校等に13人進学しました。しかしながら、札幌、岩見沢、小平、雨竜など親元から離れた場所へ進学している状況になっております。また、現在、小樽市内の小中学校の特別支援学級に在籍する子供は93名おり、このうち来年中学校を10名卒業することとなっております。高校卒業後の将来を見据え、親や友人のいる生まれ育った環境の中で生活を送らせたいという親の切なる思いを強く感じております。

9月10日に平成20年度公立特別支援学校配置計画が示されました。これによると、道内では48名の定員増となっております。近隣の札幌は16名の増であり、親の願いとはまだほど遠い状況にあると感じております。子供たちの将来への不安を少しでも解消できるよう、市教委としましては、これからも道教委に対してこの現状を訴えていきたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点か再質問させていただきます。

最初に、財政問題ですけれども、今年度の当初予算と交付税の決定額とのかい離について、その財政

措置についてお尋ねしました。事務事業の見直しなど徹底的な削減というふうにおっしゃいましたが、これまでもかなりの縮減を図ってきています。一体この中身をこれ以上どういうふうに縮減できているのかをお尋ねいたします。心配なのは、市長は地方六団体等の中で地方交付税が削減されないよう要請していくとおっしゃっていますけれども、こういった地方交付税の削減によりこれ以降の年度で市民生活にサービス削減などの影響を与えることはないのか、そういうサービスの見直しなどは考えていないとは思いますが、念のためにその点についてお尋ねしておきたいと思います。

それから、石狩湾新港についてです。市長は慎重に見ていきたいとおっしゃっていますが、来年度要求する外郭施設、当面の荷役作業には全く影響はないと考えられます。三つの各母体とも財政難の折、これ以上新たな外郭施設の整備にお金を投入する必要は全くないものですから、はっきりと拒否する態度を示していただきたいと思いますが、そのことについてお示してください。

それから、市立小樽病院の問題です。医師確保の問題で、説明会で出された意見にきちんと答えていない、こういう姿勢が説明責任を果たしていないという確かな証拠だと思えます。こういった状況で、先に建設場所を決めて強行することは大いに問題だと思えます。場所についてほとんど説明会で出た、本当にあの築港地域が病院として適切な場所なのかといった質問に対して本当に大きな拍手があって、市長は納得していただいたという先ほどの答弁を聞いて私は驚きました。そういう状況では全くないと思えます。市民の知恵をもっともったかりることも念頭に建設場所については再考を求めますが、いかがでしょうか。

それから、保育所の問題です。確かに民間保育所とはいえ認可施設ですから、子供たちの福祉の向上のためにも一生懸命に民間の保育士たちは頑張っていると思います。ただ、これまで公立保育所の民営化に拍車がかかる、そのほとんどはコスト面から言われているのです。それが多くは職員の労働条件あるいは配置の問題だということは先ほど質問の中で述べましたけれども、そういう頑張りだけでこの先どんどん民営化していった方がいいのかということが一つあります。

それと、地方六団体は、民間保育所の運営費についても一般財源化するという要求をしているということですが、そうすると一体その先すべての保育所が民営化になった時点で、また新たに一般企業の保育産業への参入に大きく道を開くことになるのではないかと、そういうふうになってきたときに本当に子供たちの福祉や働く母親たちの状況が守られていくのかといった問題も出てきますので、ここは自治体の長として相当慎重に、公的福祉の存続についてしっかりと見据えた対応をしていただきたいということを改めて要求したいと思います。

それから、高島小学校温水プールについてですけれども、現在プールが主催する教室に参加する人と一般利用者の開館時間、ずらして入れられるといった、そういう差別がされているとか、また開館時間や閉館時間について相当厳しく言われて、慌てて着がえをしたりという室内水泳プールの利用時とは全く勝手が違うといった苦情も寄せられているのです。水中体操の音楽が聞こえないので、相当大きなボリュームで音を鳴らしているそうなのですが、そうすると、その水中体操以外の人たちには、とてもそれが苦痛だということで、こういう状態がこの先何年も続くということは、すごくストレスになると思います。一つには、そういう対策を要求したいと思うのですが、開館・閉館時間についても余裕を持った対応をお願いしたいと思うのですが、それは一つ教育委員会にお尋ねしたいのですが、市長には、これまで何回もプールの建設についてお尋ねしていても、総合計画の中で検討していきたいという答弁にとどまっています。一体つくるのか、つくらないのか、はっきりした返事を一度もいただけないと思うのですが、この総合計画の説明会、それらに参加して相当要求があったと思えますので、はっきりと総合計画の中にみずからリーダーシップをとって建設について明記していくぐらいの答弁を

ぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、高等養護教育の問題です。数年前には高島・朝里小学校のPTAの皆さんと少人数学級の実現を後志支庁に申し入れ行動を行いました。そのときには議員や教育委員会もバスで後志支庁に出向いて要望を伝えていただきました。高等養護教育の、先ほど述べました三つの改善要求ですね、こういった取組は小樽市ではスタートしたばかりですけれども、全道的にも各地で声が上がりに始めていますから、ぜひ情報提供や北海道教育委員会への要請にさらに強力を力を尽くしていただきたいと思います。

それから、通年雇用促進支援事業についてです。昨日の北海道新聞に、北海学園大学講師が季節労働経験者の追跡調査をしたとの記事がありました。3割が国保料を滞納してしまっていて、公的年金の受給年齢に達した人のうち、受給していないと答えた方が35.1パーセント、老後の深刻な生活実態が浮かび上がっているのですね。今度の協議会の運営でいろいろな施策がされたとしても、通年雇用につける人がたった5人、そういう取組なのです。今、緊急に求められているのは、本当に生活擁護の政策なのですが、そういうことについて小樽市として、やはり協議会に参加する、その同じ人たちでいいのですけれども、協議会が枠をはめられた施策、そこを取っ払った形でもっと今、小樽市にいる季節労働者の方々の生活を支援するようなさまざまな取組ができる協議会的組織を何としてもつくるのが重要ではないかというふうに思うのですが、その点について再度お聞きしたいと思います。

それと、バスの利用については、高島小学校温水プールにバスを出すつもりはないとおっしゃっていますが、既存のほかの施設と違うふうにきちんと考えなければいけないと思います。これは市の施策として今まで利用できたところが利用できなくなるわけですから、それに対する手だてとしてのバス運行、それは別に差別でも何でもなし、それをやってほかの福祉施設の方々からぜひというふうに声が上がったら、その時点でそこは拡大していけばいいことですので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えいたします。初めに交付税の問題ですけれども、このかい離の問題、やはり非常に問題だと思っています。今回、我々も問題として思ったのは、交付税算定で国が推計するのです。例えば納税義務者の数を国が5万9,000人と言ったのです。実際に、では課税状況がどうかといたら5万6,000人なのです。2,000人以上のかい離があるのです。これはやはり算定上、問題でないかと。確かに今の制度上からいったら仕方がない部分はあるのですが、問題はこの交付税、我々が予算編成するときに算定する時期と国が交付税を決める時期にかなり時間的なタイムロスがあるので。ですから、我々が予算編成するときに、交付税を算定するときにきちんとした情報を早く下さいと。おまけに、こういうふうに算定上のかい離があると交付税を減らされますから、減らされた分を何とか減収補てん債とか何か別の形でできないかということも問題提起しています。これは、これからもっといろいろな場面で言っていこうと思っていますけれども、現状としてこの算定に問題があるのではないかというふうに認識していますので、何らかの形で要望していきたいと思います。

今回の削減に伴って市民サービスに影響がないかというお話でありますけれども、これは今いろいろな面で精査しております。非常に大きな問題だと。毎年どんどん減らされていますから。我々は一生懸命行革で経費を減らしていますが、同時に一方で交付税を減らされたら全然行革のプラス効果が出てこないのです。ですから、いつまでたっても赤字が減らないという状況もありますので、これは我々としても慎重に考えていきたいというふうに思っています。

それから、石狩湾新港の問題ですが、これは拒否すべきということですが、私どもとしては、

先般、新聞報道がありましたように、北海道も実質公債費比率が20パーセントを超えていますし、石狩市も超えている、小樽市も超えている状況で果たして財政負担できるのかということについては、それぞれの関係機関の方に申入れをしていきたいと思っています。

それから、医師確保の問題、これは小樽病院長が話したのですけれども、多分、新築した後の医師の確保の問題と現状の医師の確保の問題と、ちょっと混乱したのではないかと。とにかく今の、現状の医師確保が頭の中に相当あるものですから、これを何とかしなければいけないという、これはもう小樽ばかりではなくてどこのまちもそうなのです。この医師確保の問題が、今、全国で問題になっていますので、これはいろいろ今、国の方もやっていますし、北海道もやっていますけれども、確保については非常に難しい問題がたくさんありますので、これはこれから、確かに以前は大学の医局に頼ってきた部分はありますけれども、これはもう頼りにならないということがわかってきたものですから、これはもう頼りにならないと言ったら怒られますけれども、頼りつつほかの手も考えていかなければ確保はできないだろうというふうには思っていますので、それはこれからやしていきたいと思っています。

それから、病院の建築場所については納得してもらったとは言っていません。我々の説明は一応理解してもらったけれども、集まった皆さん方が全部我々の説明を一応は理解してくれただろうと思っていますけれども、了解したとは思っていません。ただ集まった人の方の、発言した方の大半は築港に反対の人ばかりですから、特に声が大きかったということは事実です。

それから保育所の問題ですけれども、これはこの先どんどん民営化していくのかということですが、現状、市内に20か所の保育所がありますが、そのうちの13か所は民間なのです。ですから、民間に頼っている部分が非常に多いわけですし、特に市の公立保育所は、先ほどから言っていますとおり老朽化が激しいわけです。今の財政状況でみんな新しくしていくという話にはなりませんので、民間で力のあるところについては、ぜひやっていただきたいというのが今回の真栄保育所の例でありまして、今後につきましては、改めてまた方針についてこれから検討していくと、先ほど答弁したとおりであります。

それから、プールの問題、これはお金があればやりたいと言えるのです。お金がないからです。お金があれば、やりたいと言います。お金がないからできないのです。だから補償金の話はすぐ出ますけれども、補償金は第3ビルの再々開発、これは小樽にとって必要なものだというふうに私の方で判断しましたので、それはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 菊地議員の再質問にお答えいたします。

障害を持つ子供の高等教育についてであります。先ほども述べましたように、親の切なる願い、さらには子供たちの将来への不安をなくするという点、さらにはそれに拍車をかけますように、小樽の支援学級に対する子供の推移を見ますと、決して急激に減少するということはございません。そういう点を踏まえ、菊地議員の御質問は十分理解できますし、設置者に対しても私たちは何とか小樽近郊でも障害を持つ子供たちが高等教育を受けられるようお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、プールにつきましては、部長の方から答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(山岸康治) 菊地議員の再質問にお答えいたします。プールの関係でございます。

一つ目は、当所の開館時間の関係についてでございますけれども、実は学校プールの関係で授業のた

めにどうしても優先している部分がございます。それで、実は午前中の授業で終わる部分が出まして、従来は午後4時開館でやっておりましたけれども、今日から1時開館という形で進んでございます。それから、9月いっぱい学校のプール授業が終わりますので、10月からは従来どおり10時開館ということで進めてまいりたいと思います。

今後につきましても、どうしても学校プールということでございますので、授業に使う関係がございしますが、できるだけそこら辺について学校との調整を来年に向けてしながら、できるだけ一般開放の時間をとれるように努力をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、プールの音の問題でございます。確かに旧室内水泳プールに比べますと、音の反響が大きということで、他のプールの状況などもちょっと伺ってございます。ただ、その結果、やはり他のプールも大体今の高島小学校温水プールの音が標準のようでございます。旧室内水泳プールが逆に音の吸収がいいのか、非常に反響が少なかったようでございます。音についてはなかなか難しい面もございしますが、従来に比べてそういう意味で非常に大きいということもございしますので、少しでも緩和できないだろうかという研究は続けてまいりたいというふうに思っております。

それから、バスの関係でございます。子どもは現状のサービスを低下させないようにということで、施設サービスについてはいろいろ手だてをとってまいりました。そのアクセスについては、やはり現状の駅前も福祉サービス等を利用させていただきながらやっていた面もございします。それから、やはり市民の方から、現実に公平さに欠けるのではないかと御意見などもやはりいただいている部分もございします。一応そういう面もありますけれども、現状持っているスクールバスの中でそこら辺の空き時間を利用してできないかという検討はさせていただきました。ただ、スクールバスの空き時間というのは、いろいろ検討していきますと、やはり8時半過ぎから1時まで、1時以降は使いますし、終わるのは8時半過ぎということで、非常にその時間が短くて昼食の時間帯にも当たるといようなこともございしますし、学校での利用もあるものですから、したがってなかなか使える状況にどうもなさそうだとおっしゃることで、そこら辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 経済部長。

経済部長(安達栄次郎) 季節労働者のまずは通年雇用対策の強化ということについての、再質問でありましたけれども、今回のこの協議会の制度が、やはりオール北海道の中で国に補助金を認められ、スタートした事業であるということから考えますと、まず市といたしましては、この協議会でいろいろな関係者の方々の意見を聞きながら進めていくということがやはり基本になっていくのではないかとおっしゃることに一応思っています。しかし、また市の立場としても、単に協議会だけの議論ではなくて、やはりハローワークなどの関係機関と協議しながら、一人でも多くの方が通年雇用になるような努力は今後も引き続き進めていきたいと、このように考えています。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 2点だけ再々質問します。

1点目は、プールの問題です。市長は、総合計画の中で検討していきたいとおっしゃいます。本当に入れるのか入れないのかと聞いたら、お金の問題が出てくるのです。結局、今の小樽市の財政状況で言ったら、いつになったら小樽の市営プールの実現は可能なのかということが、プール利用関係者の本当に知りたいところなのです。だから、総合計画の中に本当に入れるのでしたら、入れる立場で財政措置も考えていただきたいと思うのですが、そうでなかったら検討したいという逃げの説明、答弁に

しかならないと思いますが、もう一度そこのところをはっきりさせていただきたいと思います。

それから、病院建設問題です。了解されたとは考えていないという答弁ですけども、そのとおりだと思うのです。記者会見の中で今回の説明の総括ですね、議会前にきちんとまとめて出したいという旨、記者の方には答えられていましたけれども、それはもう既に出たのでしょうか。また、説明したからよしとしないでほしいという意見は本当に参加した方々の共通の思いだと思うのですが、この後に、この説明会みたいなことをどのようにやっていくつもりなのか考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） プールについては、私どもとしては必要のない施設だと思っていませんので、できれば原案としては計画の中に盛り込みたいというふうに思っています。ただ、財政状況が先ほど申し上げたとおり非常に厳しいわけですから、実現というのは、ちょっと今のところつくるといふ明記はなかなかできないだろうと思います。

それから、病院の問題で、1回総括をやったのですけれども、なかなか大きい問題ですから、そう簡単にすぐ結論が出る話ではありませんので、引き続きまだ検討しております。もう少し時間がかかると思いますので、結論が出ましたらまた説明したいと思います。

議長（見楚谷登志） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 千葉 美幸

議員 山口 保

平成19年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成19年9月13日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山崎範夫	総務部参事	吉川勝久
財政部長	貞原正夫	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	磯谷揚一
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員 事務局長	中塚茂
会計管理者	宮腰裕二	総務部 企画政策室長	大野博幸
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	堀江雄二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐藤禎洋議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

1番（秋元智恵議員） 平成19年第3回定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます秋元です。4月の統一地方選挙で初めて議席をいただき、最初の代表質問となります。公明党の理念であり、創立者の理念であります大衆とともにの言葉どおり、小樽市と市民のためにしっかり働いてまいります。ふなれではございますが、山田市長をはじめ関係理事者の方、先輩議員の皆様には、これからもいろいろと御指導をいただくことと思っておりますが、どうかよろしく願いいたします。

初めに、財政に関して質問いたします。

平成18年度決算の赤字額は、当初、約12億3,000万円と見込まれておりましたが、その後、約5,000万円を圧縮し、約11億8,400万円となったわけでありまして。しかし、約11億8,400万円の収支不足については、平成19年度の予算を財源として繰上充用し、これにより、平成19年度もこの約11億8,400万円の赤字を引き継ぐこととなります。平成20年度予算編成に向けて、今後の財政見通しとさらなる赤字圧縮の対策についてお答えください。

次に、公債費について伺います。公債費、元利償還金は平成16年度をピークに減少しているとのことですが、18年度一般会計の元利償還額は77億2,600万円で、前年度に比較して1億8,400万円の2.3パーセント減となりました。しかし、今後、市立病院の統合・新築など、新たな借入金を考慮した場合、実質公債費比率の推移と今後の元利償還額の見通しについてお示しください。

次に、繰出金について伺います。18年度の繰出金は87億500万円で、前年度と比較して5億100万円、5.4パーセントの減となりましたが、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計などへの繰出金が増額しています。今後も高齢化が進むことにより、これらの増額が見込まれますが、その見通しについてお示しください。

次に、近年、地球環境問題が関心事となっておりますが、世界規模での取組が必要とされる中、法整備も含め、さまざまな取組がなされています。地球環境問題は、人類に課せられた最重要かつ至難の課題であると言われ、その理由として、問題があまりにも広範かつ多岐にわたり、かつ複雑であることや、問題に関する因果関係や有効な対策が十分に把握されていないことがあげられています。単に表面的な対策だけでは解決不可能で、個人の倫理観やライフスタイルの問題にまで踏み込んで考えなければならないことや、問題に対する各国の利害が一致せず、特に先進国と発展途上国との利害対立が大きいこと、地球の人口増加や経済発展と密接な関係があり、しかもそれらと両立させながら解決を図らなくてはならないことなど、国民、市民にはさほど切実な問題として受け止められていないのが現実であります。しかし、対策が遅れば、かけがえのない地球を回復不能な状態にまで損なう危険があることが指摘されております。したがって、国はもちろんのこと、各自治体にも早急な対応が求められているのが現実であります。

現在、日本の環境政策の基本的方向を示す基本法は、環境基本法であり、この法律は1993年11月に成立、公布、施行されました。これによって、公害対策基本法は廃止され、また、それまで自然保護の基

本法としての役割を果たしていた自然環境保全法も、大幅にその役割を縮小するに至り、環境基本法の制定後も、環境法制には幾つかの大きな動きが見られます。

1992年、ブラジルのリオデジャネイロ市で開催された地球サミットでは、アジェンダ21が採択され、1997年には環境影響評価法が制定されたのであります。これによって、大規模開発事業などにおける環境アセスメントが制度化されましたが、開発事業などを進めるために、環境への影響が軽く見積もられる傾向があるなど、今後への課題が残されている中、1997年、京都会議の開催と、この会議での京都議定書の採択を契機として、一連のリサイクル関連法が制定され、1998年、地球温暖化対策の推進に関する法律、地球温暖化対策推進法が制定、同年、エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法が改正されました。次いで、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、多数の法律が制定され、2000年には循環型社会形成推進基本法が制定されました。

その上で、今、注目されているのが循環型社会の構築です。物質的には豊かな私たちのこれまでの生活を支えてきたのは、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済・社会の仕組みであり、使い終わったものは捨ててしまうという浪費型社会です。しかし、このような生活スタイルを長年続けてきた結果、ごみの発生に歯止めがかからなくなり、現在ある最終処分場はあと数年で満杯になると言われております。産業廃棄物の不法投棄の横行やダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染も深刻になっています。地球規模では、地球温暖化や生態系の破壊など、人類の生存そのものを脅かす現象が現れているので、循環型社会の構築が必要だと言われております。

そこで、お聞きいたします。小樽市にあって、環境問題については、さまざまな施策を行ってきたことと思います。循環型社会の構築という観点からは、どのような取組がなされてきたのか、具体的な事例を示していただきたいと思っております。

例としまして、滝川市は、北海道のほぼ中央部、石狩川と空知川に挟まれた平野部にあり、面積は115.82平方キロメートルで、人口は約4万5,000人、土地はおおむね平たんで緩やかな丘陵地帯にあります。近隣の2市2町と設置した廃棄物の広域処理施設において、生ごみのバイオガス化処理を進めています。滝川市では、平成15年から、ごみ処理システムを大きく変更しました。ごみの処理手数料を定額制から従量制に改めるとともに、分別種類を従来の3種類から7種類に変更しました。さらに、広域によるリサイクル施設を整備し、生ごみはバイオガス化して電気や熱として利用し、さらに残さ物は肥料として利用するなど、可能な限り、ごみを資源として活用することに努め、これらの取組の結果、新制度移行後、一般廃棄物の排出量は約4割、埋立処分量も約7割削減され、現在もリバウンドもなく、円滑に推移しています。

滝川消費者協会では、約10年前から環境問題に取り組み、その取組の一つとして、不要となった傘の生地をリフォームしたマイバッグやリュックサック、エプロンなどの製作を行っています。傘から丁寧に外された生地は、縫い合わせをほどこき、単体の生地にした後、廃油石けんで汚れを落とし、ほかの傘の生地との色合わせを行うことにより、さまざまなパリエーションが生まれ、世界でたった一つだけの作品が完成します。特に、冬場には、各家庭でそれぞれが漬物を漬けるところも多いことから、漬物用の野菜を洗う際に、防水性の高いエプロンは大変重宝しているとのことでした。

建設業を営むA社は、平成16年5月から、歴史的にも当該地域に縁の深い、羊の飼育に独学でチャレンジしています。この事業において、同社は、地域の稲作から発生するもみ殻からくん炭ともみ酢液をつくり、これらを畜舎の敷料や防虫剤として活用しています。同社によれば、くん炭利用により、畜舎の衛生面の向上や消臭といった効果があり、そのため、肉そのものに羊独特の臭みがなく、これを食材として使うシェフなどからも高い評価を得ているとのことでした。

B社は、家庭系生ごみの分散処理リサイクルシステムの普及を進めています。このシステムは、契約を締結した団地などのごみ集積所に、生ごみ処理機を20世帯から25世帯に1台の割合で設置し、この機械で1次処理をした生ごみを3か月に1回の割合で専用車により回収し、2次処理プラントで加熱して有害菌を除去し、たい肥をつくるというものです。でき上がったたい肥は品質がよく、このたい肥でつくられた作物は収穫時期も長く、味も大変よいとの評判を得ているとのこと。

農業機械をメインに機械器具の製造業を営んでいるC社は、取引先からの依頼により、オイルエレメントのリサイクル機械の開発を行いました。我が国では約7,500万台の車があり、1年に1回交換された場合、7,500万個のオイルエレメントが排出されます。人口比率から想定すると、北海道には240万台から250万台の車があり、同数の使用済みオイルエレメントが排出されていますが、同社の取引先では、年間150万個のオイルエレメントを回収し、北海道内の回収率としては約50パーセントとなっています。オイルエレメントの回収率が非常に高い理由は、ある自動車メーカーからリサイクルを行う業者に、優先的にフィルター処理を行わせるよう指示が出ているためとのことであります。

小樽市では、このような企業の取組や市民の取組はどのように把握していますか。また、意識啓発などには活用されているのか、お知らせください。

また、循環型社会推進基本法では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを基本とした社会を循環型社会と定義されていますが、持続可能な社会を形成するには、物質的な循環であるこの定義に加え、市民、事業者、行政の協働が必要であり、物質的循環だけではなく、人的資源の循環を含むことにより、さらなる持続可能な社会が実現すると考えるところであります。その上で、市民、事業者、行政の各主体における協働の取組を進めるために、教育現場において環境教育を充実していくことが必要ですし、市民や事業者への啓発、周知なども欠かせないことであると感じますが、この市民、事業者、行政の協働へのお考えをお聞かせください。

次に、地球温暖化の防止のため、国は京都議定書で、温室効果ガスの排出量を1990年に比べて6パーセント削減する約束をしています。環境省はCO₂の排出について、産業部門を除いては逆に増えているのが現実で、温室効果ガス全体では、2005年度には、90年に比べて7.8パーセント増えています。CO₂の排出は、特に業務、商業、事務所、オフィスなどで約45パーセント、家庭で約37パーセントの大幅な増加を示しています。1990年比6パーセントの温室効果ガス削減を達成するための家庭のCO₂削減目標は、年間約3,700万トンと言われています。環境省は1人1日1キログラムの削減を目標としていますが、小樽市として、市民、企業も含め、CO₂排出削減の取組とお考えをお聞かせください。

次に、「市民と歩む 21世紀プラン」について、関連する事項も含めて質問します。

「市民と歩む 21世紀プラン」は、平成10年度から平成19年度までの10年間の計画期間とされ、市民福祉の向上を基本理念とし、市民と行政が一体となって、個性豊かで魅力あふれるまちづくりを進め、市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指すことを目的として実施してきました。今年が最後の年になりますが、先日の市長の提案説明の中でも、この21世紀プランについて触れられておりました。

新しい小樽市総合計画策定のための基本方針の中では、平成10年度からスタートした「市民と歩む 21世紀プラン」小樽市総合計画は、策定から9年が経過し、おおむね一定の成果を達成しているものの、人口の推移においては、平成19年3月末では14万人を切り、目標とする16万人には大きな開きが出たことは、大変に残念なことであります。先月からは新しい総合計画の策定作業が始まり、意向調査、懇談会が市民、地区別、団体別に行われ、平成20年度中をめどに完了することとしています。

しかし、新しい総合計画をつくる上で、疑問な点が何点かありますので、質問させていただきますが、

1点目は、現在の21世紀プランを策定するに当たり、平成元年度から進められた小樽市新総合計画を点検した結果、おおむね一定の成果を達成したとのことでした。前回は、今回も、結果はおおむね一定の成果があったということですが、このおおむねとはどのような成果を言うのでしょうか。どの施策が成功し、どれがうまく進まなかったのか、お答えください。

市民の方からは、市の仕事がよくわからないとの指摘もあります。市の事業は市民社会の安定という共通目的はありますが、ほとんどの個別分野で、サービスを受ける人とお金を提供する納税者とは、負担の割合を含め、必ずしも一致せず、市場原理で結びついたものではありません。さまざまな立場にある市民の方が、それぞれの視点で行政の仕事を判断していただくとともに、効果的、効率的な行政のため、目指そうとする方向について、より多くの方に公平であると納得してもらうことが重要であり、その上で全国の多くの自治体で行政評価が注目され、導入されています。この行政評価についてはどのように考えますか、お答えください。

世の中が大きく変化する中で、今まで以上に効率的な行政運営をするために、仕事の正しい評価が求められています。正しい評価を行い、行政活動を改善することによって、より質の高い行政サービスの提供が可能となります。また、市民の皆さんに対する説明、行政体制の見直しなどにも、行政評価が非常に有効とされています。税金が実際にどのように使われ、仕事の所期の目的が達成されたのかを評価する、その結果を次の計画、改善につなげるといった観点から、行政評価は重要であると思いますし、その評価結果を市民に広く公表し、理解を得ることも重要だと思いますが、市長の御見解を求めておきたいと思います。

行政評価を取り入れている自治体として、国立市では、平成12年度から事務事業レベルの評価、新規の事業の評価、公の施設の評価などを試行も含めて行ってきましたが、部分的には見直しや改善にとどまり、仕組みとして定着していないという課題が挙げられていました。そこで、市の基本計画で定められた施策の目的、目標達成に向けて、どの事務事業が効果的だったのか、さらには今後どの事務事業を連携、統合することが有効的であるかなどの判断をし、仕組みとして定着化するため、行政評価システムの導入、活用することにしました。市の仕事を根本から見直し、施策レベルの評価を行うことで、限られた財源と人的資源を、どの分野に優先して投入していくかの判断をするための資料となり、「あれもこれも」から、「これだけは」の考え方に転換し、収支の均衡を目指した市政運営を進めることになったのです。

また、現在の財政状況の中で、一人一人の人間を大切に、健康で生きがいのある市民生活を実現するための必ずの事業を効果的、効率的に行うために、行政評価を活用して、市の事務事業のすべてを見直すことが大切だと思いますし、このことは従来当たり前に行っていた事業でも、現在の基準では優先度が低いと判断された場合は、縮小や統合、廃止の方向が打ち出される可能性があるということです。

福岡県太宰府市では、行政評価方法として、自治体自身が評価の実施主体となり、自己点検する内部評価と、行政組織以外、すなわち市民の手による評価である外部評価があり、外部評価は市民への公表や市民参画による評価委員会を設置して行われています。同市においては、内部評価とし、評価結果は市民にわかりやすい方法で公表を行います。評価結果を生かした住民と行政の協働を進め、改革・改善を実現していくためには、評価結果を広報やインターネット、説明会、ワークショップ、利害関係者との協議など、あらゆる場面で公表し、各施策関係課や職場単位で住民に理解と協力を求める「住民との協働評価」を実施し、協働関係を実質的に築いていくことが必要とした上で、大きな施策を40項目に分け、例えば効果的な行政運営という項目では、それぞれに目標達成度評価、時系列比較、過去3か年の比較、他自治体との成果実績値の比較、住民が期待する成果水準と実績値の比較、施策の成果実績と効

率性に関する全体総括、施策の成果実績と効率性に関する市の取組を総括、事務事業、貢献度評価と今後の課題などの評価項目を設けており、だれが見ても一目でこの施策は成功したのか、失敗だったのかがわかりやすいものでした。以前は、仕事のPDCAサイクル、プラン（計画）、ドゥ（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）で言えば、プラン、ドゥ、プラン、ドゥの繰り返しで、チェック、アクションが必ずしも十分ではなかったということです。

小樽市をこのPDCAサイクルで言うと、市民にはプラン、ドゥ、プラン、ドゥ、つまり計画、実行の繰り返しに見えているのが現実です。今後のチェック、アクションをどのように行い、そして新しい総合計画をつくる上で、チェック、アクション（評価、改善）がどのように活かされていくのか、お示しください。

行政評価の原点は、市民の目線に立って、「行政の仕事は果たして健全で安定したまちづくりに結びついたのかどうか」に答えるものだと思うのです。その結果が次の企画の立案、予算編成、組織編成やその実施に反映されてこそ、市民との協働の道が開けていくと思いますが、市民の声を反映し、さらに市民との協働の道を開くためにどのようにお考えか、見解を求めておきたいと思います。

次に、国民健康保険の給付と、それに関連して伺います。

国民健康保険法第68条の2第1項は、医療費の地域差問題に対応するため、厚生労働大臣が指定する医療給付費などが著しく多額な市町村は、国民健康保険事業の安定化に関する計画を作成し、国及び都道府県の指導及び援助の下に、給付費などの適正化等、運営安定化のために措置を講ずることになっています。そこで、今年度、高医療費市町村に指定され、安定化計画作成を求められている小樽市ですが、この安定化計画の内容、つまり高医療費の内容分析、安定化計画の目標設定、医療費適正化など、国民健康保険事業の安定化のための具体的な措置、安定化計画の実施体制の整備はどのように計画されていますか、お示しください。

また、高医療費市町村に指定されたことに伴い、国、道からはどのような指導がなされ、安定化計画とあわせ、どのような効果、改善があったのか、お答えください。

21世紀の課題の一つとして、少子高齢化があり、2005年の総務省調査によれば、現在、国民の5人に1人が65歳以上とされ、さらに2020年には3人に1人へとその割合を高めると予測され、高齢者の増加による医療現場の負担増も間違いのないものと言われています。それに加え、2002年の調査から、2001年度の診療報酬のうち、1,000億円が不要な投薬や検査などに使用されたという調査結果もあります。医療の発達と生活環境などの向上により、社会の平均寿命は延び、人生80年、90年時代が本格化しています。一方で、生活習慣病の低年齢化や食生活の変化による栄養素摂取の偏重、社会や家庭でのストレス増加などによる精神的な疾病など、私たちの健康を害する要因は多様化、複雑化しています。さらに、高齢化や医療技術の高度化に合わせて増加している医療費負担は、国や地方の財政のほか、企業などの健康保険組合、さらに個人の家計を圧迫しつつあり、経済的にも大きな問題となっているところであります。

厚生労働省の調査で、肥満、運動不足、喫煙の三つに当てはまる人は、全く該当しない人に比べ、医療費が4割以上高いという結果が出ています。生活習慣病リスクを軽減させれば、医療費抑制が期待できることを意味しているわけです。政府は医療費の適正化を打ち出し、増え続ける医療費を抑制しようとしていますが、その上で、今、注目されているのが生活習慣病対策であります。生活習慣の改善による疾病の予防、軽症患者の自己治療による重症化の予防などを基本とする予防医療の重要性が指摘されつつあります。さらに高齢化が進めば、ますます病気や介護の負担は上昇します。病気を事前に防ぐことや介護のための社会的負担を減らすために、生活指導を行うことによって、疾病発生とその進展を事前に阻止することができると言われてしています。

具体的な例としては、日本でかつて死因の第1位であった脳血管障害、いわゆる脳卒中の死亡が、食生活の改善、具体的には食塩の摂取を下げることにより、著しく改善したことが挙げられます。

また、医療費の急増に悩んでいた石川県鶴来町が、住民一人一人の診療報酬明細書、いわゆるレセプトを分析し、健康管理に生かす取組を5年間実施したところ、医療費が高額に上る患者の発生が減り、国民健康保険加入者1人当たりの医療費が、取組前に比べて4.6パーセント減ったとの事例もありました。

そこで、小樽市の予防医療の取組は、現在、どのようにされているのでしょうか。

また、鶴来町のようにレセプト分析などの取組はなされているのでしょうか。

生活習慣病などの早期発見、早期治療のため、基本健康診査、各種がん検診、妊婦・乳幼児健康診査などの各種健康診査体制の整備、充実を図る必要があると思いますが、いかがですか。

そして、予防医療の観点から、ここ数年における定期健康診断の受診者の推移はどのようになっていますか。

また、受診後、問題があった方に対しては、どのように対応されていますか。再検査、異常のあった人の割合はどうか。また、再検査、異常のあった人に対しての生活指導はどのように行われていますか、お答えください。

次に、市営住宅について伺います。

公営住宅法には、第1条「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し」とあります。住宅マスタープランによれば、市民のさまざまな住宅ニーズにかなった住宅を供給していくこと、「だれもが誇りと愛着を持ち、安心して暮らせる住まいづくりを目指す」との基本理念が掲げられていました。少子高齢化、人口減など、さまざまな問題が山積する中、市民の住宅ニーズも多種多様なのが現実です。

先日、市民の方から相談を受けました。この世帯は70代の夫婦で、40代の息子夫婦との同居世帯です。現在は家賃6万5,000円の一軒家に住んでいるのですが、さまざまな事情から、今、住んでいる家を出ないといけないことになったわけですが、どちらの夫婦も市営住宅への入居希望でした。70代の夫婦は、年金も含め、年収200万円弱、息子夫婦は障害者世帯で、年収がやはり200万円弱とのこと。一般住宅と特定目的住宅に申し込んだのですが、抽選で漏れてしまいました。

また、小学生の子供を2人持つ母親からも相談がありました。この母親は一生懸命働いて、月収が10万円ほどです。子供2人をなるべく転校させたくないとの思いで、歩いて学校に通えるところにアパートを借りていますが、月収の約半分が家賃、生活も大変です。数回市営住宅に申し込み、やっと補欠になったのですが、すぐには入居できないのです。

あくまでも公平にするための公開抽選会であり、裁量階層世帯や優遇措置などがあるのはわかりますが、高齢者、低所得、母子家庭、障害者などのことを考えますと、今、事例として挙げた方以外にも、まだまだこのような問題があると思われます。ますます需要が増えるものと考えるところであります。

そこで、今言ったような世帯のための、特定目的住宅の必要戸数の確保に努めてきたと思いますが、現在の特目住宅戸数と需要を踏まえた上で、必要戸数は何戸なのか、お答えください。

そして、小樽市では、低所得の年金生活者や母子家庭世帯、障害者へはどのような配慮がなされていますか。

次に、市営住宅の申込みに関してですが、一般住宅の申込みは協和総合管理株式会社市営住宅管理事務所に、特目住宅は市役所内の地域福祉課となっています。高齢者、障害者の方には非常に不便だという相談もありました。特に、先ほどの事例に挙げた方のように、一般、特目両方に申し込む方からは、

何とか1か所で申し込めないかとの話もあり、行政サービスのワンストップ化を進める上では、やはり一般、特目両方が1か所で手続きできるようにしたほうがよいのではないかと思います。この点に関してはいかがでしょうか。

次に、以前の調査では、最低居住水準を満たしていない世帯が41世帯ありましたが、市として解消に向けての具体的な取組をお知らせください。

また、居住環境、家族人数を考える上で、平成18年1月現在、575世帯あったミスマッチ世帯への対応、取組、住み替えがどのくらい進んでいますか。現在のミスマッチ世帯は何世帯ありますか。また、今後ミスマッチ解消に向け、どのような施策をお考えでしょうか。

事故住宅の活用、募集についてはどのように行っているのか、お答えください。

次に、政令月収で定める基準を超えて収入のある収入超過者に対しては、明渡し請求の対応強化を進めてきたことと思いますが、収入超過者は何世帯なのか、また、対応、明渡しも含めて、今後の取組についてお答えください。

また、家賃滞納者への対応、徴収についてはどのように考えているか、お答えください。

次に、市営住宅に駐車スペースはあるものの、現在、車いすを利用している人がこの駐車スペースに駐車すると、ドアがあげられないなど、不便であるとの指摘があります。バリアフリー化が進む一方で、身体障害者用の駐車スペースについては、まだまだ設置されていないのが現状です。そこで、現在、我が市での市営住宅居住の障害者の人数、車いす専用世帯は何世帯ありますか。

これから市民のさまざまな住宅ニーズにかなった住宅を供給する上でも、身体障害者用の駐車スペースを確保、設置する必要があると思いますが、いかがですか。

次に、指定管理者制度についてですが、指定管理者制度は、公園や体育館などの公の施設はこの公共性から管理する主体は市及び公共の団体などに限られていましたが、平成15年の地方自治法改正により、指定管理者として指定を受けた民間事業者でも公の施設の管理が可能となり、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通して、市民サービスの向上を図ることが可能になったものです。最後に、指定管理者制度導入により、どのような市民サービスの向上があったのか、また、現時点で費用対効果がどうか、お答えください。

住宅ストック計画に明記された目標に関しては、目標どおり実現されるのか、お示しください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁を求めます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成20年度の予算編成に向けた今後の財政見直しなどについてであります。先月末に総務省が公表しました平成20年度地方財政収支の8月仮試算によりますと、地方税や地方交付税を含めた一般財源総額を、本年度との比較で0.3パーセント増と見込んでおります。しかしながら、地方自治体間の格差が深刻さを増す中で、本市のように税収基盤のぜい弱な団体にとりましては、一般財源収入の伸びは見込みにくい状況にあり、今後、年末に向けてどのように来年度の地方財政対策がまとめられるか、注視しているところであります。また、今後の地方財政の健全化の方向づけがなされる、いわゆる地方公共団体財政健全化法の健全化判断比率や再生判断比率が年内にも示される予定になっていることから、

来年度予算の編成に当たりましては、これらの状況についても留意するとともに、組織・機構や事務事業の見直しに一層取り組みながら、累積赤字額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率の今後の推移などでありますけれども、まず、今後の元利償還金の見通しにつきましては、既に借り入れた市債に係る元利償還額が今後さらに減少していくことや、現在の財政状況から、今後とも市債の発行額を抑制していかなければならないこと、また、病院の統合新築の場合の起債も、財務省の財政融資資金であれば、償還期間が30年と長期になっていることなどから、今後とも年度ごとの償還額は大きく増加しないものと考えております。したがって、今後の地方交付税などの状況にもよりますが、実質公債費比率につきましても、地方債の発行が一部制限される25パーセント以上にはならないものと考えております。

次に、高齢化が進むことによる繰出金の増加の見通しでありますけれども、まず、老人保健事業特別会計につきましては、75歳以上の後期高齢者医療制度が20年4月に創設されることに伴い、従来の繰出金から、運営主体である広域連合への負担金に変更となります。現在、後期高齢者医療の診療報酬のあり方が検討されており、変更後の負担額を具体的に示すことはできませんが、今後は高齢者数の増加に伴い、市の負担も増加していくものと考えております。

また、介護保険事業特別会計につきましても、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数は年々増加する状況にあり、当面その傾向は変わらないものと予測されます。今後、介護報酬の改定や医療制度改革に伴う療養病床の再編成など、不確定要素もありますが、サービス利用総体としての介護給付費は増加し、それに伴い、繰出金も増加していくものと考えております。

次に、環境問題に関する御質問でありますけれども、初めに、本市における循環型社会の形成に向けての取組であります。これまでごみの減量化、資源化を推進するために、さまざまな施策を実施してきたところであります。具体的には、廃棄物最終処分場で平成12年7月に供用開始したことに合わせて、家庭から出される資源物4品目収集の全市の実施、事業系一般廃棄物の埋立処分料の有料化などにより、11年度と12年度の一般廃棄物収集量の比較では、家庭ごみで約16パーセント、事業系ごみで約41パーセントが減量となったところであります。さらに、平成17年4月から、家庭ごみの減量化・有料化施策を実施し、資源物の収集品目を12品目に拡大したことなどにより、前年度に比較して、家庭ごみは約40パーセントの減量、資源物は約10倍に増加したところであります。

次に、企業、市民の取組でありますけれども、企業が行っている廃棄物の再生処理としましては、廃食用油を精製した重油の代替燃料の製造、建設木くず炭化による炭や木酢液の製造などがあります。そのほか、市外の再生処理施設を利用して、魚のあらなどの飼料・肥料化、大型店などから出される生ごみのたい肥化、蛍光管の資源化を進めている事業者などもあります。また、市民の取組としましては、小樽消費者協会などが中心となって、傘の生地をリフォームしたマイバッグの製作、廃油からの石けんの製造、古着のリフォームのほか、市民グループにおいても、段ボールを利用し、ピートモスともみ殻くん炭を混ぜた基材によるたい肥づくりを進めるなどの取組を行っております。市といたしましても、これらの取組を把握する一方、イベント等においてマイバッグの普及を図るほか、ごみ減量を進めるため、たい肥化用基材を希望する市民に無料で配布してきたところであります。今後も企業や市民グループなどのさまざまな取組を把握し、市民に紹介してまいりたいと考えております。

次に、市民、事業者、行政協働についての考え方でありますけれども、平成16年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの排出抑制のための方策として、市民、事業者、市が協働して発生抑制、再利用及び再生利用に努めることとしており、これまで連携してさまざまな施策に取り組んできたところであります。具体的には、集団資源回収やフリーマーケット団体への支援、また、ごみの減量化や資

源化に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定し、市民に周知を図っているほか、環境教育については、小中学校の総合学習の時間を利用して、児童・生徒に対し、ごみとリサイクルという社会科学習資料を作成して話をしているところであり、市といたしましては、今後、3R運動をさらに進めるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の情報を共有し、一体となって進めていくことが大切であると考えております。

次に、温室効果ガスの排出削減の取組でありますけれども、市では、一事業者として率先して温室効果ガス削減に取り組むため、平成13年度に平成17年度までの第1次温暖化対策推進実行計画、平成18年度には平成22年度までの第2次実行計画を策定し、昨年度は暖冬による影響もありましたが、日常業務や施設管理などにおける削減に向けた取組により、基準年となる平成2年度に比べて、11.5パーセントの削減を達成しております。また、市民や事業者向けましては、これまで日常生活における具体的な削減行動を紹介した「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の普及に取り組んできたところでもあります。しかし、国全体では、商業、サービス、事業所等の「業務その他の部門」と家庭部門からの大幅な温室効果ガスの排出増加が続いていることから、地球温暖化の問題意識を市民と行政が共有し、市民一人一人が取り組みやすい削減行動を着実に定着させていくことが重要なことと考えております。このため、今後も第2次温暖化対策推進実行計画における温暖化防止に向けた取組を職員に徹底するほか、小中学校における総合学習の場や出前講座等で、また、環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議とも連携しながら、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、「市民と歩む 21世紀プラン」についての御質問でありますけれども、初めに現計画の成果であります。21世紀プランの進行管理は、計画期間を3年間とする実施計画を策定し、各事業の事業計画費と決算額の比較により、事業の実施状況を検証しております。平成18年度は予算ベースであります。平成10年度から18年度までの9年間の進捗率は91.4パーセントとなっていることから、おおむね一定の成果を達成しているとの判断をいたしました。現在、18年度決算を含め、各施策の実施状況の取りまとめ作業を進めておりますので、取りまとめ作業が終了した段階で提示してまいりたいと考えております。

次に、行政評価についてであります。本市では、平成12年度に、21世紀プランの第1次実施計画について事務事業評価を実施し、また、平成14年度には、中間点検に当たり、計画の進捗状況、現状と課題、今後の方針を作成するために施策評価を実施いたしました。この評価では、日常の業務を評価する視点から点検することにより、職員の意識改革が図られるなどのメリットはありましたが、一方で評価指標の判断基準に客観性を持たせづらく、担当課の主観的な判断とならざるを得ないなどのデメリットがありました。新しい総合計画では、これらの経過を検証の上、行政評価システムを活用し、計画、実行、点検、見直しによるPDCAサイクルによる計画の進行管理を行いたいと考えております。

次に、行政評価の市民への公表でありますけれども、行政評価の結果を市民の皆さんにお示しすることは、市が行う事務事業の実施状況やその効果をお知らせする有効な資料であると考えております。そのためにはわかりやすいものであることが必要であり、市民への公表を前提に、システムづくりを検討しているところであります。

次に、評価・改善がどのように生かされていくかということでもありますけれども、これまでも施策の実施に当たっては、事業の必要性、緊急度、事業費の妥当性などを総合的に判断し、最小の経費で最大の効果を上げるべく、不断に見直しを行い、実施しております。しかし、現計画に掲げた施策や実施計画の各事業を、行政評価システムの手法を活用し、客観的に評価する視点が弱かった側面もあります。

先ほども申し上げましたが、新しい総合計画では、行政評価システムにより進行管理していきたいと考えており、計画策定の作業とあわせて、行政評価システムの構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民の声の反映と市民との協働の問題でありますけれども、市民の声を反映し、市民との協働を進めることは、私の市政運営の基本姿勢であり、これまでも市長への手紙や出前講座を行うなど、進めてきたところであります。市民の皆さんに市政の情報をわかりやすく説明して、情報を共有し、そしてまた市民の皆さんの市政に対する意見、要望を把握するというのも大切なことと考えております。今後、できる限り地域に向いこうした機会をつくることで、行政と市民の皆さんの心が一つになって初めて協働への道が開かれるものと思っております。

次に、国民健康保険と予防医療についての御質問でありますけれども、最初に、高医療費市町村の指定に伴う国保事業運営安定化計画の内容でありますけれども、まず、高医療費の内容分析として、本市は全国に比べ、1人当たりの医療費が高いことや6か月以上の長期入院患者が多いこと、また、65歳以上の高齢者の国保加入率が高いことが特徴であるとしております。

次に、安定化計画の目標設定としては、健康おたる21計画に基づき、地域住民が主体の健康づくりを推進することや医療給付費を削減することなどとしております。また、医療費適正化等国保事業の安定化のための具体的な措置としては、「おたるの国保」の発行や健康セミナーの開催、健康相談・訪問指導事業などの保健事業の推進のほか、レセプト点検、医療費通知の充実強化などとしております。

次に、計画の実施体制の整備としましては、安定化計画を推進するため、庁内に国保と関連のある福祉部、保健所などから成る国保問題庁内連絡会議を設置しているところであります。

次に、高医療費市町村の指定に伴う国、道からの指導等についてであります。北海道のヒアリングを受ける際、安定化計画の内容に関する説明を求められることはありましたが、特に国、道からの指導はなかったところであります。また、安定化計画の効果や改善につきましては、医療費適正化対策や収入確保対策として、安定化計画に沿って、レセプト点検や被保険者への医療費通知の実施などを行っております。医療費通知など、その効果を把握することが難しいものもありますが、収入確保対策として、職員と特別徴収員による収納体制の強化や早期納付督促員の配置などが収納率の向上に結びついており、効果が上がっているものと考えております。

次に、本市における予防医療の取組でありますけれども、御指摘のようなレセプト点検により健康問題を分析していく方法は、これまで行っておりません。しかし、本市における疾病保有状況の特性は、死亡原因で評価しますと、がん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が多くなっております。これら疾患予防のための啓発事業として、まちかど健康相談や栄養改善講習会などを行い、対策の強化を図っております。また、本市の特徴として、高齢化率が高く、基本健康診査の対象者である40歳以上のうち、65歳以上が占める割合は、全国平均38.2パーセントと比べて、44.7パーセントと非常に高くなっております。このことから、年齢による心身機能の低下予防のための保健指導が重要と考え、その中心事業として、中高年を対象にした健康総合大学を5年前から継続して実施しているところであります。

次に、各種健康診査体制の整備・充実でありますけれども、本市ではがん検診、妊婦・乳幼児健診など、各種健診について、毎年問題点を整理し、対策を進めてまいりました。これからも時代に合わせた多様な市民ニーズにこたえることができるように、健診体制の充実を図ってまいります。また、一般成人を対象とした健康診査については、生活習慣病の増加とその死亡者数の増加が続いていることから、来年度から、生活習慣病の原因となっているメタボリックシンドロームに焦点を合わせた特定健康診査及び特定保健指導が始まります。本市においては、それら健診に備えて一般市民、企業、町会に対する学習会を継続して開催し、メタボリックシンドロームの啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、ここ数年間の定期健診受診者数の推移でありますけれども、本市における過去5年間の基本健康診査受診者数は、平成14年度が1万1,227人、平成15年度が8,731人、平成16年度が8,654人、平成17年度が8,367人、平成18年度が8,001人となっております。なお、受診率で比較する限り、人口10万以上の道内自治体とほぼ同じ受診率となっております。

次に、健康診査後、問題のあった方に対する対応等でありますけれども、平成18年度基本健康診査受診者のうち、検査値に軽度の異常があり、要指導と判定された方は全体の約25パーセント、検査値に高度の異常があり、医療機関への受診が必要と判定された要受診者は約20パーセントとなっております。要指導と判定された方につきましては、保健所において健康相談と保健指導を行っており、健康相談では健診結果の説明と疾病予防のための生活指導を保健師と栄養士が行っております。要受診と判定された方につきましては、医療機関への受診を勧めておりますが、その結果、治療開始となり、訪問指導が必要と主治医から指示のあった方につきましては、保健師が家庭訪問を行い、指導を継続しております。

次に、市営住宅についての御質問でありますけれども、初めに特定目的住宅の戸数と必要戸数であります。必要戸数につきましては、市営住宅総数に占める割合の3割程度と設定しており、本年、特定目的住宅戸数の見直しを行い、現在、1,107戸を特定目的住宅としております。特定目的住宅は、低所得世帯、母子世帯、高齢者世帯、障害者のいる世帯などを申込要件としており、選考方法については、一般の市営住宅の抽選とは異なり、現在住んでいる住宅に関して、その種類、老朽度、保安・環境、家賃などの困窮事情を採点し、困窮度の高い方から入居を決定することとしております。

次に、一般の市営住宅と特定目的住宅の両方に申し込む場合の窓口についてでありますけれども、受付窓口を1か所にすることがサービスの向上につながるということから、窓口の一本化に向けて、現在検討を進めているところであります。

次に、最低居住水準を満たしていない世帯に対する市の具体的な取組でありますけれども、住戸専用面積に対して、基準以上の世帯人数で生活する世帯が現在30世帯あります。これらの世帯で、生活に支障があるとの理由で申出があった場合には、最低居住水準を満たす他の市営住宅への応募を許可しております。

次に、住宅の部屋数に対して人数の少ない世帯、いわゆるミスマッチ世帯の住み替えなどの対応でありますけれども、現在、住み替えの相談を受けていますが、対象世帯が多いことや移転にかかる費用が入居者負担になることもあり、その解消は進んでいない状況であります。

次に、現在、ミスマッチ世帯数は、同居家族の死亡や転出などにより、622世帯に増えており、今後も引き続き入居者からの相談等の対応のほか、住み替え登録の促進や建替え事業施工時に、ミスマッチ解消に向けた誘導を図りたいと考えております。

次に、事故住宅の活用等でありますけれども、市営住宅への応募者数が多いことを踏まえ、今年度から、提供住宅の拡大を図るため、住宅内での不自然な死亡や単独死があった住宅について、制度化して活用することとしております。活用にあたっては、他都市の活用事例を参考に、事故発生後おおむね1年以上経過した後、事故内容を公表し、了解いただいた方に応募していただく方法としたいと考えております。なお、募集につきましては、年1回の公募を予定しており、今年度は10月に募集をする予定であります。

次に、収入超過者や家賃滞納者についての御質問でありますけれども、初めに収入超過者の世帯数でありますけれども、入居した後に所得金額が扶養等を控除した月収が20万円を超えた世帯は、現在141世帯となっております。

次に、その超過者に対する対応及び今後の取組でありますけれども、収入超過者に対して、公営住宅

法第28条に基づき、住宅明渡しの要請を行っているところであり、今後も要請に努めてまいりたいと考えております。

次に、家賃滞納者への対応、徴収でありますけれども、督促状の送付、滞納者宅への電話や訪問、催告書の送付など、段階的に対応し、悪質なものは訴訟を行うなど、今後も引き続き徴収業務に努めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅に入居する身体障害者の人数などでありますが、障害程度等級の1級が124名、2級が133名、3級が102名、4級が103名で、合計462名あり、車いす専用住宅は16世帯であります。

また、障害者用の駐車スペースの確保、設置でありますけれども、車いす専用住宅のある駐車場には、一般駐車スペースよりも幅の広い専用駐車スペースを設置しております。また、一般駐車スペースを利用している方が車いすを利用することになった場合は、個別に相談を受ける中で、駐車場所を工夫するなど、対応してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度導入による市民サービスの向上の問題でありますけれども、昨年度までの各種相談、問い合わせ窓口の開設日が平日だけであったものが、今年度から、土曜日・日曜日も開設し、開設時間も午後5時20分までであったものを午後7時まで時間を延長したことや、修繕相談では建築士を配置するなど、迅速に対応できる体制となり、市民サービスが向上しているものと考えております。また、費用対効果であります、委託経費の節減や市民サービスの向上が図られたことなどからも、指定管理者に移行して5か月を過ぎたところでありますが、一定の効果があったものと考えております。

次に、公共賃貸住宅ストック総合活用計画の目標の実現でありますけれども、当該計画の期間は平成18年度から4か年を設定しており、オタモイ住宅の建替え事業や屋根改修、家庭用火災報知機設置の改善事業などを実施しているところであります。厳しい財政状況ではあります、各種課題に取り組みながら、だれもが安心して暮らすことができる住宅セーフティネットとしての市営住宅の役割を強化するために、目標達成に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。

議長（見楚谷登志） 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時30分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口保議員登壇）（拍手）

18番（山口保議員） 民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

私は、かねてから発言の機会あるごとに、本市再生の展望にかかわる議論をさせていただきました。殊に、本市の観光が本市産業の4割を担う主要産業となっている現在、この観光をさらに発展させることが、危機に直面する本市財政の再建に必ずつながるものと期待をするからであります。今例会でも、若干の新たな提案を通して、議論をさせていただきたいと思っております。

近年の本市観光の現状は、海水浴客を除いて、平成15年度以来、700万人台の入込みを維持しているものの、宿泊客数は平成7年度の54万1,000人から、ピークの平成12年度79万人と順調に伸びていたものが、平成13年度77万5,000人から、昨年、平成18年度には69万6,000人と下降が続いております。この間、台湾、香港、韓国を中心とする外国人宿泊客数は、平成13年度1万2,219人から、昨年度には3万8,167人、宿泊延べ人数では、平成13年度1万4,225人から4万3,110人と急増をしておりますから、国内客、特に

道内客の減少に歯止めがかからない状況が続いているわけであります。

私は、堺町の観光事業者や人力車の人たちなどと話をすることが多いわけですが、近年の本市の観光客の入込み数が明らかに減少をしている実感があるとお聞きをいたしております。データでは、むしろ平成17年度に比べ、18年度は微増しているわけですから、妙な話でございます。しかし、特に旭山動物園の人気沸騰以来、明らかに市内の滞在時間の減少の傾向が顕著になったとお話から、入込み数が減っているという実感を理解いたしました次第であります。

滞在時間の減少は、当然、消費額の減少につながります。観光客のゾーン別の訪問地点で8割が訪れるとされる堺町運河周辺での滞在時間の減少は、近年、新たな魅力創出に乏しく、6割がリピーターと言われ、リピーターに支え続けられてきた本市の観光の当然の結果と言えらると思います。小樽観光15年をけん引し続けてきたこの地区の衰退の始まりともとれるこうした状況を、どのように見ておられるのか、まずお伺いをいたします。

さて、平成15年11月から平成18年1月と、2年余りをかけて策定されました観光基本計画は、本市が観光都市としてスタートして以来、ようやくにして多くの関係団体や市民、行政の議論の末、書き上げられたものと承知をいたしております。この中では、本市観光の現状とその分析から、あえて観光客入込み数の増加にこだわらず、観光の質的向上を図ることによって、観光客の満足度を高め、時間消費型観光の推進を図り、宿泊型観光へと移行を目指すとし、観光の経済波及効果を高めると目標を掲げております。また、そうした目標設定の基本的考え方の下、四つの主要施策と五つの重点地区を設定し、その目指すべき方向性が書かれております。私は、この基本計画の目標設定に書かれている考え方に賛意を表明してまいりました。ただ、基本計画とはいえ、施策や地区設定など、少し総花的で、どれを重点施策とし、どの地区を重点地区としてまず先行実施するのか、そうした具体的で現実的な議論が始められるのを注目してまいりました。

ようやく、今8月28日に、この基本計画に基づく施策の具体化に向けた小樽観光プロジェクト推進会議が立ち上げられ、第1回目の会議が開かれております。その中で、活発な議論がなされたと聞いております。本年2月に、小樽観光誘致促進協議会と小樽観光協会が一つの組織に統合され、事業推進体制も小樽観光誘致促進協議会を引き継ぎ、事業推進委員会が中心になって行われるようになりました。観光まちづくり委員会、商品開発委員会、観光プロモーション委員会、広報ホームページ委員会、この四つの委員会が組織され、毎週のように委員会が開かれ、さまざまな議論や企画が練られているとお聞きをいたしております。私は、こうした新生観光協会と本市行政を中心とした小樽観光推進プロジェクト会議の議論と実行力に大いに期待をいたしております。

私は、基本計画に定められた目標が達成されるためには、観光振興室のみならず、庁内の複数の部局がこれにかかわり、協力連携して議論が重ねられるべきと考えております。例えば、今産業振興課が取り組んでおられる地場産品のパッケージや商品構成の見直しによる観光産品化などは、観光産品の地場調達率を向上させ、これは記憶が確かであれば平成12年には63パーセント、平成16年には49.3パーセントと、下がっております。この地場調達率を向上させ、観光の経済波及効果を高めるために行われていることから、連携協力が可能であり、また、まちづくり推進室は、基本計画で重点地区の一つとされている中央・手宮地域の北運河手宮地区の再生プランづくりに着手をされております。あわせて、JRから取得した旧国鉄手宮線の整備や沿線の再生が懸案となっております。

第1回の観光プロジェクト推進会議では、議論を深めるためにも、こうした部局にも時々出席をいただき、連携した取組をしたいとの希望が出されているとお聞きをいたしております。どのように対応をされますか。また、今後のスケジュールもあわせ、お答えをいただきたいと思っております。

また、この観光プロジェクト推進会議では、観光都市宣言を行い、観光都市小樽を市内外に広くアピールするとしております。私は、いわば運河保存運動の副産物として生まれた小樽観光が、官民挙げて強い意志を持ち、小樽100年の展望を見据えた第2期の観光まちづくりを示すことができるとの確信こそが、観光都市宣言だと考えております。あわせてお考えをお聞かせください。

次に、中心市街地活性化協議会についてお尋ねをいたします。

本年2月に発足し、第2回が7月10日に開かれた際に出された資料では、これまでの中心市街地活性化の取組と旧法に基づく街なか活性化計画の検証とその反省から、新たな視点での取組の必要性が書かれております。私は、旧法によるTMO計画策定に先立つ小樽まちづくり研究会の委員として、これは記憶でございますけれども平成12年当時、議論に参加をさせていただきました。私は、TMOによるまちづくり会社を設立すれば、事業資金の2分の1が国による支援を受けられることから、商店街の2階部分を商家民宿として改造し活用できること、また、札幌などの服飾専門学校と連携をして、実習の一環として生徒の製作した衣服など、各店がワゴンを貸し出して販売してもらうなど、幾つかの提案をいたしましたけれども、実現には残念ながら至りませんでした。当時、中心商店街の委員の皆さんの関心は、都通りはアーケード改修やカラー舗装の整備にあり、花園銀座商店街はロードヒーティングやシンボルモニュメントといったハード整備に関心があったように記憶をしております。

中心市街地の活性化は、このたび新たに発足をした協議会に出された資料に書かれている新たな視点、つまりまちなか居住を進め、観光客の周遊性を高め、観光という交流人口を消費に取り込む、この施策をいかに実現するかに尽きると思います。私はこれまで、運河や堺町地区に集中する観光客が、中心市街地を周遊する機会を増やすためには、その中間点にある旧国鉄手宮線やその沿線の再生、観光拠点化が重要だと申し上げてきました。雪あかりの路など、イベントを通して、その試みがなされてきておりますけれども、道進まずの感があります。

私は、こうした試みを通して、旧手宮線沿線の再生がいかにしたら実現できるか考えてまいりました。本年8月8日の北海道新聞の紙面に、国土交通省のまちづくり支援制度であるまちなか居住再生ファンドを活用、国からの出資や企業からも出資を募り、特別目的会社を設立して開発する不動産を証券化して、事業費用を調達する財源の乏しい自治体ならではの手法が、岩見沢市の中心市街地での賃貸マンション建設の例を挙げて紹介がなされておりました。私は、この旧手宮線沿線が本市を代表する近代建築である日本銀行旧小樽支店に隣接をする重要な地区にありながら、老朽化した建物が多く、また、一部倒壊したままの建物も無惨な姿のまま放置されている現状は、逆に投資家の野心をそそののではないかと考えております。この地区が、本市景観条例の特別景観形成地区の範囲の拡大により、新たに特別景観形成地区に指定され、かつ今年策定中の景観法に基づく景観計画で位置づけをされ、新たな創景事業の適地として認知をされるとすれば、なおさらのことです。まちなか居住ファンドによる国支援の条件は、居住スペースが全体の2分の1以上となることを条件としております。例えば、2、3階は賃貸住宅とし、これは観光客を泊める民宿でも結構です。1階は商業テナントを入れた長屋風の商業モールというような小樽独自の計画なら、不動産を証券化して事業費を調達する岩見沢の手法も、私は可能ではないかと考えました。御所見をお聞かせください。

あわせて、中心市街地活性化協議会の今後の役割とスケジュールについてもお聞かせください。

また、今述べさせていただいたことに関連して、もう一つ御検討をお願いしたいことがあります。本年6月、私は、財団法人高速道路交流推進財団が観光協会など公益団体に対して行う全額支援金事業として、観光資源活用トータルプランを実施されていることを知りました。この事業は、広域的に点在する観光資源を磨き上げ、それらを結合することで地域の魅力が向上し、プランの実施がその地域ならで

はの誇りや文化などの情報発信となり、観光客の増加、ひいては高速道路の利用増につながるものが期待されるものとされております。計画実施支援金として、最優秀賞には最高3,000万円、また、優秀賞は2団体、1,000万円となっております。7月1日から、応募受付が開始されており、10月31日が応募の締切日となっております。また、応募主体の条件は、既に地域観光振興及び観光資源の磨き上げに取り組むなど、活動実績のある団体であること、応募者自身が実施できるプラン及び団体であること、また受賞後、3年以内にプランの実現が可能なおこととなっております。

私は、旧国鉄手宮線のうち、中央地区に敷設がされた約6,200平方メートルは、平成13年に本市がJRから先行取得され、暫定整備されていることは承知をしております。良好な歩行者空間として親しまれてはおりますけれども、残念ながら沿線の再生にはつながっていないのが現状であります。私は、観光協会を事業主体として、沿線の再生を強く促すようなこの地区の旧手宮線の再整備の手法を考え、この財団の支援事業に応募したいと考えました。内容は、日銀通りから中央通までの300メートルを、線路を挟んで山側は高さ約45センチ、まくら木を使ったウッドデッキによる遊歩道を新たに設置する、これは山側沿線との取りつけを改善して再利用を促すことを目的として事業を行うものです。海側には幅3メートルにわたってまくら木を横に敷き詰め、遊歩道として人のみならず、馬車、人力車の走行も可能にすることにより、観光客の周遊性を高め、運河、堺町地区の観光客の流れを市中心部へと誘導する施策として、これは有効ではないかと考えました。また、日本銀行旧小樽支店に直面する本市文学館、美術館は、この事業にあわせて旧手宮線と一部一体化をさせることを目的に、入り口付近のコンクリート塀の、これは相当古いものでございますけれども、一部を撤去し、門扉は奥へと少し移動をしまして、既設電柱は館側へと移設することを実施することによって、観光客と市民が触れ合う広場としての機能の創出をできると考えました。また、本事業の実施に当たっては、3年以内の完成が条件と、比較的長期にわたっての実施が可能であることから、多くの市民ボランティアの参加・協力を得ながら、住民主体による官民協働作業として実施されることは、参加される市民の郷土意識を高め、あわせて小樽ファンとも言える市外ボランティアにも参加を募り、参加協力のあかしとして、一本一本のまくら木にその名を刻印するなどして実施されることで、当然注目度も高まり、また、多くの地方自治体が財政難にあえぐ中、住民ボランティアの手によるまちづくり土木事業として注目され、まちづくりの先進地としての本市の地位を再び築き上げることに繋がると考えた次第であります。既に、観光協会では理事会で了承が得られており、本市の協力と理解を待たばかりとなっております。採択される確証はありませんけれども、応募に向け、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。市長の御見解をお伺いいたします。

また、本年3月に、JRから本市が新たに取得した旧国鉄手宮線の整備については、旧国鉄手宮線跡地活用検討事業として位置づけられ、本年から平成20年度末までに成案を得るとされております。今後の進め方についてもお知らせいただきたいと思います。

次に、今例会に補正予算として組み込まれました財団法人地方自治情報センター交付金事業としてのeコミュニティ形成支援事業についてであります。この事業は、本市をふるさととする地元出身者や小樽の居住経験者、また、小樽に何度も足を運んでいただいているリピーターといった本市に愛着を持っていただいている市外の小樽ファンから、ファンド形式で小口の出資を募り、地域の産業を応援したり、地域の課題解決のための資金を獲得するため、その事業モデルを構築し、実施するものであります。観光協会が事業主体となり、今年7月に採択されたこの事業は、今年度は市内の宿泊施設に関して、観光の開散期である冬場の空室のリスクをファンドとして1か月単位で小樽ファンに担っていただき、そのかわり前年同月と比較をして宿泊稼働率が上昇すれば、元金以上の払戻しを行うというものであります。

す。あわせて、赤井川村の寒芋に対しても、生産者に対してファンドによってあらかじめ売上げが保証され、でき、ふできのリスクはファンド出資者が負う仕組みとなっております。このような地域応援ファンドとも言うべき手法は、留萌市のタコつぼファンドの成功とともに広がろうとしております。私は、このような地域応援ファンドの手法は、一度システムが構築されてしまえば、さまざまな事業に応用できるものと期待をいたしております。

例えば、旧手宮鉄道施設内には、管理の行き届かないさび放題の列車が数多くあり、この1台1台をファンドによって資金を募り、補修改装をして宿泊施設に転用し、その売上げからファンド出資者に払い戻すというような事業も可能ではないかと考えております。

また、少し金額的には大きくなりますけれども、さきの第2回定例会の建設常任委員会で少しだけ話をしましたように、市内各所には海やまち並みが一望でき、大変眺望にすぐれているにもかかわらず、冬場などには山坂の上り下りや除排雪が困難なため、移り住まれて空き家となり、借り手や売却もままならず、放置されている空き家やその予備軍がかなりあると推測されております。このような物件は市内では利用されることはありませんけれども、改築されて別荘として販売されれば、本州の都市部を対象としてニーズがあると考えてまいりました。近年、公共事業が激減をして、本市発注の普通建設事業費も往時の10分の1に減少して、建設業界も苦境に立たされております。私は、こうした事業は新たな事業の掘り起こしにつながる、あわせて本市の建設業界の力を示す絶好の機会になると考えております。まず、ファンドを公募するに際しては、設計のコンペを実施して、それをCG画像で外観や内部の間取りを公開して、見積金額を設定する。例えば、1,000万円でファンドを募集し、成立をした段階で、所有者に一定の地代金などを払い、1,200万円で売却できれば、ファンド出資者に一定の手数料を差し引いた残金を元金に上乗せして払い戻す、こういうことが可能です。また、新たな所有者が別荘として使用されれば、冬場などの管理なども業者が請け負うことが予想され、付随した新たな仕事の開拓にもつながるのではないのでしょうか。一つのファンドの成功ができれば、同様に次々と展開が可能であり、検討する余地は、私は十分にあると考えております。こうした事業は信用力が不可欠であり、観光協会などが事業主体となるとしても、市内建築士会や建設事業協会との連携は欠かせませんが、本市の協力も不可欠であります。御所見などお聞かせ願えれば幸いです。

次に、新総合博物館鉄道・科学・歴史館についてお伺いをいたします。

私は、この施設の開設までには多くの議論をさせていただきましたので、この場ではあまり時間を割いて議論をするつもりはありません。7月のオープン以来、入館者は3万5,000人を超え、年間10万人という目標は達成できそうとのことで、何よりと安どをしているところであります。

ところで、館の入り口、左壁面には、鉄道・科学・歴史館と記載してありました。旧博物館は新総合博物館運河館、旧交通記念館は新総合博物館鉄道・科学・歴史館、こういう理解でよろしいのでしょうか。もしそうだとしたら、新しくオープン時に作成をされたリーフレットは、私は観光客の皆さんや市民の皆さんに少し誤解をされそうな印象を持っております。いかがでしょうか、お答えください。

また、まもなく修復工事が完了をする国指定重要文化財手宮機関庫3号の公開についてのプランは、当然作成をされていると思うわけですが、あわせてお示してください。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝麿） 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽観光について何点か御質問がございました。まず、小樽観光の現状についてでありますけれども、平成18年度までの観光入込み客数につきましては、近年700万人台を維持しておりますが、宿泊客数については減少傾向にあります。依然として旭山動物園の人気が高く、日帰り観光客の滞在時間が短くなったとお話は、堺町の観光関係事業者を中心にたびたび聞かされているところであり、小樽運河、ガラス、オルゴールといった小樽観光の持つポテンシャルに対する魅力に加えて、新たな観光資源の発掘が求められているものと考えております。堺町地区は数多くの観光施設が点在し、運河とともに小樽の代表的な観光スポットであり、今後、観光客の多様なニーズにどのように対応していくかについて、民間と行政が連携を図りながら、魅力ある観光まちづくりを目指していかなければならないものと考えております。

次に、観光プロジェクト推進会議の取組とスケジュールについてであります。8月1日に発足したこの会議では、初回の会合の場で、「（仮称）時間消費型観光のまちづくり」を最重点目標に定め、観光基本計画に基づく具体的な施策の検討を行っていくこととしております。この会議には、市内の観光や物産の関係団体の方々や、必要の都度、庁内関係各部も参加することを確認しているところであります。また、会議のスケジュールでありますけれども、今後、月2回の会議を開催する中で、推進する事業の整理や観光都市宣言に向けた具体的な作業の日程、目標達成のための優先メニューの選定について、議論を進めることとしております。

次に、観光都市宣言でありますけれども、宣言に向けては、経済団体や観光関連団体、交通や飲食等の関係団体のほか、ボランティア団体をはじめ、広く市民の意見も聞きながら進める必要があります。現在、観光プロジェクト推進会議の中で、来年3月の宣言をめどとしており、文案の作成メンバーの選定も終えましたので、具体的な作業に入っていると聞いております。

次に、中心市街地活性化協議会についての御質問でありますけれども、初めに旧手宮線沿線のまちなか居住再生ファンドの活用についての御提案がありました。この手法は、中心市街地で行われる民間の多様な住宅等の整備事業を対象とし、その事業主体に対して、全国市街地再開発協会が出資を行い、支援することを目的として、平成17年度に創設されたものであります。事業創設後、間もないことから、今後の事業の仕組みや既に事業に取り組んでおります事例などについて、研究していきたいと思っております。また、協議会の役割とスケジュールであります。役割は、本市が中心市街地活性化基本計画を策定する際や基本計画の国の認定後、その実施する事業に関して意見を述べることであります。また、スケジュールにつきましては、10月中に開催予定の第3回協議会では、中心市街地活性化の目標や実現すべき成果指標について御議論をいただきたいと考えております。基本計画については、今年度中に策定を目指していることから、これからも必要に応じて協議会の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、旧手宮線の跡地を活用するプランでありますけれども、観光客の周遊性の向上や時間消費型観光の促進、さらには話題性の提供による本市への注目度の高まりなど、プラン実施に伴って、中心市街地のにぎわいの回復や新たな土地利用の促進が期待できるものと考えております。しかし、旧手宮線の活用につきましては、暫定整備をした区間も含め、全体としての活用方策の検討が必要でありますので、御提案の内容につきましても、今後、市民各層の御意見を踏まえながら検討すべきものと考えております。

次に、旧手宮線の跡地利用の進め方でありますけれども、旧手宮線跡地全体の活用方策を検討するため、今年度内に庁内関係部で構成する検討会議を立ち上げるとともに、広く市民の意見を聴取するため

の検討会についても、できるだけ早期に設置してまいりたいと考えております。今後、それらの中で議論を行い、平成20年度末までに活用策についての意見の取りまとめが終了すれば、それを基に平成21年度以降、具体的な整備計画の策定を行いたいと考えております。

次に、e コミュニティ形成支援事業でありますけれども、今定例会に地域産業支援モデル事業補助金として予算計上しておりますこの事業は、年間700万人を超える小樽への観光客や小樽ファンを自認される方々を対象に、小樽への愛着や思いをファンドという形に変えて、二つの事業を通じて応援してもらうためのモデル事業を構築し、小樽観光協会が主体となって実証実験を行っていくというものであります。この実証実験が成功した場合には、御意見にありましたようなさまざまな事業にも応用できるものと考えており、庁内各部署の協力が必要な場合には取組を共有し、連携を図っていくことも必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合博物館の名称についてであります。小樽市総合博物館条例第2条第1項に規定されておりますとおり、名称は小樽市総合博物館、位置は手宮1丁目3番6号、略称は本館であります。その内容は、鉄道・科学・歴史館、自動車展示館、蒸気機関車資料館など、複数の建物と屋外に展示されている車両から構成されております。また、同第2条第2項にありますとおり、前項の総合博物館に分館を置き、その名称は小樽市総合博物館運河館、位置は色内2丁目1番20号、略称は分館であります。

御質問にありますとおり、本館の一部であります旧交通記念館壁面に、鉄道・科学・歴史館という表示をし、新築の自動車展示館とともに、リーフレットの場内レイアウトに示したところであります。また、リーフレット内面のフロアガイドについては、紙面の関係から、鉄道・科学・歴史館と運河館のみの掲載としたため、建物の名称と本館・分館の概念について、わかりにくいとの御指摘をいただいております。今後のリーフレットの作成の際には、これまでのものを十分検討し、わかりやすい表記に改めてまいります。

最後に、重要文化財手宮機関車庫3号の公開についてであります。平成18年度から開始した修理工事に伴う解体調査により、地中から機関車点検用のピットが発見されました。このピットの保存と軟弱な地盤などにより、構造補強工事にかかわる設計の変更が必要となりました。このため、先月末に文化庁に対して、保存・修理事業の工期を7か月延長する計画変更の許可申請を提出したところであります。したがって、現行の計画では12月末までの工期後にすることとしておりました公開につきましては、今後の許可の動向にもよりますが、早くとも平成20年7月以降になるものと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 18番、山口保議員。

18番(山口保議員) 私の質問の場合は、大体理事者側の答弁というのは、私の質問の3分の1くらいの時間で終わってしまうのですけれども、丁寧にお答えいただいたと思います。

ただ、旧手宮線の木道のプロジェクトについては、北海道開発局の方からこういうものがあると、ぜひ応募をしてみたらということで話がありまして、私も研究をしまして、いろいろ庁内とも調整をしながら、また、民間の業者の方にもいろいろ見積り等検討をして、詰めて、出すばかりになっていたところがあるのです。確かに、今の答弁で、全体の計画を立てる前にそういうことをやるのはいかがかというお話は、大変よくわかる議論でございますけれども、この機会に、特に小樽市が、例えば1,000万円とか3,000万円を出して、いつでもできるということであれば、私はあえてこだわらないのですけれども、

採択される保証は五分五分だと私は正直思っております。ただ、来月には、阪神高速道路の社長もいらっしやいますし、そういう方々にもお願いをしておりました。

私は、冒頭に申し上げましたように、小樽の観光に対して大変な危機感を持っております。特に滞在時間が1時間半と、午前中に1時間半とえば、もう堺町の一部しか回れません。そして、食事は札幌に行くような状況になっております。小樽観光のポテンシャルが急激に下がっているというふうには私は認識しております。これはなぜかという議論は、ずっと私は申し上げておりましたけれども、基本的に堺町への投資、運河周辺の投資というのがとまっております。新たな魅力づくりに欠けている。ずっと課題であります、市長にも何度も申し上げております宿泊化への道筋、それから滞在時間の延長というのが、これは経済効果からいったら、すぐにも手をつけるべき事業であると思います。街なか活性化計画の中でも、文章も読ませていただきましたけれども、そのことについても触れられております。それから、第2回定例会の冒頭でも、市長の3期目の所信表明でも、そういうことを強調されておりました。

私は、少なくとも住民がみずからの手で、汗を流してやるという決意を示したときに、それは行政の施策の整合性があるかもわかりませんが、私はこの議会にいらっしやる皆さんにも、市民の皆さんにも、ひとつそれはやってみようではないかという、そういう雰囲気になっていただけないかと思っております。私は再度、ぜひとも御検討をいただきたい。特に、暫定整備をされたところについては、私は実験的におやりになってはいかがかと思っております。これは話題性が十分あると思っております。私たちはボランティアについても、市内だけではなくて、旅行商品としても十分できると思っております。まして小樽の住民は、御存じのように、妙見川の川岸に柳を植えるだけではなくて、インターロッキングの敷設工事もやったわけです。これは、小樽市のお金を一切使っておりません。住民がみずからお金を工面して、募金を募って、おとし、去年と、第1期、第2期の工事をやりました。今年また、10月には第3期目の工事をやります。こういう住民の熱意、このまちへの愛着です。私はこれに水を差すようなことは決してしてはならないと思っております。ぜひともそこを考えていただいて、確かに行政手続ではそこがあるかもしれませんが、でも、そんなことは今まで結構おやりになってきたのではないですか。私は、それから考えれば、そういうことを言っている場合ではないのではないかと思うのです。ぜひとももう一度再検討、これ10月31日まで間がありますから。応募をさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

もう一つ、鉄道・科学・歴史館の話です。私は、この名前については相当論議をさせていただきました。市民公募もされるという話も聞いておりました。しかし、いつの間にかパンフレットが出てきて、あれは明らかに交通記念館が新総合博物館で、これは新聞にもそうやって書かれていますね。あれが新総合博物館なのだ。けれども、内容を見て、博物館と言えるのですか。私は郷土の歴史や、これは縄文時代からありますが、それは運河のほうにある、いわゆるあなた方が運河館という分館と言われるものの中にあると思います。あそこの機能が移れば、私は博物館と認めてもいいですけれども、あれは明らかにかつての交通記念館にあったような、例えば自動車もありますけれども、交通関係の資料です。それと、新たに加わった科学館の施設しかないのではないですか。自動車館とかいろいろ分けていますが、これでは私は誤解を受けると思っています。私は2館とも対等に扱って、二つの施設があるのだということを明確に外に向かってアピールすることが来客数を増やすと思うし、私は表示詐欺とは言いませんけれども、誤解を受けると思っています。そこを私は考えていただきたいと思っております。

この2点です。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 旧手宮線の整備と申しますか、その関係のお話だと思いますけれども、この旧手宮線の問題につきましては、平成11年に跡利用検討委員会と申しますか、そちらのほうから、一応答申をもらっているのです。一つは、将来の輸送系として利用することを前提としながらも、オープンスペースとして暫定整備したらどうかという、どちらかという結論ではなくて、市にげたを預けられたという形になっていたと思います。したがって、市としては、先行取得したところについては、遊歩道として暫定整備をしましたが、今般、この手宮までの全線を一応取得しましたので、これはやはりこの小樽の貴重な財産ですから、どういう活用がいいのかということをきちんと議論した上で整備をしていくのが本当ではないかというふうに思っていますので、お金がつきそうだからこれをやるということではなくて、やはり全線をどう活用していくか。先ほどお話がありました沿線のただ遊歩道を整備するだけではなくて、沿線の建物、あいつたものをどうこれから整備しながら、いいまち並みと申しますか、旧手宮線にふさわしい景観をつくっていくかと、そこが大事だと思っていますので、もう少し検討させてもらいたいと思います。ひとつ御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 再質問にお答えいたします。

名称につきましては、確かに議会でもいろいろな御意見があったことと思います。旧交通記念館が大きな施設でございましたら、あらゆるものを全部入れて、総合博物館として皆さんに御利用いただけるのですが、あの程度の規模のものでございますので、本館といわゆる運河館、分館と一体としてとらえ、機能はそれぞれ違いますが、機能を分担して、そして総合博物館という名称で考えているところでございます。一体として小樽の鉄道の歴史でありますとか、博物館的な要素でありますとか、そういうのを紹介していきたいというねらいでございますので、御理解いただければと思います。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

18番（山口保議員） 市長も今おっしゃいましたけれども、要するに沿線の再利用というのが最大の願目なのです。普通に市が例えば補助事業で整備をされても、さほど話題になりません。私はそう思います。結局、イベントもそうですけれども、外部から注目を浴びる、マスコミにも取り上げていただけるような仕組みで整備をすることによって、逆に沿線に対する注目を高めて、価値を高めていけば、私はお金が集まると思っているわけです。そういうことを、これはどのまちにもできないわけです。小樽は、このまちはできる、そういう市民を持っているわけですから、そこについては、今回どうしてもやってほしいという願いはありますけれども、そういう手法を私はぜひとも考えていただきたい。それに対しては、私は汗をかくという意志は十分持っておりますし、大勢の方がそういう部分に賛同していらっしゃるから、そここのところの考慮をぜひともいただきたいと、こういうことです。

もう一つ、名前については、新聞などでは、手宮の施設を新総合博物館というように書いているのです。皆さんがそういうふうに理解しています。私はここに問題があると思うのです。あれはあくまで鉄道と科学の施設だと。自動車などもありますから、交通と科学の施設と言った方が正解かもわかりませんね。しかし、あれは、繰り返して申し上げますけれども、国の重要文化財を二つも持っているような重要な施設です。そして、そのことを期待して集まってくる方の方がおり、これは例えば観光施設としても、一方で考えた場合、十分にインパクトがあるわけです。その性格を薄めたからこそ、前の交通記念館が失敗したのだという、総括もしないでやるなというふうに私は怒りましたけれども、そここのところが問題なのです。あれを総合博物館として認識をして行かれた方が、どう思われるかということを私

はしっかり考えていただきたいと思うのです。私は、あれは鉄道・科学・歴史館でいいと思います。両方も新総合博物館として位置づけて、こっちは鉄道・科学・歴史館と。もう一つは運河館と。私はそういうふうに位置づけて、小樽は2館も持っているのだという、そういうアピールの仕方をしないと、必ず誤解を生むと思います。新しいリーフレットというのは、宣伝媒体としては相当効果があるのです、小樽ですから。だから、間違っただけで認知される前に、ぜひ内部でもう一度認識されて、その辺のところを考慮いただきたい。再度答弁をお願いいたします。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 今の旧手宮線の沿線のお話ですけれども、これは先般の総合計画の市民懇談会の中でも、地元の町会長から、ぜひ早期の処理といいますが、整備といいますが、やってほしいと御要望をいただきました。話を聞きましたら、非常に権利関係が複雑といいますが、土地の所有者、それから建物の所有者がもう不明だということもありますし、建物も倒壊しているものもあるとか、そういった状況なものですから、私有財産ですから、勝手に市が手を出せないという問題もありますので、どこからどういう手法でやっていくかということについて、少し研究させてもらいたい、そう思っています。

それから、整備の資金については、今のお話があったようにいろいろなことが考えられますので、その節はぜひ山口議員の力をかしていただきたいと、そう思いますのでよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 譲） 山口議員の再々質問にお答えいたします。

ずっと新しい博物館を進めるに当たりまして、私ども「仮称」ということで、「新」という言葉を使ったものですから、報道関係もその「仮称」を取って、「新」という言葉を使ってきたものというふうな、そう推定しているところがございます。幾つか御指摘がありました。やはりこれから、先ほど述べましたように、リーフレットの中できちんと小樽に来てくださる方が混乱を起ささないよう、そういうものを十分検討してまいりたいと思いますので、その点も御理解いただければと思います。

議長（見楚谷登志） 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時45分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

4番（吹田友三郎議員） 平成19年第3回定例会に当たり、平成会を代表して、市長、教育長及び関係理事者に対しまして質問をさせていただきます。

さきの参議院議員選挙におきまして、小泉前首相から安倍首相へと、赤字国債からの脱却、そして民間活力による景気回復、財政の健全化などを目指して、さまざまな政策を行ってまいりましたが、一部経済指標から、景気の回復傾向は見られますが、このような中で国と地方の格差問題、正規雇用と非正規雇用と言われる働く者の二重構造の進行が、一般社会の中での格差を生み、勤労という経済活動の中で適正な所得を受けられず、日本という経済的には世界のトップクラスにある国で、その豊かさを感じ

ることができない若者を中心とした多くの者が存在すること、また、年金問題を含め、税金の使い方への不信、政治と金の問題等々により、自民・公明の連立与党は大敗し、政策の見直しも視野に入ってきたのではないかと考えられますところ、昨日、安倍首相が突然退陣表明をされ、国政に大きな空白を生むのではないかと懸念されます。このような不透明さが見てとれる状況となっている中で、本市の行政にかかわって質問をさせていただきます。

まず、財政問題について、本市は赤字決算となっている中で、財政再建推進プランに基づき、赤字体質の解消に向けて努力されてきたと思います。平成18年度から平成24年度までの7年間で進めてまいります財政健全化計画についてお伺いします。18年度に取り組みました内容について、人件費の削減におきましては、退職者不補充、特別職並びに一般職の俸給の削減について、実質の削減効果をお示しく下さい。

職員手当の削減も行われたと思いますが、その内容と効果額、管理経費の見直しのことにつきましても、その実施結果の内容についてお伺いします。

特別会計への繰出金の縮減もされた、その内容と効果額、そのほか18年度に取り入れられました方策の効果の中で、財政に大きく貢献したものはどのようなものがありましたか。

18年度一般会計歳入歳出決算書の数字を見ますと、収入において、それぞれの款項目におきまして収入未済額があり、その額も膨大であります。未済額のうち、大部分を占める市税関係の対象件数はどれほどとなっておりますか、お伺いします。

また、不納欠損額につきましても、その対象件数をお知らせください。

本市が取り組んでおります財政健全化の努力は、まず第一に、この収入未済額33億4,200万円ほど、不納欠損額2億6,900万円を実質の収入となるように進めることが最優先課題とされます。毎年、この項目の数字になれてしまっているように思われます。本市の財政悪化の原因となっている市税を含め、各種の負担金、手数料等の滞納につきましても、平成18年度以前の滞納となっている主な項目別の金額と収納率の推移、そして悪質滞納者への対応について、どのような考えで実施しておられたのか。また今後、差押えなどの司法手続を使う手法など、どのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、保育所問題について質問をさせていただきます。

本市の人口は、毎年、社会動態で1,000人、自然動態で1,000人規模の減少を続けております。また、出生数も減少傾向からの反転が見られない状態にあります。本市におきましては、地域社会を継続させるためには、次世代を担う新生児が年間最低1,800人は必要であり、このことは人間社会の持続性の最優先課題となります。子供を産み育てる環境は、物心両面でサポートする必要があります。現在、国で検討される中では、消費税、子供保険などを財源として取りざたされております。私は、世代間で支え合う、子供たちの子育て費用を社会が保障することが必要であると考えますし、このことにつきましては、私も議会におきまして、具体的な数字を示しているところであります。

このたび、公立保育所の民間移譲の提案が出され、今後、具体的に移譲の条件、そして移譲先についての選定委員会を設置して作業に入るものと思われます。私は公立保育所の老朽施設の建替えは急務であり、また、国の制度の中で、地方自治体が建て直す場合には、建築費は全く負担しないこととなっております。財政的に厳しい本市におきましては、現在、国は保育施設の民間委託推進のため、民間保育事業者にのみ保育所定員等に応じ交付金として配分することとなっており、本市の負担は国の交付金の2分の1で、そのほかは民間事業者の負担で新しい保育所が建つこととなるものです。その上、今回、移譲される真栄保育所についても、高額な人件費が運営に大きく影響しております。このたびの民間移譲は、真栄保育所に通う保育園児のハード面の保育環境を大きく改善することが一番の目的であります。

本市の財政赤字体質の好転に向けての一步ともなり得るものであります。現在、国が行っている委託運営費のやり方は、民間保育所が受けた場合には、委託運営費は90名定員単価となるため、定員80名では定員割れの保育所となります。委託運営費は使用目的を制限されており、その積算根拠を見ますと、30名、45名、60名、90名、120名、150名と定員を設定し、この人数の園児が在籍していることで、施設長をはじめ保育士、調理員等の給与が支払われるシステムとなっております。公立保育所は、委託運営費相当額の一般交付金だけを財源として職員の処遇を行っておらず、不足分は一般財源からの調整となっており、先ほども申し上げましたとおり、公立保育所は民間保育所に比べ、高コストで運営されているので、民間がそのような運営をしたのであれば、その年で事業が成立しなくなります。また、建築費の法人借入金の返済については、国は近年、運営費の弾力運用についてなどとの通知文書を出し、保育園の運営に余裕があったときは返済資金として使用してもよいとの方針を打ち出し、全国各地の民間保育施設の建替え、公立施設の民間移譲の建替えに、このような資金の使い方をしているものです。施設整備資金の借入金の金利負担については、ほとんどの地方自治体が負担しておりますが、真栄保育所を現在のやり方のまま移譲することとなった場合には、立ち行かないことが懸念され、破たんすることが予想される形での移譲には、慎重な対応が求められます。今後、公立保育所の民間移譲は随時進めなければならないと考えられますが、このことについてどのようなお考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

現在進んでいる少子化の中で、保育所の統廃合も老朽改築とあわせて検討が必要と思われるのですが、市長の今後の家庭の子育て支援を含め、さまざまな保育ニーズに対応することが求められる、保育所という児童福祉施設のあり方についての将来展望について、お尋ねいたします。

北海道の多くの自治体では、公立施設の民間移譲などによる財政負担の軽減分を子育て支援の有効な財源として活用することを考慮しており、本市につきましても、確実な財政効果を生み出し、子育て支援事業に反映させていただきますよう要望いたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、防災対策についてお尋ねいたします。

私ごとでございますが、前回、平成16年第4回定例会におきまして、代表質問をする機会がございましたが、その少し前に新潟県中越地震があり、その折の復興はいまだ完全となっております。このたびの代表質問の機会を得ましたが、このたびも直前に新潟県中越沖地震が発生し、柏崎市を中心に甚大な被害が発生し、一月半ほどたって、やっと家屋の全壊被災者のうち、希望した皆様が仮設住宅に入居される状態にまで復旧が進んでおりますが、被災された住民の皆様が元の生活に戻られるには、今後、相当の日時が必要と思われます。

本市におきましても、災害対策基本法に基づき、小樽市防災会議により、地域防災計画が策定されております。しかし、実際に震度6程度の地震が発生したときや大きな風水害に見舞われたときに、この計画にかかわる市職員、消防職員、消防団、福祉団体、町会との連携が確実に行われることができるものであろうか、一抹の不安をぬぐえません。本市には、65歳以上の高齢者は5人に1人以上であり、特に独居世帯となっている高齢者の皆様、また、障害者を含めた災害弱者などの把握の方法などにつきましては、現在どのようにされておられますか。

そして、高齢者、障害者を含めた防災訓練が必要と思われるのですが、どのように進めておられますか。

災害による生活基盤の消失により、経済的、精神的な負担を抱えている被災者に対する対策は、どのようにとられることとなっておりますか。

本市は災害の少ない地域となっており、高齢者を含め、防災意識が低いと思われます。防災意識の高揚のための防災訓練などの実施について、どのような方策をとられておりますか。また、今後どのよう

に進められますか、お伺いします。

市、消防など、公共機関の連携はもとより、消防団を含む町会等自治会、地域住民の協力と連携が必要と思われる、また、自衛の原則の下、非常持ち出し袋の常備などについての啓発、普及について、どのような対策をとられておりますか、お伺いします。

東京都下の各地域において、盛んに火災の初期消火のため、地域ごとに設置した小型ポンプを使っての訓練に、一般住民が参加している姿が映像で紹介されておりました。本市におきましても、十分取り入れることが可能と思われますが、御見解をお伺いします。

本市において、震度6強の地震が発生したときに、倒壊するおそれのある建物はどの程度と想定されておりますか。

また、倒壊を防ぐための危険度など、市民への情報の提供はどのようにされておりますか。

そして、実際の災害時に想定される被災者の住所、氏名等の情報を、救出にかかわる皆様にどのように伝えることとなっておりますか、お伺いします。

この項の最後に、このたび消防団の定年の延長について上程されましたが、長年にわたる消防団活動の経験については、とても大切なものと認識しておりますが、消防団員は災害時の実働部隊としての役割があり、若い団員の確保に積極的に対応されたほうがよいと考えられますことを意見として申し述べさせていただきます。

次に、新市立病院についてお尋ねいたします。

小樽の市民の中で、健康を害している人、また、御自身の健康に不安を持っている方、そして高齢の方のいらっしゃる家族にとりまして、安心して受診できる総合病院の機能を持った基幹病院として新市立病院の建設が、早期にできることを待ち望んでいることと思います。そこで、現在、基本設計を進めておられますが、その進ちょく状況はどのようになっていますか。

また、新病院の建設に当たって、市内の各団体、また個人から、さまざまな意見・要望も寄せられているものと思いますが、どのようなものがありましたか、お伺いします。

そして、その意見・要望を今後どのように反映させていきますか、お伺いします。

現状、自治体病院はすべてが赤字体質となり、病院事業として成り立たないとマスコミ等で報じられておりますが、基本的にすべての民間病院により医療を守ることはできないものと考えられます。民間病院はあくまでも経営をしなければならぬため、赤字部門は基本的には担うことができず、不採算部門であっても、国からの病院の運営の不足分を補てんするための交付金を投入し、市民の健康を守ることが必要となる場合があると考えます。これからの公立病院は経営的手法を積極的に取り入れ、市民への不要な負担を避けることが十分できるものと考えております。

このたび、新市立病院の市民説明会を開催しましたが、その説明会に参加された人数、そして意見・要望等について、議会での議論に必要と思われる情報についてお知らせください。

このたびの新市立病院の建設につきましては、上級官庁との折衝の中で、起債の承認等について、調整の努力をされておられることと思いますが、この中で北海道は新市立病院の建設場所などについては、どのような見解を持っておられるのか、このことにつきまして知り得る範囲でお答えください。

次に、株式会社小樽水族館公社につきまして質問をさせていただきます。

現在、公社の代表を市長が受けておられ、今後、公社が抱えている問題として、老朽建替え又は大規模改修等が考えられます。おたる水族館は小樽観光の一翼を担っており、今後の事業の拡大により、観光客の集客の柱となっていかなければなりません。私は建替えをするときなどは、小樽観光の目玉として、港湾の再利用の中での位置づけを検討してはと考えております。第三セクターと言われる現在の公

社方式でなく、完全な民営の株式会社として小樽市民の出資を広く募り、昨年のおたる水族館の入館数は32万1,195人とのことですが、小樽観光の入込み数の1割を確保することを目標に、より一層の民間活力を使つての事業の発展を推し進めてはいかがでしょうか。小樽水族館公社の最高責任者であります市長の御所見をお伺いします。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

私は、基本的に児童・生徒の教育は学校が確実にを行うことであり、現在、ややもすると学力のレベルを上げることを民間の塾というところに担わせているように思われ、家庭の子育て費用の大変な負担になっていることは明白と思われまふ。教育は社会の中で特別なものとして、教職員は昔から聖職者として地位も待遇も特別に受けておられると考えております。近年、出生数が減少し、現在の社会の構造を支えてくれる次世代が存在しなくなることが現実に進んでおります。少子化の問題は、子供を産み育てようとする方々がもう一人産んでも大丈夫と背中を押してあげることができる社会構造が必要であります。その中では、財政的な支援としての児童手当の充実や、仕事をしながら子育てする人への支援としての保育所の充実等々がありますが、教育での費用負担を減少させることも必要であります。このことは、学校の教育で基礎的な教育をしっかり行うことであり、学校現場を中心に意識改革が求められます。小樽の教育レベルは決して高いレベルであるとは思いません。教育委員会は現在、小樽市内の小中学校全体の習熟度についてどのように確認されておられますか。その結果について、教育の現場にどのような形でフィードバックし、現場の校長を中心とした教職員の皆さんがどのように取り組むようになっておりますか、お伺いします。

現在、学校評議員制度がとられておりますが、その内容、そして学校現場にどのような好影響を及ぼしているのか、その成果を実例を挙げてお知らせください。

私は、教員の資質のよしあしがそこで学ぶ児童・生徒への勉学意欲に大きく影響すると考えております。学校教育では伝統的に教育のノウハウを現場の中で伝えてきているものと考えておりますが、現在、若い教育者の指導はどのような形で行われておりますか、お尋ねします。

私は、教育現場において、校長、教頭、そして一般教員の皆さんがどのように協力し合い、子供たちの教育に取り組んでおられるかについて、第三者評価を行うための委員会を立ち上げ、しっかりとした確認を行うことが必要と思ひます。このことは、職務意識の向上と教育のレベルアップにつながるものと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

現在、教育を学校任せにしている保護者が多く見られる状況にあります。教育は家庭と学校が共同で進める必要があり、教育委員会は、家庭での児童の教育時間の確保等についての保護者への指導はどのようにされておられますか。小学校低学年から予習・復習を繰り返すこと、そして習慣化されることにより、しっかりとした基礎学力をつけ、一段一段と階段を上っていくもので、勉強を楽しいものと思わせることにより、向学心が持続されることであり、教職員と保護者が連携をとる上での教育委員会の役割は大と思われまふが、教育長の御見解をお伺いします。

私は、現在、児童・生徒が暮らす社会的環境は最悪なところにあると思ひております。夜間のはい回を放置する問題、携帯電話によるさまざまな犯罪者、犯罪被害者の発生、子供にとって必要な家庭での時間に入り込むゲーム機、そしていつでもどこでもお金があれば購買の機会がある等々、行政が子供たちのために取り組むことができるものは多々あります。その先頭に立つことができるのは教育委員会であると考えているところです。本市の教育にもかわります。児童・生徒の環境の改善の重要性につきまして、教育長のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、学校現場を管理監督する市町村教育委員会は、現場の校長をはじめ一般教員の優

秀な人材の確保のための人事権を持つことが必要と思いますが、教育長の御見解をお尋ねいたします。

市民一人一人が安心して暮らせるための必要と思われる質問をさせていただきました。本日の質問に対する答弁にかかわっての再質問はいたしません。今後開催される予算特別委員会、常任委員会にて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

港小樽の情緒あるまちに住む市民の明るい未来を想像できる積極的な御答弁を期待申し上げ、私の質問を終らせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問であります。まず、財政健全化計画に基づく平成18年度の人件費の削減でありますけれども、前年度と比較した一般会計の削減効果は、退職手当を除き、約3億円で、その主な内訳は、退職者不補充による職員数削減で約1億3,000万円、特別職及び一般職の給料削減率の拡大分などで約1億6,000万円となっております。また、管理職手当や特殊勤務手当についても、平成17年度と同様の削減を行っております。

次に、管理経費の見直しであります。清掃・警備などの委託業務内容の見直しやコピー機の賃貸における庁内統一単価の設定、事務経費の削減などで、約1億円の圧縮を図ったところであります。

次に、繰出金の縮減でありますけれども、平成18年度の繰出金総額は87億483万円で、前年度と比較すると5億108万円の減となっております。各特別会計、企業会計においても、事務事業の見直しや業務の簡素化などを進める中で収支改善を図り、一般会計からの繰出金の縮減に努めております。18年度に繰出金が減少した主な会計といたしましては、港湾整備事業特別会計において、資本費平準化債を導入したことなどにより、約2億4,000万円の減となったほか、下水道事業において、国の下水道事業に係る財政措置の見直しに伴い創設された起債を導入したことなどから、約4億4,500万円の減となったところであります。

次に、市税の収入未済額及び不納欠損額の対象件数等ですが、収入未済額の対象件数は2万3,407件、不納欠損額の対象件数は6,917件で、人数では2,291人です。

次に、平成16年度から18年度の主な科目別の収入未済額と収入率の推移ですが、市税については、平成16年度で28億258万円、82.6パーセント、平成17年度、30億7,028万円、81.7パーセント、平成18年度で31億4,900万円、80.9パーセントとなっております。また、一般会計の主な税外収入については、保育費負担金、いわゆる保育料でありますけれども、平成16年度で5,033万円、83.4パーセント、平成17年度で6,313万円、82.1パーセント、平成18年度で7,968万円、78.0パーセント、生活保護費の返還金収入が、平成16年度で3,343万円、57.5パーセント、平成17年度で3,803万円、42.4パーセント、平成18年度で4,203万円、47.4パーセントとなっております。

次に、納入の意思が見受けられない滞納者への対応ですが、公平性確保の観点から、市税については財産調査を行い、預貯金などの差押えを実施しております。また、税外収入については、これまでそれぞれの収入を所管する部局において、管理職等による電話催告や臨戸訪問による納付交渉などの取組を行っております。いずれにいたしましても、市税をはじめ収入金の確保は重要なことですので、今後とも滞納者との連絡を密にし、粘り強く交渉していくとともに、滞納処分の実施など、対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、保育所の民間移譲を含む子育て支援についての御質問であります。まず、公立保育所の民間移譲についての考え方ですが、今回の真栄保育所の場合は、新築移転を条件とした民間移譲であり、民間法人が現在の定員80人を維持し、市が所有する勝納町の測候所跡地に、平成20年度中に保育所を新築し、平成21年度のできるだけ早い時期に新しい保育所で保育を開始していただくものであります。このため、民間法人が応募するに当たっては、保育所建設の資金計画、今後の保育所運営の収支計画などを十分検討された上で応募されるものと考えております。

また、今後の民間移譲の考え方ですが、公立保育所と民間保育所との役割分担を明確にし、出生数、保育需要の推移、施設の老朽化などを踏まえ、民営化を視野に入れた公立保育所のあり方について、全体計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、保育所の今後のあり方ですが、少子化や核家族化の進展などに伴い、地域での交流が薄れる中で、子供を安心して産み育てられる環境や子供が健やかに成長できる環境づくりが求められており、子育てと仕事の両立支援に加え、家庭で子育てをしている方への支援も必要となっております。したがって、多様な保育ニーズへの対応や子育て支援を充実させるため、民間ができることは民間にゆだね、さらにきめ細かい子育て支援や児童虐待などの困難ケースの対応については公立が取り組むなど、公立保育所と民間保育所の役割を分担しながら、官民一体となって地域における総合的な子育て支援を担っていかねばならないと考えております。

次に、子育て支援事業への取組ですが、民間移譲などに伴い生じた人材を活用して、子育て支援事業や特別保育事業を充実したいと考えておりますが、実施に当たりましては、市全体の財政状況や施策の優先度を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、防災対策についての御質問ですが、初めに災害弱者等の把握の方法ですが、独居高齢者世帯については、現在のところ、民生委員が毎年行っている世帯状況調査に基づき、本人の希望により、独居老人安否確認希望者リストを作成し、災害時の際に活用できるよう、福祉部、消防本部及び総務部防災担当において、あらかじめ情報の共有化を図っているところであります。今後は、災害発生時の避難誘導等に的確に対応するため、市内に居住する独居高齢者や障害者の方々の情報を共有できるよう、より対象の範囲を拡大した災害時要援護者名簿の作成に向け、関係各部が協議を進めているところであります。

次に、高齢者、障害者を含めた防災訓練ですが、現在、本市においては二つの自主防災組織があり、定期的に地域住民の防災避難訓練が行われており、ここでは地域の実情に応じ、高齢者や障害者の方に対しても訓練参加を呼びかけております。今後とも高齢者や障害者の方を含め、地域における防災訓練が必要なことから、新たな自主防災組織の結成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、被災者に対する対策ですが、小樽市地域防災計画の災害復旧計画では、「被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする」としてあります。支援制度といたしましては、災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給や災害援護金の貸付けのほか、市税、国民健康保険料の減免、保育費負担金など、各種福祉サービスの自己負担の軽減などがあります。

また、精神的な負担を抱えている被災者に対し、災害直後には相談スタッフが避難所等を訪問し、心身両面での健康状態を確認するとともに、精神的な面でのフォローを実施することとしており、その後のケアにつきましては、保健所内に専用相談窓口を開設することとなっております。

次に、防災意識の高揚のための方策ですが、防災意識の啓発につきましては、市のホー

ムページで、防災ガイドとして、非常持ち出し品の説明をはじめ、災害に対する情報を掲載しているほか、広報おたるにおいては、定期的に「災害に備える」と題した情報発信を行っております。また、毎月最終金曜日には、FMおたるで防災に関する放送、さらに出前講座等を実施し、防災意識の啓発に努めているところであります。なお、高齢者に対しましては、町会や自主防災組織を通じ、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、小型ポンプを使った訓練に、一般住民が参加していることについてでありますけれども、東京都においては、震災対策の必要上、地域に小型ポンプを配置し、地域住民が災害時支援ボランティア隊や消防団とともに訓練を行っているものと聞いております。本市における火災の消火活動は、消防署消防隊のほか、消防団が保有する小型ポンプを活用した消防活動を中心に考えているところであり、市民の皆さんには火災発生時の対応として、119番通報とともに、消火器使用による初期消火と、消火不能となった場合は安全に避難することを最優先とするよう、従来から周知しているところであります。小型ポンプの設置と訓練については、地域の理解が必要のほか、設置費用や管理方法などの問題もありますので、現状では難しいものではないかと考えております。

次に、本市において、震度6強の地震が発生したときの倒壊する建物の想定であります。昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準では、震度6強から震度7程度に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標とされていることから、新耐震基準で建築された建築物については、倒壊するおそれはないものと考えられます。また、昭和56年以前に建築された建築物の割合は、住宅で約6割、一定規模以上で多数の人が利用する民間建築物で約3割となっております。その中には耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有しているものもあり、建築年次や外観からだけでは耐震性を判断することができないため、具体的に倒壊する建物を想定することは困難であります。

次に、倒壊を防ぐための危険度など、市民への情報提供であります。個々の建築物の耐震性については、耐震診断により判断する必要があるため、自分の家の耐震性に不安を持たれている市民からの問い合わせや相談につきましては、現在、北海道において実施されている一戸建て住宅の無料耐震診断についての情報提供を行っております。今後、昭和56年以前に建築された一定規模以上で多数の人が利用する建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、耐震性について確認するよう啓発していきたいと考えております。

次に、事前の情報伝達でありますけれども、先ほども答弁いたしました。倒壊するおそれのある建物を特定することは困難であり、事前の情報把握は難しいものと考えております。通常、災害発生時におきましては、必要に応じ、住所、氏名等の情報を救出活動の実施関係機関に消防無線などにより伝達し、迅速な救出・救護に当たることとしております。

次に、新市立病院についての問題でありますけれども、初めに基本設計の進ちょく状況であります。基本設計は今年3月28日に委託契約を締結した後、病院職員への説明会を開催し、設計の具体的な進め方や設計内容を協議する病院内の組織づくりなどについて、設計者から説明を行い、実質的にスタートしたところであります。その後、外来部門、病棟部門、検査部門など、新病院で想定される各部門の作業内容や他の部門との連携など、業務の方針についての整理を行い、現在、建物の各階における部門ごとの平面計画を検討しているところであります。今後は、各部屋の配置や大きさなどについて、詳細な検討を行うとともに、建物構造計画や給排水設備、空調設備、電気設備の計画などについても、検討を行ってまいります。なお、基本設計業務の完了は、来年2月末となっております。

次に、新病院建設に当たっての市民の皆さんから寄せられた意見・要望でありますけれども、病院の環境整備に関することでは、病院周囲の緑化と散策路、ベンチ、あずまや等を配置して、患者と家族が

ゆっくり会話できるスペースの確保などの要望がありましたし、病院の設備に関することでは、オストメイトに配慮したトイレの設置などの要望が、市長への手紙などとして寄せられております。これらの要望等につきましては、実現の可能性や必要性などを検討し、病院を利用される皆さんにとって利便性が向上する事項につきましては、今後寄せられる意見・要望も含めまして、基本設計や実施設計の中でできる限り反映してまいりたいと考えております。

次に、8月に実施しました新病院の市民説明会についてであります。市内6か所の会場で行い、延べ258名の参加がありました。参加された皆様から多くの御意見をいただきましたが、病院の新築そのものに反対というものはほとんどなく、その多くは新病院を建てて財政的に大丈夫なのか、あるいはまた、新病院の経営は大丈夫なのかといった財政問題に関する御意見と、建設場所についての御意見でありました。いただきました御意見・御要望の内容につきましては、その大半がこれまで議会において議論されてきたものであると考えております。

次に、新病院の建設場所などについての北海道の見解でありますけれども、新病院の建設は、現在想定している規模・機能や駐車場を確保する必要があることから、築港地区での土地取得が前提となります。このため、北海道とは築港地区での土地取得を含めて起債の協議を行ってきたところであり、これまでの協議の中では、起債の対象となる土地の取得は必要最小限の面積とすることなど、基本的な指導を受けておりますが、場所についての意見などは出ておりません。

最後に、おたる水族館の建替え等についてでありますけれども、株式会社小樽水族館公社内に設置しました新館基本構想委員会の中で、国定公園内という風光明媚な場所に位置し、開業以来多くの皆さんから親しまれている祝津地区が最もふさわしいことから、今ある本館とその周辺を含めた場所を念頭に検討を進めているところであります。

また、民間への移行についてであります。昭和48年に同公社が第三セクターとして設立されるに当たって、市立水族館の建替えが財政事情の悪化から市単独では不可能となったことから、昭和47年に当時の市長から水族館運営委員会に対して、旧水族館の移設計画案が諮問され、新水族館は民間出資を含めた公社方式で運営すべきとの答申がなされたところであります。これを受けまして、市は営利優先の経営ではなく、公共性を持たせるために、出資金の過半数を保有する考えを示し、議会の議決を得て進められたものであります。このような背景もありますので、完全な民営化については、慎重な議論が必要ではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、到達度の状況についてであります。昨年5月10日に小樽市立の全中学校において、1年生を対象に、国語と数学及び生活・学習意識調査を実施し、その実態を把握しております。調査結果については、学力向上検討委員会を設置して分析し、報告書としてまとめ、指導上の改善点について校長会議で説明するとともに、各学校において学習指導の改善に取り組むよう指導してまいりました。全市の見ると、漢字を読む力や図形の問題は定着しておりますが、漢字を書く力や小数・分数の問題に課題があります。各学校においては、校長のリーダーシップの下、自校の調査結果を踏まえた指導方法などの具体的な改善計画を立て、漢字や計算の反復学習を取り入れたり、体験的な活動や個別指導を工夫するなど、努力をいただいているところであります。

次に、学校評議員制度についてであります。この制度は平成12年の学校教育法施行規則の改正により位置づけられたものであります。校長が教育活動のあり方、保護者や地域との連携、子供たちの安全

確保など、学校経営全般にわたり評議員に諮問し、提言をいただいたり、時には意見を交換しながら、自信を持って社会の変化に対応した教育を進めていこうとするものであります。小樽市においては、市内全小中学校が全道的にも早い平成16年度から実施しており、各学校では年平均2回から4回開催している状況にあります。これまでいじめの問題がクローズアップした際には、各学校において速やかに評議員会を開催し、学校の現状を伝えるとともに、地域と連携しながら、いじめにかかわる問題行動の未然防止や解決に努力していただきました。また、自校のみならず、例えば銭函地区の4小中学校においては、連絡評議員会を結成するなどしながら、地域との連携等について相互に情報交換を行ったり、今年になってからも、潮見台地区の評議員会が小・中合同で研修会の開催や総合的な学習の時間に評議員みずから講師となる計画を立案するなど、主体的な取組が見られます。市教委としましても、学校と一体となって評議員の提言も参考にしながら、地域との協働による教育活動を今後も推進してまいりたいと考えております。

次に、若い教員に対する指導についてであります。各学校においては、日常の教育実践や校内研修の場で、若手の教員が先輩の教員から指導・助言を受ける姿などが見られております。また、ここ数年、教育委員会主催による学習指導などの研修講座に、たくさんの若い教員が積極的に参加し、みずから研さんを積もうとする意欲の高まりも感じられております。なお、初任者につきましては、道教委において初任者研修が実施されており、学級経営、学習指導、生徒指導などについて、校内で300時間、校外で23日程度の研修を受けております。さらに、道教委では、5年経験者研修や10年経験者研修など、教員の経験年数に応じた研修も実施し、若い教員の指導力の向上に努めているところであります。

次に、第三者による評価委員会についてであります。現在、各学校が教育活動の自律的・継続的な改善を行うとともに、開かれた学校として、保護者や地域住民に対し説明責任を果たすことを目的として、自己評価を中心に外部評価など、学校評価を行っております。議員が御指摘のとおり、自己評価の客観性を高め、教育活動の改善を適切に行うためには、第三者が評価する外部評価委員会を設置し、各学校の教育活動を評価し、その結果に基づき、設置者として、学校に対する支援や整備のあり方などについても明らかにしていくことが必要であると考えております。これまでも外部の方々による評価をしている学校も幾つかありますので、取組状況に応じ、無理のない方法で取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校と家庭との連携についてであります。昨年、本市が実施した生活・学習意識調査の結果から、学習したことがよく定着している子供は、家庭での学習時間が確保され、必ず朝食をとっているなど、基本的な生活習慣を身につけていることがうかがわれます。このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、各学校に対し、基礎・基本の確実な定着を図る学習活動を行うことはもとより、家庭での予習・復習を習慣化することについて、きめ細かに支援するよう指導してきたところであります。また、基本的な生活習慣の育成については、これまでも早寝早起きや朝食をとることの大切さなど、保護者会などに繰り返し働きかけるよう指導してまいりました。今後も市P連との連携の下、家庭教育にかかわる講演会を開催するなど、学習の習慣や基本的な生活習慣の取組が一層充実するよう努めてまいります。

次に、環境の改善についてであります。社会環境の悪化から子供たちを守るには、生命を尊重する態度や思いやりの心、善悪の判断など、人間としての倫理観や規範意識を確実に身につけさせることが重要であると認識しております。こうしたことから、学校においては心に響く道德教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、インターネットや携帯電話の利用にかかわる情報モラル教室、規範意識を育てる非行防止教室を開催するなどの取組を進めてきました。また、問題行動に対しては、学校、家

庭、地域はもとより、教育委員会、市民部青少年課、警察などの関係機関と連携を図りながら、問題の解決に当たっております。今後も関係機関との連携の下、各学校において、生徒指導の機能が十分に発揮できる指導体制の確立と、改善に向けた指導が図られるよう努めてまいります。

最後に、教員の人事権についてであります。現行の法体系の中では、教員の任命権は道教委に属し、市教委にはサービスの監督権しかありません。しかし、平成17年に中央教育審議会が、人事権については都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいとの答申が出ました。財源移譲の問題や採用希望の大都市集中化、各教科ごとの教員の確保、広域での人事交流など、課題も多く、今年の教育関連三法の改正時において検討事項となっておりますことから、今後の国の動向を注視していく必要があると考えております。

議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議員 佐 藤 禎 洋

議員 新 谷 と し

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 一般質問をします。

最初に、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

昨年、自民・公明両党が21項目もの附帯決議をつけて強行採決した医療制度改革関連法案に基づいて、来年4月から後期高齢者医療保険制度が始まります。現在、子供の健康保険などの扶養家族になっていて、保険料負担がない約200万人が新たに保険料を払うこととなります。保険料は都道府県ごとに決められますが、厚生労働省の試算では、1人当たり月額で6,200円、北海道は全国の中でも医療費が高いため、道の試算では7,000円、年金を1か月1万5,000円以上受けている方は、年金からの天引きで75歳以上の8割程度が天引きになる見込みです。全国平均月額4,090円の介護保険料と合わせて、毎月1万円を超える保険料が年金から天引きされるわけです。このような一方的な天引きでは、分納や納付猶予など相談ができません。高齢者の生活を保障する年金から保険料の一律天引きは、生計費非課税の原則に反することになりませんか。市長の見解をお聞きします。

重大なことは保険料が払えない高齢者に対して、1年6か月滞納すると保険証を取り上げ、資格証を発行し、医療給付を差し止めることです。これまで70歳以上の高齢者は、障害者や被爆者、難病などと同じく保険料を滞納しても保険証は取り上げてはならないとされていました。既に国民健康保険では資格証明書が増え続け、病院にかかれず病気が悪化したり、死亡する事例が全国で起きています。医療にかかる割合の高い高齢者から保険証を取上げることについて市長はどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

病院で支払う医療費は、70歳から74歳の人は1割から2割負担になります。また、これまで収入に応じた負担上限額が決められていましたが、今回、外来、入院ともに大幅な引上げになりました。それでも無理してでも保険料だけ払うなら、今までどおりの医療が受けられるのかといえば、そうではありません。政府は後期高齢者を対象として、包括型定額制の診療報酬体系をつくらうとしています。包括払いとは、病名ごとに治療費の上限額が決められる定額制のことで、その範囲でしか保険のきく医療ができないために、病院にとっては制限を超えた治療は持ち出しになり、高齢者の病院追い出しにもつながります。元厚生労働省局長からも、「うば捨て山」と厳しい非難が上がっています。年齢だけを理由にして医療に差別を持ち込むことは許されないことです。市長はどのようにお考えでしょうか。

北海道後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が運営し、広域連合の連合長と議員が選ばれ議会を構成します。北海道では180の市町村から32人の議員が選ばれ、小樽市からは山田市長と大竹議員が参加しています。8月7日に第1回臨時会が開催されています。議案第1号は一般会計予算でした。電算処理システム導入等業務委託料として8億1,300万円を可決していますが、人件費の単価は一律90万円です。一般的にはプロジェクト管理や作業方針、業務運用設計など道内ではあり得ない額です。60万円でも十分であり、30万円でも仕事を受ける業者はいます。それも稼働テストや操作研修など、半

額でも十分というのが業界の意見です。業者言いなりの過大見積りではなかったのかと考えますが、いかがでしょうか。

議員の日当は1日3,800円、宿泊費は1万4,900円と知事並みの額で決定したそうですが、財政困難の夕張市長や釧路市長は広域連合の提案に反対しています。日ごろ財政難を訴える市長は、なぜ賛成したのでしょうか。適切な予算だと判断した内容をお聞かせください。

来年4月から始まる新制度であり、対象者は75歳以上の高齢者です。道の保険料は11月末の広域連合議会で決定するといいますが、個人の保険料はいつ決定するのか。保険料や制度に対する被保険者や市民の意見は、いつどのような形で反映されるのでしょうか。

市民周知に「広報おたる」がよく利用されますが、11月号の締切りは今月半ばです。これに間に合うのでしょうか。間に合わないときには、どのような手段で制度の内容や保険料を知らせていくのでしょうか。

市民からの苦情が集中するのは自治体窓口ですから、責任は重大です。具体的にお知らせください。

また、広域連合議会には、対象者の高齢者自身の声が反映しにくいために、ぜひとも高齢者や道民、医療・福祉の専門家などによる運営協議会、保険料設定前の公聴会などを開催できるように働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、小樽市の国民健康保険にかかわって何点かお聞きします。

後期高齢者医療制度に移行する高齢者の数は何人になりますか、

この年代の皆さんは、国保料の納付率も大変高いと言われています。残された加入者で、今後収納率はどれくらいになる見通しでしょうか。

悪化して国のペナルティが強まる心配はありませんか、お聞きします。

来年4月から65歳以上の国保料も年金から天引きになります。対象者はどれくらいになるのでしょうか。

また、新制度の財源の4割は現役世代からの支援金で、国保加入者からも特定保険料が現在の保険料にプラスして徴収されます。結果的に、国保料は高くなるのではないのでしょうか、あわせてお答えください。

来年4月実施に向けて、現在もまだ保険料が示されず、市民周知の計画も見えてきません。本当に実施できる見通しがあるのでしょうか。当面4月実施を凍結して、市民周知と十分な意見聴取に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いします。

次は、全国一斉学力テストについてです。

4月24日、小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力学習状況調査、いわゆる学力テストが実施され、全国230万人、小樽市では小学校27校、1,017人、中学校14校、1,038人の子供たちが受験しました。今回は国語と算数、数学で基礎的知識、活用問題に加えて、質問紙調査という生活の様子を尋ねるアンケートも行われました。授業をやめて1日ばかりで実施したテストです。子供たちの学びを向上させるために、どのように役立つのか。全国一斉の学力テストの目的は何か、お聞かせください。

東京都足立区のある学校では、学力テストで平均点を上げるため、発達障害のある子供3人の答案を集計から抜き取り、試験中に校長と教員が児童の答案を指さして間違いに気づかせるなど、学校ぐるみで学力テストの不正が行われていたことが問題になりました。東京都は2004年に全国に先駆けて一斉学力テストを始め、23区と市ごとの平均正答率を公表しています。このとき足立区は最下位だったために、対策として学校ごとの成績を公表し、テスト点数を上げる競争を激化させてきた結果と考えられます。また、学校選択制が導入されており、学力テストの都内ランクが大きな学校選択基準になり、入学児童数に応じて予算配分が実施されるため、各学校の序列争いは深刻です。

小樽市でもテストを受けなかった子供たちがいました。欠席の理由を把握していますか。特別支援の児童や学習障害の子供たちは受けましたか、お答えください。

文部科学省は、昨年決めた実施要領で、都道府県教育委員会に個々の市町村名、学校名を公表しないように求めています。一方で市町村教育委員会が市町村の公立学校全体の結果を公表することや、学校が自校の結果を公表することは、それぞれの判断に任せるとしています。学校ごとの結果公表をすれば、これを集計すれば全体のランキングがわかるわけです。各学校の公表もやめるべきだと思いますが、公表するのでしょうか。

また、この結果は、子供たちに返されるのでしょうか。点数をテストごとに知らせ、正解を教え、再指導するのですか。父母から結果報告を求められたときは、どのように対応するのでしょうか。

テスト結果は小学校分はベネッセコーポレーション、中学校分はNTTデータと民間に委託のため、プライバシーが守られない、個人情報保護されるのか問題になりました。既に東京では、ある教材会社からおたくのお子さんの都の中の順位を教えますか、こういう電話を受けた家庭があります。今後、学力テストで得たデータを利用されたとき、どのように対応するのでしょうか。

質問紙調査は100問にも及ぶアンケートで、その内容は寝る時間や起きる時間、家族と一緒に夕食を食べているかなど生活調査や、学校の決まりを守っているか、人との約束は守るか、困っている人を助けるか、近所の人にあいさつするか、人の役に立つ人間になりたいかなどを聞いています。これらの質問が何を目的に聞かれているのか、その結果をどう教育に生かすのか、お知らせください。

校長のアンケートでは、習熟度別授業をやっているのか、土曜日や夏休みの補習はしているのかなど、国が進める教育施策に取り組んでいるのか点検するような質問で、今後取り組まなければならないと強く感じさせるような圧力を感じます。教育長へのアンケートはなかったようですが、これらの調査項目に対する感想をお聞かせください。

かつて1961年から64年にかけて行われた全国一斉学力テストは、子供たちを競争に追い立て、学校を荒らし、国民的な非難を浴びて中止に追い込まれました。現在、東京をはじめ一部の地域で一斉学力テストが復活しましたが、足立区のように同じ矛盾が出ています。これを全国一斉に実施しようというものであります。学校の序列化、競争激化を招く全国一斉学力テストの廃止を求めて、当面はどんな形態でも学力テストの結果は公表しないことを強く求めて、この項の質問を終わります。

選挙制度についてです。

今年度は知事選挙、一斉地方選挙、参議院選挙と続き、突然の安倍首相の退陣で衆議院選挙も視野に入れた活動も既に始まっています。不在者投票や期日前投票で投票日前の投票が増えています。何よりも投票率を高めることが重要だと思います。

今回投票する意思があっても、条件が困難で投票できない方がいました。

一例目は、地方選挙のとき、私の21歳のおいですが、就職したばかりで4月は東京で1か月の出張研修でした。告示前に選挙管理委員会に申し出て、告示になってから小樽市選管から投票用紙を送付してもらい、当地の選挙管理委員会に業務時間内に行って投票しなければなりません。研修中の立場で仕事時間内に投票に行くことは無理とあきらめました。この場合、投票用紙をもらって郵便で投票できるようにならないでしょうか。

2例目です。体の不自由な方の郵便投票制度があります。この方は生まれつきのご関節脱きゅうで、身体障害者手帳4級です。時間をかけて歩くことはできますが、一人で買物やスムーズな移動はできません。郵便投票の対象者は、身体障害者手帳1級、2級及び一部3級で該当しませんでした。郵便投票の対象者は自力で投票所に行けない人といいますが、心臓、じん臓の1級者はペースメーカー挿入者や

人工透析の方もおり、歩行に問題はありません。また、要介護者は要介護5のみが対象ですが、要介護4もまた準寝たきり状態で投票所に行くのは無理です。全盲の視力障害者の方からも一人で投票所に行けないと意見が出されています。同様に郵便投票の対象にならないでしょうか。実態に合わせた基準の見直しを国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、投票所に対しても、坂の上の豊倉小学校や手宮西小学校などは、変更できないかと市民から要望が出ています。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療制度についての御質問であります。まず後期高齢者医療制度における保険料の年金からの天引きでありますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、特別徴収の方法が規定されておきまして、導入に当たりましては、内閣法制局と詰めたものと承知しております。

次に、保険料を滞納した場合の資格証明書の交付でありますけれども、後期高齢者医療制度では、一人一人の被保険者として保険料を負担してもらうため、被保険者間の公平性と制度の安定確保の面から、特別な事情がないまま一定期間保険料を滞納した方には、資格証明書を交付することとしており、その判断は広域連合が行うこととなっておりますが、詳細については現在検討中と聞いております。なお、低所得者等の被保険者には、保険料の軽減措置が設けられるほか、保険料を納付することができない特別の事情がある場合には、被保険者証が交付されることとなっております。

次に、高齢者を対象とした新たな診療報酬等についてですが、現行の出来高払い制度は、検査や診療を重ねるたびに報酬が増える仕組みで、医療費の無駄遣いを招きやすいとされております。一方、包括払い制度は、欧米では既によく普及している制度と聞いておりますが、今後ますます高齢者が増加する中で、高齢者医療費を抑制し、あわせて患者負担の軽減を図ることを目的としています。後期高齢者医療の診療報酬の包括払い制度を導入することにつきましては、加齢に伴う治療の長期化といった後期高齢者の特性を踏まえ、これにふさわしい新たな診療報酬体系を構築する中で、その導入についても検討されており、秋ごろには基本方針を取りまとめる予定と聞いておりますので、その推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に、広域連合の電算処理システム導入等業務委託料の単価の見積単価でありますけれども、広域連合ではシステムが非常に大規模であり、大手の製造供給業者がかかわってくることを想定して、国土交通省が公表している単価で予定価格を積算したものと聞いております。

次に、広域連合議会議員の日当、宿泊費についての御質問でありますけれども、全国の都道府県単位で設置される広域連合の議会議員ということで、旅費の算定基準につきましては、構成する市町村間に差があり、準拠すべきものを見いだすことが難しい中で、いろいろ検討した結果、形態の類似した北海道議会議員に準じることが適当と考え、その公務出張の例により、旅費を支給することとしたものであります。確かに高いというふうに感じますけれども、今後、社会のすう勢あるいは時代の流れなども踏まえて、広域連合としても見直すべき部分は見直していきたいという説明がなされたこともありまして、特に反対はしなかったものであります。

次に、個人の保険料の決定時期であります。本年11月開催予定の広域連合議会第1回定例会に提案

予定の後期高齢者医療に関する条例の中で、保険料率、つまり所得割と均等割額が示されることとなっております。この保険料率が決定した後に個々人の保険料額の算定が行われる運びとなります。また、保険料や制度に対する市民などの意見反映についてであります。広域連合では9月25日から10月15日にかけて住民の意見を募集する予定と伺っております。

次に、制度の内容や保険料の具体的な周知方法であります。広域連合では75歳以上の高齢者が対象となる新しい独立した制度であり、被保険者とその家族を含めた現役世代に対する制度の周知の重要性から、国、道などの関係機関と連携を図りながら、市町村と協力して広報活動を展開することとしております。具体的には、新聞、テレビ、ポスター、リーフレット、広域連合のホームページなど、さまざまな方法により周知を図ることとしております。本市におきましては、広報おたる8月号で見開き2ページを使い、後期高齢者医療制度の概要をお知らせしたところであり、この後は1月号又は2月号で保険料率等について、3月号では制度開始直前のお知らせを掲載する予定としております。また、出前講座のメニューに後期高齢者医療制度を取り上げ、これまでに老人クラブ6団体200名ほどの申込みがあり、既に5団体、約150名の方が受講されております。今後も市民を対象とした各種行事の機会などを活用して一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、広域連合に対する運営協議会や公聴会開催の働きかけということですが、広域連合では被用者保険などの保険者関係の方や高齢者団体の方などからなる運営懇話会を設置し、さまざまな御意見をいただき、施策に反映していくこととしております。また、市町村と連携した住民意見の募集につきましても、近々実施する予定となっております。

次に、国民健康保険に関しての御質問ですけれども、最初に国保から後期高齢者医療制度に移行する高齢者数についてであります。平成19年7月末日現在、国保の被保険者数は5万3,549人、そのうち75歳以上の方が1万5,993人、65歳から74歳までの寝たきりなどの障害者の方が1,203人、合計で1万7,196人の方がおり、後期高齢者医療制度に移行する人数はおおむね同程度と考えております。

次に、国民健康保険の収納率であります。平成18年度実績では、現年度全体の収納率は93.96パーセント、そのうち世帯主が75歳以上の収納率は99.37パーセント、75歳未満の収納率は91.23パーセントとなっておりますので、後期高齢者制度に移行後の収納率については、2パーセント程度の低下が考えられます。また、国のペナルティにつきましても、現行制度のままであれば高い率のペナルティが適用されることとなります。全国的に収納率の高い75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行することから、国では制度改正の動きがあると聞いておまして、今後その動向に注意してまいりたいと考えております。

次に、年金から天引きされる対象世帯数でありますけれども、第1の要件として世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が対象であり、平成19年度当初予算における試算では、8,291世帯となっております。このうち年金額や介護保険料との合算額により、除外される世帯もありますことから、この世帯数が減少することとなります。現時点では年金から天引きされる対象世帯数を把握することは難しい状況にあります。また、後期高齢者医療制度への支援金に伴う国保料であります。平成20年4月からは後期高齢者支援金が創設される一方、老人保健拠出金がなくなることや、国保加入者数の減少など国保料算定の仕組みが大きく変わりますので、現時点では具体的に示すことは難しい状況であります。

最後に、来年4月からの制度実施の見通しですが、広域連合では、今後、保険料や広域計画などについて広く住民や各層の方々の御意見をお聞きした上で、11月開催予定の広域連合議会第1回定例会での保険料率の決定に向けた取組と合わせて、住民の方々に対するさまざまな周知計画を実施する段

取りを進めているところであります。したがって、構成団体である本市においても、広域連合と十分連携をとりながら、来年4月実施に向けて準備を進めていく必要があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国学力学習状況調査の目的であります。国におきましては、義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかどうか、きめ細かく把握・分析することにより、これまでの教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的としております。また、本市においては、全国的な状況との関係における学力の状況、教育条件の整備状況、子供たちの学習環境や家庭における生活状況等を把握し、今後の各学校の指導や学習の改善などにつなげるものであります。子供たちにとって意欲を持って学び、わかりやすい授業を目指す貴重な資料となるものと受け止めております。

次に、この調査を受けなかった子供についてであります。本市におきましては、小学校24名、中学校51名の合計75名が調査を受けておりません。その理由につきましては、病欠58名、不登校12名、忌引き1名、保護者からの要望が4名と報告をいただいております。

特別支援学級に所属する子供や発達障害のある子供につきましては、一人一人の障害の種類や程度に応じて教員が付き添うなどの配慮の下、調査を受けております。

次に、調査結果の公表についてであります。結果については本調査の実施要領及び文部科学省からの通知により、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないことなどを定めております。本市におきましては、これに基づき学校間の序列化や過度な競争が生じることのないよう、道教委の指導を受けながら、適切に対応していきたいと考えております。

なお、保護者等から情報開示請求があった場合についても、本市の情報公開条例に基づいて、不開示情報として対応するよう、道教委から要請を受けているところであります。また、子供たちには答えは返却されませんが、設問ごとの正答や誤答の状況などがわかる個票が返却されると伺っておりますが、詳細は示されておられません。

次に、個人情報の取扱いについてであります。調査の実施主体である文部科学省では、個人情報保護に関する法令の要請を受け、委託業者における個人情報の取扱いに係る安全確保について、作業者の限定や監督の徹底、認証を受けていない者の作業用コンピュータへのアクセス制限など、具体的な取扱いを規定し、万全の対策を講じていると承知しております。もし、個人情報の漏えいや不正利用などを文部科学省として了知した場合には、契約解除や損害賠償請求のほか、直ちにこれを刑事告発するなど、厳正な対処をとると伺っております。

次に、質問紙調査についてであります。子供たちが意欲を持って学び、基礎・基本の確実な定着を図るためには、学校での学習指導の改善・充実はもとより、家庭における基本的な生活習慣等のあり方も大きく関係していますことから、多面的に調査をする必要があります。本調査で子供たちの学習意欲、学習方法、学習環境や生活などの側面と学力との相関関係を分析することにより、各地域や学校の実態を踏まえた指導・改善に生かせるものと期待しております。

最後に、校長が記入する学校質問紙についてであります。この調査は学校における指導内容、指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備状況及び子供たちの体力・運動能力の全体的な状況等についての調査であると承知しております。子供たちがどのような教育環境で、どのように学んでいるのかを把握し、学力との関係を分析することは、これまでの教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図る上で極めて重要なことであり、国の圧力とは受け止めておりません。調査の結果を各学校の

教育課程の編成・実施に有効に活用し、保護者や地域の方々から信頼を得られる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長(深山雄造) 中島議員の御質問にお答えいたします。

まず、市内滞在者の方が不在者投票を行う際、郵便による投票ができないかというお尋ねでございますが、現在、公職選挙法で認められております郵便等投票の経過につきましては、公職選挙法施行当時にはございました。しかし、不正投票が相次いだため、まもなく廃止されたものが、昭和40年代に障害者の方からの強い要望により、重度身体障害者を対象として限定的に復活し、その後制度の拡充がなされてきた経緯がございます。市外滞在者の方による郵便等投票ということになりますと、前段廃止された中で、密室で記載されたものとして不正投票の誤解を招くおそれが大きく、選挙の公正の観点から疑問視されているものでございます。

お尋ねのように、真にやむを得ない状況で投票できない方には残念ですが、今日の段階では、選挙の投票機会の拡大と、公正の確保の問題をいかに調和するか、その兼ね合いが非常に難しいものがあるとされております。

次に、公職選挙法の改正等の国への要望につきまして、私どもの全国組織であります全国市区選挙管理委員会連合会を通じ、国会や総務省などに提出することとなっております。御質問の体の御不自由な方の郵便等投票対象者の拡大につきましては、投票所まで同行する介護者がいない、あるいは移動が危険なため、投票所に行けないなどの理由がございまして、既に連合会におきましても問題提起がされており、対象の範囲を広げるべく、拡大する障害の種類あるいは統計等も含めまして、国への要望事項として現在検討を進めている状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

最後に、投票所の変更でございますが、私どもが現在使用している全投票所につきましては、より適した会場がないか常に検討しております。今回の参議院選挙から第46投票区の投票所、つまり狭あいな桜小学校から「東小樽町会ふれあい桜」に変更したところでございます。御質問の豊倉小学校及び手宮西小学校につきましては、ともに投票区域内で他に投票所として適当な施設がございませんので、投票所としてそれぞれ使用している状況でございます。今後、投票所としてより適した施設がございましたら、変更を検討させていただきたいと考えます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再質問をいたします。

各質問項目にそれぞれ質問させていただきます。

最初に、後期高齢者医療制度の方ですけれども、市長は生計費非課税の原則に反することにならないかという私の最初の質問にはお答えになっておりません。この質問にまずお答え願いたいと思います。

昨年、全日本民主医療機関連合会が在宅で暮らす2万人の高齢者の医療介護生活実態調査というのをやっております。収入調査では、ひとり暮らし世帯の7割が年間200万円以下、1か月の収入10万円以下という方が全体の4割、とりわけ女性の5割が10万円以下です。全く無収入という方も5.3パーセントという結果でした。実際に医療介護を受けている高齢者の方々ですけれども、全体の45.9パーセント、約半分が医療や介護の支払に負担だと、こう答えているのです。こういう皆さんが本当に新制度の保険料や医療費を担っていけるのが問題です。かえって医療や介護から高齢者を遠ざけることにならないのかと、ここが一番の心配な点です。市長は国が決めたことだと言いますけれども、今の市民の実態を国に

届けて改善すべきは改善、訂正すべきは訂正と声を上げるべきだと思います。そういう点で、生活費である年金から最初に保険料を天引きする、このやり方が生計費非課税の原則に反しないのかどうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

ましてや、月額1万5,000円以下の皆さんから、普通徴収ということで保険料を納めてもらい、納めきれない人からは保険証が使えないような資格証明書の発行を法律で義務づける。これは道義的にも憲法第25条の立場からいっても、到底認められない中身です。市長会や国に対しても高齢者の多い小樽市の市長として発言していただきたいと思いますが、いかがですか。

もう一点は、今までは国民健康保険で資格証明書を発行してまいりましたけれども、高齢者の方は対象外だったのです。なぜ今度対象にしたのか、この点についてもお答えください。

また、周知徹底が一番重要な問題だと私は思っているのですけれども、これから意見を聞く、「広報おたる」にも載せる、こうおっしゃっていましたが、1月号、2月号で保険料について周知し、3月号は直前のお知らせと言っていますけれども、そうしたらこれは、広域連合議会で11月に保険料が決定してから報告をするという結果になりますね。決定する前に意見を聞く、あるいは声を出すという場所が全く小樽市民にない中で、結果だけ知らせることになってしまうのではないですか。私はこれも非常に大きな新しい制度として、皆さんの了解を得ていく必要があると思うのです。そういう点で、この2月号、3月号の「広報おたる」に載せて終わりというわけにはいかないと思いますから、市独自でも事前にこの額でいいのかどうか、皆さんの声を聞く機会をつくるべきだと思いますが、その点はいかがですか。

それから、広域連合議会第1回臨時会で電算システムの料金が大変高かったのではないかと、私は、今、質問しましたが、市長は国の基準で決めたと、こういうふうにおっしゃいました。しかし、市長会の中でも意見を出していますよね。平成19年6月6日の全国市長会で、国に対して今度の後期高齢者医療制度に対しては、電算処理システムの開発改修に要する財政負担については、地域の実態を十分把握の上、超過負担が生じないように財源措置をしてほしいと、市長会で出しているのです。今回のシステム開発費用の国の補助金は、全体の3.4パーセント、国の補助があまりに少ないのか、予算が過大すぎるのか、どちらも当たっていると、私は思いますけれども、これに市長は、賛成しているのです。小樽市、北海道、この立場から全国レベルの水準ではなくて、妥当な額を決めるのが役割だと思うのですが、いかがでしょうか。

学力テストの問題です。

今回の学力テストでは、普通授業をやっていない特別学級の子供たちは対象外になったと聞いていますが、今の答弁には入っていませんでしたけれども、このことについては皆さん実施されたのかどうか、もう一度お答えください。

テスト結果についての公表の問題で、教育長は、明快にお答えになっていません。今私が聞いていた限りでは、適切に対応すると、こういう言い方をされておりました。公表しないという、こういう御意見ではありませんでした。各市町村の公立学校が自分の学校の点数を公表することは判断に任せられているのです。教育委員会も小樽市内の公立学校全体の点数の公表は判断でできるのです。これをやるのですか、やらないのですか。はっきり答えたいと思います。

また、父母の方がテストの結果を求めたときには、不開示情報として対応するとおっしゃっていますが、実際にはそういう形で済ませられそうもない事態が全国で起きています。大阪府の枚方市では、教育委員会が行った小中学校の学力テストの学校別結果を開示しないとやったことで、市民が開示を求めて提訴、大阪高裁は競争激化させるおそれはないとして開示を命じて、結局情報を出しているのです。岩

手県の花巻市でも、住民の開示請求の裁判が行われています。御存じだと思いますが、こういう事態が起きているわけですから、小樽市の父母から結果を教えてくれと言われたら、どう対応するかというのは、小樽市教育委員会が答えなければならないのです。どのようにするのか、再度お答えください。

最後に、選挙制度の問題ですけれども、郵便投票は不正が多くて縮小したとおっしゃっています。しかし、私が今回取り上げた事例は、結局投票はできないという結果になるのでしょうか。救済の方法というのはないのか、改めてお答えください。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 最初に生計費非課税の原則といいますが、この問題ですが、この後期高齢者の法律が制定される前におきまして、年金から特別徴収をするということについて法的にどうかということについて内閣法制局で見解を出したと思いますので、それについては、私からそれが違反だとか何かということをおし上げる立場にはないと思います。

それから、資格証明書の問題です。今広域連合のほうでいろいろ検討しているようですが、実際にはできる限り資格証明書は出さないと、そういう方向で検討しているというふうに聞いておりますので、そういった方向でぜひやっていただきたいというふうに思っています。

それから、広報の問題です。先ほども答弁しましたが、広域連合のほうでもいろいろな御意見を聞く場を設けておりますので、そういった場でいろいろな御意見を申し上げていただきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたとおり、市のほうも今出前講座で、いろいろな団体からまだまだ申込みが来ているというふうに聞いておりますので、十分制度の趣旨については説明をしていきたいというふうに思っています。

それから、システムの問題で、これは先ほど申し上げましたのは、予定価格をつくるときに国の基準を採用したということをごさいます、実際の価格ももっと下がったというふうに聞いておりますが、市長会で申し上げているのは、あまりにもシステムに費用がかかりすぎるので、それに対する国の補助が低すぎる。もっと国の補助を引き上げてくれという要望は全国市長会でもやっていますし、町村会のほうでもやっているというふうに聞いています。一町村でも五、六千万円かかるというふうに言われていますので、小樽はちょっと下がったようですが、それに対する補助も非常に低い。1,000万円もいかないという状況ですので、これはもう補助率を引き上げてくれということをおし市長会及び町村会に要望しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 中島議員の再質問にお答えいたします。

1点目の特別支援教育を受けている子供たちのこのテストの件でございますが、要綱によりますと、該当する6年生と中学生は、下の学年の内容を習っているものは該当しないということでございますので、最終的には小学校5名がこのテストに参加してございます。

二つ目でございますが、先ほども申しましたように、国から出ている中身では、個々の学校名を明らかにした公表は行わないというふうに明文化されてございますので、私どもも北海道もこれに準じまして、個々の学校名を公表する考えはございません。

それから、三つ目の開示についてでございますが、これは国会の場でも道議会の場でも同じような質問がなされていると思いますが、小樽市教育委員会としましては、情報公開条例に基づいて先ほど申し

ましたように、いろいろな方がいろいろな思いがあるかと思いますが、不開示として対応するように指導も受けてございますので、そのようにさせていただきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長(深山雄造) 重ねて中島議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の郵便投票につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、現在の法制度の下では意に沿うことができないということでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 今回の後期高齢者医療制度というのは、新しい医療保険制度になって4月から始まるということですから、大変急がれる中身だと思います。最も重要なこの年金生活者の皆さんの生活費である年金から、第一義的に保険料を天引きするというやり方が、内閣法制局も関与して決めたのだから問題はないはずだとおっしゃいますが、その判断した根拠をきちんと示す必要があるのではないかと思います。そういう点で、今お答えいただけないようでしたら、この内閣法制局から聞いた上でまたお答えをいただきたい。

資格証明書の発行基準を変えた理由についてもお答えいただけないようですから、それもまた改めてお答えいただきたいと思います。

どちらにしてもこの問題については、残り半年ですべてを仕上げて実施しなければならない。ところが国の中枢である安倍首相の退陣で、こういう問題も十分に詰められるのかどうかも怪しい雲行きなのです。何もかも不十分ではっきりわからないまま進めることは許されないと思いますから、私たちはいったん立ちどまって凍結し、見直す、そういう時期ではないかと思っているわけです。そういう点については、私は、現場を担当している皆さんが一番この混乱と遅れを実感し、わかっていると思うのですが、再度その点についていかがでしょうか。

それともう一つは、保険料の決定通知だけを市民に知らせるというやり方は承服できません。事前に料金を知らせて、意見を聞いて、了解を得るものは得る、得られないものは議論するというふうにしなれば、これはだめだと思いますので、その点において広域連合任せにせず、小樽市として独自の取組をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、教育委員会です。

今、特別支援教育を受けている子供は対象外だと、このようにおっしゃいました。しかし、最初の目的で、今回の学力テストの目的は子供たちに対するふだんの教育の成果を確認する場だとおっしゃったのではないですか。一般普通教育を受けている子供たちが確認する対象だったら、この子供たちもまた同じようにとりわけ教員の熟練した力量が問われる対象の子供たちだと思います。この子供たちに対する一斉学力テストの計画はあるのでしょうか、お聞かせください。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) この制度につきまして、市長会としてもまだ具体的に動きはありません。だんだん具体的になってきてからいろいろな問題が提起されるのだと思いますが、確かにいろいろ附帯決議があるように問題は多々あるのだろうというふうに思っています。年金天引きの問題も、例えば介護保険料と後期高齢者の保険料の合算額が年金の2分の1を超える場合には徴収をしないとか、いろいろな軽

減措置なり緩和措置もありますので、そういった状況を見ながらやって、少し様子を見なければだめだというふうに思っていますし、それから市独自で保険料の決定通知の前に事前に通知をせよということですけれども、保険料の料率を決定するのは広域連合ですから、それは不可能だというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の再々質問にお答えいたします。

特別支援学級の子供たちのこのテストの件でございますが、知的な障害のない子供がこの対象になってございまして、先ほど私が言いましたように、今の学年、6年生よりも下のものを受けている子供に対しては、それは対象としないという答弁を先ほどしたところでございますので、そこは御理解いただければということと、もう一つは6年生相応の学力が定着しているかどうか調べるものでございますので、ですからこの子供たちはこのテストから除外するということなのです。

それからもう一つは、特別支援教育の子供の独自の調査をしないのかということでございますが、そのことについては文部科学省のほうからまだ計画については、私どもは知らされてございませんので、現段階ではちょっと私のほうからは答えられない状況でございます。

いずれにしましても、健常児でありまして、特別支援を受ける子供たちでありまして、やはりその状況はきちんと把握して、今後の学習指導に役立てていかなければだめなものというふうなことは承知してございます。

議長(見楚谷登志) 中島議員の一般質問を終結いたします。

選挙管理委員会委員長、御苦労様でした。退席をいただいて結構でございます。

(深山委員長 退席)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

16番(林下孤芳議員) 民主党・市民連合の林下孤芳でございます。4月の選挙で初当選組の中でも、私が最年長でありますけれども、本会議場のこの場に初めて立たせていただきまして、その責任の重さを実感いたすと同時に、大変高揚した気持ちでいっぱいあります。専門分野以外ではまだまだ勉強不足でありますけれども、厳しい小樽市の財政の中でも明るい未来を展望する小樽市にするために、議員の皆さん、そして理事者の皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小樽経済の活性化と食の安全・安心を推進するためのアピール方策について質問をいたします。

経済は回復基調にあると言われながら、相当な時間が経過しております。しかし、小樽市をはじめ、多くの地方では、相変わらず低迷状態から脱しきれずに、回復基調にある大都市圏との格差は今なお確実に広がっています。これは政府がこの間進めてきた経済政策、つまり改革の名の下に過度の自由競争と規制緩和が強力に推し進められた結果、地域経済を疲弊させ、大都市と地方にゆがみと格差の拡大をもたらすこととなったと認識していますが、小樽経済の現状を踏まえて、市長の認識をお伺いしたいと思います。

また、小樽市としても、この間、議会や経済界、各種団体との経済活性化に向けた議論とそれらを踏まえた支援事業に多くの取組をしてきたと承知をしているところでございますが、これまででも販路の

拡大など個々の事業とその結果についてどう判断をされ、今後の経済活性化策にどのように生かされようとしているのか、お考えを示していただきたいと思います。

私もこの間、市内の食品製造業者や市場関係者から多くの御意見を伺ってまいりました。まだ中小零細企業を含めた小樽経済全体をフォローする体制にはなっていないのではないかと思います。事業者の声を紹介しますと、この間の経済活性化の取組は理解するものの、セミナーや会合などに参加したくても仕事を休んで参加できない。新商品を開発しても独自ルートではなかなか販路を拡大することが難しい。ぎりぎりの経営でほかに経費や宣伝費もかけられない。そうした現場の声を参考にしながらの活性化策をぜひ考えてほしいという声も多くありました。行政としてまだまだこうした声を聞き、小樽経済全体を取りまとめた支援策が必要ではないのかと思います。

また、経済活性化を考える上で、このたびのミートホープの牛肉ミンチ品質表示の偽装事件、石屋製菓の賞味期限の改ざんなど、一連の不祥事によって、北海道ブランド、食の安全・安心に対する信頼の失墜が懸念され、今後、地域経済全体にも悪影響が及ぶのではないかと心配されています。食の安全・安心を保障するのは製造する事業者のモラルと責任の問題であることは言うまでもありませんが、一連の不祥事では賞味期限のつけかえや不正内容の内部告発を受けた行政機関が、その情報を数年間にわたって放置していたことも明らかにされています。結果論ではありますが、その時点ですぐに対処していれば、これほどの大きな問題にはならなかったとの指摘もあります。

小樽市は、保健所を有しており、こうした教訓をしっかりと生かして、業務に反映させていただくことはもちろんであります。日常的に事業者に対する食の安全、指導、啓もうあるいはコンプライアンスの徹底をすることが最も大切で、そうした活動こそが重要な危機管理であるとも思います。事業者が社会的責任を自覚し、モラルの向上に努め、行政がこれをフォローすること、さらに小樽市の食品製造業の信頼を高め、企業の発展、経済の活性化につながるというふうに思います。

幸い小樽市内では食品製造業の不祥事もなく、歴史もあり、地道な努力で市場の評価も高いと聞いております。観光客やビジネス客、海外からのお客さんを含めた直近のアンケート調査でも、あらゆる項目で小樽市は大変好感度が高く評価されています。しかし、なぜか経済効果として現れていません。それだけヒット商品がないということであり、もう少し全体でこれまでの取組の反省に立って、仕掛けに工夫が必要ではないかと思えます。

これまで、北海道推奨品認定マークなどの例がありますが、認証基準や厳格な企画にこだわりすぎて、魅力に乏しく、成功例はあまり多くないとも言われています。食の安全・安心への不信が問われている今こそ、小樽ブランドの売り込みのチャンスではないかと思えます。

宮崎県では、知事の似顔絵のシールがあらゆる商品に張られて、経済効果に大きく貢献していると言われております。テレビのインタビューでどのような基準でこのシールを張っているのかとの質問に対して、知事は自分の商品に自信と責任の持てる商品には、どんどん勝手に使ってくださいという答えが印象的でした。つまり、消費者の信頼にこたえ得る商品を企業が責任を持って製造するという社会の当たり前のルールを守ることが、宮崎流の厳格で単純な承認基準になっています。

これを参考に、小樽市の企業や団体、消費者代表なども含めて一体となって組織をつくり、例えば小樽製品のブランドシールの作成などを含めた知恵を出し合っの経済活性化策の検討を早急につくり出していただきたいと考えています。市長の見解をお示しく下さい。

次に、小樽駅のリニューアル計画と駅前歩道橋の撤去などの計画に合わせた小樽駅前の通行方法の見直しによる混雑の解消策についてお尋ねをいたします。

今、JR小樽駅は、歴史的な景観を生かしたりリニューアルを計画し、駅前通りの歩道橋の撤去、第3

ビルの建替えなど、小樽市の玄関口として整備計画が進められております。中心市街地の再開発計画にも少なからず影響が及ぶことではないかと心配をしているところでもあります。しかし、小樽駅前の広場は、駅の景観を確保するためのバスターミナルの見直しなどがうわさされるだけで、具体的な計画は明らかにされていません。小樽駅前広場の最大の地権者である小樽市がこれらの計画に対してどのようにかわり、現状にどのような課題があると認識されているのか、見解をお示しいただきたいと思っています。

駅前広場は、JRの乗降客はもとより、都市間バスや市内バス、タクシー利用者、市民、旅行者など、文字どおり小樽市の玄関口として不特定多数の方々が毎日利用していますが、歩行者の安全確保や車両の通行、乗降時の混雑から大変問題を生じており、改善を求める声は多くあります。この広場は構造が変則的で、バスターミナルの発着場を歩行者用の横断歩道が横切り、その横をタクシーや一般車両が走行する構造になっており、タクシーの乗り場とタクシープールはありますが、降車場や一般車の乗降場所もありません。したがって、広場に自家用車が数台駐車しただけで、縦横の流れが遮断され、大きく支障を来します。トラブルも起きやすい構造になっています。広場の土地の所有権が小樽市とJRで分割され、長年混雑が続きながらも、通行方法が定着し、見直しや開発が難しいことは十分理解できますが、公共的な役割を持つ駅前広場での駐車車両があっても道路交通法も自動車ターミナル法も適用されない状況は、一刻も早く改善されなければなりません。今こうした開発計画の機会を生かし、小樽市が中心となって関係機関との協議を進め、歩行者の安全や通行車両の分離、道路交通法の適用など小樽市の玄関口としてのイメージを改善し、整然とした秩序と機能を確保していただけるよう、取組を進めていただきたいと思います。市長の考えをお聞かせください。

次に、冬期における札幌自動車道の通行止め規制のあり方、通勤・通学の確実な確保についての質問をいたします。

小樽市は、少子高齢化と人口減少が続く、このままの状況が続けば、あらゆる政策に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。決定的な解消策とはならないまでも、定住化の促進策として、安い住宅の確保や労働市場の確保、行政サービスの向上など、大きな課題もありますが、通勤・通学手段の確保を確実なものとするのも重要な要素として考えられます。

札幌近郊の市と比較した場合、定住化などで一定の成果を上げているとされる北広島市や恵庭市の例を見ますと、幾つかの参考にすべき点があると思いますが、特に交通手段が夏冬を通じて安定的に確保されているか否かによって状況が大きく変わっていることに私は大変注目をいたしています。

札幌間の交通手段としてJRは1日80往復余りの輸送力があり、所要時間は32分から50分くらいです。都市間バスは1日147往復の輸送力があり、所要時間は55分から60分程度と、これは他の市と比較しても利便性は大変に恵まれている状況であります。問題は冬期間の交通機関の乱れにあると言われております。特に札幌自動車道が冬期間に通行止めとなる回数と時間の影響は、極めて深刻であります。通行止めの規制は吹雪や事故、災害や障害の程度によって、それぞれの道路管理者が判断をすることになっており、国道は開発局、道道は土木現業所、市町村道は市町村の道路管理者が行っておりますが、高速道路は民営化された現在も規制は警察の判断とされています。高速走行は多重衝突事故や重大事故に直結する危険が高く、また50キロメートル規制をしても規制を守らず、高速で走行し続けて事故を起こすケースが多いためではありますが、高速道路は一般道路と比較しても安全設計が一番すぐれており、高速道路での通行止めの多発する原因をしっかりと解明し、解決を求めていかなければならないと考えています。交通事故死が全国ワーストワンの北海道にとって、交通事故を防止することは小樽市としても重要な課題であり、高速道路の通行止めをなくせという取組は大変難しい課題でもあると理解しています。しかし、

小樽市にとって定住化を促進するためには、大変重要な政策だと思います。

九州の高速道路では、霧で通行止めになるケースが多発し、現在は都市間バスだけは絶対に運休をさせないというルールが確立され、実際に運行されている例があります。札幌自動車道でもそうした独自のルールをつくって都市間バスの運行を確保することは、小樽の政策推進に重要な意味があると考えています。バス事業者や関係団体は数年前からこうした要請を関係機関に行っておりますが、これは利害関係というわい曲された考え方があり、対策は進んでいません。九州の例でも関係する地方公共団体の働きかけで、事態が大きく前進したと言われております。札幌自動車道の都市間バスは、市民の移動手段として重要な役割を担っています。本格的な冬期を迎える前に、小樽市として関係機関に対する都市間バスの運行を確保するルールづくりに向けて協議を早急に進めていただくことを要請し、市長の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽経済活性化についての御質問でありますけれども、まず経済格差については、内閣府が発表しました平成16年度の県民経済計算によりますと、1人当たりの県民所得の全国平均は、前年度比で0.3パーセント増で、2年連続の増加となる一方で、道民所得は前年度比0.8パーセント減で、4年連続の減少となり、首都圏などとの地域間格差が拡大していることは統計の数字によっても明らかになっており、現在においても同様の状況が続いているものと認識しております。本市におきましては、平成17年の工業統計調査による製造品出荷額は、首都圏など景気が堅調な域外との取引のある製造業の伸びもあって、前年比33億円の増となっておりますが、商店街などのように域内を対象としている非製造業は消費低迷や人口の減少によって厳しさが増しており、業種間にも格差が生じているものと受け止めております。

次に、小樽産品の販路拡大への取組でありますけれども、国内においては全国各地の百貨店で開催される北海道物産展に市内事業所が出展し、小樽物産協会の取扱高が、平成18年度には対前年比9.5パーセント増の9億6,600万円の売上げを記録するなど、順調に推移しているところであります。こうした機会をとらえ、さらなる販路拡大を図るため、首都圏における商品ニーズの把握と販路拡大の観点から、東京都板橋区にアンテナショップを開催する準備を進めており、小樽観光のPR拠点としての成果も期待しているところであります。また、国外においては、経済成長が著しい東アジア圏において日本商品に対する関心が非常に高いことから、香港、台湾での物産展や商談会を開催した結果、具体的な取引の成立も見られております。今後とも小樽の知名度など優位性を生かして、小樽ブランドの確立を図り、国内外を問わず販路の拡大をしていくことが重要と考えております。いずれにいたしましても、厳しい経済状況でありますので、行政ばかりでなく、商工会議所など経済団体とも連携を図りながら、小樽経済の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、小樽ブランドのアピールの方策でありますけれども、小樽産品の評価につきましては、全国各地の百貨店で開催される物産展の売上げが増加しているなど、高い評価を得ていると思っております。しかしながら、今年に入り、北海道の食の安全に対して信頼を揺るがす事件が続発したことは非常に残念なことであり、その影響が懸念されることから、市といたしましては、小樽物産協会など関係機関と

協力しながら小樽産品の品質の維持向上に努め、食の安全に対する消費者の信頼をより一層高めることにより、小樽ブランドの確立及び販路拡大を図らなければならないものと考えております。

小樽産品へのブランドシール作成という御提言でありますけれども、昭和45年から平成11年度まで3年に1度特にすぐれた観光土産品にブランドシールのちょう付を認める事業を行ってきた経緯がありますが、小樽ブランドをアピールすることは重要なことと考えますので、商品開発や販売に小樽の知名度を生かす方策について、産学官が連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前広場についての御質問でありますけれども、初めに駅前広場に対する課題であります。駅前広場にはバスターミナルや駐車場などの多様な施設がある一方で、狭あいのため施設利用者の歩行者動線とバスやタクシー、自家用車の車両動線が交錯ふくそうし、交通渋滞と歩行者の安全が十分には確保されていないのが課題であると認識しております。

次に、広場としての機能確保についての取組でありますけれども、各施設の配置のあり方について平成17年からJR北海道やバス事業者、ハイヤー協会、さらには公安委員会とも協議を重ねております。各事業者からは現存する施設は今後も残したいとの意向が示されており、広場面積が限られていることから、現時点では車両や歩行者の通行方法の大幅な見直しは難しい状況にありますが、今後とも歩行者の安全確保を重点に、小樽の玄関口としてふさわしい駅前広場となるよう、関係者などに引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、冬期間の荒天による通行止めとなる札幌自動車道での都市間バスの運行であります。朝里 - 銭函間での昨年度における10月から3月までの通行止めは7回と少なかったものの、大雪に見舞われた一昨年は実に38回の通行止めがあり、札幌間における道路交通の動脈の一つがストップしたことで、通勤や通学など市民生活に大きな影響が出たものと認識しております。この高速道路の通行止めは北海道公安委員会が道路管理者である東日本高速道路株式会社と協議して決定されますが、この判断に当たっては、交通事故の発生の危険性が非常に高い区間として人命にかかわることだけに、慎重に決定されているものと承知しています。

市といたしましても、市民の安全が最優先されるべきものと考えますが、通行止めになった場合の都市間バスの運行について、北海道警察や東日本高速道路株式会社など、関係機関に御意見を伺ってまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

16番(林下孤芳議員) 再答弁は要りませんが、経済活性化策については市内の企業にとって待ったなしの状況だという声が非常に多くあります。できるだけ早く対策をとってほしいということでありますので、その点をぜひ御理解いただきたいと思っています。

高速道路の関係につきましては、なかなか地方公共団体として取り組みづらい課題であるかもしれませんが、しかし逆に言えば、このような大きな試みは、地方公共団体が動かなければできないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長(見楚谷登志) 林下議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 初めに、ラブホテル建築規制問題について伺います。

今年4月、市内張碓町のNPO法人かもめ保育園の真向かいの土地にリゾートホテル建設計画が持ち

上がり、保育園の父母や近隣住民は大きな不安を持ちました。保育園側が建築主や営業内容について説明を求めても、法に抵触していないなどとして説明に応じようとせず、再三の要求にやっと図面などを提示したものの、ラブホテルではないかと疑念を持たざるを得ないものでした。その後も詳しい説明を求める保育園の要求にこたえないため、小樽市の指導により保育園関係者と付近住民に対する説明会が開催されることになっていました。しかし、業者側がマスコミに出て顔を知られては困ると言って出席せず、説明会は直前に取りやめになりました。業者側は誠意がない上、当初から危ぐをしていたように、このホテルがリゾートホテルではなく、ラブホテルだったと思われます。この問題は、テレビや新聞などに大きく報道され、小樽市内外で大きな反響を呼び、保育園父母や地域住民が強く反対していることを知った建築主がホテル建設を断念しました。私が聞いている大まかな経過です。

父母と地域住民の運動で一応の決着は見ているものの、また同様の問題が起きないとは限りません。全国各地でもこうした問題が起きていることから、一昨年11月、国土交通省が各都道府県建築主務部長あてに通達を出し、ラブホテルについては風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制の対象にならないものであっても、建築物の構造、形態、意匠などからラブホテルと認められるものについては、建築基準法施行令上該当すると述べています。問題が起きている自治体では、ラブホテル建設に対して、条例や運用基準を設け、厳しい規制を行っています。小樽市ではこれまで今回のような問題が起きたとき、どのように対処してきたのか、伺います。

他市の条例を見ますと、高崎市では住宅密集地、学校、図書館、公民館、教育学術文化施設の付近、通学路の沿線、公園、緑地広場、墓園、その他の公共空き地の付近、病院、保育所、その他の医療施設又は社会福祉施設の付近、その他ラブホテルの設置により周辺地域の住民の快適で正常な生活環境が損なわれるおそれがあると、市長が認める場所については建築を禁止しており、禁止区域内において違反した場合には、市長は建築などについて中止、除去、移転、使用禁止を命ずることができます。小樽市においても、この問題を契機に他自治体を参考にして、市条例を制定すべきと思いますが、いかがですか。

次に、市街化調整区域における違反建築物について伺います。

平成9年ごろから星野町で小樽市の勧告、指導にもかかわらず、違反建築物が次々と建てられ、このとき小樽市の指導により建物を撤去したのはたった1人でした。さらに赤岩地区で起きている調整区域の森林伐採で家庭菜園販売を行い、簡易な建物を建てられるかのような宣伝で分譲していることは問題です。地域住民からは依然として住環境を守る要望が寄せられています。

最近では朝里地区で問題が発生しています。国道5号、朝里4丁目の昔からカムイコタンと呼ばれているところで、新たな土地の造成が行われ分譲中です。ここにも2階建ての小さな家が建てられ、スーパーハウスも置かれています。さらに、中古車販売所でも建物が建築中です。現在、土地が造成されているところには、小樽市が簡易なスーパーハウスやプレハブあるいは車庫などを建てたり設置することはできませんという看板を2か所も立てているにもかかわらず、9月6日時点で市の忠告の看板にひもをかけて、好評分譲中の看板を立てて、市の看板を隠していました。業者の土地売出し広告には、ごく小さな字で「市街地調整区域につき、宅地の造成及び建物の建築はできません。現況有姿分譲ですから、別荘などを建築して生活するために必要な施設はありません」と書いてあります。しかし、売出しのタイトルは「あなただけのいやしの応接間を分譲します」と、まるで家を建てられるかのような文句です。小さな家を建てた人は、建てられないことを知らなかったと言っているようですが、現在、土地を売出し中の業者が、なぜ建築物を建てられないことを販売相手にしっかりと教えないのかが疑問です。あるいは違反をわかっていながら販売を続けているとしか思えません。このような業者に対して、市はどの

ような対応をしてきたのですか。

違反建築物に対して行政側のお願い指導だけでは結局やり得になり、違反建築物が後を絶たないのではないのでしょうか。

このような違反建築物に対して、横浜市では建築物の除去命令を発令し、期限までに命令が履行されない場合は、行政代執行法の手続を検討し、なお命令に違反した場合は刑事告発などの措置も検討するとしています。これを機会に市街化調整区域、都市計画に違反する建築物に対してきっぱりとした態度を示すべきではないのでしょうか。

次に、家庭菜園を希望している人たちが増えています。自然と環境保全の上でも、現在の市民農園のように農家の方々の協力を得て、遊休農地を活用して菜園にする、あるいはクラインガルテンを参考にした施策なども必要と思いますが、いかがですか。

次に、採石による被害及び景観破壊の問題についてお聞きします。

小樽市新光町の山が採石により大きくえぐられ、また張碓トンネルの上方は山一つが消えてしまいそうな様相を呈しています。付近住民は昭和54年当時から発破の音や振動に苦しみ、井戸水の水質を心配しています。発破の音、振動は日によって違うものの、窓ガラスにびりびりと響き、まるで地震が起きたようだと云います。採石事業の認可は、北海道知事の権限ですが、最終計画の認可又は変更に係る処分をしようとする場合には、あらかじめ関係市町村長の意見を求めることになっています。平成18年3月、新光町の採石事業更新に当たり、採石法第33条に基づき、知事から市長に対し意見照会が行われています。このとき市長はどのような意見を上げたのか、お聞きします。

また、住民が苦痛に感じている発破の音、振動に対して、市としてどのように対応してきたのか、お示してください。

平成17年には、採石法施行規則の一部を改正する省令が出され、岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設の具体的な事項が定められました。そのうち、岩石の採取、発破、汚濁水の処理、採取終了時における採石後の措置の各方法及び施設については、住民の安全な生活や環境を守る上でしっかりと実行されなければならないと思います。これらについてどのような方法で実施されているのか、砕石跡の緑化については、事業が始まってかなりの年数を経ているのに、進んでいないように思われますが、植栽は計画どおり実施されているのか、伺います。

採石事業の管理監督は北海道の責任ですが、市としても発破の音や振動の調査、井戸水の水質検査など、市民が困っている問題に積極的に取り組んでいただきたいと思います、お答えください。

平成12年に国土交通省が、全国の市町村を対象に地域における土地利用上の課題のアンケートを実施しました。その中で、土砂採取、山林造成等による自然環境の改廃、景観の喪失の問題が5番目に多くなっていますが、小樽の問題もまさしくここに現れています。石倉山の札幌側は山の形状がなくなるほど削られていますが、事業計画以上に掘削はされてはいませんか。

石倉山から張碓のトンネル付近は地すべり危険箇所地区に指定されていますが、この状況では土砂災害の危険性が心配されます。市としてこの現状をどうとらえているのか、伺います。

次に、景観についてお聞きします。

小樽市は小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定し、天与の恵まれた海、山、坂とともに、変化に富んだ四季の移り変わりの中で、独自の都市景観を形成しているとうたっています。そのとおり小樽を訪れる人たちは、小樽湾と山と海が調和した四季折々の美しい景色に感動します。しかし、山が消えてしまいそうな光景には、どうしてこんなことを許しているのかと失望されます。まちづくり景観条例では、総合的な施策の推進として、自然環境の保全などを積極的に推進するように努めるもの

とすると決めています。自然環境保全とは、北海道知事が指定したもので、五つの緑地保護地区があり、その中には石倉山も含まれています。であるなら、景観に配慮した事業を行うべきだと思います。市は北海道に対してどんな意見を述べていくのか、伺います。

株式会社ブランド総合研究所が発表した地域ブランド調査2007で、小樽市は魅力的なまちでは全国5番目、観光レジャーでは3位に選ばれましたが、小樽のイメージを損なわないためにも、条例に基づき自然環境や緑の保全に実効ある施策を推進すべきです。どんな考え、計画があるのか、お示してください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ラブホテル建設問題に対する市の対応でありますけれども、過去にラブホテル建築規制区域において建設中の建築物に関して、付近住民からラブホテルではないかとの問い合わせがあり、事業者に対し、当該建築物が適法である旨について住民へ説明し、理解を得よう行政指導を行ったケースがあります。なお、ラブホテル建築規制区域において建築することができるリゾートホテル等であるかどうかは、建築確認申請時に関係法令に基づき図面審査を行い確認しており、また工事完了後には現場検査を行い、建築物が適法であることを確認しております。

次に、ラブホテル建築規制に関する条例の制定でありますけれども、全国市長会においてこれらの施設は地域の生活環境に著しい悪影響を与えるほか、青少年の健全な育成に障害を及ぼすことから、厳しく規制できる仕組みをつくるべきとの意見が出されております。また、現在、全道の特定行政庁から成る全道建築行政連絡会議において、ラブホテル建築規制に関する統一的な運用基準について議論しております。市といたしましては、全道建築行政連絡会議での議論や今後示される統一基準、さらには他自治体の建築規制について実態調査を行い、建築規制の手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、朝里4丁目の市街化調整区域における違反建築物についての御質問でありますけれども、初めに分譲業者に対する市の対応ですが、小樽市では8月17日に業者の立ち会いを求め、現地確認を行い、この地区が市街化調整区域であり、販売に当たっては簡易なものであっても建築はできないことを顧客に十分周知させるよう指導いたしました。また同時に、過去にこのような土地の購入者が市街化調整区域にもかかわらず、建物を建ててしまうケースがあったことから、この区域では、建築制限がある旨の看板を2枚設置し、周知を図ったところであります。また、この付近において既に建築物を建てている建築主に対しても、面談や勧告文の送付により撤去の指導を行ったところであります。

次に、この市街化調整区域における違反建築物に関する対応でありますけれども、本市では違反建築物と確認されたものについて所有者に対し、面談又は指導文書の送付などを行い、是正指導を行ってきておりますが、先ほど御指摘のありました横浜市の例も参考にしながら、今後一步踏み込んで除去命令の措置について検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭菜園希望者への対応でありますけれども、本市においては市民の方々が身近で本格的な農業を体験できる場として、農業者の協力を得ながら、現在、おたる自然の村学童農園、塩谷地区に市民体験農園を開設しているほか、市内農家の有志等においても、市民農園を開設しており、年々日帰り型市民農園の利用が増えている傾向にあります。クラインガルテンのような滞在型市民農園については、

農業や農村に対する理解の促進、農村地域の活性化や観光振興の面で効果を期待できますが、本市の場合、農家のほとんどが小規模であることや、高齢化、後継者不足で新たな取組を行うための労働力の確保が難しいことから、現状では滞在型の市民農園を開設することは難しいものと考えております。

このため、今後本市の農業の実情に合った日帰り型の市民農園など、農地の有効活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、採石事業でありますけれども、採石法では都道府県知事が採石計画を認可することとされ、認可に当たっては、関係市町村長の意見を聞くこととされております。本市においては、意見照会があった場合、採石計画に対する関係各部の意見を取りまとめ、北海道に対し意見書を提出しております。新光町の採石事業につきましては、平成18年3月7日に意見照会があり、市といたしましては、同月17日付けで、騒音、振動、粉じんの発生防止に努めるとともに、汚濁水が河川から周辺海域へ流出することがないように、また近隣公道等の路面清掃を行うよう指導していただきたいことなどを内容とする意見書を提出しております。

次に、発破の音や振動に対する市の対応でありますけれども、市といたしましては、付近住民から採石事業に対する苦情の通報があった場合には、住民から苦情に係る状況についてお聞きするとともに、現地確認を行った上で、認可権者の北海道を通じて事業者による作業の改善、その他必要な措置を講ずるよう要請を行っているところであります。

次に、岩石採取に伴う災害防止のための方法でありますけれども、新光町の採石事業では、階段採掘法という工法がとられ、災害防止のために採掘斜面を安定こう配に保つとともに、崩落があった場合には、転落した石がたい積できるように一定の階段幅が確保されております。発破については早朝や深夜の作業を避けるなど、作業時間を考慮し、また振動公害が発生しないよう、火薬類の適正化を図るとともに、汚濁水については、沈殿池等の処理施設で処理を行った上で排出していると伺っております。岩石採取後の措置については、土地の崩落などを防止するため、壁面の傾斜を60度以下とし、高さ20メートル以下ごとに幅2メートル以上の段を設けることとされております。また、岩石採取跡地の緑化については順次行われておりますが、当該事業地での採石事業が計画に比べ遅れていることから、採取の終了に伴う緑化が遅れていると伺っております。

次に、採石事業における調査や検査の実施でありますけれども、市といたしましては年に2回日本採石協会小樽支部や北海道が行うパトロールに同行し、採石事業が計画どおり行われているか、付近住民から苦情が寄せられていないかなどの調査を行っております。市に苦情の通報があった場合には、認可権者である北海道に連絡するとともに、現地を確認し、採石業に関する庁内連絡会議を開催して対応の検討を行っておりますが、必要に応じて調査や検査を実施してまいりたいと考えております。

次に、石倉山札幌側の採石場でありますけれども、現在、現地では3社が採石計画の認可を受けており、このうち1社からは平成20年3月31日を期限とする事業廃止の計画が提出されております。いずれの採石事業も計画どおり遂行されており、また採石法に基づき、岩石の採取時や採取後において岩盤や表土の崩落防止などの災害防止措置を講じることとされておりますが、市といたしましても、北海道とともに採石パトロールなどを通じて、災害防止措置が法令などに照らして適正に図られているかどうかを確認しながら、災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、景観条例に基づく採石場の現状に対して、北海道にどんな意見を述べたかということでありまして、本市の景観条例の中では採石場については届出の規定がないため、景観上の協議は必要ありませんが、採石事業では事業完了後、緑化による修復を行うこととされており、それぞれの採石場で計画どおり緑化が図られるよう採石パトロールなどを通して、北海道と確認してまいりたいと考えてお

ります。

次に、景観条例に基づく自然環境や緑の保全についての計画でありますけれども、本市は市街地の背後に豊富な樹林を控え、緑豊かな都市圏環境を構成していることから、条例において保存樹林や保存樹木などを指定し、その保全に努めております。また、事業所等の緑化についても1,000平方メートル以上の開発行為や敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築などの行為については、緑化計画書の提出を求め、緑の保全や育成に努めているところであります。今後とも景観条例に基づき緑化の推進に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問をします。

初めに、ラブホテル建築規制問題についてなのですが、今、全国市長会を通じ、厳しい規制をするように動いているということと、統一した運用基準でやっていきたいということだったので、運用基準でどこまで権限があるというか、厳しくできるかという問題があると思うのです。やはり条例では罰則規定まで設けられると思うのです。ですから、やはりもっと厳しく扱うべきだと思うのです。業者の間では、小樽はこの種のラブホテルが建てやすいと評判になっているという話も聞いていますけれども、保育所の真向かいに平気で建設を進める、こういうことは本当にひどい話で、こういうことに現れているのではないかと思うのです。ですから、もっと厳しい条例をつくるべきだというふうに思います。

それから、違反建築物に対しては一步踏み込んで除去命令を検討するというので、一步前進したのかというふうに思いますけれども、今までの指導のあり方、面談と勧告文でやってきたということなのですが、やはりそれだけでは言うことをきかないというか、その指導に従わないわけです。市の忠告の看板に縄をかけて、自分の看板を見せて、全くひどいというふうに思っているのです。今、撤去されたということなのですが、やはり是正計画書を出させるとか、そこまで踏み込んでいくべきだというふうに思います。その点について伺います。

それから、採石による被害なのですが、従前からカムイコタンに住んでいた人、それから最近では小樽ベイビュータウンが近くに開発されまして、その住民も場所によって多少違いはありますが、発破の音、振動にやはりびっくりしてしまって、昼寝をしていた赤ちゃんが起きてしまうほどだということも聞いております。風の強いときには土ぼこりも舞うのだと、こんなことも話しております。小樽市は、平成18年に意見書を上げたときに、環境保全に関する協定書を遵守していくように指導されたいということを述べているのですが、これがどのように実行されてきたのか、伺います。

平成12年4月に北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例が制定されまして、北海道自然保護条例及び規則に基づく事務のうち、8項目ほど小樽市に移管されております。北海道が定めている環境緑地保護地区の行為の制限も市はこれで行うことができるようになりました。制限をすれということではありませんから誤解をしないでいただきたいのですが、小樽市として2回この調査に行っていることですが、環境緑地保護地区できちんと植栽がされているのか。見た限りでは何かとても緑がだんだんと失われていって、何か少ないような気がするのです。最初に、採石を始めたのは昭和30年です。昭和30年という50年以上もたっていますよね。それなのに、なぜこうも緑が戻っていないかということが私は疑問です。きちんとされているのかという、そんな大きな疑問がありますので、その点でもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

それから、土砂災害の危険性については、防止に努めていくということをお伺いしましたが、採石

法の中で採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めた場合には、知事に必要な措置をとるよう要請できるのです。住民の多くは、災害が起きないのかということを心配しています。この辺で小樽市として大丈夫だと考えているのかどうなのか、こちら辺もちょっと聞きたいと思います。

それから、景観なのですけれども、昨年、景観緑三法が制定されました。従来の自治体の景観条例は、どちらかという個々の建物に対する規制に主眼が置かれておりましたけれども、この法律で景観と緑の一体的施策の推進ができ、法的規制力に基づく景観条例や景観計画が可能となりました。今年度、小樽市は、市の景観計画を策定するというのですが、北海道の指定するこの自然環境保護地区、緑地保護地区と整合性のあるものにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 私の答弁したものの以外は、関係部長から答弁をさせます。

初めに、ラブホテルの規制の問題です。条例の制定ということでありましたけれども、条例は法律を超えて規制を強めるというわけにはいきませんので、そこが一番問題なところだと思います。ですから、今各地で条例があるというお話ですけれども、そういった条例をよく見て、どこまでの規制がされているのか、それが効力を有しているのかどうか、よく検証した上で我々も勉強した上で条例が必要であれば制定したいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 経済部長。

経済部長（安達栄次郎） 採石の関係について、まずこの環境保全の協定がどのように守られているかという点でございますけれども、これについては先ほども答弁しましたように、おおむね現在年に2回ほど、市のほうで採石場の各巡回をいたしまして、そしてこれがこの協定書に基づく環境保全対策そのものが適切に行われているのかどうか、こういったことの確認をしております。そして、その上でもし業者に指導する必要があるれば、これは北海道を通じて、業者の方に話をさせていただくと、こんなことで考えてございます。

それから、2点目のいわゆる50年以上も緑がなかなかつかない、あるいは緑地化が進んでいないのではないかという点ですが、これにつきましては、御存じのように安山岩のいわゆる採石場というのは、非常に地質もかたいということで、事業者がこの環境保全協定に基づいて緑化をしたとしても、これは本当の緑にまで戻るには、相当な年数がかかるのではないかというふうに思っております。しかしながら、そういったことを前提とした採石工法もとられているわけでございますので、私どもとしてはやはりその計画に基づいた、吹きつけとか植栽の指導を今度とも粘り強くしていきたいというふうに考えてございます。

それから、土砂災害の防止の問題ですけれども、この採石の場についても単なる採石以外に宅地造成等規制法のそういった許可もっております。ですから、そういった中でこの防災上の水処理の問題、こういったことも規定されておりますので、そういったことの中での指導に基づいて、先ほど市長からも答弁申しましたけれども、一定の基準をとりながら、階段採掘法をし、その土砂がたい積されるような構造というものを確保しながら進めていくことで、現時点ではやはりそういう法律の規制に基づいて防災対策はとられているのではないかと、このように考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 新谷議員の再質問にお答えします。

初めに、市街化調整区域における違反建築の部分でございますけれども、先ほど市長から答弁申し上げましたように、やはり都市計画法第81条の条項に沿って、是正命令なり、一步踏み込んで確認ができたものから順次やっていきたいというふうに思います。

もう一つ、景観上におけるそういった緑の保存というお話がございました。小樽市の緑に対する保存というのは、御存じのように「小樽市緑の基本計画」というのが基本的なスタンスとして持っています。その中で議員の御指摘のように景観緑三法があって、その中では景観法、建築基準法、都市計画法、道条例、また、国定公園として指定するといったさまざまな規制をかけて緑を守ろうということだろうと思っています。その中で、景観法にこれから今移行しようというふうに動いていますけれども、景観法の中で、景観計画エリアについては市内の全域をクリアしますけれども、それまではあくまでも建物デザイン関係を規定するということとなります。どうしても区域的には緑化をというのであれば、その次の段階の景観地区というものを構築しなければならないと思うのですが、この部分についてはそのエリアすべての住民の了解を得ることが最低条件になったときに、大変に大きな問題だと思っています。これは技術的には可能な部分でございますので、当然段階的にまちづくり景観審議会にお諮りをし、そのエリアを指定すべきかどうかという議論を経た後に、地域住民の方の全員合意がとれるかどうかといったことまで段階を踏んでやらざるを得ないというふうに思います。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

20番（新谷とし議員） ラブホテル建築規制問題については、条例も検討していきたいということでしたので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、違反建築物に対してですけれども、私が聞いたのは是正計画書を出させたのでしょうかということなのです。その点はどうでしょうか。

それから、採石後の緑化については、きちんとされていると、こういうことでよろしいのですか。

それと、最後の景観なのですけれども、景観緑三法が制定されたときに、衆議院でも参議院でもそうですけれども、国土交通委員会で附帯決議が行われております。その中で景観の形成に当たっては、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物などの活用による緑化の推進に努めることとされております。今、景観計画も段階をおってやっていくのだということの説明がありましたけれども、せっかく景観計画を立てるのでありますから、やはりワーキンググループがありますよね。そういう中で、こういう問題もぜひ取り入れて審議をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 経済部長。

経済部長（安達栄次郎） まず、採石場の管理につきましては、これは各業者がきちんとやっているのかということでございますが、現在のところ私どもが回っている範囲においては、各事業者とも計画に基づいて、確かに計画の進ちょく状況ですけれども、基本的には計画どおりにおおむね進んでいるのかというふうに思っております。ただ、こういったことは何事も100パーセント間違いなくやっているということはありません。ですから、やはり地域の住民の方々が気がついた点、あるいは必要なことがあれば、私どものほうにお寄せいただければ、これは当然そういった業者に対して事情を聞き、必要に応じて北海道とも連携をしながら注意をしまいらなければいけないだろうというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 再々質問にお答えいたします。

まず、市街化調整区域における違反建築物の対応ですが、これまで面談や文書で指導してまいりましたけれども、一步踏み込んだ撤去に関する是正命令計画とか、そういったものまで踏み込んで指導といましようか、処置をしたいというふうに考えます。

もう一点、景観法に基づく議論の中に、今お話のような緑の保全という部分についての議論ですが、今議員が御指摘のように、まちづくり景観審議会のワーキング組織がありますので、そちらのほうで話題として議論したいと思います。

議長(見楚谷登志) 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時20分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇)(拍手)

6番(成田祐樹議員) 一般質問をいたします。

最初に、観光についてお伺いします。

小樽市における観光客の層について、一体どの年齢層、そしてどんなグループ構成の方が多く訪れているか、教えていただきたいと思います。

また、市内宿泊客の団体客の割合と個人客の割合がどのくらいであるかという点も教えていただきたいと思います。

この際、団体客の定義を10名以上とさせていただきます。この質問の意図は、実際に小樽に来ている観光客と現在の小樽の観光の形態がマッチングしているかどうかを確認するためにお伺いしています。また、それらのデータに基づき、小樽の観光テーマを再確認しなければならないのではないのでしょうか。

小樽市は、観光を産業にしてみても、揺るぎのない歴史がある京都や奈良などと比べると、まだ非常に不安定であると言えます。そこで、実際に訪れている観光客の方で、特に宿泊している方は観光パックであるとか、又は10人以下の少人数で泊まられている方が多いのではないかと私は考えます。果たしてそう考えたときに、現在の小樽市の観光テーマは、その個人客、少人数の客の要望を満たしているのでしょうか。少なくとも、運河や歴史のまち並みといったものや、ガラス、オルゴール、すしといった名物は、残念ながら短時間で消化してしまふことができます。果たしてそれだけが本当の小樽の魅力でしょうか。

市長をはじめとした理事者の皆様方も酒を飲まれる方が多いと私は推測しております。お気に入りの店はありますか。傍聴されている市民の皆さん、とっておきの店はありますか。議員の皆さんはきっと隠れたよい店をたくさん知っていると思われます。今、小樽で売り出すべきものは、この隠れたよさというものであると思います。大人数は入れないけれども、こぢんまりとしたよい店がたくさんある。そういった隠れ家を個人客にアピールしていくこと、これが新たな切り口での小樽観光につながるのではないのでしょうか。少なくとも夜のまちは大勢の団体客を受け入れる規模ではないのが小樽なのです。団体客を受け入れるのが難しいから通過型観光になってしまっている。ここで小樽市としての観光テ-

マを今後個人客向けに「隠れ家小樽」として売り込んでいくのがよいかと思われませんが、どうでしょうか。市長の御見解をお聞かせください。

もちろんこの隠れ家というのには、店だけではなく、忍路から見た夕焼けであるとか、毛無峠から見た夜景であるとか、景観においてもたくさんあると思います。今までの運河周辺だけの観光テーマであると、小樽の一部しか潤わず、一部しか見てもらっていないことになるのではないのでしょうか。市全体を見てもらうにも、ぜひこのテーマを推進していただきたいと私は思います。

2番目に、新市立病院についてお伺いします。

今年3月に小樽市のマリンホールで開かれた市立小樽病院はどうあるべきかという講演会でお話された公認会計士で元総務省におられた長隆氏が、今回、総務省がベースとなっている公立病院改革懇談会の座長に就任されました。長氏は、それまでの段階で、新市立病院の起債は難しいという見解を出し、計画の見直しをするほうがよいと非常に厳しい意見を持っておられます。今後この懇談会に出された意見を基に、公立病院改革のガイドラインが制定されると思われませんが、この長氏が就任されたこと、そしてこの公立病院改革懇談会の存在自体が今後の小樽市の市立病院の起債借入れにどのような影響を与えると見ていますか、御見解をお示しください。

次に、市立病院の患者数についてですが、平成19年度の患者数が6月に示された計画よりも減少しております。今後同様の減少を続けた場合、毎年15パーセント近い患者数が減り、数年で現在の半分以下となってしまふ、そんな可能性をぬぐいきれません。当然そうなれば、当初予定された収支計画そのものが絵にかいたもちになってしまうのも間違いないかと思われまふ。今後、患者数減少を食い止めるために、どのような行動をとるのか。頑張るといった抽象的な言葉ではなく、具体的な手法を示してお聞かせください。

最後に、歩行者天国についてお伺いします。

歩行者天国という言葉は、車道において1日のうち一定時間だけを歩行者専用にする定義をした上でお伺いしたいと思います。

全国的にも歩行者天国を含めた一般道の道路利用というのは進んでおり、北海道にも帯広市において、一定地域を車両進入禁止とした歩行者天国の取組が行われ、実際そこに訪れた人の数が前年比150パーセントになるなどの調査結果が出ており、歩行者天国が地域住民の利用若しくは人を呼ぶという部分に対して非常に効果を上げている現状があります。また、愛知県豊川市でもいなり楽市と同様の取組が行われ、来客数が1.4倍ほどになり、さらにイメージの向上が見られております。

小樽市の場合、観光客の多い堺町本通などが交通量も多く危険であり、ここに歩行者天国を導入して、観光客の増加に加え、利便性と安全性を確保したりということができないのでしょうか。

また、こういった場合などを含め、小樽市内の道路を歩行者天国にする際の課題をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の観光マーケティングについて何点か御質問がございました。

まず、観光客の年齢層とグループ構成でありますけれども、グループ構成については把握しておりませんが、観光客の年齢層は、平成16年9月の小樽市観光基礎調査によりますと、50代が38.7パーセント

と最も多く、20代、30代、40代がそれぞれ20パーセント程度となっております。また、宿泊客の団体と個人の割合でありますけれども、道内客では団体客が1.2パーセント、個人旅行、グループなどが98.8パーセント、道外客では団体客が16.5パーセント、個人旅行、グループなどが83.5パーセントとなっております。道内客と道外客を合計した割合でも、団体客は11.9パーセント、個人旅行、グループなどが88.1パーセントとなっております。

次に、小樽観光のテーマでありますけれども、観光基礎調査によると、個人旅行者が多数を占めていることから、多様化する旅行ニーズに対応した観光地づくりが求められており、平成18年に策定した観光基本計画の中では、「ゆっくりと時間が流れるまち・おたる」「心と体においしいまち・おたる」「海を感じさせるまち・おたる」「路をつなぐまち・おたる」こういうことを目指して本年8月に設置した小樽観光プロジェクト推進会議の中で、個人旅行者が十分に楽しみ、滞在できる観光のまちづくりを推進していく議論がなされているところであります。

次に、「隠れ家小樽」という観光のテーマの御提案でありますけれども、個人旅行者が多いことを踏まえ、従来の運河、オルゴール、すしといった観光資源だけではなく、少人数でゆっくりとくつろげる飲食店や宿泊施設の充実、またスイーツなど若い方の視点による新しい食の創造も今後の小樽観光の重要なテーマであると考えておりますけれども、御提案のあった件については、プロジェクト推進会議へ提案をし、検討していただきたいと考えております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、初めに総務省が示すこととされております公立病院改革ガイドラインが起債導入に与える影響についてですが、総務省は全国の公立病院の経営が非常に厳しい状況にあることから、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの三つの視点に立った公立病院改革を推進するために、年内にもガイドラインを策定すると聞いております。ガイドラインが示されますと、各自治体におきまして、それぞれの地域の実情や医療機関の実態に合わせた改革プランの策定が求められるものと考えております。したがって、各自治体が行う今年度の起債借入れに直接影響を及ぼすものとは考えておりませんが、今後、改革プランが策定されますと、それに沿った改革を進めていく必要があるものと考えております。

次に、市立病院の利用者減の問題でありますけれども、本年度4月から7月までの4か月間の実績は、1人当たりの単価では6月の市立病院調査特別委員会に提出しております収支計画を上回りましたが、患者数で下回ったため、残念ながら入院外来収益は計画を下回っております。今後につきましては、小樽病院では10月に内科の常勤医1人の採用が決定しており、また収益確保のため、地域医療連携室の活用で紹介患者の確保を図るほか、業務の効率化など経費節減に努め、さらなる患者サービスの向上を図り、この厳しい状況を打開するため、職員一丸となって収支改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、歩行者天国にする際の課題でありますけれども、日時を限定して車道を歩行者専用道路とするための一般的な流れについては、地元の商店街や町会、PTAなどの団体や組織の総意を持って小樽警察署に対し要望し、これを受けた北海道公安委員会が交通規制の最終的な判断をすることになります。車道を交通規制するためには、荷物の搬出入や駐車場等の営業活動があることから、まずもって地域の意向を取りまとめることが課題と考えております。なお、堺町本通につきましては、平成9年からの歩道新設など、道路整備に伴い一方通行となりましたが、その際には、沿道の業者や地元住民の方々との2年以上にわたる協議を重ねた中で、市の考え方を十分に御理解いただき、実現した経緯があります。なお、当時歩行者天国にすべきとの声はなかったものと聞いております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番（成田祐樹議員） 簡単に2点だけ再質問いたします。

まず1番の観光についてなのですが、テーマが平成18年度に「ゆっくりと時間が流れるまち・おたる」であるとか、「路をつなぐまち・おたる」というふうにテーマが出されていると思うのですが、やはりたくさんテーマを出すと、そのテーマ全部が例えばガイドブックに載るわけではありませんよね。やはり観光雑誌に載るときには、一言のテーマで小樽というものを表せるものが一番必要になってくると私は思います。そして、その全部を載せるほど、やはりそういったまちを紹介してくださる雑誌であるとか、そういった放送局でも、すべてを伝えるというのは難しいと思うので、今後プロジェクトを推進していく上で、簡潔に一言で小樽することのできる、そして全体を見ていけるといったようなテーマを今後ぜひ考えていてもらいたいと思います。

もう一点なのですが、市立病院のガイドラインについてなのですが、このガイドラインを策定されるために公立病院改革懇談会については今後ともしっかりとその様子を見ていくということによろしいのでしょうか。その2点についてお伺いしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 先ほどの答弁で何点か観光基本計画の中の話をしましたけれども、こういったことを中心にどういうふうに議論されていくのか、まだ詳細は聞いておりませんが、今お話のあった総花的でなくて、的を絞ったらどうかという御提言ですから、そういう意見についてはこのプロジェクト会議のほうにも話をしておきます。

それから、病院のガイドラインの話ですが、ガイドラインが経営改革のためのガイドラインですから、それが示されましたら、改革プランというものを私どもでもつくらなければなりませんので、そのガイドラインに沿って改革プランをつくっていきたくて、こういうことでございます。

議長（見楚谷登志） 成田祐樹議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、水道事業の長期保全計画であります。

平成16年厚生労働省では、我が国の水道の現状と将来の見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像についてすべての水道関係者が共通目標を持って、その実現のための具体的な施策や工程を示すため、水道ビジョンを策定しました。また、これに関して地域水道ビジョンの手引を作成し、取組を推進しているところであります。この水道ビジョンについてどのように認識をされているのか、見解を伺います。

また、地域水道ビジョンの策定状況ですが、北海道内では本年7月現在、札幌市を含む5市となっておりますが、本市ではどのように考えているのか、現状と今後の予定について見解を伺います。

水道水はライフラインのかなめであり、地震や台風などの災害においても、できる限り市民生活に影響が出ないような対策が求められています。また、計画的に施設や老朽管の更新が安全性を高めることにつながると考えます。このことから、過去に整備された施設や配水管などの老朽配管について、今後、長期の保全計画が必要であります。これには市民の理解を得るために、財政収支を基本とし、持続可能な水道施設を実現するために、将来の給水人口も見据えて計画をしなければなりません。この計画についてできるだけ早く取り組むべきと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

また、今後考えられる人口減少に対して、どのような対策を検討されているのか、見解を伺います。
次に、老朽配水管についてであります。

本市では古くから布設された配水管が多かったため、昭和46年度から計画的に更新工事が実施されてきました。これにより赤水や漏水などの問題が大きく解消されてきたと言われております。

まず、この配水管の耐用年数とその根拠についてお示ください。

次に、配水管整備事業についてであります。平成18年度までの期間で配水管の総延長、老朽管更新延長、管種別の老朽管の残延長及びその残存率についてお示ください。

この老朽配水管の更新は、水道事業がある限り耐用年数によりエンドレス事業であります。これについて懸念される点は、本格的な配水管整備事業がスタートした配水管が近年に更新しなければならない時期に来ているのではないかと思います。この点について現状と今後の考え方についてお示ください。

次に、下水道の長期保全計画についてであります。

平成17年、国土交通省では、100年という長期の将来像を見据えた下水道の方向性と健全な水循環と資源循環を創出する21世紀型下水道の転換を目指す「下水道ビジョン2100」を発表いたしました。私は以前にも長期保全計画の策定を提案しているところですが、この下水道ビジョンの認識と本市の下水道の長期展望に立った保全計画の考え方について市長の見解を伺います。

本市の下水道普及率の現状は、約98パーセントを超え、インフラ整備の工事はほぼ終盤を迎え、今後については維持・管理と保全が主な事業の内容と考えます。また、今後の長期保全計画に当たって、事業開始から現在に至る施設や管きょの内容をデータとして把握する必要があります。これらについては、項目別や種類別の内容をデータベース化し、将来的には統合型GISの活用を見据えて情報整理が重要となってくると考えます。これらについてどのような現状なのか、また現在検討されている上下水道施設管理システムの導入についてどのような目的や内容なのか、今後の予定や考え方も含め、お答えください。

下水道施設は、現在、大規模な更新計画の下、更新事業が進行中であります。この事業の主な内容と耐震化対策についてお答えください。

この事業期間は平成17年度から25年度の9年間であり、総事業の予定額が当初予定で約116億円でありました。しかし、最近の数字を確認しますと、これが約97億円となっており、約19億円の減であります。なぜこのような数字となったのか、その理由と内訳についてお示ください。

また、この事業の起債額と償還期間も含め、お答えください。

さて、保全計画の大枠を検討するとき、先ほど述べたデータベースを基に一覧表として縦軸を項目別に横軸を年数とすれば、施設や管きょの対応年数を当てはめていくと、それぞれの内容が見えてくるわけであり、優先順位や更新内容などさまざまな要素を加えて検討しなければなりません、大枠がわかります。

それと重要な点は、財政的根拠がなければ計画は、絵にかいたもちになるわけであり、今後の長いスパンでの財政的検討が必然であります。現在、下水道会計は財政的に厳しい状況にあります。それを踏まえてコスト意識を持ちながら、今後の長期計画を策定しなければなりません。

そこで伺いますが、平成18年度までの下水道事業の借入残高と、今後平成35年までの元利償還金の推移について現在計画されている更新事業も含めた内容でお答えください。

また、現在の考え方として、財政バランス上、今後の管きょ更新事業についてはどの程度の規模が想定されるのか、わかる範囲でお答えください。

さらに懸念される人口減少に対する対策や今後の一般会計の繰入金について、どのように考えられて

いるのか、見解を伺います。

次に、汚水処理原価と使用料単価であります。

水道局のホームページを確認しますと、今年の主な仕事という内容で絵やグラフなどを取り入れ、わかりやすくするための努力をされながら、予算、決算について掲載をされております。水道水と汚水についてそれぞれ1立方メートル当たり費用として幾らかかるのかという内容が図解で説明されており、水道水に対して汚水の処理費が高いことや一般会計の負担率が高いことが一目りょう然であります。汚水の処理原価は262円で、使用料は148円、不足分114円が一般会計などの負担金となっております。平成15年度、国土交通省で作成された汚水処理原価及び使用料単価の平均値、一般都市5万人以上では汚水処理原価225.3円、使用料135.7円であり、人口が少ない都市ほどこの原価は高い傾向であります。本市の処理原価使用料はそれぞれどのように算出され、決定されているのか、わかりやすく説明をしてください。

また、道内での状況であります。道内10万人以上の市との比較では、どのような状況であるのか、お示してください。

次に、下水道施設や管きよの耐用年数であります。

この年数については、基準が設定されているようですが、主な耐用年数とその根拠についてお示してください。

さて、懸念される点として、汚水処理にかかわる施設のく体と管きよの劣化についてであります。

他都市では古くなった施設のく体の劣化や埋設されている下水道の損壊による事故で道路交通に影響が出るなど、保全の問題が現れるようになってまいりました。これらについてどのように認識されているのか、本市の現状も含めてお答えください。

最近では硫化水素によるコンクリートの腐食問題が報告されております。最悪のケースでは、耐用年数の半分以下の期間で損壊に至ったものもあります。原因は汚水の水質で硫化物が硫化水素となって管内の空气中に放散され、コンクリートの結露にとけ込み、硫酸に変質したことによるコンクリートの腐食でありました。これらについて本市の状況はどのようになっているのか。また、水質調査や下水道管の調査、点検はどのように実施されているのか、具体的にお知らせください。

次に、情報発信と共有についてであります。

先ほど述べた下水道ビジョンの中で、今後の下水道事業は目的や役割を含め、これからの下水道の姿を市民にわかりやすく情報を発信するとともに、住民参画を進めることが重要とされております。厳しい財政状況を踏まえて、今後どのような施策が必要なのか、コストダウンも含め、施設の寿命を延伸するために、どのような住民協力が必要なのかなど、安全情報、管理情報、経営情報など市民の目線に立ったわかりやすい情報開示を進め、情報の共有を高めながら事業を推進することが重要と考えます。これらについて、今後どのように具体的に検討していくのか、ホームページなどの活用をどのように考えていくのか、課題と問題点や今後の考え方も含め、お答えください。

次に、小樽市総合博物館についてであります。

7月14日、待望の総合博物館がオープンいたしました。この施設は社会教育施設として交通記念館の機能を維持しつつ、博物館と青少年科学技術館を統合したものであります。オープンして1か月以上経過しているところですが、これまでの状況について、どのように受け止められているのか、教育長の率直な感想を伺います。

また、新博物館の今後の運営について、どのような総合博物館を目指していくのか、改めて基本的な考え方についてお示してください。

さらに、今回の総合博物館事業の全体事業費と主な内訳についてお示してください。

さて、オープン以降、順調な出足のようではありますが、現在までの入館者数と青少年科学技術館を含めた以前の施設との比較では、どのような状況なのか、特徴と主な要因、そして青少年科学技術館を統合した効果についてどのように考えておられるのか、お答えください。

また、入館者数の増加に向けて、市民がリピーターとして訪問できるような魅力ある企画展や民間企業との協力など、具体的な対策はどのように検討されているのか、今後の考え方も含めてお示してください。

さらに、重要な観光資源としてという観点から、経済部などの関係部局と横断的かつ弾力的な協議会も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、プラネタリウムについてであります。

このプラネタリウムについて評価されているようではありますが、入館者数に対してどの程度の割合で見学されているのか。内容も含め、以前の施設の状況と比較してお答えください。

また、以前の議会でも提案いたしました、ナイター上映などの特別な時間帯を含め、企画の検討はどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、鉄道列車の展示についてであります。

交通記念館のときからの列車展示であります。他都市の施設にはないような実物の展示があるということで、開設当初は人気があったようであります。しかし、歳月が経過している状況の中で、展示されている列車は老朽、汚損が進み、中には相当ダメージの大きなものもあります。この展示列車についてですが、どのような経緯で展示されてきたのか、所有権はどこなのか、管理については現在だれがどのように行われてきたのか、そして今後この展示についてはどのように考えていくのか、お示してください。

さて、広いこの展示スペースの活用や展示列車の見せ方の工夫などが課題となっております。これらについては、総合博物館として新たな考えの基でどのように検討されてきたのか、経過と内容及び今後の考え方についてお答えください。

この列車展示について一つの提案ですが、それはこの列車展示の中に、新幹線車両の導入を考えてみてはいかがかということでもあります。近年の鉄道の歴史を語るときに、世界に誇る日本の新幹線を抜きにして語ることはできません。列車展示で歴史的な観点からも現在までの展示という流れができるのではないのでしょうか。現在、この新幹線が函館まで延伸することが決定し、さらには札幌までの延伸についても話題となっているところであります。子供たちに見せる上でも大きな意味があるものと思います。ぜひ検討していただきたいと要望いたしますが、見解を伺います。

次に、開かれた学校づくりであります。

開かれた学校をテーマに、私は議会の中で何回か質問をさせていただきました。現在の学校現場が抱えるさまざまな問題の打開について、積極的な取組と連携の土壌をつくっていく上で、大きな視点であると思っているからであります。この開かれた学校について、小樽市内の学校においてどのようにとらえられているのか、どのような取組が行われてきたのか、また今後の考え方も含め、教育長の見解を伺います。

開かれた学校づくりを推進するためには、明確な目的と具体的な方法が必要であり、学校長のリーダーシップと積極的な教員の姿勢や意識改革が求められます。これらについてどのように取組を実施してきたのか、お答えください。

開かれた学校づくりの実践例として、地域の人材を活用した例があり、総合的な学習を通じて地域の

方が先生として授業に協力をしたり、あるいは地域の向上や施設などを見学、また実践できるように協力をする地域の方もいると伺っております。市内の学校の取組状況について何校がどのように実施しているのか、特徴と内容についてお示しください。

岡山市教育委員会では地域の教育力の学校教育への導入を進める開かれた学校づくりを推進し、また家庭、学校、地域社会が連携して子供たちの生きる力をはぐくむために取り組んでいる市民協働の人づくりを推進するための制度があります。この中で注目されているのが、学校支援ボランティア制度であります。この制度の活動分野は四つに分かれており、1点目に授業の補助やクラブ活動の指導などの教育活動支援、2点目に障害児のサポートや学校生活の補助などの教師への支援、3点目に樹木のせん定、花壇づくりや校舎の補修などの環境整備支援、そして4点目に通学路の見回りや校門でのあいさつ運動などの学校安全支援であります。この制度は登録制度になっており、岡山市の平成18年度の登録数は約3,200人で、幅広い分野で活動しているところであります。本市においても個別的、個人的な活動はあると思いますが、現状をしっかりと把握しつつ、このような制度を確立し、可能な支援活動から実施することを提案、要望いたしますが、教育長の見解を伺います。

次に、学校の安全対策と不審者情報のメール配信についてであります。

近年、学校の登下校時に事件に巻き込まれるという痛ましい事件が何件もありました。また、学校内に不審者が入り事件を起こす、そういうケースもありました。学校を取り巻く環境が大きく変わり、安全に対する認識や考え方も以前とは大きく変化しているものと考えます。これらについて本市ではどのような状況変化があるのか、またどのように認識をされているのか、教育長の見解を伺います。

学校の安全対策として、以前に不審者に対しての実地訓練を提案いたしました。また、他都市では警察署の協力の下、教員や学校関係者による講習や訓練が実施されているところもあります。いざというときに実体験は効果があるため、訓練の必要性を考えているからであります。この点について市内の学校の現状と問題点についてお示しください。

また、安全マップの作成や通学路の定期的な点検については、どのような状況なのか、あわせてお答えください。

次に、不審者情報の携帯メール配信についてであります。

最近の総務省の調査によりますと、全国の約9割の世帯で携帯電話が普及しており、情報通信の利用方法がいろいろと検討されている状況であります。そういう中であって、参考となるものがありましたので紹介し、提案するものであります。

最近では、他都市において、市や教育委員会が中心となり、保護者や地域の方に携帯メールで不審者情報の配信を実施するところが増加をしております。これらの多くは、緊急時に迅速な情報提供が欲しいという保護者からの要望によってであります。このシステムの大きな利点は、情報の集約と情報の共有化、そしてリアルタイムであるということであります。また、子供たちの「見守り隊」を設置している地域では、登録者に配信し、返信メールも含め、双方向の情報提供も実施されているところであり、事件を未然に防ぐなど、リアルタイムに情報発信が有効活用されているところもあるようであります。さらに、不審者情報のメール配信をきっかけに、多くの保護者が危機意識を持ち、電話やメールによる不審者情報がこれまで以上に寄せられるようになったという意見もあります。このメール配信システムを検討し、取り組むことを提案いたしますが、いかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道事業の長期保全計画でありますけれども、水道ビジョンにつきましては、厚生労働省が水道事業において施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・安心な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うために、施設水準の向上や運営基盤の強化、技術力の確保などが必要とされ、これらの課題に適切に対処していくために、水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、計画的に実行していくために策定したものと認識しております。その後、国が示した水道ビジョンを基に、各地域の特性を踏まえた地域水道ビジョンの策定について国から指導があり、道内では札幌市などにおいて策定したところであります。本市においては仮称ではありますが、下水道も含めた「小樽市上下水道ビジョン」の策定に向け、検討会議を立ち上げたところであり、今後、上位計画である総合計画との整合性を図りながら策定してまいりたいと考えております。

次に、老朽施設や老朽管の更新計画であります。老朽施設につきましては、平成11年度から老朽施設等更新改良事業により、また老朽管については昭和46年度から配水管整備事業により更新、改良を行ってきておりますが、今後の計画につきましては、今年度から策定する上下水道施設管理システムを活用しながら収支状況を勘案し、策定してまいりたいと考えております。また、人口減少に伴う対策につきましては、水の需要に応じて老朽管の布設替えの際に口径を小さくしたり、老朽施設等の更新に向けては浄水場などの統廃合や施設規模の見直しなどを行うなど、効率的な水道事業経営に向けて事業を進めております。

次に、配水管の耐用年数の根拠でありますけれども、地方公営企業法施行細則に、配水管については40年と定められており、この規則に準じております。

平成18年度末の配水管の総延長は約527キロメートルであります。また、昭和46年度に立案した配水管更新計画においては、老朽管対象延長は約264キロメートルあり、そのうち更新した延長は約225キロメートル、残存延長は約39キロメートルであります。管種別内訳としては、鑄鉄管が約36キロメートル、残存率が13.5パーセント、塩化ビニール管が約3キロメートル、残存率は1.3パーセントであります。また、昭和46年度以降に布設したダクタイル鑄鉄管は、創設時の管と比較し、品質改良が進み、材質、強度ともすぐれておりますし、管の内面にライニング加工が施されており、赤水等の発生も抑制されることから耐用年数を経過しても使用可能であると考えております。

しかしながら、今後とも漏水防止調査などで既設管の状況を検証し、必要に応じて更新計画の立案について検討していく考えであります。

次に、下水道事業の長期保全計画でありますけれども、初めに「下水道ビジョン2100」についてですが、国土交通省では、我が国を取り巻く自然条件や社会条件が大きく変化し、地球レベルでの温暖化の問題や資源エネルギーの需給のひっ迫、さらには人口減少が見込まれ、下水道が本格的な再構築の時代を迎える中で、22世紀に向けた将来の社会ニーズにこたえるために、下水道がどのような機能や役割を担うべきか、明確なビジョンを持つことが求められていることから、「下水道ビジョン2100」を策定したものと認識しております。

このビジョンでは、持続可能な社会とするためには、循環型社会を構築する必要があり、その機能を持ったシステムを「循環のみち」と表現し、この「循環のみち」の実現を支えるため、施設の維持、再生をしていくことを基本的な施策として考えております。したがって、下水道の長期展望に立った保全計画につきましては、今後、更新が必要とされる下水道施設が増加の一途である本市の下水道にお

いて厳しい財政状況下で着実に更新事業を進め、持続可能な下水道を目指すために必要な計画であると
考えております。

次に、施設や管きょの情報の整理の現状でありますけれども、水道局が管理している施設の情報は、
各施設ごとに工事しゅん工図が紙ベースで整備されているものや下水処理場の危機管理台帳のようにデ
ジタルでベース化しているものもあります。また、管きょについては水道、下水道それぞれに管路図や
各種台帳類が整備されておりますが、いずれも紙ベースであり、その数は膨大な量となっております。

次に、導入を検討している上下水道施設管理システムの目的でありますけれども、移設管理の強化と
各種計画の立案や技術の継承、さらには業務の効率化や市民サービスの向上を図ることを目的にシステ
ムの導入を計画しております。

また、システムの内容につきましては、建設部が作成した現況図や地番図の地図情報に水道と下水道
の管路などの施設情報を重ねて表示することにより、利用者名や住所、地番から瞬時に目的物の検索が
できるとともに、既存の資料を一元的かつ体系的に整理することにより、污水管や配水管の更新計画な
どの立案が可能になり、水理解析業務や断水業務支援などにも利用が可能となります。

次に、今後の予定と考え方でありますけれども、平成18年度に策定した基本計画に基づき、今年度は
システムの選定とデータ整備を行う計画としております。システムの選定につきましては、現在、公募
中でありますが、プロポーザル方式で行い、データ整備については競争入札方式で業者を選定してまい
りたいと考えております。なお、データの整備の期間は、データの量が多いことから3か年で整備する
予定であります。

次に、下水道施設の更新事業の主な内容でありますけれども、中央下水終末処理場におきましては、
汚泥処理等の焼却設備、機械濃縮設備、脱水設備、水処理施設の反応タンク設備、本管沈砂池等の受変
電設備、銭函下水終末処理場におきましては、汚泥処理等の機械濃縮設備、脱水設備、水処理施設の反
応タンク設備、本管沈砂池等の中央監視設備、各ポンプ場の機械、電気設備などあります。

また、下水道施設の耐震対策でありますけれども、現在施工中であります新焼却設備を設置する建物
につきましては、直下型地震などの大きな強度を持つ地震動に対して、構造物全体として破損を防ぐ耐
震水準で設計したところであります。他の施設につきましては、今後の建物の更新時期に施設の重要度
を勘案しながら、耐震性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、更新事業費が約19億円減になった理由と内訳でありますけれども、更新計画の立案に当たりま
しては、下水道事業認可に基づく容量や機種を選定し、事業費を算出し、全体事業費を約116億円といた
しました。事業の実施に当たっては、将来人口予測を改めて行い、適切な施設規模を設計するとともに、
ライフサイクルコストの低減につながる機種を採用することで設計額の圧縮を図りました。また、発注
方式を契約の透明性、客観性、競争性を一層向上させるデザインビルド方式で行ったことにより、落札
率が低下したことなどで減少し、全体事業費を約97億円に変更したところであります。約19億円の減少
額の内訳であります。焼却設備で約14億円、機械濃縮設備などで約5億円となっております。

次に、平成17年度から25年度までの更新事業における起債の借入額についてでありますけれども、国
庫補助事業で実施していることから、約44億円となります。また、起債の償還期限につきましては、建
築物は30年、機械及び電気設備は10年となっております。

次に、下水道事業における起債の借入残高でありますけれども、平成18年度末では約291億2,300万円
となっております。また、元利償還金の推移につきましては、平成18年度の元利償還金が39億2,400万円
でありましたが、更新事業を行ったとしても、平成35年度には6億1,000万円となり、右肩下がりで減少
しております。また、管きょの更新につきましては、耐用年数や腐食などの劣化状況を調査し、上下水

道施設管理システムを活用しながら、優先順位をつけて管きょ更新計画を立案し実施することになります。したがって、管きょの更新事業を示すことはできませんが、いずれにしても、下水道事業における収支状況も勘案して進めてまいりたいと考えております。

なお、人口減少に対する対策としましては、将来人口に見合った更新事業を進めることによる過大な設備投資を避けるとともに、人口減少による使用料収入の減少については、未接続世帯への水洗化の促進や事業所排水の接続促進の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、一般会計からの繰出金については、国の繰出し基準に基づく負担を行うとともに、国の財政対策の見直しによる資本費平準化債拡大分等の借入れの活用を図り、一般会計の負担を軽減しながら、下水道事業の健全経営に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、処理原価と使用料単価の算出方法でありますけれども、処理原価につきましては、汚水処理をする費用を下水道使用料単価については下水道使用料をそれぞれ年間の有収水量で除し、有収水量1立方メートル当たりの費用や収益を表したものであります。また、平成17年度決算統計に基づく道内10都市との比較では、処理原価については本市の地形上の関係から、人口規模に比べて施設の数が多いことなどから、最も高く247円、使用料単価については4番目に低く、149円という状況となっております。

次に、下水道施設や管きょの耐用年数でありますけれども、管きょの場合はマンホールやますなどを含めて耐用年数は50年であり、車道部分の鉄のふたは15年であります。また、ポンプ場や処理場等の施設についてでありますけれども、木造構造物、建築物の耐用年数については50年、機械設備及び電気設備については、設備の種類によりそれぞれ耐用年数は異なりますが、7年から20年であります。なお、耐用年数の根拠であります、平成15年6月19日付けの国土交通省の数値に準じております。

次に、下水道施設の劣化でありますけれども、下水道施設は経年経過とともに汚水中に含まれる硫化水素によるコンクリートの表面が腐食、劣化が進行すると言われております。腐食が発生しやすい箇所といたしましては、処理場などの施設においては、着水井や分配槽、さらには汚泥濃縮槽など、気相部に発生し、管路施設においては段差、落差の大きな箇所や、伏せ越し管、さらには圧送管の吐き出し部の気相部に発生しております。

本市におきましては、処理場の汚泥濃縮槽や汚泥貯留槽の気相部にコンクリートの腐食劣化が著しい箇所があることから、機器の更新などにあわせて防食工事を実施しているところであります。また、管きょにつきましては、全国的に下水道管に起因する陥没事故が増加していることから、国の指導があり、鉄道軌道の下、主要幹線道路等の重要路線の下に埋設されている管きょの巡視点検を強化しているところであります。なお、今年度から劣化が著しい中央1の1号幹線の一部を更新するとともに、あわせて耐震化を図る考えであります。

次に、硫化水素によるコンクリートの腐食でありますけれども、下水道施設におきましては、密閉されたコンクリート構造物気相部の硫化水素濃度が上昇すると、内面の天井や側壁コンクリート表面の結露水の中で好気性の硫黄酸化細菌により、硫化水素から硫酸が生成されることにより、コンクリートが劣化されることが知見されております。今後の管きょの更新につきましては、本市では耐用年数の50年を経過している管きょは約4.5キロメートルあることから、日常遵守、定期点検及び劣化調査を行い、基礎データを収集するとともに、上下水道施設管理システムを活用しながら、管きょの更新計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、下水道における情報開示でありますけれども、下水道事業は普及拡大中心の20世紀型下水道から、水資源循環を創出する21世紀型下水道へ転換する時期を迎えております。そのようなことから、下水道事業の目的や施策の内容、ライフラインの確保を念頭に置き、コスト縮減も含めた適正な維持・管

理、経営状況などについては、市民の目線に立った情報の開示や共有を行い、下水道事業についてより理解を深めていただくとともに、市民との協働を進めていきたいと考えております。

現在、下水道事業に関する現状については、市民に理解していただくために、水道局の広報誌「水おたる」やホームページを活用して市民周知を図るほか、上下水道事業経営懇話会において下水道事業のさまざまな情報提供を進めております。今後、「小樽市上下水道ビジョン」を策定する中で、市民の意見を聞きながら、よりわかりやすい市民周知の方法について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合博物館のオープン後の感想についてであります。博物館、青少年科学技術館、交通記念館の3館の機能を統合したことから、順調に動き出すかどうか心配をしておりました。しかしながら、まだまだ展示やPRについて課題もありますが、スタートとしては今のところ順調な滑り出しであると思っております。

また、今後の運営についてであります。一つに教育の場としての博物館、二つに調査研究の場としての博物館、三つに社会教育施設の核としての博物館、四つに観光的活用のできる博物館、そして五つ目には周辺施設との連携といった5項目を基本に展開していきたいと考えております。

次に、総合博物館の整備についてであります。平成18年度から19年度の2年間にわたって実施いたしました。その事業費は平成18年度が1億5,424万5,000円であります。内訳としましては、実施設計委託料が556万5,000円、展示内装工事が1億2,180万円、自動車展示館新築工事が2,688万円でありました。また、平成19年度は予算額で1,900万円であります。内訳としましては、中央ゲートとフェンスなどの外構工事が1,550万円、街灯や車両の補修整備などが350万円でありました。

次に、入館者数と統合による効果などについてであります。8月末で本館と分館を合わせて4万3,684人の入館者数がありました。昨年同時期の博物館、青少年科学技術館の両館の入館者はおよそ1万5,000人ほどでありましたので、総合博物館になって多くの人に入館いただいていることがわかります。また、これまでの博物館は、大人の入館者の割合が大きく、青少年科学技術館においては、子供の割合が大きかったようであります。夏休みということもあり、総合博物館になってからは、親子連れでの入館者が多くあり、小さな子供から高齢者まで幅広い年齢層に御利用いただいております。さらに、クラシックカー博覧会や青少年のための科学の祭典のように、民間の実行委員会体制で進めている各種イベントを実施し、多くの入館者に御利用いただいております。今後も博物館の特色を最大限生かす催し物については、積極的に取り入れていきたいと考えております。

以上のように、3館の統合がもたらした効果は大変大きなものがあると考えております。

次に、リピーターを増やすための方策についてであります。市民の皆さんに何度でも足を運んで学んでいただくために、年間パスポートを設定しました。8月末までの発券枚数は1,947枚にもなっております。来るたびに新しい発見や学習ができるように、企画展示室を中心に新たな企画展や巡回展を計画しております。

民間とのかかわりという点では、JR北海道や中央バスとの企画や、10月に北海道大会を開催する青少年のための科学の祭典、また2月の雪あかりの路にあわせた雪氷楽会、これは雪や氷を楽しむ会の雪氷楽会でございますが、雪氷楽会とのイベントなども予定しているところであります。特に今回鉄道部門の強化も念頭に置きながら、総合博物館協議会の委員にJR小樽駅長にも加わっていただき、指導を仰ぐことにしております。このように、今後とも積極的に民間団体などとの協力関係を築いていきたい

と考えております。

次に、観光資源の視点からの関係部局との協力についてであります。先ほどの運営の基本的な方針で、観光的にも活用できる博物館も目指していることから、観光振興室など庁内の関係部局をはじめ、観光協会などの外郭団体、旅行代理店などとも密接な連携をとりながら、生涯学習機関としての博物館利用について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、プラネタリウムを投影しているドームシアターについてであります。8月末までに6,038人の方に利用いただいております。内訳はデジタルプラネタリウムが3,426人、特別投影の銀河鉄道の夜が、2,612人となっております。ドームシアターとしては入館者の約16.5パーセントに利用いただいております。一方、昨年度の青少年科学技術館のみの入館者は6,990名でしたが、プラネタリウムの利用の割合は約24パーセントほどの1,674人で、今回のドームシアターは約3.6倍と大幅に増加しております。内容的には、デジタルプラネタリウムとなったことから、天体をズームして見る機能や宇宙から天体を見ることもでき、一方星空だけにとどまらず、ドームを生かした映像番組の投影も可能になりました。夜間の特別な投影につきましては、天文教室など行事・講座の夜間の開催を試行しているところでございます。

次に、現在の展示車両についてのお尋ねであります。昭和38年に北海道鉄道記念館が開設された際、当時の国鉄より小樽市が管理委託を受け博物館の分館として管理してまいりました。平成5年には交通記念館開設のため、しづか号をはじめとする6両の準鉄道記念物以外は、小樽市に無償譲渡され、交通記念館が管理してまいりました。現在、しづか号など準鉄道記念物の6両はJR北海道の所有であります。ほかの車両は小樽市の所有であり、総合博物館の所管となっております。なお、アイアンホース号などの動態展示にかかわる車両は、小樽市が平成5年度に購入したものであります。

御心配いただいている屋外展示の車両は、確かにかなり傷みが目立つ車両も多くありますが、総合博物館の開館に向けて一部車両の補修整備を行ったほか、職員とボランティアを中心に塗装など車両の修復を行ってまいりました。市民とともに歩む博物館として市民と一体になり、貴重な資料としての車両を長く保存していくために、今後も少しずつではありますが、補修していきたいと考えております。

次に、野外の車両展示につきましては、交通記念館計画時に野外スペース全体を一つの展示室に見立て、そこに戦後の北海道で活躍した各種の車両をその用途別に配置したものであります。客車や一部の貨車については内部に入ることができるようにしており、往時の鉄道旅行を疑似体験していただいております。今回の改装に当たって、そのコンセプトを継承しつつ、電気機関車1両の中を見られ、またグリーン車での映像投影を小樽の映像に切り替えるなど、修正もいたしました。今後もこれらのコンセプトをより理解していただくため、説明板等の工夫改善に心がけてまいります。

次に、新幹線の展示についてであります。北海道新幹線の関係資料の展示について今後JR北海道と協議しながら研究していきたいと考えております。

次に、開かれた学校についてであります。開かれた学校とは学校が保護者や地域の方々の期待にこたえ、適切な教育活動を進めていくため、学校の教育方針等について理解や協力を求めたり、学校を運営するに当たり、保護者や地域の方々の意見や要望を的確に反映させるなどしながら、双方向からの視点に立って子供たちを育てる活動を進めていく学校であると認識しております。

議員が御指摘のとおり、開かれた学校づくりを推進するためには、明確な目的と具体的な方法が必要となります。これまで本市の小中学校は、外部に対して閉鎖的であるとの指摘もありますことから、あおばとプランの目標の一つに新しい時代を開く、信頼される学校づくりを掲げ、学校評議員制度の活用や地域の方々がどなたでも参観できる授業公開、地域の人材を授業に活用するなど、具体的な取組を示したものです。各学校においては、校長の強いリーダーシップの下に、地域に開かれた学校づくりを推

進するよう努力いただいております。今後も学校の教育活動に保護者や地域の方々積極的に加わって、子供一人一人が生き生きと活気ある姿を実現する学校づくりに努めてまいります。

次に、地域人材の活用についてであります。すぐれた知識や技能を有する方々が学校教育に参画することは、学校のこれまでの教育内容を多様なものにすることになり、教育活動の充実を図る上で有効であります。各学校においては、こうしたことから地域の教育力を生かした豊かな教育活動の推進に努めております。平成18年度には総合的な学習の時間を中心に、農家の方によるブドウ栽培や稲作の指導をはじめ、地域の歴史や福祉にかかわる体験、性教育や薬物乱用防止教室など、地域に根差した活動にとどまらず、専門性を必要とする活動にまで、全小中学校において幅広い地域人材の活用を進めております。今年度も全小中学校において、地域の人材の活用に積極的に取り組む予定であると報告いただいております。

次に、学校支援ボランティア制度についてであります。学校と家庭、地域社会が連携して、地域全体として子供たちの成長を支えていくことは、大切なことであると受け止めております。本市におきましても、あおばとプランの中に学校支援ボランティアの活用を位置づけ、各学校においては図書の見聞かせ、花壇の整備や部活動の手伝い、総合的な学習のベストティーチャーなど幅広く地域の皆さんの協力を得ながら、教育活動を進めているところであります。登録制度については、生涯学習ボランティアリーダーや地域子供教室のボランティアの制度はありますが、学校支援についてどのような体制で進めるのがよいのか、他市の事例も参考にしながら、今後とも研究してまいりたいと考えております。

次に、学校の安全にかかわる環境の変化についてであります。近年、全国で子供たちが登下校時に事件に巻き込まれたり、あるいは不審者による事件などが多発しております。幸い小樽市においては大きな事件こそ発生してはおりませんが、警察や市民からの不審者情報もあり、他人事ではないゆゆしき状況にあると思っております。常日ごろ、子供たちの安全と命を守ることは市民の最重要課題であると認識しております。教育委員会といたしましても、学校や家庭、地域や警察などの関係機関と連携を密にしながら、さらなる安全確保に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、学校の安全対策についてであります。教育委員会としましても、不審者侵入等にかかわる学校の防犯対策については、2年ほど前から警察の協力の下、管理職に対して侵入者への防御方法や防犯体制の整備などについて研修を行っております。また、各学校におきましては、平成18年度においては、16校で外部講師を招いて防犯教室を実施しており、今年度については28校で実施を予定との報告を受けております。

一方、通学路の安全についてであります。児童がより安心して安全に通学するため、交通量や道路状況など注意を要する場所や「子ども110番」の家などを記載した安全マップを学校、地域、PTAが共同で作成し、活用してまいりました。また、PTAや町会によるパトロールボランティアや退職校長によるふれあいサポーターなど、地域ボランティアの協力を得ながら、登下校における子供の安全確保に協力をいただいていたところであります。教育委員会としましても、日常的に子供を見守っていく必要があるとの考えに立っており、今後も引き続き、地域ぐるみで取組を進めていきたいと考えております。

最後に、不審者情報のメール配信についてであります。小樽市PTA連合会からの強い働きかけもあり、市教委としましても、連携しながら警察に対し要請してまいりました。他地域からも同様の働きかけを受けて、その結果、北海道警察では本年4月から「ほくとくん防犯メール」により、不審者情報を希望者の携帯電話やパソコンにメール配信するサービスを実施いたしました。この配信サービスが開始したことから、市内の小中学校ではPTAと協力の下、保護者に対し登録を呼びかけております。現在、防犯メールの登録をした保護者の携帯電話や各学校のパソコンには、リアルタイムに不審者情報が

配信される体制となっております。今後も引き続き保護者や地域の方にも防犯メールの活用について周知し、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

9番(高橋克幸議員) 1点だけ再質問をさせていただきます。

総合博物館についてです。

総合博物館として新しい考えの下でスタートしたというふうに私は認識をしております。一番心配しているのは、今までの社会教育施設というそういう枠にとらわれてしまうと、またもとのもくあみに戻ってしまうのではないかという心配を実はしております。ですから、提案したように、関係部局との協議というよりも、かなり密接な一歩踏み込んだものが私は必要ではないかというふうに思っております。大きなかぎとなるのは、やはり教育委員会としてきちんとそれを受け入れられるのか、そういう体制をとれるのかということが非常に大きなポイントかというふうに私は思っていますので、その辺の考え方について、もう一度教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) おっしゃることは十分に承知してございます。先ほど申しましたように、五つの項目を基本的に展開していくわけですが、社会教育施設ではありますが、この五つの観点を踏まえて、いろいろな部署と連携していかなければ、単に教育施設だけの存在に終わってしまうと思いますし、それだけではやはり入り込みもおのずと限られてしまうと思いますので、私ども今年度の段階としては、とまかくできるだけのことはして、そして入り込み、利用もしていただきたいという思いもでございますので、これからその五つの項目に沿いまして、どれも落とすことなく着実に博物館経営を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長(見楚谷登志) 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時50分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 3番、鈴木喜明議員。

(3番 鈴木喜明議員登壇)(拍手)

3番(鈴木喜明議員) 平成19年第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

このたびは、小樽市の取り組んでいる高齢者の福祉問題について質問をいたします。

少し古い資料にはなりますが、2003年度に内閣府が65歳以上を対象に、ひとり暮らし高齢者に関する意識調査のアンケートを実施いたしました。その中で、将来の自分の日常生活への不安については、とても不安に感じる13.9パーセントと、多少不安を感じる45.6パーセントを合わせた不安を感じるが59.5パーセントで、60パーセント弱が将来へ不安を感じています。また、将来の自分の日常生活で不安に感じると答えた人に、不安はどんなことかと尋ねると、健康や病気のことが82.5パーセントと80パーセントを超え最も多く、寝たきりや体が不自由になり介護が必要になること50.3パーセント、生活のための収入のこと21.0パーセント、頼れる人がいないこと13.5パーセントという順になっています。注目すべ

きは日常の用事をだれに頼むか、子供が36.2パーセントと最も多く、友人、知人が13.0パーセント、隣近所の人12.2パーセント、民生委員3.2パーセントの順であります。一方、頼む人がいない、これは実に31.6パーセントに上ります。前回の一般質問で、若者の小樽市への不満と不安を取り上げさせていただきましたが、この高齢者の皆さんの不安はそれをりょうがするものがあります。町会や地域の懇談の中でも、口々に小樽市政へ不満を訴えているのが今の現状であります。

そのため、高齢者福祉問題に目を向け、本市のこれまでの取組を調査させていただきました。よく知られている高齢者の制度としては、ふれあいパス、老人医療制度等があります。しかし、社会福祉協議会が行っている給食サービスや福祉部が助成対象としている緊急通報システムなど、そして各種の使用料、手数料の減免措置などは、聞くところによると対象の皆さんにはまだまだ周知されておらず、活用しきれていない部分がたくさんあります。平成18年度の実施状況として、除雪サービス等は33世帯、39回、家族介護用品助成事業は登録者数182名で延べ1,112名ですが、日常生活用具給付等では貸与9件、緊急通報システムにおいては23件の実施にとどまっております。小樽市としては新聞折り込み等で広報おたる並びに町会を通じて周知徹底していると言いますけれども、一部戸別配布をしていることを評価したとしても、新聞をとらず、町会とも疎遠な高齢者世帯が想像以上に多いということも事実なのです。市役所の敷居が高いと感じている高齢者の方に、待ちの姿勢で届け出たら受け付けるという立場ではなく、前述で述べたように3割を超える高齢者の方が頼める人がいないという現実を受け止め、こちらから対象者にアプローチをしていくという方策を考えるべきではないでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

そうすれば、今の制度だけでは十分ではなくても、高齢者の皆様には優しい市政として受け入れられ、不満度は軽減されるものと考えます。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の福祉問題についてでありますけれども、高齢者のためのサービスの実施状況につきましては、平成12年度に介護保険制度が創設され、高齢者のニーズが介護保険サービスによって充足している部分もあること、またそれぞれのサービスを受けるためには対象要件もありますので、必ずしも高齢者への周知が実績数値に反映されない面があると考えております。また、高齢者へのアプローチの方策でありますけれども、市では市民の皆さんへの情報提供や周知のため、地域に出向いて事業の概要などを説明する出前講座を実施しているほか、今年1月には地域で安心した生活を継続していただくための中核機関として、地域包括支援センターを市内3か所に設置をして、高齢者宅に出向いての実態把握や総合的な相談支援体制を整備してまいりました。しかし、設置からまだ日が浅く、地域住民への周知が行き届いていない部分もありますので、引き続き民生児童委員や町会の方々の協力を得ながら高齢者の情報を把握し、サービスの提供に結びつけるためのネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

3番（鈴木喜明議員） 再質問をいたします。

今定例会の質問の中でも、たびたび出てまいりました新市立病院の説明会の参加人数の件でございま

す。6か所で258名ということで、なぜこの話をするかといいますと、病院の説明の内容ではございません。この人数なのです。私が市民からお話を聞きますと、この件につきましては、皆さんすごく興味があるということでございました。それで、インターネット並びにFMおたるとかいろいろなメディアを使いまして周知徹底しているのですけれども、私としては本来一会場に行きましたけれども、30名ほど、住ノ江会館におきまして100名ほどということで、本当は満杯になるぐらい皆様が来ていただけるかなというふうに思ったわけでございます。そういうことから見ますと、この周知徹底の方法にもうちょっと何か足りないものがあるのではないかと。それを先ほど出た高齢者の皆様に当てはめていきたいというふうに思っています。

市のほうではたくさんいろいろな切り口で高齢者の方にアプローチをしているという思いはありましようけれども、実際としましては、なかなか伝わっていない。この現実をしっかり受け止めていただいて、この周知ということのテーマに関しまして、市長の御意見をお伺いしたいということが質問でございます。

議長（見楚谷登志） 今、鈴木議員の方から再質問があったのですけれども、周知徹底という形の中で質問されたということで、本来であれば例えば住ノ江会館のうんぬんですとか、病院のうんぬんというのは最初の質問になかったものですから、それで今言いましたように、周知徹底という形の中の質問ということで取り上げさせていただきます。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 先ほど高齢者に対するいろいろな福祉施策について周知徹底という部分もありますし、例えば今回の説明会、懇談会の出席者数、この辺、以前から問題になっておりますけれども、非常に難しいといいますが、どこまで周知すれば徹底されたことになるのか、これは非常に難しいと思っています。私どもも広報おたるがどの程度読まれているかという調査もしてみましたけれども、ちょっと客体が少なく参考になるかどうかわかりませんが、広報おたるにつきましてはかなりの方が調べた中では読まれている。また、全部読む人もいますし、特に関心のある部分しか読まないとか、そういう傾向が見られましたけれども、調査の中では多くの方が見られているという、読んでいるという、そういうデータもありまして、ちょっと一安心したところもあるのですけれども、これは非常に難しく、いろいろな媒体が今ありますから、高齢者の方、新聞をとっていないという方もいらっしゃいますし、広報につきましては、新聞をとっていない方にも行き渡るように言っていただければ、こちらから郵送しますということまでやっておりますので、ぜひ住ノ江の皆さん方もそういった面でひとつ情報収集をしていただきたいと思っておりますし、また議員の皆さん方にもぜひお願いしたいのは、皆さん方のいろいろな会合の範囲内で、いろいろな情報をひとつ市民の皆さんにも提供していただきたいというふうに、こちらからもお願いしたいというふうに思います。

議長（見楚谷登志） 鈴木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 28番、久末恵子議員。

（28番 久末恵子議員登壇）（拍手）

28番（久末恵子議員） 質問も最後となりましたので、皆さん本当にお疲れさまでございます。前の方と重複するところもございますけれども、私の視点で一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

初めに、北小樽地区の開発について。

北小樽地区の公的施設についてお聞きいたします。

小樽のまちを大きく分けると、東南地区、中央地区、北西地区と3地区に分割されます。市内にはいろいろな公的施設がありますが、スポーツ施設はサッカー場、ジャンプ台、パークゴルフ場、野球場など各所に公的スポーツ施設があります。しかし、北西部にはスポーツの施設はありません。今、多くの市民がパークゴルフ場の設置を強く要望しております。市内に公的パークゴルフ場は銭函とおたる自然の村の2か所のみです。今パークゴルフ人口は全国的にも非常に多いと聞いておりますし、最近では国際的にもなっていると聞いております。本市においても今高齢者のパークゴルフ愛好者が年々その数が増えてきております。お年寄りがいつまでも元気で楽しい老後を送るために、パークゴルフが一番身近なスポーツであると思います。明るい太陽の下でお互いの親ぼくを深め、明日への希望を持てるスポーツ、パークゴルフ場を、眼下に美しい日本海を一望できる北の大地に設置していただきたいと強く要望するものであります。財政難の今、厳しい要望ではございますけれども、早期に実現可能な施策がないものでしょうか、教育長にお伺いいたします。

次に、北小樽地区の道路問題に関してお伺いいたします。

最近、北小樽の道路は整備が行き届いており、利用者から便利になった、時間が短縮されて助かる、まちがきれいになったなどの評価をいただいております。それは昭和59年市道祝津山手線拡幅整備と平成13年秋、市道豊井道線及び市道上赤岩道線の整備が終わり、北小樽地域の道路網が繋がったことによるものであります。豊井道線はかもめが丘団地とその周辺の市民の生活関連道路として、多くの要望に市の理解が得られ整備された道路であります。また、上赤岩道線は幸、後志方面に通じる一番の近道であり、多くの車が利用しております。新しい道路が整備されたことにより、かもめが丘団地及びその周辺や赤岩地区の住民は通勤時の交通渋滞が緩和されたこと、さらに祝津方面の夏の交通渋滞対策としてのう回路を確保することができたことなどであります。しかし、豊井道線につきましては、開通当時から冬期間通行止めとなっており、地域住民は非常に不便な思いをしております。一部危険と見られる箇所がありまして、通行止めを余儀なくされたわけですがそれでも、冬期間通行止めをすることにより、夏の期間、豊井道線を利用していた車が、赤岩、梅ヶ枝方面に流れるため、車が増大し、通勤時と登校時が重なることから、交通事故につながるおそれがあります。また、雪のため、道路が狭いところもあり、交通指導員の方が大変御苦労されております。以前の議会でもこの問題は取り上げられているところですが、その後、砂散布業務の充実やスタッドレスタイヤの性能が向上していると聞いておりますことから、現地の事情を御賢察いただき、冬期間も通行できるよう、切に要望するものであります。

冬期間の通行止めの解除について、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、公立保育所のあり方についてお聞きをいたします

近年急速な少子高齢化の進行とともに、核家族化、女性の社会進出の増加、地域社会の相互扶助機能の低下などにより、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。少子化の進行は子供同士や地域社会との交流が希薄になり、子供の自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少などにより、経済や地域社会の活力が低下するなど、我が国の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されております。このため国においては、時代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講じております。

小樽市においても、総合的に子育てを支援するため、おたる子育てプランを策定し、子育てと仕事の両立支援、専業主婦家庭への子育て支援、児童虐待防止や子供を犯罪等から守る取組など、さまざまな

施策に取り組んでおります。その中でも、特に少子化が進む中で、核家族化等の進行や地域を基盤とした人々の関係が希薄になってきており、その結果、子育て中の家庭が地域の中で孤立してしまうことで、子育てに不安を感じる保護者が増えていることが課題になってきております。子供を生むまで、子供とのかかわりや育児の経験がないという母親が増えてきている中で、子供のいない生活から子供のいる生活への移行をどうしていくのか、地域の中で最も住民に近い社会福祉施設として子育てを支えてきた保育所の役割は大変重要になっていくと思います。

そこでお伺いしますが、まず公立保育所の現状とどのような課題があるのかについてお伺いいたします。

また、公立保育所の果たすべき役割とはどのようなものと考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、公立保育所の民営化についてですが、保護者の就労形態などの変化により、保育ニーズが多様化していることへの対応と、行財政改革の一環として民間にできることは民間にゆだねるという観点から、全国の自治体で公立保育所の民営化に取り組まれております。最小の経費で最大の効果を上げるよう努めることが行政の責務であり、財政状況が大変厳しい小樽市ですから、なおさらのこと、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があるのであれば、その方法を検討すべきと思うのであります。小樽市でも真栄保育所では老朽施設を改善するために、新築を条件とした民間移譲を現在進められておりますが、今後、他の公立保育所全体のあり方についても民営化を視野に入れ、検討する時期に来ているのではないかと思います。公立保育所全体のあり方については、出生数、保育需要の推移などを踏まえた上で、小樽市としての保育行政の中長期的な構想を示し、全体的な計画を策定する必要があると思います。

それでお伺いしますが、民営化を視野に入れた公立保育所全体のあり方について、今後どのように考え、検討されていくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、観光地の身体障害者対策についてです。

これにつきましては、今、観光のまちとしてにぎわいを見せております本市では、恒例の潮まつりは多くの市民や観光客を呼び、楽しいお祭りしております。今年も第41回のおたる潮まつりが7月末に行われ、大変盛況のうちに終了いたしました。

その潮まつりの10日ほど前、私のところに1通の匿名の手紙が届きました。その手紙は、障害のある方からのものでした。この方は、御自分も足に障害を持っておりまして、そして持っておりながら、潮まつりを見たいという障害を持った母親を車いすに乗せ、お祭り会場に行かれたそうでございます。この方の要望は、お祭り会場に身体障害者用のトイレを増やしてほしいということでした。会場内には1か所のみとのことでございます。混雑している会場内でのトイレ使用は、大変な御苦労があるようです。お祭り会場にはたくさんの露店が軒を連ねておりますが、迷惑がかからないようにと飲食を控えておられるそうでございます。このような方は、ほかにもたくさんおられるのではないのでしょうか。広い会場ですので、数を増やし、障害のある方が安心してお祭りを楽しめるよう、御配慮していただきたいと要望するところでございます。御見解をお聞かせください。

次に、除排雪問題についてです。

初めに、昨年度、地域総合除雪業務について北地域と中央地域を分割し、6地域による地域総合除雪に変更し、道路パトロールの強化、ロータリ除雪車の増強を行いました。ステーション分割の効果がどうであったのか、お聞かせください。

次に、今年度から除雪弱者対策として、生活道路の置き雪処理の試行を2か年ほど行うと聞いており

ます。具体的には市内の6ステーションでそれぞれ1区域又は1路線で各ステーションごとに28間口程度、全体で約170間口程度で、その試行路線や置き雪処理対象者は町会の指定する箇所とのこととございます。また、試行する路線の除雪出動基準を15センチメートルから20センチメートルへ見直しすることとです。

ここで置き雪対策について何点かお聞きいたします。

初めに、町会が試行場所や置き雪処理対象者を決めるとのことですが、市はどのような考えで依頼するのでしょうか。

また、対象者はどのように考えているのでしょうか。

そして、除雪出動基準を見直す理由はどのようなことなのか、お答えください。

最後に、北海道洞爺湖サミットに関連して質問いたします。

来年7月、世界の主要8カ国の首脳が一堂に会するサミットが、北海道洞爺湖地域で開催されることが決まりました。このサミットは地球温暖化など環境問題を中心テーマに議論が交わされると聞いておりますが、この期間、北海道が国際社会の中心となり、同時に北海道の自然や風景が全世界に放映される機会となります。高橋知事は自然や歴史、文化、新鮮な食材など、北海道の有するさまざまな魅力を世界に発信し、将来の観光や物流の活性化などにつなげていきたいとし、道民一丸となって受入れ準備を進めていくことを表明しております。

そこで、最初にお尋ねしますが、サミットには多くの政府関係者や報道陣が来道しますが、その規模について現状で把握している範囲でお示しください。

次に、サミットの主会場は胆振支庁管内洞爺湖町であります。後志支庁管内のニセコ町や留寿都村も関係者の寄宿施設の候補になっていると聞いております。後志支庁においても洞爺湖サミットの成功に向け、組織を立ち上げましたが、その組織の概要と小樽市のかかわりについてお聞かせください。

また、この間、どのような取組を進めていかれるのかもあわせてお知らせください。

最後に、サミットに訪れる方々は、各国首脳や政府関係者、世界じゅうの報道機関などで観光目的でないことは承知しておりますが、昨年、小樽に宿泊した外国人観光客は3万8,000人にも上っております。また、サミット関連のニュースは世界に向けて発信され、多くの人々が北海道を知る機会でもあります。昨年、策定した小樽市観光基本計画の中でも、重点施策として国際観光プロモーションの推進が挙げられております。この機会に小樽の魅力を広く発信し、これからの小樽観光の国際化に活用できるのではないかと考えますが、御所見をお聞かせください。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 久末議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市道豊井道線の冬期間通行止めについてでありますけれども、この道路は急坂かつS字カーブがある道路であり、また地形的に風が強く、吹きだまりができやすいことや、つるつる路面の危険性が高いことから、開通当時から冬期間通行止めとしております。この道路は夏場の交通量も一定量ありまして、冬期間の通行止めの解除の要望もあることから、この冬におきまして砂散布を行った上、テスト車を走行させ、その効果などを検証して冬期間の通行止め解除の可否について判断を行ってまいりた

いと考えております。

次に、公立保育所のあり方でありますけれども、まず公立保育所の現状と課題であります。現在、公立保育所は7か所で定員615名となっております。通常の保育に加え、特別保育事業として産休明け保育を3か所、ゼロ歳児保育を2か所、延長保育を2か所、障害児保育を5か所で実施しております。また、奥沢保育所や赤岩保育所の地域子育て支援センターを中心に、家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育てサークルへの支援など、地域の子供と家庭を含めた子育て支援に取り組んでおります。課題としましては、保護者の就労形態の変化に伴って、多様化してきている保育ニーズへの対応、家庭で子育てをしている親子への支援機能の強化などがあります。また、保育施設としては、赤岩保育所を除けば、いずれも昭和40年代から50年代前半に建設された建物で、30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況でありますので、保育環境の整備が課題であると考えております。

次に、公立保育所の果たすべき役割でありますけれども、核家族化の進展に伴い、家庭や地域での子育て力が低下している中で、子供の育ちに問題のある家庭が増えてきております。このため、家庭で子育てをしている方へのきめ細かな子育て支援や児童虐待など特に支援を必要とする子供とその家庭に対する支援など、地域における総合的な子育て支援の中核としての役割が今後強く求められるものと考えております。

こうした中で、公立保育所は保育行政機関として直接保育所を運営することで、保育需要や課題などを的確に把握し、需要に即した保育施策や児童虐待防止に向けた子育て支援施策などに取り組み、次世代育成の中心的役割を担うものと考えております。

次に、民営化を視野に入れた公立保育所の全体のあり方ありますけれども、市といたしましても大変厳しい財政状況の中で、民間の持つ機動性や柔軟性を活用して、運営の効率化を図り、多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援機能の強化などに取り組んでいかなければならないと考えております。このため、公立保育所と民間保育所との役割分担を明確にし、出生数、保育需要の推移を考慮した中で、全体計画を策定する必要があると考えておりました。策定に当たりましては、現在、設置されております小樽市次世代育成支援対策推進協議会におきまして、平成20年度から議論していただき、平成21年度中に計画を策定したいと考えております。

次に、潮まつり会場に身体障害者用トイレを増設してほしいということありますけれども、会場となっている第3号ふ頭基部周辺の身体障害者用トイレは、港湾部横の公衆トイレに併設されておりますが、潮まつりねりこみ時、あるいはまた花火大会時においては、臨時的、緊急的に国の合同庁舎1階の身体障害者用トイレを国にお願いして使用させていただいているところであります。明年の潮まつり会場は現時点では未定であります。議員に寄せられました手紙につきましては、既に潮まつり実行委員会にも読んでいただいております。実行委員会では身体障害者用仮設トイレを明年から設置する方向で検討したいと聞いております。

次に、除排雪問題についてですけれども、初めに地域総合除雪におけるステーション分割の効果であります。一昨年の大雪時において、市内全域での除排雪の実行水準に差が生じたことから、管理区域が広く、除排雪延長が長い北地区と中央地区を分割しました。昨年度は降雪量が少ない状況でありましたが、パトロールの強化やロータリ除雪車の増強に伴い、除排雪の効率化が図られたものと考えております。このため、一昨年の苦情要望件数2,775件に対し、昨年度は1,385件と大幅に減少しており、一定の成果があったものと考えております。

次に、除雪弱者対策としての置き雪処理試行についてでありますけれども、初めに町会に試行する場所や置き雪処理対象者の選出を依頼することについてでありますけれども、地域の事情に詳しい町会及

び役員の方々に依頼することで、より地域住民の理解が得られやすいものと考えております。

次に、置き雪処理対象者であります。65歳以上の高齢世帯又は体に障害を持つ方などで、除雪を行うことが困難な方を対象と考えております。

次に、試行路線の除雪出動基準の見直しでありますけれども、一つには試行を行わない他の路線との不公平感の解消のほか、出動基準を下げることで歩行者及び車両通行への影響についても検証したいと思っております。また、置き雪処理の一部費用のねん出も考えております。

次に、北海道洞爺湖サミットについての御質問でありますけれども、初めにサミットにより来道する政府関係者や報道陣の規模でありますけれども、北海道洞爺湖サミット道民会議によりますと、各国の代表団が約1,500人、警備関係者が約2万人、国内外の報道関係者が約4,000人、そのほかにもサミットにあわせて今回のテーマである環境問題についての催しなどを開催するため、世界各国からNGO関係者などが1万人以上来道すると予測されております。

次に、北海道洞爺湖サミットに向けて後志で立ち上げられた組織でありますけれども、この組織は本年6月に後志支庁サミット推進会議として立ち上げられたものであり、その構成は小樽市を含め、管内20市町村と後志支庁などです。この推進会議の目的は、サミットの成功を期するため、管内市町村が連携を強化し、観光や産業等の情報を積極的に発信するとともに、地域の活性化に資する取組を展開していくというものであります。

次に、推進会議のこれまでの主な取組でありますけれども、サミット関連のニュースを管内に知らせる「しりべしサミット通信」の発行を始めたほか、先月30日にはニセコ町におきまして、東京に在住している外国人記者を招待して、後志の食材などを使用した歓迎夕食会を開催し、あわせて後志の観光や産品についての紹介も行いました。その際に、小樽市としても市内の水産加工業、酒造メーカー、ガラス工房などの御協力をいただき、食材の提供やガラス製品の展示を行ったところであり、今後もあらゆる機会をとらえて、小樽ブランドをアピールしてまいりたいと考えております。

次に、サミットを通じて小樽の魅力の発信をして、小樽観光の国際化に活用できないかということでありますけれども、このサミットの開催は、後志をはじめ小樽の自然環境や文化、歴史などを世界にPRする大変よい機会であると考えており、サミット推進会議と連携を強める中で、小樽の映像やポスター、パンフレットなどを活用した情報発信を進めるとともに、観光協会や物産協会などの地元事業者と連携を図りながら、地場産品や観光プロモーション活動の展開を図るなど、外国人観光客の来訪に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 久末議員の御質問にお答えいたします。

北小樽地区へのパークゴルフ場への設置についてであります。パークゴルフは老若男女を問わず手軽にできる、また市民の健康増進や交流親ばくを図る上で、大きな役割を果たしているスポーツであると理解しております。しかしながら、設置に当たり、パークゴルフ協会のコース基準では、18ホールでおよそ1万2,000平方メートル以上の面積が必要とされており、土地の広さや形状、その取得費用、駐車場の確保、交通アクセスの利便性など、課題も多く、多額の造成費用や維持・管理経費が必要となるため、パークゴルフ場の新たな設置につきましては、早急には難しいものと考えております。なお、近隣市町村並びに市内パークゴルフ場利用者の推移を見ながら、引き続き適している土地の調査や民間事業者の誘致などを含め、実現可能な方策を研究してまいりたいと考えております。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号及び第27号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第5号ないし第21号につきましては、同じく議長指名による9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、まず予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、斉藤陽一良議員、佐藤禎洋議員、井川浩子議員、山口保議員、新谷とし議員、久末恵子議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、山田雅敏議員、濱本進議員、佐々木勝利議員、成田晃司議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第22号ないし第25号及び第31号ないし第34号は総務常任委員会に、議案第30号は経済常任委員会に、議案第26号は厚生常任委員会に、議案第28号及び第29号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第248号、第249号及び第254号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月15日から9月26日まで12日間、休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 大 竹 秀 文

平成19年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成19年9月27日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山崎範夫
総務部参事	吉川勝久	財政部長	貞原正夫
経済部長	安達栄次郎	市民部長	佃信雄
福祉部長	中町悌四郎	保健所長	外岡立人
環境部長	本間達郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	磯谷揚一	小樽病院院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	山岸康治
監査委員 事務局長	中塚茂	会計管理者	宮腰裕二
総務部長	大野博幸	総務部総務課長	田中泰彦
企画政策室長			
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、議案第4号について、介護保険事業において、昨年度の剰余金が3億7,000万円にも上ったということについては、市は介護報酬単価の見積りや利用者数の見込みに大きな差があったことなど、幾つもの要素があった結果というが、18年度から3年間の保険料は、当初より約10パーセント引き上げており、保険料の算定に使用した指数が直近のものではなかったなど、意図的に保険料収入を過剰に見積もる仕組みがあったのではないかと。

剰余金のうち、超過交付金を精算した残額約2億円は、療養型ベッドを医療から介護へ転換するという国の方針を踏まえ、介護給付費準備基金に積み立てて、今後の支出増に備える考えというが、基金には既に3億8,000万円の積立てがあり、制度当初に発生した赤字分約2億円を返済してもなお残ることから、保険料の引下げなどを行うことで市民に還元すべきと思うがどうか。

次に、財政問題に関するものとしたしましては、本年度の地方交付税は、国の交付税総額の削減やこれまでの算定方式が大きく改められた結果、当初予算で見込んでいた額より約3億円も下回る決定額となった。本市の予算は、地方交付税に大きく依存しており、特に財政状況がひっ迫している中、影響は避けられないことから、当初予算の編成に当たっては、交付税をはじめとする歳入予算をより一層厳しく見込むべきではなかったのか。

財政健全化計画では、地方交付税を19年度から1パーセントずつ減少すると見込んでいるが、初年度から予測をはるかに下回る決定額となっており、次年度以降も同様に減額された場合でも、「赤字を解消し、財政再建団体への転落を回避する」という健全化計画の目標は達成できるのか。

公債費負担適正化計画では、平成17年度決算における実質公債費比率19.2パーセントを減少させていくとしていたが、18年度の結果は逆に1パーセント悪化している。これは、一部算定方法が変更されたためというが、既に本市は起債許可団体に移行する18パーセントを超えた段階で、実質的には起債の制限を受けているのと同様の厳しい状況にあると感じるが、どう認識しているのか。

今後、計画に見込まれていない学校の耐震化整備などといった起債が追加され、さらに財政指数が悪化しかねないと思うが、それでもなお起債制限団体となる25パーセントを超えることはないと言いきれるのか。市は、計画にこうした新たな要素を加味し、より正確な将来の財政見通しを示すべきと思うがどうか。

病院事業会計における収支について、19年4月から7月では資金収支計画の目標値を約7パーセント下回っており、このまま推移すると今年度末の医業収入は、かなりの減収が確実視されている。

既に初年度から計画にひずみが生じており、赤字を解消するどころか、さらに一般会計から繰り出すために計画を見直さざるを得ないと思うがどうか。

石狩湾新港管理組合では、国の意向を踏まえ、港内の静穏度を確保するという目的で、北防波堤の延伸と島外防波堤の新設を計画し、20年度の開発予算を要求すると聞く。仮に、この事業が採択された場合、本市は3億7,500万円もの負担が増えることとなる。現状でも港内の荷役作業には支障がないことから、この事業の実施には疑問があり、しかも小樽市だけではなく、石狩湾新港管理組合の共同管理者である道、石狩市のいずれもが大変厳しい財政状況にあることを承知の上で、さらに地元負担を強いる国のやり方に対して、どのような態度で臨むつもりなのか。

起債の許可を受けるために作成した公債費適正化計画によると、本年度の目標は19パーセントとのことだが、19年度の地方交付税が予算額より約3億円も削減された結果、既に実質公債費比率は20.2パーセントと、計画の初年度にして目標を1パーセント以上も上回っており、さらに病院事業会計の収支見込みや石狩湾新港の負担金の見通しなど不透明な要素などを勘案すると、本当に最終年度で計画目標を達成できるのか、非常に心配されるがどうか。

次に、その他の項目といたしましては、来年7月、洞爺湖町において「北海道洞爺湖サミット」が開催されることが決定し、サミット参加国首脳、報道関係者など多くの方々が来道することとなり、これを機に、後志管内20市町村が連携を強化し、観光や産業などの情報を積極的に発信するとともに、地域の活性化につながる取組を展開していくために「後志支庁サミット推進会議」が設置された。サミット開催は、後志の持つ豊かな自然や文化、歴史といった地域性を世界にPRする絶好の機会となるため、本市としても観光プロモーションを行うなど、積極的に働きかけていく必要があると考える。そのためにも、市長・副市長みずから札幌市内にあるアメリカとロシアの領事館を訪問し、観光PRに努めるべきと思うがどうか。

北海道立小児総合保健センターは、北海道立子ども総合医療・療育センターにその機能を移転し、これまでの施設は本年8月末をもって廃止された。敷地の利活用については、道は売却を含む譲渡を検討しており、ホームページでPRしているが、いまだに希望者が現れない状態が続いている。募集に当たり、これまでは医療や福祉関係での利活用を希望する民間事業者などを優先するとしているが、今後は地域の活性化に寄与するものや周辺により環境を提供できるようなものも含めるなど条件を緩和し、幅広い業種の事業者に働きかけてはどうか。

また、建物と敷地を一括して譲渡したい意向であるというが、特に敷地については、面積が4万平方メートルを超えており、一括して売却する場合、価格も高額となり、難しいと思われることから、分譲を検討してはどうか。

市は、この小児センターなどの移転後の利用について、銭函地域の活性化に寄与し、周辺により環境を提供できるようなものとなるよう、道に粘り強く働きかけてほしいがどうか。

近年、自動体外式除細動器、いわゆるAEDが市の施設をはじめ、民間企業にも普及しており、心肺停止状態に陥った急病人に速やかに救急処置をすることができることから、救命率の向上が期待されている。特に本市は、観光都市として集客力のある施設も多いことから、今後、観光客が多く訪れる地区の土産物店や観光施設などにも設置を呼びかけてはどうか。

AEDは設置するだけではなく、急病人が出た場合、現場に居合わせた一般市民のだれもが操作し、応急処置ができるようになることが必要である。そのため、AEDの必要性を市民に周知し、講習会への参加を促すなど啓発活動を進めるべきと考えるがどうか。

また、市がスポーツ競技や各種イベントなどに貸し出すため、AEDを備えていることを知らない市民も多く、PRが不足していると思われる。今後は、市民の理解を深め、さらに普及を図るためにも、積極的に貸し出してはどうか。

現在、市内全小中学校におけるAEDの利用は、寄付された1台を市教委が中体連の各競技大会などに貸し出しているのみである。将来的に全学校に設置されることを考えると、教職員が操作に熟知している必要があると考える。そのためにも、市教委は教職員に対して消防本部で行っている普通救命講習を積極的に受講し、AEDの使用方法を習得するよう促してほしいと思うがどうか。

学校教育は人づくりの根幹をなす重要なものと認識しているが、市教委は教員の資質向上を図るため、どのような施策を講じているのか。

人事異動によりさまざまな地域で経験を積むことは、教員のレベルアップを図る有効な手段となることから、後志郡部への異動数や1校当たりの在任年数などといった教員個々の異動実態を把握し、より効果的な人事異動が行われるよう努めてほしいと思うがどうか。

本市において指導力不足と認定された教員は皆無とのことであるが、道教委への申請には、校長の調書とともに当該教員の同意書を添付する必要があるため、申請したくとも本人の同意が得られずに、結果的に認定者がいなかったという可能性はないのか。

「開かれた学校」づくりを目指し、学校評議員制度が取り入れられたが、評議員は所属する学校に関する説明しか受けていない。「あおぼとプラン」では評議員研修会の開催をうたっているが、将来的には評議員が学校外部評価を担うとする考え方もあり、学校によって評価基準に差異が生じないように、市全体の説明や客観的評価に必要な知識を得るための研修会を随時実施すべきと思うがどうか。

小中学校では総合学習の時間を利用して、児童・生徒に対し「小樽のごみとリサイクル」という資料を用いて、環境問題について勉強しているとのことだが、具体的にはどのような内容なのか。

今後、児童・生徒の意識を高めていくためにも、環境問題に取り組んでいる企業や市民団体、また地域との連携をより密にし、環境教育に一層力を入れてほしいと思うがどうか。

総合博物館の5項目ある運営方針の一つに「観光的活用のできる博物館」とあり、今後、関係する外郭団体や庁内の関係部局との協議を進めていくとのことだが、具体的にはいつからどのような体制で行うつもりなのか。

また、開館から1か月以上経過しているが、野外展示については、以前と同じで変化が見られず、今までの延長線上でよとしてしているのではないかとの感がある。観光的な施設という観点からも、展示物の見せ方を工夫し、維持・管理、補修を徹底することは大変重要であり、そのためには人手も必要になると思われることから、教育委員会だけが担当するのではなく、他の団体などにも働きかけ、しっかりとした協力体制をつくるべきではないか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、その中に「地方公共団体の長におけるスポーツ及び文化に関する事務の掌握の弾力化」が盛り込まれたが、市は、この点についてどのように受け止めているのか。

今回の法改正により、直接予算の編成に当たる市長部局の下で、文化・スポーツ関係業務を手がけることで、さらなる事業の推進が期待される。特に、総合博物館をはじめとする社会教育施設の多くは、観光施設としても利用されており、今後、観光都市宣言をする上でも非常に重要な意味を持つてくると思うが、その辺はどのように考えているのか。

北海道物産展での小樽製品の販売額は、平成16年度から18年度にかけて約3億円もの伸びを示しているが、その理由は何か。

本市では、平成16年度から東アジア地域での販路開拓の取組として、香港や台湾で年1回商談会などを実施し、恒常的な取引ルートの確立を目指しているとのことである。実施するのにかかる経費も大きいとは思いますが、それ以上の費用対効果が見込めるのであれば、今後、実施回数を増やしてはどうか。

東京都板橋区の「ハッピーロード大山商店街」では、商店街にある空き店舗を全国各地のアンテナショップとして活用し、観光誘致や相互交流を活発に行っていると聞く。今後、本市でも空き店舗対策の一環として、このような事例を参考にしつつ、観光客も気軽に足を延ばせるようなにぎわいのある商店街づくりに、ぜひ取り組んでほしいと思うがどうか。

今、本市の観光は曲がり角に来ていると言われており、特に最近は観光客の滞在時間の短縮や小売販売額の落ち込みが進んでいるとの声を聞くが、市民と行政が本市経済における観光産業の重要性を認識し、一体となって将来展望を持って次の戦略を打ち出すことが喫緊の課題なのではないか。

中でも旧手宮線とその周辺を新たな観光拠点として魅力を高めることは最重要であり、このほど観光協会は高速道路交流推進財団が行う支援金事業を活用し、旧手宮線の一部を整備する計画を市に提案したところである。しかし、旧手宮線の活用は、市民の意見を聞きながら全体を含めて検討していくもので、現段階での実施は難しいとのことであるが、今後、議論を進める際には、同様の交付金事業を活用することを念頭に置いてはどうか。

また、この提案は、旧手宮線を市民ボランティアや市外の小樽ファンの手によって整備することで、観光資源の再生を図ろうとするものであり、全国的な注目を集めることが期待できることから、今後事業を行う場合は、こうした本市独自の方法を取り入れるべきと思うがどうか。

近年、小樽観光の中心となっている堺町通りや小樽運河の散策路では、占用許可を得ずに営業行為を行っている者が数多く見られる。中には、浅草橋街園で無断で仮設の構築物を組み立てたり、点字ブロックのぎりぎりの所までワゴンを置いているなど目に余る行為が横行しており、歩行者の支障になるばかりか、景観上も見苦しく、このままでは観光資源の質を落としかねない。これらの不法に営業行為を行っている者に対しては、黙認せずに早急に何らかの規制をすべきではないか。

市は、観光協会などと連携して、こうした業者も含めて意見交換をするための新たな組織を立ち上げ、小樽運河散策路など観光地に露店などの営業形態で出店する場合の基準を策定してはどうか。

市は、毎年ドリームビーチで開設している小樽市銭函3丁目駐車場の収入から得た利益を海水浴場対策委員会に補助金として支出し、同委員会はこれを市からの借入金の返済に充当している。今シーズンは、天候不順により昨年に比べ駐車場収入が減少したにもかかわらず、経費の削減などにより、補助金の額は前年より減少したとはいえ、一定額を確保することができ、約500万円の返済が見込まれるとのことである。市が、駐車場経営に大変努力をしていることは理解するが、多額な借入金残高を考慮すると、1年でも早く返済できるよう、今後より一層の努力を期待するがどうか。

市は先月、真栄保育所を民間へ移譲する考えを示し、公立と民間がそれぞれの役割を追求していくことを理由の一つとして挙げているが、保育所の利用者にとっては、集団保育の場での子供の育成や働く母親の支援など、保育所が本来持っている地域の中で果たす役割こそが重要なのであり、公立と民間でいわゆる「すみ分け」されるものではないと思うが、その辺の認識はどうか。

これまで民間保育所に押しつけていたゼロ歳児保育や延長保育などを、今ごろになって公立保育所が担っていくとする行政側の姿勢は大変疑問であり、なぜこの時期に公立と民間を「すみ分け」する必要があるのか。

市も財政的には厳しいかもしれないが、保育に悩む母親たちを支援するため、地域にある保育所が中心になり、ネットワークづくりを確実にやっていくことが、今後の次世代育成支援には欠かせないと思うがどうか。

現在、全国のさまざまな自治体で保育所の民営化への動きが進んでいるが、中には民営化を急ぐあまり利用者の反対を受け裁判になるなど、大きなトラブルが起きている。今後、民間企業が保育事業に大

きく進出してくることが十分予想されるが、そのことにより保育の質が大きく変わることはないよう、しっかりと歯止めをかけるべきと思うがどうか。

現在、市内における介護サービス提供事業者は、比較的小規模のものが経営しているが、坂が多い、高齢者が多いなどの特徴を踏まえると、福祉サービスの一層の充実は必ずであり、そのためにも、個々の事業者の就業人数や勤務状況などの調査を行い、規模を把握する必要があると思うがどうか。

市は、これらの事業者が仕事を行っていく上で必要な通達や連絡事項などについては、その都度、情報提供を行ってきているとのことだが、現状を踏まえ、今後は業者が必要とする市内の渋滞状況など、より仕事に密着した内容の情報も提供していくなど、効率のよい仕事を行えるようサポートしてほしいと思うがどうか。

現在、国民健康保険料の滞納世帯は、全国で480万世帯に上るとのことである。原因の一つとして、全労働者の35パーセントを占める非正規労働者の増大が挙げられ、その中でも年収が200万円以下のいわゆる「ワーキングプア」と呼ばれている階層が、国民健康保険料を支払っていけないという現状が明らかになっている。各自治体も滞納を解消するため厳しい対応を迫られているが、本市の国保運営の実態はどのようになっているのか。

また、国民年金は、4人に1人が全額又は半額を免除されているにもかかわらず、納付率は67パーセントにとどまっている。しかも、国民年金は満額でも月額6万6,000円にしかならず、さらに支給されている人の割合は50パーセントを切っているとのことであり、既に年金制度そのものが立ち行かない状況になっているとは考えられないか。

国民健康保険料や国民年金の問題は、自治体だけで解決できる問題ではないので、今後、全国市長会などさまざまな団体と連携し、今後、国が保険や年金制度の改正に着手するに当たり、意見を述べていく必要があるのではないか。

市内14か所にある市営墓地については、ごみの有料化後はごみ箱を撤去し、お供え物は持ち帰るよう呼びかける看板を掲示している。しかし、参拝後に放置している者が後を絶たず、やむなく市が収集し、ごみとして処理しているという。特に、お盆の時期はひどく、ごみが散乱して付近住民から苦情が寄せられているが、現状では対応策が見当たらず、結局墓参者のモラルに頼らざるを得ないのが実状である。抜本的な対策がないのであれば、当面家庭ごみ有料袋を使用して捨てられるようにすることで、墓地の美化とともにごみ処理費用の軽減にもつながると考えられることから、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。

市営住宅については、市民のニーズが大きいものの、新たに建設していく状況ではなく、現有施設の有効活用が重要である。しかし、悪質な家賃滞納者や基準額以上の収入があっても退去しない者がおり、中でも月収74万円で住み続けている事例については、到底許されるものではない。市はこうした入居者に対し、き然とした態度で対処すべきと思うがどうか。

また、特定目的住宅については、今住む住宅の家賃が払えないために入居を希望する者が多いのに対し、選考に当たっては、現在の住居の老朽度といった住環境に関する事項に重きが置かれているため、なかなか選考されないことから、希望者の経済状況も考慮して判定すべきではないか。

今後は、いわゆる「事故住宅」の入居募集や道営若竹団地の市営住宅への移管により、特定目的住宅の戸数を確保し、住居に困窮する市民が公平に入居できるよう、一層努めてもらいたいと思うがどうか。

祝津山手線については、昭和59年から道路整備が行われたが、約1.6キロメートルが未改良のままになっている。ここは観光道路として利用されており、大型バスも頻繁に通行しているが、非常に狭い箇所もあり、バスが交差するにも苦労している様子が見受けられる。財政状況が大変厳しい折、早急な

対応は難しいと思うが、将来的には計画どおり道路の整備を実施すると考えてよいか。

市道上赤岩道線が整備されて以降、この近辺にある五差路の車両通行量が大変増えているが、ここは通学路にもなっており、交通安全のためにも手押し式信号機の設置を公安委員会に要望してもらえないか。

また、北山中学校に上っていく坂道の途中には急カーブがあり、毎年冬になるとスリップ事故が頻発していることから、今後ロードヒーティングの設置について前向きに検討してもらえないか。

水道局では、工事発注における透明性、競争性を高める目的で、今年度から条件付一般競争入札を導入しているが、平均落札率は91パーセントと、財政部と建設部が行った入札結果より高い率となっている。一般的に、70から80パーセント台では競争原理が働いているが、90パーセント以上の場合には談合を疑えと言われており、この結果をどのように分析しているのか。

取水栓などの機材には本市独自の規格が設けられ、市内でのみ製造、販売されているとのことであるが、水道工事に当たっては、入札参加資格を持つ市外業者が、市内の業界団体の加盟者でないことを理由に販売を拒否されており、これは巧妙に競争する業者を締め出しているのではないかと指摘があった。もし、これが事実とすれば問題であることから、実態を調査すべきではないか。

災害時における上下水道施設の応急対策に関して、水道局は管工事組合と協定を締結しており、災害が発生した場合には相互に協力し、復旧に努めるというが、同組合に加盟する市内22社の事業者のみで迅速に対応ができるのか。

これまで、市は老朽化した水道管の取替を計画的に行っているが、新しい管路については耐震化対策が図られ、地震による被害は受けないと考えてよいのか。

小樽市地域防災計画でもガス、電気、通信といったライフラインの応急及び復旧対策が中心に位置づけられており、各関係機関相互で緊密に連絡をとり、的確な対策を図ることのできる体制を確立することが望ましいと考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第4号に対する反対討論を行います。

議案第4号平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算ですが、3億5,939万8,000円の補正です。歳入は前年度から翌年度へ繰り越すべき財源366万1,000円を差し引いた額、3億6,964万円の剰余金を財源としています。平成18年度に介護保険料の大幅値上げを行っておきながら、歳入で1億9,800万円の保険料剰余金を出し、歳出では保険給付費で3億3,790万8,000円の不用額を出すこと自体、言語道断で認められません。

平成18年度からの第3期保険料の改定率9.1パーセントにより生じた第1号被保険者に新たにかぶせた保険料は、推計で約1億7,300万円とのことです。これは年金生活者の生活実態に照らしても、酷であると言わなければなりません。

予算編成に当たって、歳入の各項目の利用者数や報酬単価を過少に見積り、多額の剰余金を出すという手法がとられています。四つの点を指摘します。

第1号被保険者は予算よりも800人も増えた。ここでの剰余金は2,700万円。定率減税、高齢者控除廃止などの税制改正に伴う非課税から課税に移行する激変緩和措置の対象者を8,000人と見込みましたが、実際はこのうち、1,800人は対象者ではなく、本人が市民税課税者だった。ここで3,500万円の剰余金が発生しています。また、保険料推計の国の全国統一算出基準方法により生じた誤差分だけで、保険料歳入の約2.3パーセント相当の4,900万円の剰余金、このほか利用者が予定より減少したことに伴い、保険料のルール分の負担額は、保険給付の減少に伴って当然減少します。しかし、年金から天引きするなどした保険料自体は減少しませんから、保険料給付費が減少すれば、減少額に対するルール分の負担額は保険料財源の剰余分となりますから、ここでの剰余金は8,700万円にもなります。こうした手口で集めた剰余金の総計は、1億9,800万円です。歳入を不当に少なく見積もった見本みたいなものです。

次は、居宅介護サービス給付費等が予算を下回ったことによる不用額についてです。不用額を生み出す仕組みは、利用者の見込みを過大に見積もり、また介護報酬単価を異常に高く見積もり、これに12か月分を乗じて過大見積りとするやり方です。こうしたやり方で、まず訪問介護においての不用額は2,400万円、特定施設入所者生活介護においては、これは育成院ですが、全くやらなかったということで、不用額は6,200万円、住宅改修費では利用者を過大に見積もったことに加え、改修費も高く見積もり、不用額は2,200万円、支援サービス等諸費においても3,100万円の不用額です。

以上、主なものだけ指摘しましたが、居宅介護の不用額は1億7,070万4,000円です。介護報酬単価が予算編成時点で国から示されていないという事情もありました。しかし、その単価の見積り方が適切であったのか、不当に高く見積もっていたことは疑いありません。

次は、施設介護サービス給付費等においても、療養型施設において利用者が予算を下回ったことによる不用額は何と1億2,400万円、特定入所者介護サービス費においては、不用額は3,300万円、施設介護サービスでの不用額総計は1億6,720万4,000円で、保険給付費の不用額の総額は3億3,790万8,000円にも及びます。

利用者の見込みを計算するに当たって、4月から9月までの6か月間の実績を調べ、同時に4月から9月までの伸び率の平均を割り出し、10月から3月までの利用見込みを推計するという、でき得る限り科学的な手法で利用者数を推計しています。にもかかわらず、利用者数が見込みを下回ったというのは、予算編成の時点で不当に多く見込んだとしか考えられません。利用者は平成17年度に比べ増えているにもかかわらず、予算で見込んだ人数に及んでいない。これは利用者の見込みを意図的に多く見込んだと言われても申し開きできないでしょう。

こうして生み出した前年度剰余金を財源に、歳出で平成18年度超過交付額返還金に1億6,033万2,000円と第1号被保険者への返還金43万円を除いた残り、介護給付費準備基金への積立金として、1億9,860万6,000円を充てるという補正予算です。こうした加入者にかげなくともよい負担をかぶせた予算に賛成できないのは当然です。

大きな二つ目は、財政問題です。

財政再建のため、財政健全化計画と公債費負担適正化計画が策定されていますが、初年度において既に大きな狂いが生じています。

歳入の二つの柱である市税と地方交付税です。市税は定率減税廃止に伴う大幅増税で、19年度は伸びていますが、20年度以降は人口減少と課税客体の縮小で減り続けるということです。地方交付税は平成19年度で既に3億3,000万円落ち込みました。この地方交付税落ち込みの穴埋めは、どのようにして行う

のかとの我が党の質問に、健全化計画を予定どおり行い、事業に取り組む場合も最低限の費用で効果を上げるとか、国に交付税の確保を繰り返し要望していく、これにとどまっています。結局、財源手当てができないまま、繰上充用で措置するしか方法がありません。問題解決の先送りであります。

実質公債費負担比率が18パーセント未満でなければ、起債は国の許可を受けなければならない、いわゆる起債許可団体に小樽はなっています。起債の許可を受けるために、国に公債費負担適正化計画を提出し、この期間中に18パーセント未満としなければなりません。ところが、このまま最終年度である平成24年度になっても比率が18パーセント未満ならず、公債費負担適正化計画の意味を失います。長期間かけて作成した同計画は、地方交付税削減で初年度において早くも破たんです。計画の見直しを余儀なくされました。政府の地方財政削減が地方自治体をどんなに財政難に陥れているか明白で、地方財政の確保は緊急の課題であります。

次は、病院事業会計についてです。

平成18年度から始まった一般会計の財政健全化計画と病院事業会計収支計画に基づいて、再建に努力中ですが、ここでも早くも計画の破たんが明らかとなりました。予算特別委員会での質疑で明らかになったように、平成19年度4月から7月の入院外来収益は、患者数の減少によって計画より7パーセント以上下回り、当初計画より3億円から3億5,000万円落ち込むとの説明でしたが、これにとどまらないのではないかと心配があります。これらはすべて一般会計からの繰入金増額で穴埋めすることになります。

一般会計の財政健全化計画と病院事業会計収支計画の見直しが早くも迫られています。財政健全化計画で病院事業会計に平成19年度に繰り入れる額は決められています。これを少なくとも3億円から3億5,000万円以上上回って持ち出すとなれば、一般会計への重大な負担となります。これらの事実は、新市立病院建設計画にも重大な影響をもたらします。具体的なことは、その後の市立病院調査特別委員会での質疑で明らかとなりました。

最後に、市民要望の強い市営室内水泳プールを総合計画に位置づけるということについてです。

かつては総合計画に位置づけられていなかった築港ヤードへのマイカル誘致を行うことを前市長はやったではありませんか。市長がその気になれば、総合計画いかにかわらず建設することは可能です。ぜひ市民要望の強いプールを交通の便のよい場所へ早急に建設することを強く要望し、討論いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

24番(成田晃司議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第5号ないし第21号につきましては、去る9月14日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、議案第5号ないし第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

25番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は「小樽市人材育成基本方針」を策定し、これからのまちづくりを担う職員を育成する目的で、目指すべき職員像を明確にし、職員研修、人事評価制度など、基本的な考え方や方針・方向性を示した。市はまず、管理職を対象として、今年度中に人事評価制度を試行する予定であるが、どのような方法を用いて評価するつもりなのか。

人事評価制度については、評価の結果に不満を抱かせないために透明性を考慮することが大事であり、何事にもチャレンジする組織に変革するためには、加点主義の原則を採用する必要があるとも言われている。そのため、評価基準を定めるに当たり、これらを踏まえて十分な試行期間をとり、検討するべきと思うがどうか。

また、将来的には、評価結果を昇格や給与にどのように反映させていくつもりなのか。

人事評価制度について、既に実施している札幌市では、市民の間でケースワーカーが生活保護を打ち切ると評価が上がるとうわさされ、不安が広がっている。本来、市はこの制度を導入せずに、公務員としての業務が十分遂行されるような職場づくりを行い、職員の自覚を促すための研修を実施するなどの方策を考えるべきではないか。

今後、試行する中で十分な検討が必要であり、市は決して導入を強行することがないよう、強く要望するがどうか。

市は、小樽市の新たな将来都市像を明らかにし、長期的な視野に立った指針を示す新たな総合計画の策定作業に着手している。計画の策定に当たり、市は市民参加の機会を積極的に設け、市民の意向を十分把握し、市民とともに作り上げていくという視点に立って進めるとしている。特に、子供たちは将来の小樽のまちづくりに欠かせない未来のパートナーであり、その意見を計画に反映させるべきと思うがどうか。

市は子供の意見をどのような手法で把握するかを検討中としているが、ぜひとも「こども議会」を開催し、将来のまちづくりなどの意見を直接子供たちから聞いてはどうか。

市が所有する物品については、購入価格が20万円以上であるものが財産内訳書に掲載されている。しかし、この中には取得年月日が著しく古いため、現在使用されているのか、疑問に思うものも見受けられるが、市は実態を把握しているのか。

もし、既に使用できない物品が処分されないままここに掲載されているのであれば、今後、不用物品等は処分するなど適切な方法で整理をし、財産管理を実態に即した形に改善するよう要望するがどうか。

本年4月から、これまでの特殊教育の対象であった障害だけでなく、通常の学級における学習障害、いわゆるLDなどの発達障害も含め、特別な支援を必要とするすべての児童・生徒に対して、適切な指導及び支援をすることを目的に、特別支援教育が行われている。その中で、校内における日常生活の介助やLDなど障害のある児童・生徒の学習や生活上の支援を行う支援員の活用が新たに位置づけられたが、まだ人員は配置されておらず、普通教室のLDなどの児童・生徒に対する介助は、これまでと同様、特別支援学級の教員が行っている。市教委は、学校現場での実態を調査し、来年度以降、支援員の配置に向けて検討していきたいというが、保護者からは国のいう特別支援教育の推進、拡充にはなっていないと指摘されており、こうした実態を改善するために、ぜひ早急に人員を確保するよう、強く要望するがどうか。

あおばとプランでは、地域社会との協働による教育活動の推進を掲げ、18年度から市内小中学校に「学校支援ボランティア」を配置しているが、これまでどのような活動を行ってきたのか。

岡山市では、ボランティアがみずからの得意分野を生かし、授業を補助するなどの活動を行っている。このような取組は地域の教育力を学校現場に導入し、家庭、学校、地域社会が連携して子供たちの「生きる力」をはぐくむことができる非常によい制度と考える。市は今後、ボランティアとして協力していただける人材を探すことから始めるというが、本市においてもぜひこの制度の導入を前向きに検討してはどうか。

最上小学校の一部の学級で、1学期の通知表の通信欄の記入がなかったことが、父母からの指摘で明らかとなった。記入されなかった理由は、学校長が職員会議で「通信欄には、1年に1度は記入するように」と指示したことに担任が従ったためとしている。しかし、通信欄への記入は、保護者から強く要望されており、これまでも多くの議論が交わされ、本年3月の学期末にようやく市内全小学校で記入されたばかりでありながら、なぜこのような事態が起きたのか。

通信欄への記入は義務ではないとはいえ、子供の頑張りや成長など、保護者が学校での子供の様子や成長を知ったり、子供たちへの励ましになるなど、教員から保護者や子供たちに対する大切なメッセージになると考える。市教委は今後、このようなことがないように強く指導を行い、改善に努めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第34号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号及び第186号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第34号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第3号、第4号及び第186号は採択の討論をいたします。

原爆投下から62年、原爆認定制度改善の闘いは、今年の夏、新たな展開を見せました。原爆によって

生じた病気や障害で苦しんできた被爆者の運動と国民の後押しで、一定の被爆者援護制度ができましたが、原爆認定の門は狭く、原爆症と認定されている被爆者は全体のわずか0.7パーセントに過ぎません。二度と被爆者を生み出さないために、原爆被害の深刻さを理解してもらおうと、被爆者は被爆58年目に集団訴訟に踏み切りました。安倍前首相が広島原爆投下の日の前日の8月5日、厚生労働大臣に認定基準のあり方を見直すよう指示したことを受けて、政府与党内では見直しに向けた動きが急ピッチで進んでいます。唯一の被爆国として核兵器の廃絶を目指し、原爆被害の深刻さを国内外に訴えるべきを、戦後一貫して過小評価に努めてきたとしか映らない政府の姿勢も問われなければならない。これはアメリカの核の傘の下で原爆被害を小さく見せることを基本政策にしてきた政府の対応を批判した8月7日付けの新聞記事です。原爆認定制度の抜本的な改善と同時に、いまだ世界に2万7,000発存在する核兵器の一日も早い廃絶のために、さらに積極的な役割を果たすことが日本政府には求められています。

今、非核保有国は国連加盟のうち87パーセントに達し、世界のすう勢は核廃絶に向けて世論が大きく動いています。日本政府に非核日本宣言を行わせようとの提唱に、国内外からの賛同が広がっています。本条例案の可決は、25年前の6月に行った核兵器廃絶平和都市宣言の実効を大きく高めるものです。議員各位の賛同を心より呼びかけるものです。

陳情は市営室内プールの早期建設を求めるものです。

7月1日からは、高島小学校温水プールの利用が始まっていますが、通うのに不便などの理由で、プールの利用をあきらめた小学生もいます。既に六つのサークルが活動を停止しました。通うのに大変だという状況は、医師の指導で健康のためにプールを利用したり、乳がんや外科手術などのリハビリに励む人にとっては、大きな痛手です。また、高島小学校温水プールは音が反響して頭痛がする。高島小学校温水プールのこれまでの利用者に小樽市室内水泳プールの利用者が加わるわけですから、大変な込みよう。プール主催の教室利用者と一般利用者を時間差で入場させるなどの不満や改善要求が次々出ています。総じて代替プールにはなり得ないという意見が大方です。

次期総合計画策定に向けた市民懇談会の中でも、一日も早い市営室内プール建設を望む声、また駅前の室内水泳プールの権利補償金は、新しいプール建設のためにこそ使うべきとの意見も出されました。市長は財政の厳しさを理由に、プール建設についての明言を避けていますが、教育的環境の整備、市民の健康保持、医療費縮減のためには欠かせない緊急を要する施設です。願意を酌み取り、早期実現に向けて議会としての意思を示そうではありませんか。

各議員の賛同を呼びかけまして、討論とします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論を行います。

今年8月、また小樽港にアメリカの軍艦が入港しました。また、これに先立つ半年前の2月には、石狩湾新港に大変な悪天候の中、アメリカの軍艦が入港しました。さらに、来月下旬には、室蘭に空母キティホークの入港が計画されています。小樽市、石狩市、そして室蘭市においても、地元では入港に反対する動きが活発であります。アメリカの言う友好親善という入港目的には、だれも納得できないのです。

今、中東で現に戦争を続けている国の軍艦が、地元の住民や自治体の首長の再検討要請や明確な反対の意思表示を無視してまで、日本の民間港に入港しているのです。繰り返される民間港へのアメリカ軍

艦の入港は、それ自体が港の機能やそのまちの補給能力等の調査にあると言われていて、そしてまた、入港接岸の訓練にあるとも言われています。

もう一つ目的があります。それは日本の港への自由入港、さらには日米両政府間で確定されているとされている重要港湾へのアメリカの軍艦の優先入港権の確立にあります。戦後、港湾の管理権は、国から地方自治体に引き渡されました。港湾の民主的な平和利用の始まりです。ここには日米安保条約や地位協定があろうとも、アメリカの軍艦の入港接岸は港湾管理権を持つ知事や市長の許可が必要となる今の制度のすぐれた本質があります。このことは、有事法制や国民保護法であろうとも手を出せないでおります。そのことをよく知っているのがアメリカです。ですから、執ように繰り返し民間港への軍艦の入港を続け、まず地元住民の、そして自治体の抵抗を弱め、押しつぶそうとしている、そのように考えます。

今回のゲイリーの入港に際し、市長は7月25日、在札幌アメリカ総領事館に核搭載の有無について文書照会しています。そして、7月30日には文書による回答を受けています。また、同様の照会を外務省にも行ってあります。核兵器廃絶平和都市宣言のあるまち、日本海に開かれた良港を持つ小樽市長として、当然のことだと思えます。

しかし、多くの市民が小樽港の軍事利用、準軍港化を心配していることを考えたとき、これですべての不安が解消されたと言うことはできません。もちろん疑いのある艦船の入港を拒否することもできません。

議案第34号小樽市非核港湾条例案は、その第3条第2項において、議会の意思として港湾管理者である市長に、非核証明書の提出を求める権限を与えようというものであります。山田市長の「キャラが立つ」から求めるものではありません。市長として条例に基づき港湾管理者の名の下で非核証明書を求めるのだと、そうアメリカにも外務省にも言えるようになるために、この条例は必要です。

議員各位の賛同を心からお願いして、私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

4番（吹田友三郎議員） 議案第34号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論をいたします。

このたびの議案第34号小樽市非核港湾条例案につきまして、平成会として論議を重ねてまいりましたが、結論に至りませんでしたので、この条例案につきましては、棄権をさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について、採決します。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第3号、第4号及び第186号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

このたび旧市営朝里川温泉センター跡地に群馬県の業者による高級ホテルの建設計画が報道されたが、これまでの経過と現在の進ちょく状況はどうか。

2年前に解散した観光クラスター研究会は、朝里川温泉地区の観光振興プランを策定し、その中では「温泉センター跡地と隣接して市が所有する旧湯鹿里荘跡地をあわせて温泉宿泊施設として利用する」としており、今回の計画は温泉宿泊施設という点では整合性が図られているが、残された旧湯鹿里荘跡地の活用については、現在どのような活用方法を検討しているのか。

温泉センター跡地では、これまで市の泉源開発が行われ、一部土地を賃借して各温泉施設に配湯するためのポンプ室や配管を設置しているが、ホテル建設を行う上で、これらはどのような形で整理していくのか。

国が行う「中小企業地域資源活用プログラム」は、地場産品などを活用しようとする中小企業を支援するものであり、経済が停滞気味の本市にとって待望の施策であると思うが、本制度に対する市内経済界からの反応はどうか。

今回、道内からは669件の申請があり、そのうち本市からの申請は6件のみであった。これは地域資源に認定されても、さらに事業計画が採択される必要があるため、今後の新商品開発が期待できる品目を絞り込み、「ホッケ」や「小樽のガラス」などについて申請したとのことであるが、具体的にはどのような商品開発を目指しているのか。

今後は、地域資源を追加申請していくことも視野に入れ、魅力的な商品を開発し、これが本市経済の活性化に結びつくよう、制度を大いに活用してもらいたいと思うがどうか。

新光町の採石場は、古くから行われているものであるが、付近の住民は、採石作業による騒音、振動や粉じんの発生で迷惑していると聞く。住民に対する説明は事業開始時にしか行われていないとのことであるが、近年、大規模な宅地が完成し住民が増加しており、今後は許可の更新時に、市から事業者に対し、住民説明会を開催するよう要請することはできないか。

市としての採石場の調査については、年に2回、日本採石協会が行うパトロールに経済部職員が同行しているとのことであるが、住民の環境や健康を守るため、庁内の関係部局が連携し、それぞれの立場でパトロールを行い、適切に指導をしてほしいと思うがどうか。

近年、原油価格の高騰が続いており、原油・石油製品を多く使用する製造業や運送業を中心に、経営が圧迫されていると聞くが、市内経済にどのような影響を与えているのか。

原油は今後も高値が続くとの見方が多い中で、穀物を原料とするバイオ燃料が世界的に注目されており、道内でも関連ビジネスが経済活性化や雇用促進につながると期待されているという。本市には食用

油を使用する食品製造業や、バイオ技術で高い評価を受けている企業もあることから、市はバイオ燃料を生産する企業の誘致や関連産業を支援するなどの施策に、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

忍路漁港は、市内では漁業者の年齢が比較的若く、相応の漁獲高もあり、今後の発展が期待される地区であるが、係留しきれない船舶を本来は認められない防波堤に係留するなど、漁港施設が手狭なために不便な思いをしていると聞く。そのため地元からは、管理者である道に対し、岸壁や荷さばき場所の拡充といった漁港整備について要望しているが、こうした状況を踏まえ、市はどのような役割を果たしていくつもりか。

市は、財政負担ばかりを心配するといった姿勢ではなく、有望な地域にこそ力を入れるべきであり、塩谷漁港の整備が完了した今、忍路漁港の活性化のため前向きに取り組むべきと思うがどうか。

石狩湾新港管理組合は、来年度の予算要求において、港湾計画では予定されていない北防波堤の延伸と島外防波堤新設を新規に計上するという。本来、港湾施設を整備する場合は、あらかじめ港湾計画に定められていることが前提であり、こうしたやり方は本末転倒ではないか。

この事業は、昨年12月に供用開始したマイナス14メートルパースの静穏度を確保するために必要なものというが、これまでの9か月間で接岸した船舶はわずか21隻であり、静穏度が保てないことにより荷役に支障が生じたという事例は実際にあるのか。

自主財源である使用料及び手数料収入の歳入に占める割合は、5パーセント程度しかなく、現地を視察して見たところ、全くと言っていいほど船舶が見当たらず、まさに巨大な釣堀との感が否めない。これまでも港湾計画に定めている島北防波堤は、各母体の厳しい財政状況を勘案し、整備を見合わせていたものであり、今回要求しようとしている新規事業の必要性には大いに疑問があることから、むやみに新たな母体負担を強いることのないよう、市は厳しく意見を言うべきと思うがどうか。

小樽港の北防波堤は「おたるみなとと防波堤」として北海道遺産に登録されており、歴史的、土木工学的な価値が非常に高いことは言うまでもなく、今後、本市経済の発展のために観光資源として役立てていくことが必要と思うが、市の考えはどうか。

北防波堤は建設後100年が経過し老朽化しており、このまま放置すれば崩壊してしまうおそれがあることから、歴史的な価値を考慮し、形状を変更しないで機能修復を図る改修を、長期スパンで順次行っていると聞く。国の事業とはいえ、市の財政負担が懸念されることではあるが、一度崩壊すれば復元が不可能と言われており、大事な産業遺産を将来にわたって残していけるよう、しっかり整備していくべきと思うがどうか。

新たな総合計画の策定に向け、地区別住民と各分野の団体別に説明会が開催されているが、小樽港に関する意見・要望はどのようなものがあつたのか。

「小樽港将来ビジョン」は20年後を想定した内容であるが、今後10年間の計画となる新総合計画にはどの程度反映していくのか。

同ビジョンでは、これまでも掲げられていた「物流の活性化」に加え、「まちづくりとの連携」という新しい視点が取り入れられており、現総合計画と比べ最も異なるのは「交流・生活ゾーン」の拡大であると思うが、10年後にこだわらず、もっと早期に道筋をつけられるよう努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第30号は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第247号、第250号及び第251号について、「小樽市リフトカー運行事業」の申込み方法等が本年5月から変更になり、非常に利用しづらくなったとの声を聞く。この変更は、委託業者からの要望を受けて、市が障害者サービスの縮小を決定したものであるが、重度身体障害者の移動支援事業は障害者サービスの基本であり、この辺についてどのように認識しているのか。

業者や市財政の都合で、その都度、障害者サービスが縮小することのないよう要望するがどうか。

また、今回の変更については、利用者には何の連絡もなかったとのことであり、今後は事前に十分意見を聞くなどの配慮をすべきではないか。

現在、国は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス料の自己負担割合の見直しを検討しているが、本市では1割負担とされたことにより、サービス利用の低下は起きていないのか。

障害者サービスについては、制度が変わっているために一律には比較できないが、平成17年と18年のガイドヘルパーの利用実績を見ても、利用時間数が80時間近く減っており、利用の抑制が生じているのではないかと思うが、市の認識はどうか。

陳情第252号について、最近、携帯電話の中継基地になる鉄塔の建設が全国的にもかなり多くなってきており、電磁波による健康被害を懸念する地域住民との間で、さまざまなトラブルが発生している。本市でも、過去に同様の件で鉄塔の建設を中止した経緯があるが、電磁波による健康被害の状況については把握しているのか。

また、市は今年の6月に、「小樽市放送電波受信障害防止に関する要綱」を施行しており、これは直接携帯電話の電磁波に関する規定ではないが、今後、この要綱を準用し、電磁波も含めて対応していくことは検討していないのか。

電磁波による健康被害についての一致した見解はまだ出されていないが、安全・安心なまちづくりのため、携帯電話の中継基地の適正な設置等に関する条例を制定した自治体もあり、今後、少なくとも住民合意の下で進めるよう、市は積極的な役割を担ってほしいと思うがどうか。

陳情第253号について、国は、生活保護の「母子加算」廃止の理由を、生活保護を受けていない母子世帯の平均所得と比較して受給額が高いためとしているが、母子加算を除いた受給額は、母子世帯の平均所得より2,000円も低くなる。生活保護を受けているというだけで、等しく子供を育て働いている母子家庭に対して、平均所得額より低い受給額とすることは到底許されるべきではないと思うが、市の見解はどうか。

子育て支援が強く求められているときだからこそ、子供を育てている母子家庭に対しては、むしろ増額するのが行政としてのあるべき姿勢ではないか。

市は、真栄保育所を民間に移譲し、国の「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、移転新築する計画とのことである。この交付金事業は、平成21年度以降は確約できない事業でもあり、今後の保

育所の整備については、交付金制度が廃止されるということも前提に考えているのか。

また、現在の人口動態や本市の財政状況を承知の上で、みずから多額の建設費用を負担して、保育事業を始めようとする民間の保育関係団体があるのか甚だ疑問であるが、その辺の認識はどうか。

今回、移転先の市有地を賃貸するとのことだが、2年前に中央保育所を民間移譲したときは、市有地を無償で貸し付けており、同じ用途で使用させるにもかかわらず、今回は有償とする考え方は一貫性に欠けており、大変疑問ではあるが、今後、同様の事例があった場合は、有償で貸し付けると考えてよいのか。

移転新築する理由として、老朽化が著しいためとしているが、真栄保育所だけが突出して古いわけではない。今回のような計画を実施する場合、先に全体計画を定めてから取り組むべきであり、真栄保育所以外を後回しにして、これから考えるというのは、あまりに無計画すぎるのではないか。

今後、移譲先について選定委員会をつくり、まず募集要項などを定めるとのことだが、その内容が決まり次第、速やかに議会に報告してほしいと思うがどうか。

市は、オストメイト対応トイレを市内4か所に設置する予定とのことだが、設置がわかるように、マークによる表示方法などは考えているのか。

また、気持ちよく利用してもらうためには、皮膚を洗浄する際に脱いだ衣服を置く台や手を洗うための消毒液など、さまざまな備品が必要であり、ぜひ設置を検討してほしいと思うがどうか。

視覚障害者の点字識字率は現在のところ1割程度であり、健常者に比べ必要な情報量はかなり狭められている状況である。そのような中、市に設置予定の「活字文書読み上げ装置」は、音声コードに記録された情報を読み上げてくれるものだが、今後、音声コードを付与した印刷物を作成する予定はあるのか。

千葉県我孫子市では、平成16年度から3か年かけて音声コードの添付に取り組んでおり、情報のバリアフリーの観点から、本市でも積極的に進めてほしいと思うがどうか。

また、中途失明者は点字を理解しにくいという傾向があるが、この装置を使用することにより、点字の勉強も繰り返し可能になり、点字の理解者が増えてくると思うが、市の認識はどうか。

介助者がいなくても、知りたいときに情報を知ることができる点で、この装置は大変有効なものであり、今後、視覚障害者にも聞いてもらい、要約された聞きやすい音声コードを作成してほしいと思うがどうか。

最近、高齢者に対する虐待が深刻な社会問題になっており、常識では考えられないひどい行為が行われているということも報告されているが、本市の状況はどうか。

虐待による被害を受けている高齢者からは、相談するところがわからず、どうしてよいかわからないとの声も聞こえてくるが、市はどのような解決策をとっているのか。

また、介護施設内での職員による虐待も耳にすることがあるが、市が直接指導を行ったり、予告なしに訪問して様子を見るなどといった対策を行ってはどうか。

同様に、子供の虐待もよく耳にするが、虐待が判明した場合には、その子供に対してどのような支援を行っているのか。

子育てによるストレスや育児不安などで悩んでいる母親は非常に多く、今後、銭函市民センター内にある「あそびの広場」のような子育て支援施設を市内各所に開設し、親と子供と一緒に学んで触れ合うことができる環境づくりを行うなど、虐待防止につながる努力をしてほしいと思うがどうか。

脳こうそくなどでリハビリを行っている人の中には、より早期の回復を目指し、回数を増やしたいと思っている人もいる。しかし、リハビリが可能な介護老人保健施設などでは、そうした個人の希望に沿

えないことが多いと聞かすが、リハビリの実施回数や内容は、どのように決定されているのか。

このようなりハビリについては、当初、新市立病院に専門科を設置する構想であったが、採算性などの理由から立ち消えとなった経緯がある。確かにリハビリの専門科は、病院の経営としては、非常に非効率で採算がとりにくい部門ではあるが、市民の潜在的なニーズがあると思われることから、市内の医療機関と連携し、再度新病院でのリハビリ専門科の設置を検討する考えはないか。

市内14か所にある市営墓地では、参拝者などによると思われるごみの放置が目立ち、その処理に市も苦慮していると聞く。そのため、道内の数市では、墓地使用料とは別に、墓地内の整備等の経費に充てるため管理費を徴収しているところもあり、同様の手法を採用する考えはないか。

また、これまで手入れをせず、放置したままになっている墓地については、管理費を徴収することで、実際の使用者が明確になることから、管理対策としても有効な手段になると思うがどうか。

今後は、よりよい墓地の管理方法について指定管理者制度の導入も視野に入れながら、庁内で検討してほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の8月24日に開催されました当委員会におきまして、真栄保育所の新築移転について、道立中央乳児院の民間移譲について、小樽市国民健康保険資格証の変更について、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業に係る工事契約について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号及び第253号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号及び第252号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第250号ないし第252号について採択の討論を行います。

陳情第250号は、パーキングパーミット制度の実施を求めるものです。

障害者の社会参加が進み、障害者用駐車場が市役所をはじめとした公的施設や大型店等に設置されていますが、入り口に近く、あいているために健常者が乗り入れることが多く、障害者優先がなかなか守られません。この制度を障害者だけでなく、高齢者、けが人、妊婦など、社会的弱者も対象にして、市が許可証を発行し、受入れを承諾した施設と行政が契約を結ぶものであります。佐賀県、長崎県、山形県などで実施され、テレビで放映されて大きな話題になっています。小樽市内でも取り組み、障害者をはじめ、弱い立場の市民に対する施策として、ぜひ実施してほしいものです。

陳情第251号は、難病や重度障害者の地域生活支援事業の改善要求です。

小樽市リフトカー運行事業は、障害者の強い希望で平成13年から開始されました。車いす利用の難病や重度障害者の外出支援です。陳情は平成19年5月から運行終了時間を従来の午後9時から午後8時に短縮し、申込期限は利用日の3日前までだったものを6日前までに変更したものを、変更以前に戻すよ

うに求めるものと、福祉ガソリン券を要求するものです。

リフトカー事業は、18年度実績で運行日数267日、延べ利用人数373人で、利用者の1人は日中1人で過ごす難病の方です。仕事でいない母親と夜の外出として、映画や食事を楽しむためにリフトカーを利用してきたそうです。今回の変更で、夜の外出は大幅に制限されることになりました。何の説明もなく、変更通知だけでは納得できないと意見が上がっています。

今回の変更は、委託契約をしたこだま交通が運転手の配置が困難として、契約料金約30万円の値上げを要求したところ、これにこたえられないとして運行内容の縮小を図ったものです。本来なら、市が実施すべき障害者サービスの運行を民間に委託し、委託を受けた事業者の事情のみに配慮し、利用者の実態や意見も聞かずに、事業内容の縮小を図ったわけです。障害者施策としての認識に欠けるものではないでしょうか。今後とも委託を受けた事業者の都合で、障害者サービス事業の縮小になりかねません。

もとより障害者サービスは営利追求の対象にはなりませんから、この前提で民間委託サービスを実施するなら、支出増をしないことを第一にして、サービスの切捨てになってしまいます。一番問題になってきたことではありませんか。

障害者団体の願意は妥当であり、変更前に戻すために、行政の予算措置を含む是正は当然であります。

陳情第252号は、携帯電話基地局の鉄塔建設の中止を要請する陳情です。

本市では平成4年2月、幸地区にNTTドコモ北海道が住宅街に建設を予定した高さ30メートルの携帯電話用アンテナに対し、周辺住民が健康被害や景観破壊を理由に反発し、同社が計画を撤退したり、最近でも銭函の雇用促進住宅の空き地の携帯電話基地設置に住民の同意が得られず、断念した例があります。平成18年度、市に提出された高さ15メートル以上の携帯電話用鉄柱の申請件数は13件、年々増加しています。今回の陳情のように、新興地域のマンションの屋上に建設するため、建築確認申請の対象外になるものもあります。電磁波の健康被害の症状としては、目まい、動き、頭痛、不眠、耳鳴りなどの症状があり、WHO世界保健機関では、一定以上の電磁波にさらされていると、小児白血病の発症率が2倍になるとの研究結果を支持し、電磁波と健康被害の直接の因果関係は認められないが、関連は否定できず、予防的対策が必要と、近く電磁波の環境保健基準をまとめる方向です。

小樽市環境部では、建設による放送電波受信障害の防止に関する要綱を設置し、今年6月28日から施行しています。対象はテレビやラジオなどの放送電波ですが、付近住民との紛争が生じないよう、誓約書の提出や予測調査を実施し、住民説明会の内容を市に報告させることになっています。携帯電話の鉄塔が増える背景には、動画や電子メール交換など新しい機能開発があり、今後も増加が予測されます。電磁波の健康被害を心配する住民とのトラブルを未然に防ぐためにも、携帯電話アンテナについても同様の対応が必要と考えます。福岡県篠栗町では、携帯電話中継基地の増加に対して、紛争を未然に防止し、町民にとって安心・安全なまちづくりのために、携帯電話中継基地局の適正な設置・改造及び管理運営に関する条例を制定しています。

陳情は自治体として住民の反対や不安に配慮し、業者に働きかけてほしいとするもので、願意は妥当、採択を主張します。

各会派の皆さんの賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号及び第253号について、一括採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号及び第252号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 10番、斉藤陽一良議員。

(10番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

10番(斉藤陽一良議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第245号の提出は、NPOかもめ保育園前にラブホテルと思われる建物の建築計画が進められたことに端を発している。かもめ保育園は認可外保育所で、児童福祉施設に当たらないため、旅館業法上ではホテルの建築規制がかからなかったとのことであるが、認可、認可外にかかわらず、実態に即した判断をすべきではないのか。

今回は計画が中止されたとはいえ、これからこのような問題が起きないように、しかるべき手だてが必要である。市は、いわゆるラブホテルの建築規制について全道建築行政連絡会議での統一的な運用基準の議論経過や他の自治体の条例等を調査しているとのことだが、建築中止や除去の命令、罰則規定も設けた他市の先事例を含めて、市独自の条例制定に向けて研究・検討を早めてほしいと思うがどうか。

市は今年度から2年間で、冬期間の弱者対策として置き雪処理を試行するが、対象路線はこれまで積雪深15センチメートルで除雪出動することになっていたところを、試行に当たっては20センチメートルに引き上げるとのことである。これは、他の路線との不公平感を緩和するためというが、対象路線上の多くの一般世帯にとっては、逆に不公平感が生じるのではないか。

置き雪対策は、住民に喜ばれるサービスの拡大であることを踏まえて、試行とはいえ小さなサービス拡大と引換えに、大きな不便が生じることのないよう、除雪の水準を変えずに臨むべきと思うがどうか。

市道高島街道線の下り坂の一方通行は、祝津山手線の改良後、除雪ランクが落ちたため、冬期間は沿線の住民が自宅に車を入れるのも困難なほど深いわだちができる上、交通量の多い祝津山手線との合流地点には雪がたい積し、見通しが悪く危険である。また、バス路線である市道新道線と高島街道線の三差路は、児童・生徒の通学路にもなっているが、歩道に雪がたい積し、車道におりなければならない箇所もあるため交通事故が心配される。市内にはこのように冬期間に危険な路線がたくさんあると思われるが、市民の安全確保のため、道路の実情を把握するよう、パトロールを密にしてほしいと思うがどうか。

訪問介護サービスを提供する事業者が利用者宅を訪問する際、除排雪の作業状況によっては到着時間が遅れ、事業効率が低下し、利用者にも影響が出る。除排雪の情報は、雪対策課の窓口に電話で問い合わせなければならないのが現状だが、携帯電話が普及し、1人1台という時代を迎えた今、必要とする情報をメールで一斉に送信するようなシステムを構築してはどうか。

市内各所にあるロードヒーティングは、現在、敷設面積の25パーセントが非稼働となっており、滑り止めのため、砂散布が行われているとのことである。冬期間の道路の安全確保のためには、財政効果だけを考へてはられないと思うが、砂散布で対応する箇所を増やすなど、稼働部分を減らすことができないか、さらに踏み込んで研究する必要があるのではないか。

市が所管している街路灯や公園の電灯には、水銀灯とナトリウム灯の2種類があるが、大部分が水銀灯とのことである。水銀灯はナトリウム灯と比べて電灯自体の価格が安いほか、緑が映えるなど、公園で使用する際は長所もあるが、「虫が寄ってくる」「電気代が高い」「寿命が短い」などの短所がある。中でも市が設置しているグローブ型水銀灯は、その形状から無駄が多いと言われている。また、町会が設置する防犯灯の設置費や維持費に対し市が助成しているが、18年度に設置されたのは水銀灯のみだという。若干、初期費用がかかったとしても、長い目で見ればナトリウム灯の方が節約になるということを知すべきではないか。

市は、厳しい財政状況の中、経費削減のため努力をしているが、電気代だけで数千万円削減した自治体もある。省エネルギー対策の面からも、さらに効率のよい発光ダイオードを用いた他都市の実験事例などを参考に、研究してほしいと思うがどうか。

小樽の北西地域には地域住民が憩いの場として集まれる施設がなく、住民同士が交流できるパークゴルフ場整備を望む声があるが、市は国際パークゴルフ協会の設置基準に合った一定程度広い土地が確保できないため、実現は難しいとしている。また、老朽化している市営オタモイ住宅の建替え等による余剰地の利用も考えられるが、傾斜地であるため、パークゴルフ場の整備には課題が残るとのことである。正式なコースの整備が難しいのであれば、市営住宅跡に練習場をつくるなど、年間を通して市民が交流できる場を設置するための手だてを講じてほしいと思うがどうか。

市内には、眺望にすぐれている場所にありながら、冬期間の日常生活には不便なため、空き家となっている建物が多く見受けられる。このような物件は、夏の別荘用として改築すれば道外都市部からの需要が期待されるが、こうした不動産の売却には信用度が重要であり、リスクも伴うため、民間業者には難しい部分がある。今定例会の補正予算には、e-コミュニティ形成支援事業で採用された寒芋や宿泊施設の空き室を対象としたファンドへの補助金が計上されているが、こうした「地域応援ファンド」の手法を応用するとき、不動産のように大口の出資を伴うものには、リスクを負う分、配当も求められるため、慎重に進めるべきと思われる。今後、このようなファンドの導入を検討するに当たっては、建設

部、企画政策室、観光協会の三者で協議会を設置し、建築士会や建設事業協会とも連携して進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第245号及び第255号につきましては、継続審査と採択とに意見が分かれ、委員長裁決により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第1号、第2号及び第246号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決しました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第245号、第246号、第255号及び継続審査中の陳情第1号、第2号については、いずれも願意妥当につき、採択を求める討論を行います。

陳情第245号及び第255号は、ラブホテルの建築を規制する条例等の制定を求めるものであります。

9月22日付け北海道新聞は、本件に関する建設常任委員会の審議に関して、「採択を主張する共産、民主・市民連合、平成会に対し、自民、公明が継続審査を主張、委員長(公明)の採決で継続審査となった。市長や建設部長の姿勢に水を差す結果となり、陳情は27日の本会議で改めて審議される」、このように報じました。

事の発端は、市内張碓にあるNPO法人かもめ保育園の道路向かいのホテル建設計画であります。当市の窓口となる保健所も建設部も、一般のリゾートホテルであること、認可外保育所かもめ保育園は児童福祉法の対象外施設だとして、積極的に対応しようとはしません。ホテルの実態はラブホテルではないか。地域での署名やマスコミへの働きかけなど、保育園父母の粘り強い運動が功を奏し、幸いにしてこのホテルの建設計画は中止になりました。

この取組を通じて関係者は、国の指導の下で他市には適切なルール、つまり条例や要綱、規制基準があること、あるいは消防法では児童福祉法対象施設と認可外保育所はされていますが、しかしホテル規制の法律になる旅館業法では対象外施設にされるなど、古い行政解釈に矛盾があることなどを学んでいきます。

本件陳情趣旨において、陳情者は、「今後同様の『灰色ホテル』の建設が市内で計画されても、相変わらずそれを規制することはできず、住民の良好な住環境並びに青少年の健全な教育環境を守ることは困難だと思われます。有効な条例や運用基準の制定を求めて再び署名を募ることとしました」、このように述べています。これが本件陳情提出に至る経緯であります。

委員会の審査・審議は、本会議における市長答弁をスタートラインにして開始されました。私をはじめ、他の委員からも行政の積極的対応が求められました。そして、行政側も前向きにこたえています。審査・審議の委員会到達点は、明確でありました。つまり陳情事項である規制の必要性を認めていく。他市の条例や要綱などを研究する。制定に向けて検討する。これが全委員の共通認識だと思われました。

ところが、自民、公明は委員会休憩の理事会の席では、継続審査の態度表明であります。事は委員会審議の中身にかかわりますから、当然理事会を休憩、自民、公明には会派内での協議を求めました。し

かし、再開後の態度表明においても、変更はありません。しかも、自民党は委員会においても、今日この場においても討論さえ行わない。委員会で討論に立った公明党も、陳情趣旨は理解する。願意は妥当、理事者から前向きに検討するとの答弁を得たと述べました。しかし、採択は求めません。討論で、この後、次のように続きます。したがって、方向性が定まるまで継続審査とする。このように結ばれました。一体これらの党はだれに顔を向けているのか。市長がやりますと手を挙げている。にもかかわらず、採択の態度をとらない。ここまで来ると、もはやあきれ果てるだけであります。これが冒頭紹介した北海道新聞の報道記事につながります。「市長や部長の姿勢に水を差す結果となった」であります。

次に、陳情第246号であります。

陳情箇所の市道桜18号線を常任委員会として現地調査を行いました。地形、道路幅員、形状などから大変困難な案件であることは理解されました。しかし、同行した陳情者は、本格的な道路改良でなくともいいのですと述べていました。市道基準に基づく整備を求めるのではなく、現状の幅員を少しでも軽易な方法でも広げてほしい、このように述べていました。例えば臨時市道整備事業の枠内において、この希望にこたえてやるのが可能ではないでしょうか。

継続審査中の案件であります。

陳情第1号は、市道潮栄線の特に冬場の生活道路の安全確保、これを求めたものです。ここには生活道路として他に変えようがない、この潮栄線は唯一の道路であります。

陳情第2号は、市道入船配水池通線の整備を求めたものであります。前回の第2回定例会で、私は行政側も道路整備の箇所付上位に挙げている。整備の必要性、可能性が高い道路であると表明している。ぜひ採択すべきだと述べました。

以上であります。今述べたように、いずれも願意妥当であります。議員の皆さんには、特にラブホテル規制陳情においては、マスコミはもちろん、市民からも当市議会の見識が問われることのなきよう、各位の賛同を求めて討論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

1番（秋元智恵議員） 公明党を代表し、ただいまの建設常任委員長報告のうち、陳情第245号及び第255号ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について継続審査を主張して、討論を行います。

この陳情の趣旨については、十分理解できるものであり、本会議や委員会の中で理事者からも今後前向きに検討するとの答弁もありましたが、その前提として全道建築行政連絡会議における議論経過や他都市の実例、法令上の検討などを行ってということもありましたので、その方向性についてもう少し見極めた上で判断したいと思えます。

よって、今回は継続審査を主張し、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第245号及び第255号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第2号及び第246号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

24番(成田晃司議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今年度の入院・外来収益は、収支計画に比べ7パーセント程度の減で推移しており、このままでは計画に対して年間ベースで3億円から3億5,000万円程度が不足すると見込まれる。例年下半期の患者数は減少する傾向が見られることから、さらに収益が落ち込む恐れはないのか。

収支計画では、不良債務を5年間で解消する計画であり、この計画を達成するには、今年度の一般会計からの繰出金16億3,000万円を20億円に増額するか、若しくは残る4年間で調整を図るかのいずれしかない。たとえ計画を見直したとしても、さらに実現が難しくなることから、病院建設のあり方について今こそ根本から見直す必要があると思うがどうか。

岡山県高梁市では、国の自治体病院改革の方向性を見極めるとして、申請していた市立病院の実施設計にかかわる起債を取り下げたということであるが、市はこれをどのように受け止めているのか。

総務省の公立病院改革懇談会が示す「ガイドライン骨子案」によると、今後の公立病院の経営形態は、地方公営企業法の全部適用を認めずに、指定管理者制度導入か民間移譲を求める内容となっている。その方向を認めるものではないが、病院の経営と財政状況を考えれば、当市の病院建設に大きな影響を与えることは避けられない。そのためにも、改めて市民の声を聞き、建設場所の是非についても、市民合意で進めていくことが求められているのではないかと。

今年度の病院の収益は、既に収支計画を下回っているとのことであり、このまま推移すれば、今後、一般会計からさらに繰り入れることも必要になると思うが、財政状況も厳しい中で、財政部としてはこの現状をどう考えているのか。

基本設計については、来年2月末の完了に向けて業務を進めているが、設計の条件である「規模・機能の変更」では、医師8名の増員を目指し、病床の配分は開院時まで逐次見直しをする必要があるとしている。こうした要素は建設規模にかかわるため、建設費に大きく影響するものと考えられるが、医師の確保についてはまだ見通しが立たない状況であり、基本設計に反映できる今こそ、実態に即し、見直すべきと思うがどうか。

今年度の医療機器と土地購入にかかる起債申請については、道と協議中で、結論が10月末にも出るというが、結果次第では基本設計に影響があるのではないかと。

総務省の公立病院改革懇談会は、赤字経営が多い自治体病院に関する改革のガイドラインを12月に答申するとのことであるが、市はこれまでこの懇談会の答申は、本市の病院計画に直接影響を及ぼさないものと主張してきた。今年度は、医療機器の更新と土地取得にかかる起債について道と協議中というが、

仮に医療機器の更新が認められなければリースで対応すればよいといった安易な話ではなく、市立病院の新築そのものが認められるかどうかという基本的な議論が必要なのではないかと。

今、全国の自治体病院全体があり方を含めて見直しされる方向にあり、本市の病院建設にかかる起債は許可されないとの考え方もあるが、市の見解はどうか。

民間企業では税理士などが社員向けに経営状況を説明する場を設けることが多いが、両病院については、このほどようやく医師と看護師を含めた全職員に対し、病院の経営状況を説明したとのことである。こうした説明は職員の意識改革に効果があることから、今後も積極的に情報提供を行うべきではないか。

業務内容の改善については、企業ではTQCという手法が用いられ、中でも少人数のグループで業務改善についての議論をする「サークル活動」と呼ばれるものがあるが、両病院においても、これと同様の取組として、「医療安全管理委員会」など、さまざまな委員会などを設置しているとのことである。これにより、結果として顧客満足度の向上につながり、ひいては財務の健全化にも結びつくことから、経営改善に向けてなお一層努めてほしいと思うがどうか。

このほど証券会社の野村ホールディングスは、自治体病院の経営支援を行う事業に乗り出し、既に三重県病院事業庁からコンサルティング業務を受託して、県立病院の地域における役割の分析や具体的な改善提案なども行っており、資産の証券化を通じた資金調達の協力などの事業展開を目指すとのことである。市は、国や道に頼るばかりではなく、こうした民間企業のノウハウを活用し、健全な病院経営を目指してほしいと思うがどうか。

両病院における診察料の未収金は、合計で約9,500万円に上っていると聞くと、他の自治体病院ではクレジットカードによる支払を認めている例もあり、本市も利用者が少しでも支払いやすい方法を取り入れることで、改善が図れるのではないかと。

未納者にはさまざまな事情もあると思うが、今後も徴収に向けた取組を強化してほしいと思うがどうか。

市立病院の地方公営企業法全部適用については、21年4月に導入し、両病院に対して1人の事業管理者を置く考えと聞く。管理者の人選は、全部適用による経営改善が成功するか否かのかぎを握る重要なものであり、市はどのように取り組む考えなのか。

このほど小樽病院に配置された全部適用に向けての担当職員について、10月から第二病院においても兼務発令をする考えと聞くと、両病院の全部適用に向け作業をしていく上で、どのような目的があるのか疑問であり、何か具体的な障害でもあったのか。

市は、必要があれば全部適用の前に組織統合を行う考えに変更はないというが、建物を分散したまま、組織のみを一つにするという作業は相当な時間を要すると考えられるため、早急にスケジュールを立て、動き出すべき時期ではないのか。

新市立病院建設にかかる市民説明会では、財政面での不安など、市民から多くの発言があり、特に建設場所を築港地区にすることには反対の意見が続出していたが、市はこれでも病院の建設地について市民の理解を得たと判断しているのか。

また、説明会では量徳小学校跡地に建設を求める意見に対し、適正配置計画案の白紙撤回に伴い、築港地区に建設せざるを得なくなったと説明しているが、市はこれまで適正配置計画案と病院建設は関係ないと主張してきており、建設地の選定については最初からやり直すべきという意見は、極めて妥当ではないか。

市は、このまま一方的に病院の建設を進めるのではなく、市民が納得できる病院となるよう、その声を十分聞いてほしいと思うがどうか。

付託されている陳情はいずれも、築港地区での新市立病院建設の是非を問うアンケート実施を市に求めるものであるが、なぜ今の時期にアンケートなのかという疑問を感じる。これは、今春の市長選では現市長が再選を果たし、病院を築港地区に建設する方針が承認を得たということにはなるものの、一方で市民の感覚としては、この方針に反対する票が過半数を超えているにもかかわらず、市はなぜ方針を変えないのかという思いが現れた結果とは考えられないか。こうした陳情が出てきたことに対し、市はどう考えているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第248号、第249号、第254号及び継続審査中の陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号については、いずれも願意妥当につき、採択を求める討論を行います。

「説明会が済んだからと強引に計画を進めないでください」「説明会を計画推進のアリバイにしないで」この声が耳について離れません。市内6か所で開催された新市立病院に係る市民説明会では、参加者から予定時間を超えて意見が続出しました。「バスで通うのは大変、タクシーで病院に行かざるを得ない。市民病院は利便性のよい中央にあった方がいい。現在地で本当に建てられないのか」「マイカルができてから、地域の商店街は50軒から3軒に激減した」「資金計画、財政計画をなぜ説明しないのか。JRの土地購入額を示せないというのは、おかしいではないか」「新しい病院になれば医師派遣を約束したというが、一体どこの大学の何という教授か」。そして、80歳を超える男性は、次のように語りました。「妻も高齢で2日に1度小樽病院に通っています。今は何とか自分の車で送り迎えをしています。いつまで続けられるか大変心配です。築港に持っていくというが、冬の吹きさらしの中でバスを待ち、乗り継いで通うことは無理。タクシーを使うことになれば、病院の回数を減らすしかありません。なぜそんなところに決めたのか。腹が立つ」。会場に詰めかけた市民からは、一斉に拍手が起きていました。

私は、昨年の第2回定例会において、この同じ壇上から「新病院建設計画の最大かつ致命的な弱点は、主人公である市民を蚊帳の外に置いた計画だという点にある」、このように述べました。そして、今定例会で市立病院調査特別委員会に付託された陳情及び継続審査中の陳情案件の願意も、市民の声を聞いてほしい、市民合意で建設計画を進めてほしい、この1点であります。

お盆過ぎからのわずか1か月間の署名運動にもかかわらず、6,100名を超える市民の願いが添えられています。

さて、昨年の第4回定例会で私は、基本設計にかかわる病院事業会計補正予算はずさんな資金収支計画、間違った収支計画に基づくものであると指摘しました。今回の市立病院調査特別委員会では、この点がさらに明らかになってきました。

まず、延べ患者数の大幅減少であります。この患者動向は、病院収益に大きな影響を及ぼします。基本構想の策定基準となった平成13年度に比べて、今年度末推計では40パーセント以上の減少になってし

まうこと、わずか5年間で57万人ないし58万人の入院外来患者が小樽の市立病院に詰めかけていた。それがわずか5年間で20万人を超えようとする大きな減少であります。

基本構想においては、あと23年後になります。平成42年で24パーセント減と患者動向を推計していますから、現時点で既にその倍近くの減少率であります。基本構想の中心をなす大黒柱が、今、朽ちようとしています。

第2は、今年度から5か年の資金収支計画の破たんであり。初年度において既に立ち行かなくなりつつあります。私の質疑で明らかにしたように、このままでは今年度の一般会計からの繰入額は、少なめに見ても約20億円が必要とされるでしょう。つまり計画の見直し、北海道との再協議を余儀なくされてきました。委員長報告にもありましたように、委員会の質疑の中心も実はここにあってはならないでしょうか。起債申請が許可されない場合はどうするか。起債の見通しは10月になるのか、来年になるのか、わからないのか。起債問題のめどについて、いつ説明されるのか。結論によっては、基本設計に影響はあるのかなどであります。

この質疑の中で、山田副市長が注目すべき答弁を行っています。つまり今年度の起債申請については、医療機器と土地購入を分離、土地購入は先送り、医療機器についても起債でなくリースもあり得る、このように答えざるを得ませんでした。既に状況は、本年度の起債申請はあきらめなければならないところまで来ている事態の深刻さを正直に語ったのではないのでしょうか。

これに加えて驚かされたのは、医師の配置体制についてであります。新病院は46名でいくそうであり。つい先ごろまで54名を目標にして、50名の医師配置で新病院はスタートするとしてきました。ここに来て、またまたの変更であります。基本構想に基づく当初の計画から見れば、医師配置は30名以上の減ですから、実に当初計画からいえば40パーセント以上の大幅減であります。

これまで市長は、新病院の建設で医師派遣の約束を得ている、このように繰り返してきました。しかし、さきの説明会で再三このことについて答弁を求められた末、小樽病院長が、大学から派遣されてきたこれまでのように今は医師派遣はできなくなっている。個々で医師確保に奮闘しているのだというふうに告白されていました。現状の医師問題は、大学が個々の自治体病院に約束できる状況にはないこと、医師の増員確保の見通しが立たない。現有体制で行かざるを得ない。これが46名、明らかになったのではないのでしょうか。

土地面積では、3万平方メートルからJRから買うとなった途端に1万9,000平方メートル、約35パーセントの減であります。総事業費は156億円、当初計画から見れば約40パーセント減、いずれも大幅減であります。しかし、病床数は493から468へと5パーセント減、延べ床面積においても3万5,000平方メートルから3万3,000平方メートルへと、これもわずかに5パーセント減、病院規模だけはなぜか微減であります。

さらに、全国の自治体病院には、今大きく暗雲が立ち込めています。総務省内の公立病院改革懇談会がガイドラインの骨子案をまとめました。一つには、数値目標を設定して、3年以内には病院の経営を改善する。二つには、5年以内には病院再編や民間への事業譲渡を進める。これらを柱にして、年内にガイドラインを策定するそうであります。自治体には改革プランを来年度中に作成させるというものであります。

例えばこうした動きの中で、岡山県高梁市では、本年3月に市立病院の改築実施設計を予算計上していましたが、この7月末、起債申請を取り下げました。国が進める改革の動向をいったん立ちどまって見極める必要がある。市長は議会に対してこのように報告したそうであります。この動きが広がるのではないのでしょうか。ひとり小樽市が、この暴風雨圏域から外れているわけではありません。

討論を締めるに当たって、議員各位に呼びかけます。小樽のまちづくりの中心をなす新しい市立病院の建設計画であります。市民合意で進めるべきであります。昨年12月議会の劇的な陳情採択、そして今春4月の市長選挙の結果からしても、何よりも今、市民の声をしっかり聞くという姿勢こそ、市長にはもちろん、我々議会人にも求められているのではないのでしょうか。そのことを重ねて呼びかけ、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第35号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第35号教育委員会委員の任命につきましては、西條文雪氏の任期が平成19年10月12日をもって満了となりますので、新たに高橋誠氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第35号小樽市教育委員の任命に当たり、高橋誠氏につきましては、棄権の態度をとることでの討論を行います。

教育委員の任命に棄権の態度をとるに当たっては、個人の人格の評価をその対象にしないことは当然のことです。教育に関しては、これまでも教育基本法、歴史教科書、日の丸・君が代の強制あるいは小中学校の適正配置などをめぐり、意見が鋭く対立してきました。今定例会でも学力テストの結果公表が学校間の学力を序列化し、ひいては学力競争激化を生みかねないなどの疑念や不安について議論が交わされました。こういった問題につきまして、教育委員会は公平かつ的確な判断が求められるところであり、高橋氏がこういった態度で臨まれるのか、明確ではありません。我が党として責任のとれる判断ができませんので、棄権とさせていただきます。

なお、議案第35号の採決に当たっては、自席に着席のまま棄権の態度表明とさせていただくことを述べまして、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

議案第35号について同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に大淵勝敏氏、牧野唯司氏、相場和子氏、佐藤隆氏を、同補充員に、田中邦男氏、平口山和弘氏、西脇清氏、浅田勲氏を、それぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお補充員の順序につきましては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第10号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第10号及び決議案第1号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号の提案説明をいたします。

意見書案第1号は、我が党提出で、消費税増税等庶民増税に反対し、大企業・大資産家優遇税制の是正を求めるものです。

小泉内閣、安倍内閣の下で、配偶者特別控除の廃止、消費税の免税点の引下げ、発泡酒など酒税の増税、高齢者への増税、定率減税の廃止など庶民増税が行われ、年間の税額は5兆円以上、国民1人当たりの負担が年間4万円も増え、生活が大変になったという声広がっています。

その一方で、大企業や大資産家には、研究開発減税、IT投資減税、連結納税制度の創設、証券優遇税制など、総額4兆円以上もの減税が行われています。

日本経団連は、9月18日、2008年度の税制改正に関する提言を発表し、さらに5兆円前後の減税となる法人実効税率の10パーセント引下げや証券優遇制度のさらなる延長を要求し、財源は消費税で当面2パーセント増税、2015年までに10パーセントにするよう主張しています。しかし、税は応能負担が原則で、貧困と格差が大きな問題となっている今こそ、生活に必要な所得を保障するための税措置を元に戻すなど、庶民が安心して暮らせるようにすべきです。ましてや不公正税制である消費税の増税はやめるべきです。よって、次の方向で抜本的に見直しを求めるものです。

住民税増税を中止し、既に徴収した分は「戻し税」方式で国民に還元すること。消費税増税は行わないこと。当面、基礎控除を現行の2倍に引き上げて、課税最低限を引き上げ、所得税の減税を図ること。配偶者控除と扶養控除の縮減・廃止をやめ、現行水準を守ること。高齢者への公的年金控除や老齢者控除を元に戻すこと。事業主・家族労賃を経費に認めるなど、中小企業支援税制を強化すること。当面、大企業の法人税率を10年前の水準に戻し、連結納税制度や配当益金不算入制度、外国税額控除など、大企業の優遇税制を改めること。上場株式の配当所得や株式譲渡所得の税軽減措置を廃止すること。以上、財源を求めながら庶民の暮らしを守るものです。

意見書案第2号は、後期高齢者医療制度に関するものです。

この制度は、昨年6月に成立した医療制度改革関連法に基づいて、来年4月から実施されます。75歳以上の高齢者は後期高齢者とされ、これまで家族の保険に入っていて、保険料を払っていなかった人も家族の保険から切り離され、すべての人が新たに保険料が徴収されます。都道府県ごとに広域連合が設けられ保険料が決定されますが、北海道の場合は1人平均年額8万7,000円から9万7,000円になることが最近明らかにされました。小樽市の場合、介護保険料は基準で年額5万8,760円、両方合わせると14万5,760円から15万5,760円がいや応なしに年金から天引きですから、大変大きな負担です。ましてや無年金や収入が少ない人は、どうして保険料を払うことができるでしょう。保険料滞納者には保険証取上げや資格証明書発行も行われ、高齢者の生存権を脅かすことにもなります。また、保険事業健診の廃止や特定健診制度からの除外、後期高齢者のみの別立て診療報酬は、世界に類を見ない年齢による差別医療にほかなりません。このような重大な内容であるのに、対象の高齢者はもとより、多くの国民に知らされていないのは問題です。よって、国と政府関係機関においては、だれもが安心して医療が受けられるように国の責務を明記した憲法第25条の立場に立って、次の事項の実現に向けて、特段の配慮をするよう強く要望するものです。

後期高齢者医療制度が国民へ周知徹底されるまで、制度実施を凍結すること。70歳から74歳の医療費2割負担を実施しないこと。国の責任でこれまでと同様に新たな特定健診を利用できるようにすること。後期高齢者の診療報酬体系をやめ、継続して必要な医療が受けられるようにすること。

次に、意見書案第3号は、いわゆるテロ特措法の廃止を求めるものです。

テロ特措法は、11月1日に期限切れとなることから、延長か廃止かが大きな争点となっています。テロ特措法は、アメリカの対テロ報復戦争に自衛隊を参加させるため、2001年10月に成立した時限立法ですが、これまで3回延長されています。9.11テロ事件以降、プッシュ米政権がアフガニスタンやイラクで強行してきた対テロ世界戦争は深刻な破たんし、米国内でさえ戦争の見直しを求める世論が高まっており、この6年間に及ぶ対テロ戦争支援についてしっかりと検証することが重要です。

この間のアフガニスタンの事態はますます悪化し、タリバンの復活、米軍を中心にした掃討作戦の繰り返しで、民間人の死者がますます増え、その結果タリバンがさらに影響力を拡大するという悪循環が広がり、米軍の死者も増大しています。このことは報復戦争でテロはなくなれないということが一層明らかになったものです。しかも、日本の支援はイラク戦争に参戦しているアメリカの艦船やソマリアの攻撃にも給油し、テロ特措法に逸脱した行為を行っているのは、重大な問題です。

パキスタンやアフガニスタン現地で活動し、アジアのノーベル賞とされるマグサイサイ賞を受賞した中村哲医師は、「日本の役割について軍事協力の中止にこそ積極的な意味がある」と述べています。こうした6年間の実態を踏まえ、アメリカの対テロ戦争を支援するテロ特措法は、延長も新たな支援法の制定も行わず、インド洋から自衛隊を撤退させること。テロ根絶のために改めて国際的な司法と警察力の活用による非軍事の方法を実施するよう、世界に働きかけることを求めるものです。

以上、ぜひとも全会派の皆さんの賛同をお願いして、意見書案の提案説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、消費税等庶民増税に反対し、大企業・大資産家優遇税制の是正を求めるものです。

安倍内閣が政権を投げ出し、新総裁になった福田首相は、消費税増税の本格的検討に入りました。政府自民党は基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1引き上げるために、必要な約2兆5,000億円の財源づくりを目的として、消費税の引上げを実施しようとしています。

自民・公明両党は、所得税と住民税の定率減税の縮小・廃止による増税分などで財源を確保してきました。ところが、定率減税が廃止されても、増税による増収分の5分の1しか基礎年金の国庫には回っていません。基礎年金のためにどうそについて、財源が足りないから今度は消費税増税では許されません。消費税は、所得の低い人ほど負担が重い、税金で福祉を語るには最もふさわしくない税金であり、日本共産党は社会的弱者に重くのしかかり、貧困と格差をさらに広げる消費税増税に反対してきました。

6月の住民税増税の原因になった定率減税の廃止ですが、もともと定率減税は1999年に恒久的減税として所得税の最高税率の引下げ、法人税の引下げ、法人税率の引下げと同時に実施されたものです。このうち、廃止は定率減税だけという不公平なもので、本来なら法人税や法人税率も引き上げるべきです。しかも大部分は大企業向けの研究開発税や大資本家向けの証券優遇減税など流用されています。流用によって国庫負担引上げ財源には、2兆5,000億円もの穴があきました。その穴を埋めるために、消費税増税は到底認められるものではありません。

資本金10億円以上の大企業の経常利益は、バブル期の1990年度の約1.6倍になっている。法人税は各種の減税措置が影響して、ほとんど伸びていません。現在30パーセントまで引き下げられた大企業の法人税率を10年前の水準に戻せば、4兆円の財源確保ができます。この間、引き下げられた所得税の最高税率を引き上げ、株売買のもうけへの課税を適正に引き上げること、総合課税化を図り、税の累進構造を高めることが重要と考えます。

民主党は、消費税の税率は現行のまま全額を年金財源に充てるとしていますが、鳩山幹事長は消費税のアップが必要ないとは言っていないと、あいまいです。大企業や大資産家への優遇税制についても、一部大企業に減税の恩恵を与える研究開発等に対する減税拡大の立場であり、株のもうけに対する税金の時限的ゼロ税率の主張もしています。民主党は消費税増税に賛成か反対なのか明確にすべきではないでしょうか。消費税増税に頼らなくても、暮らしのための財源は確保できます。

在日米軍への思いやり予算、米軍のグアム移転や国内での基地再編のために3兆円投入など、軍事費や大企業、大資産家への行きすぎた減税を改めることです。格差社会を拡大する庶民大増税をやめて、市民の暮らしを守るために意見書に賛成を求めます。

意見書案第2号は、後期高齢者医療制度に関するものです。

今定例会の一般質問で私が取り上げましたが、75歳以上の高齢者を対象に新たな保険制度をつくるものです。75歳以上の年金生活者の約85パーセントから保険料を天引きし、これまで子供の扶養家族で保険料のかからなかった世帯もすべて個人ごとに保険料を払います。保険料を滞納したときは、短期保険証や全額自己負担の資格証明書を発行し、お年寄りから医療を受ける権利を奪うものです。保険料は2年ごとに見直され、都道府県ごとの総医療費の1割を高齢者負担にするため、医療にかかればかかるほど、保険料が高くなる仕組みです。

北海道では平均保険料が年額8万7,000円から9万7,000円になると明らかにしました。夫婦2人が75歳以上なら、年間17万円から19万円にもなり、現在の国保料を上回る大きな負担になる心配があります。本制度は、現在、健康保険本人であっても、75歳以上ならすべて強制加入であり、保険料に対する企業負担を免除することになります。また、包括医療定額制を導入し、限られた範囲の医療しか保険適用を認めず、医療費総額を抑制する目的は明らかです。医療にかかる機会が多くなる高齢者に多額の保険料

を課し、受ける医療も制限する前代未聞の悪法です。

法案提出者である自民党は、総裁選挙で前期高齢者の2割負担への引上げの凍結、扶養家族から後期高齢者制度移行者の保険料凍結などを言い出し、法案実施前に既に手直しせざるを得ない事態です。政府はこのまま医療費が増えると、財政も経済も破たんすると宣伝していますが、日本の国内総生産に対する医療費や社会保障への支出は、先進国30か国の中で18位です。せめてドイツやフランス並みに医療費を確保すれば、国民に負担増を求めなくても十分にやっつけられるのです。在日米軍の再編に3兆円、軍事費に5兆円、無駄な大型公共事業に7兆円、これらを削減すれば財源は十分に確保できます。また、企業の税金、保険料負担はこの10年間で減っているのは、世界の主要国で日本だけです。史上最高の利益を上げている大企業に応分の税負担を求めると、さらに財源が生まれます。

水戸市議会では、9月議会で後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を全会一致で可決し、国への要望事項として医療費に対する国庫負担割合を引き上げること、低所得者に対する保険料減免制度や医療費一部負担減免制度を設けること、後期高齢者が十分必要な医療を保障される診療報酬とすることを挙げています。

また、大阪府の貝塚市議会では、同制度の充実を求める意見書を全会一致で可決しており、いつでもだれでも平等に医療を受けられる制度をつくり、低所得者の保険料及び窓口一部負担の減免制度の確立、市町村負担への財政的措置を求めています。

提出意見書は、高齢者への周知徹底を求めることを中心にした高齢者への負担軽減と必要な医療確保を求めるものです。小樽市議会としても全会一致で意見書を提出するために、賛成をお願いいたします。

意見書案第3号は、いわゆるテロ特措法の廃止を求めるものです。

2001年9月11日の米国の同時多発テロ事件を受け、翌年10月に成立したテロ特措法は、米軍のアフガニスタンでの対テロ報復戦争への参戦法です。政府与党は4回目の延長をねらっていますが、6年間の自衛隊のインド洋派兵はテロとの戦いに効果があったのか、自衛隊の給油活動の軍事的効果、税金投入の実態など、十分な検証が必要です。

海上自衛隊がインド洋に派兵して約6年、テロはむしろ拡大しています。アフガニスタンでは、米軍の対テロ戦争に参加する兵士の死者が増え続け、自爆テロや外国人の誘拐も頻発し、治安情勢の悪化は国連事務総長の報告など国際機関が相次いで指摘するところです。米国はアルカイダ指導者ビンラディンも、タリバン指導者オマル師もとらえていません。報復戦争開始直後の空爆で、約3,800人のアフガニスタン人が死亡し、その後も民間人の犠牲者が増大しています。外国軍兵士の死者数は670人を超え、欧州や中東の親米国では、大規模なテロ事件が相次ぎ、テロの根絶どころかテロの温床を拡大し、国際的に拡散する結果になりました。

海上自衛隊は2001年12月以来、同法に基づき延べ61隻の艦船と延べ約1万1,000人の人員を派兵し、米国はじめ、5か国の艦船に燃料、水、ヘリ燃料を提供してきました。海上自衛隊は海上阻止行動に参加する5か国に艦船用燃料の40パーセントを提供してきましたが、2003年5月、イラク戦争後から急減しています。対テロで効果の上がない米国艦船の減少と米軍以外の艦船の小型化が原因です。給油活動そのものが減少しているのです。続けていく必要はありません。

政府は、これまでインド洋派兵で約220億円の税金を投入してきました。しかし、納税者である国民には、軍事機密を理由に必要な情報を出しません。外務省や米軍が公表している情報やデータまで公表しないという秘密主義です。対テロ戦争の大義が失われ、軍事的効果もなく、是非を判断する情報すら国民に提供せず、テロ特措法の延長に賛成せよというのは、あまりにも国民を愚ろうしています。

日本共産党は、軍事力でテロを根絶することはできない。一層のテロ行為と武力報復の悪循環になる

として、国際間の協力と団結の力で、テロを包囲する取組を進めることを提唱してきました。この6年間は指摘が正しかったことを示すものでありました。テロ特措法の延長は行わず、自衛隊をインド洋から撤退させるべきです。

各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 中島 麗子

議員 高橋 克幸

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案、決議案

平成19年小樽市議会第3回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１９年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

消費税増税等庶民増税に反対し、大企業・大資産家優遇税制の是正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

小泉内閣、安倍内閣の下で、庶民への増税が繰り返されました。配偶者特別控除の廃止、消費税の免税点の引下げ、発泡酒など酒税の増税、高齢者への増税、定率減税の廃止など、この間の庶民への増税は年間の税額にして 5 兆円以上になっています。国民一人当たりの負担が、年間 4 万円も増えた計算です。

その一方で、大企業や大資産家には、研究開発減税、IT 投資減税、連結納税制度の創設、証券優遇税制など、総額で 4 兆円以上もの減税が行われています。経団連は、更に 5 兆円前後の減税となる「法人実効税率の 10 パーセント引下げ」を要求し、その財源を消費税で賄うように主張しています。

しかし、税は所得の少ない人には少なく、所得の多い人にはより多く負担してもらうという「応能負担」が原則です。そして、生活に必要な最低限の所得も得られないような人は非課税にするのが当然です。「貧困と格差」が大きな問題となっている今こそ、この原則が一層、大事です。

よって、今の税制を、以下のとおり抜本的に見直すべきです。

記

- (1) 住民税増税を中止し、既に徴収した分は「戻し税」方式で国民に還元すること。
- (2) 最悪の庶民増税である消費税増税は行わないこと。
- (3) 国際的にも異常に低い水準の課税最低限の引上げなど、所得課税の減税を図ること。当面、基礎控除を現行の 2 倍（所得税 76 万円、住民税 66 万円）に引き上げること。
- (4) 配偶者控除と扶養控除の縮減・廃止に反対し、現行水準を守ること。
- (5) 高齢者への公的年金等控除額や老年者控除などを元に戻すこと。
- (6) 事業主、家族従業員の働き分（自家労賃）を経費に認めるなど中小企業支援税制を強化すること。
- (7) 当面、大企業の法人税率を、10 年前の水準（37.5 パーセント）に戻し、連結納税制度や研究開発減税、配当益金不参入制度、外国税額控除など、専ら大企業が利用している優遇税制にメスを入れ、縮減・廃止を図るなど、大企業優遇税制を改めること。
- (8) 庶民の預貯金利子（20 パーセント）の半分（10 パーセント）に優遇している上場株式の配当所得や株式譲渡所得の税率軽減措置を直ちに廃止するなど、証券優遇税制をはじめ、大資産家優遇の税制を改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 9 月 27 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

後期高齢者医療制度に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 齋 藤 博 行
同 新 谷 と し

昨年 6 月に成立した医療制度改革関連法に基づいて、来年 4 月から始まる後期高齢者医療制度の準備が各都道府県に設けられた広域連合を中心に進められているところですが、1,300万人といわれる後期高齢者はもちろんその家族も含めて多くの国民には、新たな制度について知らされていない状況です。

特に後期高齢者医療制度での保険料徴収は、介護保険料とあわせて平均で 1 万円を超えるものであり、高齢者の暮らしを直撃するものです。また、保険料滞納者への保険証取上げと資格証明書発行は、病気がちの高齢者の生存権を侵すものといえます。

また、これまで多くの高齢者が受けていた保健事業健診が来年からなくなり、新たな特定健診制度からも外されています。

さらに、後期高齢者のみの別建て診療報酬は、世界に類を見ない「年齢による差別医療」の導入といえるものです。

医師不足の深刻化や診療報酬引下げによる地域医療を担う病院の経営悪化の中で、安心して医療が受けられない事態が各地で広がっています。この中で様々な問題を持ったままの後期高齢者医療制度の実施は、高齢者を初め多くの国民から医療を遠ざけるものといえます。

よって国並びに政府関係機関におかれては、だれもが安心して医療を受けられるように国の責務を明記した憲法第 25 条の立場に立って、下記の事項の実現に向けて特段の配慮をされることを強く要望します。

記

- 1 後期高齢者医療制度の国民への周知徹底がなされるまで制度実施を凍結すること。
- 1 70歳から74歳の医療費の 2 割負担化を実施しないこと。
- 1 国の責任でこれまでと同様に高齢者も新たな特定健診を利用できるようにすること。
- 1 年齢による差別医療である後期高齢者の診療報酬体系をやめ、継続して必要な医療が受けられるようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成19年 9月27日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

テロ特措法の廃止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 佐々木 勝 利
同 新 谷 と し

開会中の臨時国会では、インド洋への海上自衛隊派兵の根拠法となっているテロ特措法が11月1日に期限切れを迎えることから、その延長か廃止かが重大争点の一つとなっています。

テロ特措法は、アメリカによる対テロ報復戦争（アフガン戦争）に自衛隊を参加させるために2001年10月に成立した時限立法です。これまで3回延長され、インド洋で日本の艦船が米軍などに給油し後方支援してきました。いま重要なことは、この約6年間に及ぶ「対テロ戦争」支援について、しっかりと検証することです。

この間のアフガニスタンの実相は、一昨年、昨年と状況がますます悪化しています。南部のパキスタン国境地帯でのタリバンの復活、米軍を中心にした掃討作戦の繰返して民間人の死者がますます増え、その結果、タリバンが更に影響力を拡大するという悪循環が広がっています。米英軍などの死者も民間人の死者も増え、結局、報復戦争でテロはなくなれないということが明らかになっています。

しかも、日本の支援は、アフガニスタンだけでなく、イラク戦争を行っているアメリカの艦船、ソマリアへの攻撃にも給油していることまで明るみに出ています。これは、テロ特措法にも逸脱する脱法的運用であり、許されません。

よって、政府及び国会は、この6年間の実態を踏まえ、以下の措置をとるべきです。

記

- (1) アメリカの対テロ戦争を支援するテロ特措法は、延長も新たな支援法の制定も行わず、インド洋から海上自衛隊を撤退させること。
- (2) テロ根絶のために、改めて国際的な司法と警察力の活用による非軍事の方法を実施するよう世界に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	齋 藤 博 行

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には、重大な放射線後遺症の被害を与えました。

現在も、26万人近くの生存被爆者が原爆放射線の影響により、多重がんなどの重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じています。

しかし、これらの人々が国に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっている現状にあります。

これは政府が、科学的に見て疑問のある審査基準を機械的に運用しているからであり、現在原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約 1 パーセントに過ぎません。

被爆者は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって、健康管理手当等の支給を受けていますが、多重がんなどの重篤な疾病に罹患した場合は、原爆症として、国がその治療費を支払うのが当然です。

そのため、原爆症認定申請の却下処分を受けた被爆者は、その取消しを求めて全国で200人以上が提訴を行い、既に大阪地裁では9人、広島地裁では41人の原告全員が勝訴し、裁判所は国に対して認定却下処分の取消しを言い渡しました。

政府はいずれも直ちに控訴しましたが、被爆者は高齢化しており、提訴者の中には病没している者もあり、被爆者の援護に当たっては迅速な対応が必要です。

したがって、国会及び政府においては、被爆者の実情をかんがみ、原爆症の認定に当たっては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

クレジット（割賦販売）は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及し、現代社会では欠かせないものになっています。クレジットは大きく分けるとクレジットカードによる「カード型クレジット」とカードを使わない「契約書型クレジット」がありますが、この「契約書型クレジット」が今、主に訪問販売などによる強引・悪質な販売方法と結びつき、高額かつ深刻な被害を引き起こし、大きな社会問題になっています。年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わずマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えません。

このような被害のほとんどは、契約書型クレジットの構造的な問題から生じており、クレジット会社のずさんな与信審査が大きな原因となっています。また、契約書型クレジットの業者は野放しになっており、ヤミ金などの参入を許しています。

悪質商法をなくすためには、クレジットの過剰与信・不適正与信をなくすことが必要であります。

そのため、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻な被害を防止するため、平成19年2月から、取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みであります。今回の改正においては、被害の集中している契約書型に焦点を絞り、クレジット会社の責任において被害の防止と取引適正化を実現する法制度を整備し、消費者が安心して利用できるクレジット制度にすることが必要であります。

よって、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1 〔実効的な過剰与信防止規定〕

顧客の支払い能力を超えるクレジット契約（過剰与信）ができないように、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。

2 〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、支払った代金の返還について販売業者と同じ責任を持たせること。

3 〔契約書型クレジットへの開業規制〕

契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けること。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

自治体財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐藤	禎洋
	同	佐々木	勝利

地方分権の推進、地域経済・雇用創出の促進、少子・高齢化への対応、地域レベルでの環境需要の高まりの中で、基礎自治体が果たす役割は一段と高まっています。

しかし、政府は、地域間の経済格差を放置したまま「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により自治体財政の圧縮を進め、総務省の新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定を自治体に押しつけ、住民生活を犠牲にした行政改革を進めています。さらに、2007年4月からスタートした地方分権改革推進委員会では、行政コストの削減を優先する行政改革、財政再建のための分権改革の議論が先行し、国・地方の役割や税財源配分の見直しなど、地方自治の拡充のための分権改革からかけ離れた議論が展開されています。

自治体財政硬直化の要因は、景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の政策に地方が協力を強いられてきたことが主な要因であります。新型交付税の導入や地方財政計画の見直しなどによる一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり容認できません。今、目指すべき方向は、地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画する下で、地方税の充実強化、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充・強化をすることです。

2008年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」に沿って新年度概算予算作成が開始していますが、より住民に身近なところで政策や税金の用途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、2008年度政府予算における自治体財政の充実・強化を目指し、次のとおり求めます。

記

- 1 国：地方の税収割合 5：5 の実現に向けて、更なる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。特に、自治体間財政力格差を是正するための地方税の充実強化を図ること。
- 2 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体間の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充・強化を行うこと。
- 3 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

安心して利用できる公的介護保険制度を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	齋 藤 博 行

2005年の介護保険法の改定の下でも、高すぎる保険料・利用料、必要な介護サービスの取上げ、深刻な施設の不足と待機者の増加、介護従事者の労働条件の悪化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっています。

例えば、施設の食費・居住費の全額自己負担化によって、施設を退所したり、利用をあきらめる人、特別養護老人ホームの待機者が全国で38万人を超えているのに、療養病床の廃止によって更に施設から高齢者が退所を迫られるなど、深刻な事態が広がっています。

また、「予防」や「自立支援」による軽度者への介護サービスの低下などで、家族の介護負担は増え、介護を苦にした悲惨な事件や高齢者の孤独死なども後を絶ちません。

さらに、介護予防や保健福祉の事業が「地域支援事業」として介護保険に吸収され、地域の高齢者の実態を把握し介護予防や虐待防止などの取組の中心になるとされた地域包括支援センターも介護予防プランの作成で手一杯という実態です。

よって、現行介護保険制度のさまざまな問題点を改善し、安心して利用できる公的介護保険制度の確立に向けた改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

障害者自立支援法の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	成	田	祐	樹
	同	中	島	麗	子
	同	井	川	浩	子
	同	齋	藤	博	行

2006年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスや自立支援医療（更正、育成、精神通院医療）に原則1割の「応益負担」が導入されました。現に、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを抑制しなければならず、将来を悲観した親子心中事件まで起きるほど、障害者と家族を苦しめています。国の調査でも負担増を理由に入所・通所を中止した人が1625人（2007年2月政府調査）にも達しています。

また、報酬単価の引下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もあります。「福祉は人」なのに、福祉労働者に犠牲を転嫁し、離職に追い込むなど労働条件の悪化も深刻になっています。

よって、以下の改善を求めます。

記

- (1) 障害者自立支援法の「応益負担」を見直し、利用者負担のあり方を検討すること。
- (2) 障害者予算を増額し、在宅や施設サービスを増やすなど、地域生活の基盤整備を集中的に進めること、小規模作業所への支援策を国と自治体で講じること、施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月額払いに改めること、障害程度区分認定を実態に見合ったものに改善すること。
- (3) 企業に法定雇用率を守らせるなど、就労の保障をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	斉藤	陽一良
	同	林下	孤芳
	同	新谷	とし
	同	大竹	秀文

過去30年にわたって季節労働者の冬期間の雇用と暮らしを守る「命綱」として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など、国の季節労働者冬期援護制度が2006年度末（2007年3月）で廃止され、雇用保険法の改正で50日分の特例一時金が本則で30日分、当分の間は40日分に削減されました。

季節労働者は、今年の冬、特例一時金が1人平均5万円減で20万円となり、冬季受講給付金もなくなります。厳寒の北海道において他に収入のない3～4か月の生活を支えてきたこれらの制度の廃止・削減は、季節労働者の冬の暮らしを脅かすものです。

国は今年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施するとしていますが、予算規模は総額3億2,000万円で、事業内容も賃金や受講給付金など「所得保障」にかかわるものは認めないなど、制約が多いため有効な対策とはいえません。

「通年雇用促進」自体に異存はありませんが、北海道の厳しい冬の自然条件とそれに伴うコスト増もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが現実です。

よって、国や道は、以下の諸対策を具体化されるよう要望します。

記

- (1) 国は「通年雇用促進支援事業」予算を増額し、事業内容の改善を図るとともに、季節労働者の実態に即した弾力的運用を図ること。さらに、実効ある季節労働者対策を講じること。
- (2) 道は、独自の季節労働者対策予算を拡充し、生活関連公共事業を拡大すること。また、市町村と連携し冬期間の雇用確保と拡大に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

近年、子供を初め、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で3万1,931団体にも上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められています。

よって、政府におかれては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取組や防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、以下に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望します。

記

- 1 防犯ボランティアが活動拠点をつくる際に公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国2,000か所へと増やすこと。
- 1 子供の安全確保のために公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子供用の緊急通報装置の設置を促進すること。
- 1 自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全の為に協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

後志支庁の存続を求める決議（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	横田	久俊

新たな支庁制度改革案は、現在の14支庁を地域生活経済圏のブロックを基本に6支庁に再編統合しようとするもので、道央圏域については、後志支庁のほか石狩・空知・日高・胆振の5支庁を統合し、広域連携地域とする内容となっています。

この「広域連携地域」は人口343万人(全道の61パーセント)、面積23,000平方キロメートル(全道の27パーセント)となり、誰が見てもいびつな形と言わざるを得ません。

「支庁」は道行政の地域における最前線の役割を担っています。北海道は、異なった気候・風土や歴史を持ち、さまざまな産業が展開する地域から成り立っており、それぞれが競い合って個性豊かに発展していくことが北海道全体の発展につながるのです。こうした地域の特色や可能性を生かし、地域の活力をより高めていくため、地域を総合的に「面」としてとらえ、道政を展開する一定の地域単位と推進体制が必要となります。したがって支庁は、本庁の企画立案した施策の実施部門にとどまるのではなく、地域の実情に即した施策を企画し、事業を重点化しながら地域行政全般の推進を受け持つ役割が重要となります。

特に地域単位について言えば「広域連携地域」の一極集中の問題は平成13年3月、民間有識者からなる支庁制度検討委員会が知事に提出した「支庁改革に関する試案」で強く指摘をしております。そして支庁制度検討委員会では、その解決策として道央圏域の分割を提言しております。今回の支庁制度改革に関する道側最終案を決定するに際しては、この道央圏域分割案を実施することがどうしても必要であります。

以上の趣旨により、本議会は、次の要望をするものであります。

記

- 1 「広域連携地域」とされている道央圏については、3つの支庁に分割すること。
- 2 支庁の見直しは、その所管地域の自治体の理解を基本に行うこと。

平成19年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成19年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

平成19年小樽市議会第3回定例会議決結果表

会期 平成19年9月7日～平成19年9月27日(21日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H19.9.7	市長	H19.9.14	予算	H19.9.20	可決	H19.9.27	可決
2	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H19.9.7	市長	H19.9.14	予算	H19.9.20	可決	H19.9.27	可決
3	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H19.9.7	市長	H19.9.14	予算	H19.9.20	可決	H19.9.27	可決
4	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H19.9.7	市長	H19.9.14	予算	H19.9.20	可決	H19.9.27	可決
5	平成18年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
6	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
7	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
8	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
9	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
10	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
11	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
12	平成18年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
13	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
14	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
15	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
16	平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
17	平成18年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
18	平成18年度小樽市病院事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
19	平成18年度小樽市水道事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
20	平成18年度小樽市下水道事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
21	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.9.14	継続審査	H19.9.27	継続審査
22	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
23	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
24	小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
25	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
26	小樽市手数料条例及び小樽市温泉法施行条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	厚生	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
27	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	予算	H19.9.20	可決	H19.9.27	可決
28	小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	建設	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
29	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	建設	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
30	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	経済	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
31	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
32	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
33	小樽市土地開発公社定款の変更について	H19.9.7	市長	H19.9.14	総務	H19.9.21	可決	H19.9.27	可決
34	小樽市非核港湾条例案	H19.9.7	議員	H19.9.14	総務	H19.9.21	否決	H19.9.27	否決
35	小樽市教育委員会委員の任命について	H19.9.27	市長					H19.9.27	同意
意見書案第1号	消費税増税等庶民増税に反対し、大企業・大資産家優遇税制の是正を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	否決
意見書案第2号	後期高齢者医療制度に関する意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	否決
意見書案第3号	テロ特措法の廃止を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	否決
意見書案第4号	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第5号	悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第6号	自治体財政の充実・強化を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第7号	安心して利用できる公的介護保険制度を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第8号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第9号	季節労働者対策の強化を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
意見書案第10号	「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
決議案第1号	後志支庁の存続を求める決議(案)	H19.9.27	議員					H19.9.27	可決
その他会議に付した事件	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙							H19.9.27	当選
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事項)				厚生	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H19.9.21	採択	H19.9.27	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
252	KDDI（株）がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H19.9.21	採択	H19.9.27	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
2	市道入船配水池通線の道路・側溝整備方について	H19.6.21	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
245	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について	H19.8.9	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査
255	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について	H19.9.13	H19.9.21	継続審査	H19.9.27	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5～185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H19.9.25	継続審査	H19.9.27	継続審査
187～219		H19.6.29	H19.9.25	継続審査	H19.9.27	継続審査
220～243		H19.7.2	H19.9.25	継続審査	H19.9.27	継続審査
248、249		H19.9.4	H19.9.25	継続審査	H19.9.27	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H19.9.25	継続審査	H19.9.27	継続審査